【施策21】その他

※施策1～施策20のいずれにも属さない事務事業を、便宜上【施策21】その他として記載

1	議員関係事業費	183
2	議会事務局関係事業費	185
3	全国市議会議長会等負担金	187
4	用品等調達関係事業費	189
5	予算編成関係事業費	191
6	電子計算関係事業費	193
7	インターネット活用事業費	195
8	行政情報化推進事業費	197
9	コールセンター関係事業費	199
10	全国市長会等負担金	201
11	被服貸与事業費	203
12	職員情報システム事業費	205
13	人事評価システム事業費	207
14	例規検索システム事業費	209
15	本庁舎維持管理事業費	211
16	職員表彰等事業費	213
17	職員採用事業費	215
18	包括外部監査関係事業費	217
19	市町村職員共済組合業務等委託事業費	219
20	自動車管理事業費	221
21	訴訟賠償等事務経費	223
22	市有建築物保全事業費	225
23	8市人事主管者協議会出席者等負担金	227
24	安全運転管理者講習会出席者等負担金	229
25	市民生活相談等関係事業費	231
26	兵庫県弁護士会補助金	233
27	ホール等利用促進助成事業費	235
28	文書の収受発送事業費	237
29	浄書印刷等事業費	239
30	文書管理システム事業費	241
31	保存文書管理事業費	243
32	コミュニティFM放送事業費	245
33	日本広報協会等負担金	247
34	会計管理事業費	249
35	11都市会計協議会負担金	251
36	衛生管理事業費	253
37	定期健康診断業務等関係事業費	255
38	尼崎市職員厚生会補助金	257
39	労働基準協会等負担金	259
40	研修事業費	261
41	各種研修参加等負担金	263
42	財産管理事業費	265
43	都市政策推進事業費	267
44	公平委員会事務局関係事業費	269
45	全国公平委員会連合会等負担金	271
46	サービスセンター等管理運営事業費	273
47	固定資産評価審査委員会関係事業費	275
48	税務帳票作成関連事業費	277
49	例日収入整理業務等経費	279
50	公的年金特別徴収等システム関係事業費	281
51	兵庫県市長会軽自動車税関係特別会計等負担金	283
52	戸籍住民基本台帳事務等関係事業費	285
53	兵庫県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金	287
54	常時啓発事業費	289
55	選挙管理委員会事務局関係事業費	291
56	全国市区選挙管理委員会連合会等負担金	293
57	市政統計事業費	295
58	行政資料収集整理事業費	297
59	兵庫県統計協会等負担金	299
60	監査事務局関係事業費	301
61	全国都市監査委員会等負担金	303
62	ホームレス実態調査事業費	305
63	災害援護資金貸付金償還事業費	307
64	国民生活基礎調査等事業費	309
65	兵庫県下福祉関係事務所長連絡協議会等負担金	311
66	社会福祉法人指導監査等事業費	313
67	市営葬儀運営事業費	315
68	障害者福祉総合システム運用事業費	317
69	生活保護システム等運用事業費	319
70	保健衛生・生活衛生システム事業費	321
71	墓園整備事業費	323
72	農業委員会管理運営事業費	325
73	建築工事積算システム関係事業費	327
74	土木工事積算システム関係事業費	329
75	用地関係事業費	331
76	建築設計関係事業費	333
77	尾浜庁舎管理事業費	335
78	兵庫県市町村教育委員会連合会等負担金	337
79	教職員健康診断関係事業費	339
80	被服等貸与事業費	341
81	教職員表彰事業費	343
82	全国都市教育長協議会等負担金	345
83	交際費	347
84	政務活動費	348
85	議員互助会補助金	349
86	交際費	350
87	尼崎市ふるさと納税推進事業費	351
88	都市整備事業費会計繰出金	352
89	番号制度導入関係事業費	353
90	庶務事務システム事業費	354
91	本庁舎整備事業費	355
92	電子入札システム事業費	356
93	発注者支援データベースシステム活用事業費	357
94	公共施設マネジメント推進事業費	358

95	公共用地先行取得事業費会計繰出金	359
96	財政調整基金積立金	360
97	減債基金積立金	361
98	尼崎東高等学校跡地活用事業費	362
99	事業たな卸し関係事業費	363
100	市制100周年記念プロジェクト検討事業費	364
101	税外収入還付金	365
102	市税還付金、還付加算金等	366
103	振替納付推進事業費	367
104	固定資産評価関係事業費	368
105	コンビニ収納関係事業費	369
106	納税推進センター関係事業費	370
107	税務総合システム関係事業費	371
108	番号制度等導入関係事業費	372
109	コンビニ交付等市民窓口改善事業費	373
110	選挙執行関係事業費（衆議院議員選挙）	374
111	選挙執行関係事業費（県議会議員選挙準備）	375
112	選挙執行関係事業費（市長選挙）	376
113	選挙執行関係事業費（農業委員会委員選挙）	377
114	経済センサス等委任統計事業費	378
115	統計調査員確保対策事業費	379
116	福祉医療事務協力負担金	380
117	行旅死亡人取扱事業費	381
118	老人保健・福祉医療費支給関係事業費	382
119	臨時福祉給付金給付関係事業費	383
120	市民福祉振興基金積立金	384
121	老人福祉工場整備事業費	385
122	斎場指定管理者管理運営事業費	386
123	墓園指定管理者管理運営事業費	387
124	アスベストばく露による健康リスク評価に関する調査事業費	388
125	衛生研究所検査機器整備事業費	389
126	交際費	390
127	阪神地区農業委員会協議会負担金	391
128	兵庫県農業会議拠出金	392
129	被災地支援事業費	393
130	公共用地先行取得事業費会計繰出金	394
131	駐車場事業費会計繰出金	395
132	都市計画関連調査事業費	396
133	交際費	397
134	交際費	398
135	公立学校共済組合交付金	399
136	教育振興基金積立金	400
137	市立全日制高等学校用地取得事業費	401
138	公共用地先行取得事業費会計繰出金	402
139	公共用地先行取得事業費会計繰出金	403
140	公園災害復旧費	404
141	市債償還金	405
142	市債利子	406
143	一時借入金利子	407
144	元利金支払事務取扱等手数料	408
145	市債割引料	409

146	土地取得事業費	410
147	水道事業会計補助金	411
148	工水事業会計補助金	412
149	阪神水道企業団出資金	413
150	阪神水道企業団補助金	414
151	公共施設整備基金積立金	415
152	市債償還金	416
153	市債償還金	417
154	市債利子	418
155	市債利子	419
156	葬祭費助成事業費	420
157	介護保険システム整備事業費	421
158	介護給付費準備基金積立金	422
159	第１号被保険者保険料過誤納金還付金	423
160	国庫負担金等返還金	424
161	競艇場施設維持管理等事業費	425
162	競艇場施設整備事業費	426
163	ボート・モーター維持管理事業費	427
164	ボート・モーター更新事業費	428
165	競技水面保全事業費	429
166	交際費	430
167	選手関係事業費	431
168	ファンサービス関係事業費	432
169	開催運営事業費	433
170	競艇場警備関係事業費	434
171	競艇場周辺等清掃事業費	435
172	神戸新開地場外発売場運営事業費	436
173	鳥取場外発売場運営事業費	437
174	場外発売委託事業費	438
175	場外発売受託事業費	439
176	全国モーターボート競走施行者協議会等負担金	440
177	賞金	441
178	払戻金	442
179	返還金	443
180	事故補填金	444
181	日本財団交付金	445
182	モーターボート競走会交付金	446
183	地方公共団体金融機構納付金	447
184	競艇場施設整備等基金積立金	448
185	競艇場事業等調整基金積立金	449
186	一般会計繰出金	450
187	都市整備事業費会計繰出金	451

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	議員関係事業費	011K	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	05 議会費
項	05 議会費
目	05 議会費

施策の展開方向	—				
局	議会事務局	課	総務課	所属長名	中田　正弘

①事業概要

事業実施趣旨	議会での審議が高度化、多様化しており、議員としてより高度で専門的な見識が求められているため、行政視察により先進的な地域の行政・経済・文化等の実績を直接把握すると共に、外部講師等による議員研修会を実施している。
対象（誰を・何を）	市議会議員
求める成果（どのような状態にしたいか）	議員として必要な調査活動を実施することにより、本会議、委員会等の円滑な審議を行えるようにする。
事業概要	地方自治法や市議会会議規則等に基づき、先進的な地域の行政・経済・文化等の実情を直接把握するため、行政視察を実施するとともに、その時々の課題等をテーマに議員研修会を実施する。
実施内容	＜平成26年度　主な実施内容＞ ・常任委員会及び議会運営委員会の行政視察実施状況

委員会名	視察日（視察都市）	視察内容
総務消防委員会	10/21～23日（杉並区・佐倉市・浜松市）	災害時要援護者支援の取り組みについて等
文教委員会	10/22～24日（佐賀市・武雄市・鹿児島市）	小中一貫教育の取り組みについて等
健康福祉委員会	10/22～24日（横浜市・千葉市・静岡市）	待機児童対策の取り組みについて等
経済環境市民委員会	10/21～23日（熊本市・久留米市・福山市）	中小企業振興基本条例について等
建設企業委員会	10/27～29日（倉敷市・鳥栖市・北九州市）	公園施設長寿命化計画について等
議会運営委員会	1/21～23日（横須賀市・四日市市・名古屋市）	IT化の取り組みについて等

・議員研修会
1/27　テーマ「地方議員のための予算審議のポイントについて」
講師　関西学院大学専門職大学院　経営戦略研究科　教授　　稲澤　克祐　氏

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		4,593	3,943	4,867	
	報償費	50	50	50	議員研修謝礼
	旅費	2,992	3,571	4,497	委員会行政視察　等
	需用費	1,201	322	319	正副議長室新聞代　等
	役務費	313	0	0	
	その他	37	0	1	
人件費　B		95,064	92,579	90,088	
	職員人工数	11.67	11.71	11.65	
	職員人件費	95,064	92,579	90,088	
	嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C（A+B）		99,657	96,522	94,955	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	99,657	96,522	94,955	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	市議会議員の知識・見識の向上									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	知識・見識に対する数値的な目標値を設定することが困難であるが、平成26年度は、行政視察や議員研修会で得た知識・見識を活用し、本会議や委員会等を適正かつ円滑に運営した。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	二元代表制の下で、議会は住民の代表として、議案、予算案等の審議を行い、議決権をはじめ、種々の権限を有しており、より高度で専門的な見識を得るために、先進地域の行政視察等の調査活動を実施する必要がある。また、委員会等の行政視察などを通じて情報、資料収集等を行うことにより、議員の調査活動の推進に寄与するとともに、議会の円滑な運営に資することができる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	議会が調査活動等を行うための事業である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	議会が調査活動等を行うための事業である。
	A	B	C	D	E		
現状					●		
将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	行政需要が高度化、多様化、複雑化している中で、議会が団体意思の決定等を行う際の審議においては、市政一般、国・県・他都市の動きなどの情報を常に収集しておく必要がある。事務局としてはこれら議会の活動を適性かつ効率的にサポートできるよう事務を執行していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	地方分権によりますます高度化する議会の権能を十分に発揮できるよう、引き続き議員の知識・見識の向上を図り、適正かつ効率的な事務実施に努めていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	議会事務局関係事業費	0121	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	05 議会費
項	05 議会費
目	05 議会費

施策の展開方向	—				
局	議会事務局	課	総務課	所属長名	中田　正弘

①事業概要

事業実施趣旨	地方分権の進展に伴い、議会の権能の拡充が図られる中、効果的な議会活動の支援に資するため、限られた人員と経費で最大限の効果を発揮できるよう、これまで以上に効率的な事務執行に努める。
対象（誰を・何を）	市民、市議会議員、職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民への議会活動の周知・広報を行うなど、議員の議会活動に対する適性かつ効果的な支援を行う。
事業概要	議会活動の広報及び議会運営に要する経費 （議会だより発行経費、議会中継経費、会議録等作成経費）
実施内容	議会を代表する議長や議決機関である議会が、その役割を十分果たすことができるよう、その活動を支援する。 ＜平成26年度　実施内容＞ 議案・陳情等の審議結果、市政課題に関する議員の発言、議会のしくみなどについて議会だよりやホームページを活用し、市民への情報提供を行っている。また、本会議、委員会等の議事運営の支援を行うとともに、会議録などの発行、WEB上での公開を行っている。 加えて平成17年度から、インターネットを通じ、本会議や予算特別委員会総括質疑等の審議状況の映像（生中継・録画）を配信している。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		22,366	22,895	24,777	
	旅費	1,358	1,471	1,887	委員会行政視察随行旅費　等
	需用費	3,761	3,826	3,755	議会だより印刷製本費　等
	委託料	15,132	15,005	16,446	会議録作成業務委託　等
	使用料及び賃借料	2,011	2,519	2,606	議場マイク等機器リース　等
	その他	104	74	83	正副議長室インターネット利用料　等
人件費　B		37,709	38,172	36,295	
	職員人工数	3.48	3.48	3.20	
	職員人件費	28,348	27,513	23,121	
	嘱託等人件費	9,361	10,659	13,174	
合計　C（A+B）		60,075	61,067	61,072	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	42	42	57	嘱託員雇用保険料収入　等
	一般財源	60,033	61,025	61,015	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	市民への議会活動の周知・広報								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	議会活動の周知・広報に対する数値的な目標値を設定することが困難であるが、議会だよりの発行や会議録等の全文を公開するとともに、インターネットを通じ本会議等の中継を行い、市民への議会活動の周知を図った。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	議員による円滑な議会活動の推進を目的に、市民の議会活動への関心を高め、より開かれた議会の実現のため必要な事業である。また、議会だより発行や議会中継を行うことにより、広く市民に議会活動を広報し、市議会や市政に対する理解を深める一助となっており、有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	既に、議会だより発行事業、議会中継事業、会議録等の作成など議会運営上支障のない範囲の業務委託を実施している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	
	A	B	C	D	E		
現状					●	内容	議会運営に関わるため、行政主体で行う事業である。
将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	市議会の活動状況や審議結果を市民に広く周知することで、議会活動に関心を得るとともに、議会活動への理解を深めてもらうよう、今後も継続して行うことが必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	市議会が担うべき機能や役割を適切に果たせるよう条件整備をするなど、引き続き適正かつ効率的な議会運営の支援に努めるとともに、市民への幅広い広報活動を検討していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	全国市議会議長会等負担金	013A	
根拠法令	全国市議会議長会会則等		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	05 議会費
項	05 議会費
目	05 議会費

施策の展開方向	—

局	議会事務局	課	総務課	所属長名	中田　正弘

①事業概要

事業実施趣旨	地方議会を取り巻く状況が変化しているため、的確に対応していくためにも、全国市議会議長会等に参加することにより、地方自治法制度改正等の情報収集を行うとともに、参画する各団体との有機的連携と情報交換を実施する必要がある。
対象（誰を・何を）	議長、副議長等
求める成果（どのような状態にしたいか）	地方議会を取り巻く状況変化や地方自治制度の変化等に的確に対応することにより、適正かつ円滑な議会運営を実現する。
事業概要	全国市議会議長会等関係諸会議の出席及び開催を通じて必要な情報の提供、収集を行うとともに、関係各市議会等との相互連携や意見交換等を行う。
実施内容	全国市議会議長会をはじめ、近畿・兵庫県・阪神の各市議会議長会や全国・近畿の各競艇主催地議会協議会などの会費等や各種研修会などへの出席に際して必要となる出席者負担金である。 ＜平成26年度　実施内容＞ 1 会費等 全国市議会議長会等負担金　2,129千円 全国競艇主催地議会協議会等負担金　475千円 市議会議員共済会事務負担金　546千円 2 各議長会研修会出席者負担金等　53千円

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	3,267	3,203	3,147	
負担金補助及び交付金	3,267	3,203	3,147	全国市議会議長会負担金　等
人件費　B	2,933	2,846	8,192	
職員人工数	0.36	0.36	1.63	
職員人件費	2,933	2,846	8,192	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C（A+B）	6,200	6,049	11,339	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	6,200	6,049	11,339	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	市議会代表として出席し、各市議会と情報交換等を行うことにより、諸問題の研究、情報収集・把握に努める。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	近年、地方公共団体を取り巻く環境は非常に厳しいものであるが、各市議会議長会から国に対し要望活動を行うなど、国にとっても各議長会の影響力は非常に大きく、本市にとっても重要な役割を果たすものである。また、全国市議会議長会等関係諸会議に参加し、市政に関する諸問題等の調査研究、情報の収集・把握に努めることにより、円滑な議会運営の実現に寄与できている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	全国市議会議長会等の負担金の額については、各種団体の規約に基づき支出している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無		
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	議会運営に関わるため、行政主体が行う事業である。	
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容	議会運営に関わるため、行政主体が行う事業である。

⑧総合評価

総合評価	維持	全国市議会議長会は、国に対しての影響力をもつ団体であり、その傘下の各議長会についても下部組織ほど各市議会相互のつながりが強く、本市にとっても大変有意義な組織であることから、各議長会に加入する意義は大きく、今後も継続して実施していく必要がある。 また、各競艇主催地議会協議会についても、各加盟議会などとの有機的な連携や先進的な取り組みの研究、情報交換等を行い、競艇事業の施行者を継続的に支援するため、引き続き実施していくことが必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	各市議会議長会等関係諸会議の出席や開催を通じて必要な情報の提供、収集を図り、議会を取り巻く困難な課題解決につなげ、適正かつ円滑な議会運営の推進を目指していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	用品等調達関係事業費	101A	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	会計管理室	課	会計管理室	所属長名	渡邉 昌也

①事業概要

事業実施趣旨	庁内で共通に使用する帳票、事務用品、燃料、職員専用備品等の調達・単価契約・管理調整等を一括して行うことにより、各所管課における事務処理の簡素化や経費節減等を図るもの。
対象（誰を・何を）	庁内で共通に使用する帳票・事務用消耗品、机・イス等の職員専用備品、公用車の燃料。
求める成果（どのような状態にしたいか）	各所管課における事務処理の簡素化・経費節減、職員専用備品の円滑な管理。
事業概要	庁内で共通に使用する帳票、事務用品、燃料、職員専用備品等の調達・単価契約・管理調整等を一括して行うことにより、各所管課における事務処理の簡素化や経費節減等を図るもの。 ※平成23年度まで「職員専用備品関係事業費」として実施していた事業と、特別会計用品調達事業費の廃止に伴い、特別会計で実施していた事業を見直したうえで、併せて本事業として実施する。
実施内容	○共通支給品 庁内で共通に使用する財務帳票、指定帳票等について各所管課の購入数量をとりまとめ、会計管理室で調達し配付する。平成26年度品目数　12、購入額　953千円 ○共通調達品 庁内で共通に使用する封筒、保管表紙等について各所管課の購入数量をとりまとめ、会計管理室で発注し配付する。平成26年度品目数　6（経費は各所管課予算で執行） ○指定単価用品 庁内で共通に使用する事務用消耗品（筆記用具類、整理用品等）について単価契約し各所管課で購入する。平成26年度品目数　53（経費は各所管課予算で執行） ○燃料 庁内で共通に使用する燃料（ガソリン、軽油、灯油）等について単価契約し各所管課で発注する。平成26年度品目数　10（※7/31まではハイオクガソリン含む11）（経費は各所管課予算で執行） ○職員専用備品 事務用机・イス等を会計管理室で一括管理・調整し、必要に応じて新規購入や使用不可能な備品の廃棄処分を行っている。平成26年度　購入　机21台　イス57脚、処分　机17台　イス96脚　その他3台

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		2,271	1,823	1,707	
	需用費	909	953	1,097	
	備品購入費	1,362	870	610	職員専用備品購入数減のため、H26決算－H25決算で△492千円
人件費　B		2,888	2,378	2,623	
	職員人工数	0.33	0.34	0.35	
	職員人件費	2,688	2,291	2,401	
	嘱託等人件費	200	87	222	
合計　C（A+B）		5,159	4,201	4,330	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	1	1	1	臨時職員雇用保険料に係る歳入
	一般財源	5,158	4,200	4,329	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	各所管課における事務処理の簡素化、経費節減								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	各所管課における事務処理の簡素化、経費節減等を目的としているため、数値的な目標を設定することは困難である。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	庁内で共通に使用する帳票、事務用品、燃料、職員専用備品等の調達・単価契約・管理調整等については、各所管課における事務処理の簡素化や経費節減等を図るために、主管課を定めて一定の集約を図ることが必要である。 本事業により、庁内で共通に使用する帳票等の調達等について各所管課の事務処理は効率化されており、また、職員専用備品については一括的な需給調整を行うことが有効な方法であると考えている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	庁内の調整を中心とした内部管理事業であり、民間では実施できない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	内部管理事業であり、性質的に考えても市民が参加する領域はない。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	各所管課の事務処理の簡素化、経費節減を図ることができており、また、職員専用備品の効率的な管理に寄与している。

⑨改善の方向性

今後の改善策	本事業については、主管課を定めて一定の集約を図ることが必要であるため、今後も継続し事業を実施する。 老朽化した備品の買換えに伴う年次計画については、平成12年度から凍結しており、本市の財政状況を考慮すれば計画的な買換えを行うことは困難であると考えざるをえないが、職員専用備品の使用状況等の実態を把握し対応しておく必要があると認識している。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	予算編成関係事業費	1041	
根拠法令	地方自治法、地方財政法		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	企画財政局	課	財政課	所属長名	中島　章仁

①事業概要

事業実施趣旨	本事業の適正な執行にあたっては、財務会計事務に係る事務処理の効率化やミスの防止、財務会計システムの適切な運用等を図っていくことが重要である。
対象（誰を・何を）	予算の編成、配当及び管理等
求める成果（どのような状態にしたいか）	全庁的な財務規律の確保、局間の十分な連携等を図るとともに、予算の編成、配当及び管理等を適正に執行する。
事業概要	地方自治法、地方財政法等に基づき財務規律を確保しながら、予算の編成、配当及び管理等を適正に執行する。
実施内容	○予算編成関係事業費について 事業課からの予算要求書の提出を受け、財政課にて査定作業を行っている。その過程において、予算の集計作業や要求内容の分析などの事務を効率的に行うため、予算編成システムを活用しており、必要に応じて改修を行うための委託料を計上している。 そのほか、予算書及び予算説明書等を作成するため、印刷製本費等を計上している。

（千円）

	平成25年度決算	平成26年度決算	平成27年度予算
消耗品費	850	531	1,110
印刷製本費	609	708	844
委託料（予算編成システム等）	52	356	0
使用料及び賃借料等	434	148	148
合計	1,945	1,743	2,102

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		1,945	1,743	2,102	
	需用費	1,459	1,239	1,954	書籍、事務用品等、予算書等印刷
	委託料	52	356	0	財務会計システム改修
	使用料及び賃借料	275	148	148	起債管理システム賃借料
	備品購入費	159	0	0	
人件費 B		67,123	64,750	72,118	
	職員人工数	8.24	8.19	9.10	
	職員人件費	67,123	64,750	72,118	
	嘱託等人件費				
合計 C(A+B)		69,068	66,493	74,220	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	69,068	66,493	74,220	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—(本事業については、経費そのものは需用費、委託料(システム改修)が中心であり、費用対効果を計ることは難しいことから、指標設定にはなじまない。)								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	本事業については、経費そのものは需用費、委託料(システム改修)が中心であり、費用対効果を計ることは難しいことから、指標設定にはなじまない。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	予算の編成、配当及び管理は、行財政運営上必要な業務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部 ■ 一部 □ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	予算編成システム改修業務を除き、予算編成業務は行政運営そのものであり、委託にはなじまない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	予算編成等は市で行う事業である。
	A	B	C	D	E		
現状					●		
将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	効率的かつ効果的な予算編成等に資する、行財政運営上必要な業務である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	財務会計事務に係る事務処理の効率化やミスの防止などに留意しながら、全庁的な財務規律の確保、局間の十分な連携等を図るとともに、予算の編成、配当及び管理等を適正に執行する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	電子計算関係事業費	1046	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和39年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	総務局	課	情報政策課	所属長名	村田　浩一

①事業概要

事業実施趣旨	情報処理機器の処理能力向上と低価格化に伴い、高いセキュリティ機能を有する機器に更新・整備し、システム全体の信頼性・安定性の向上及び経費削減を図る。また、急速に進展する情報技術革新の中で、的確に対応していくための要員確保及び業務を実施する人材育成を図る。
対象（誰を・何を）	市民・職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	市政情報センターに設置した汎用電子計算機システムを活用し、住民基本台帳、税、国民健康保険等の事務処理の効率化と経費節減等を図るとともに、正確性・容易性・迅速性等を向上させ、行政の情報化推進と行政サービスの向上を図る。
事業概要	市政情報センターに設置した汎用電子計算機システムと、本庁舎及び出先拠点に設置した端末機を通信回線で結び、各種証明書の発行等の即時処理（オンライン処理）を実施するとともに、保険料計算等のデータの大量一括処理（バッチ処理）及び各種帳票等の印書処理を行う。また、各所管課が管理運用するシステムの企画・開発・運用支援を行う。
実施内容	【電算関係事業費他】 1,037,279,283円 1　汎用電子計算機上で業務システムの稼働に必要なハードウェア及びソフトウェアの維持管理 2　汎用電子計算機システムの運用管理業務及びシステム操作業務 3　業務システムで処理を行うデータの作成・入力業務 4　汎用電子計算機で処理しているデータのバックアップ及び当該データの遠隔地保管業務等 5　法改正及び本市の政策実施に伴う制度変更等によるシステム改修に対応した環境整備 ＜平成26年度　主な実施内容＞ ・平成27年度向け税法改正改修フォロー ・本庁土曜開庁・日曜開庁対応（市民サービス部・税務管理部・こども家庭支援課業務） ・阪急塚口サービスセンター土曜開庁対応 ・環境変更対応 ・汎用機再構築検討 ・社会保障・税番号制度対応検討及びシステム改修 【市政情報センター維持管理事業費】 8,848,781円 市政情報センターに設置されている電子計算機システム関連の特殊設備（空調設備、CVCF装置、非常用発電設備、入退室管理システム等）の保守を含めた維持管理

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		1,013,818	1,046,128	1,065,079	
	需用費	5,997	9,657	11,434	電算システムプリンタトナー等
	役務費	12,931	10,835	10,845	通信回線使用料等
	委託料	309,275	318,253	322,389	電算システム運用業務委託等
	使用料及び賃借料	685,615	705,269	706,189	電算システム賃借料等
	その他	0	2,114	14,222	中間サーバー・プラットフォームの利用に係る負担金等
人件費　B		48,587	58,354	61,470	
	職員人工数	6.48	7.51	7.88	
	職員人件費	44,643	54,407	57,474	
	嘱託等人件費	3,944	3,947	3,996	
合計　C（A+B）		1,062,405	1,104,482	1,126,549	
Cの財源内訳	国庫支出金		10,106	16,386	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	1,062,405	1,094,376	1,110,163	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	システムの障害件数（成果指標の設定は困難なため、活動指標を設定）								単位	件
目標・実績	目標値	15	達成年度	26 年度	24年度	18	25年度	7	26年度	7
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	前年度と同数であり、目標値を達成している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	安定的なシステムの稼動により市民サービス業務の安定的な提供に資することから、本事業の継続した取り組みが必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部 ■ 一部 □ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	運用業務、操作業務、入力業務、LAN保守、裁断機保守、磁気テープ保管等の各業務を委託している。業務委託にかかる運用基準の策定と適用、受託業者に対する外注管理及び業務委託を通じた他のシステム担当部門や所管課との連絡調整等の情報管理業務については、市の責務として実施している。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容：事業の特性から専門知識のある業者への委託にはなじむものの、市民との協働という部分はほとんどないと考えられる。

⑧総合評価

総合評価	維持	高度化・多様化する情報技術に対応し、システムの効果的かつ効率的な運用を図ることを目的として、既存の汎用電子計算機運用業務の積極的な委託化を進めつつ、システム全体の信頼性・安定性の向上を図り、職員定数の見直しや経費の削減を図ってきた。また、制度変更等によるシステム改修への的確な対応を図り、システムの安定稼働に努めてきている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	高度化・多様化する情報技術に対応し一層の効率的な業務運営を行うとともに、システム全体の信頼性・安定性の向上を図り、安定的な市民サービスの提供に努める。なお、汎用電子計算機をはじめ主要な機器等が市政情報センターに集中しているため、大規模災害等により市政情報センターが被災した場合、業務継続が困難になることが想定されるため、災害時等の業務継続について有効な対策を検討していく。また、平成32年度末を目処に現在汎用機で処理している全業務のパッケージシステム移行に向けて導入作業を進めるとともに円滑な業務推進を行えるよう人材育成等に努めていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	インターネット活用事業費	1047	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成11年度		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	情報政策課	所属長名	村田　浩一

①事業概要

事業実施趣旨	インターネット上に開設した本市ホームページを通じて、積極的な情報の提供を行うことにより、市民と行政の情報共有化を図る。
対象（誰を・何を）	尼崎市からの情報を必要とする全ての人
求める成果（どのような状態にしたいか）	本市ホームページを訪問するあらゆる人（障がい者や外国人などを含む）が簡単に情報を得ることができる。
事業概要	積極的な行政情報の提供と説明を行う目的で、インターネット上に本市のホームページを開設し、いつでもだれでも自由に、かつ、簡単に、本市の情報を得ることができるようにする環境整備等を行う。
実施内容	インターネット上に開設した本市ホームページを通じて、積極的な情報の提供を行うことにより、市民と行政の情報共有化を図る。平成19年4月から、コンテンツ管理システム（CMS）の本格的な運用を開始し、課中心のページ構成から市民等の利用者目線に立脚したジャンル別ページ構成とし、より見やすいホームページに全面リニューアルを進めるとともに、携帯版ホームページにおいてもCMSを導入した。平成22年度にはホームページ全体の外国語自動翻訳の仕組の導入、平成25年度はトップページのリニューアル、平成26年度は魅力発信ポータルサイト（いいね！あまがさき）の開設など、よりタイムリーで質の高い情報発信を図る。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		8,261	7,212	6,618	
	役務費	2,156	2,247	2,289	通信回線使用料
	委託料	4,842	3,444	3,466	コンテンツ管理システム保守委託料等
	使用料及び賃借料	1,263	1,447	863	インターネットサーバ機器賃借料
	備品購入費	0	74	0	携帯電話機（1台）
人件費　B		13,058	12,522	11,744	
	職員人工数	0.78	0.76	0.65	
	職員人件費	6,353	6,009	5,151	
	嘱託等人件費	6,705	6,513	6,593	
合計　C（A+B）		21,319	19,734	18,362	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	21,319	19,734	18,362	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	本市ホームページへの総アクセス数(適切な成果指標の設定は困難なため、活動指標を設定)								単位	千件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	18,533	25年度	19,192	26年度	19,150
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	総アクセス数が増えることが市民にとって情報が得やすいホームページであると考えており、トップページの更新や魅力発信ポータブルサイト等の開設により一定のアクセス数の回復が見られた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民が市の施策や情報を得るためにホームページはなくてはならないツールとして認知されており、継続的な運営が必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	市の施策や情報は、広く市民に発せられるべきものであり、受益者負担を求めるべきものではない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	現在のホームページは、必ずしもすべてのページが平成12年に総務省が策定した「みんなの公共サイト運営モデル」やJIS規格に準拠したものとなっていないが、訪問者にとって利用しやすいホームページを目指しており、今後も改善の取り組みが必要である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部 ■ 一部 □ 無		
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	ホームページサーバ保守業務、ホームページテンプレート修正業務については既に委託している。ホームページ作成（記事の入力）およびホームページ作成研修業務については市で実施した方が迅速性の面等で効率的である。	
協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域	

	A	B	C	D	E
現状					●
将来像					○

内容	ホームページ運営そのものについては行政が運営すべきものであるが、実際に障害者にとって情報を得やすいホームページかどうかの操作チェックについて、障害者団体等との協働が可能か引き続き検討する。

⑧総合評価

総合評価	維持	市民が市の施策や情報を得るためにホームページはなくてはならないツールとして認知されており、継続的な運営が必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	ホームページ公開に関連する機器が全て市政情報センターにあるため、サーバを遠隔地に設置するなど、緊急時にも市民が継続的に情報を得ることが出来る環境を構築する必要がある。 アクセシビリティに関連する基準に準拠したホームページとするため、順次修正作業を実施する。 スマートフォンやタブレット端末でも見やすく、市民とのコミュニケーションを高めるようなホームページとするため、改修を検討する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	行政情報化推進事業費	1048	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成12年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	情報政策課	所属長名	村田　浩一

①事業概要

事業実施趣旨	行政の情報化を推進するため、事務の効率的な執行の基盤となる行政事務支援システムを活用し、内部管理業務の総合化・高度化・ネットワーク化を図る。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	パソコン等情報関連機器を効果的に導入、運用する事で一層の業務の効率化を図る。
事業概要	行政の情報化を推進し、事務の効率的な執行を目指す行政事務支援システムの運用を通じて、内部管理業務の総合化及びネットワーク化を図る。 また、外部専門家を活用し、情報システム投資案件の精査を行うことにより、より一層の情報システム費用の透明化を目指す。
実施内容	①【行政事務支援システム事業】180,549,789円：内部管理業務の総合化、ネットワーク化を図る。 ②【財務会計システム運用事業】24,293,271円：事務処理の効率性・迅速性・正確性を向上させるために、予算編成から予算執行・決算・決算統計・事務事業評価に至るまでを一貫して処理する、財務会計システムを運用する。 ③【総合行政ネットワーク事業】10,218,448円：地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度な情報交流ができる通信ネットワークを整備することにより、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化と情報共有による情報の高度利用を図るとともに、地方公共団体と省庁間の情報交換手段を確保するための基盤を構築する。 ④【行政事務支援システム通信回線使用料負担金】314,804円：行政事務支援システムに係る企業会計分の通信回線経費について、当課で一括して契約・支払を行うことにより、より安価で安全な通信を確保する。 ⑤【人事・給与システム通信回線使用料負担金】837,072円：人事・給与システムに使用する通信回線を当課で一括して契約・支払を行うことにより、より安価で安全な通信を確保する。また、企業会計からは通信回線経費相当の負担金の支払いを受ける。 ⑥【兵庫県電子自治体推進協議会会費】50,000円：兵庫県電子自治体推進協議会に参加することにより、行政サービスの向上と簡素で効率的な行政システムの確立を目指した電子自治体の推進を図る。 ⑦【地方自治情報センター会費】360,000円：地方自治情報センターの会員になることにより、地方公共団体の情報処理に関する情報や調査及び研究の成果の提供を受けるとともに、本市に対する教育・訓練・援助等を受ける。 ⑧【情報システム調達プロセス改善事業】8,228,571円：ITコンサルタントを活用し、情報システム投資案件の精査を行うことにより、より一層のシステム調達プロセスの透明化と経費削減を目指す。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		200,823	224,852	228,401	
	需用費	1,190	2,081	3,067	パソコン及びプリンタ修繕料等
	役務費	14,898	15,833	16,769	通信回線料
	委託料	77,670	76,746	77,874	行政事務支援システム運用委託料等
	使用料及び賃借料	105,538	129,672	129,281	行政事務支援システムパソコン賃借料等
	その他	1,527	520	1,410	コンピュータ研修出席者負担金等
人件費　B		56,040	53,822	39,019	
	職員人工数	5.33	5.21	3.31	
	職員人件費	43,418	41,190	26,232	
	嘱託等人件費	12,622	12,632	12,787	
合計　C(A+B)		256,863	278,674	267,420	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	4,390	7,332	7,306	行政事務支援システム運用委託に係る企業会計負担金等
	一般財源	252,473	271,342	260,114	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	各所管課で必要なシステムを行政事務支援システムネットワーク上に接続し、稼動させている件数。（成果指標の設定は困難なため、活動指標を設定）								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	11	25年度	11	26年度	11
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	各所管課のシステム規模やデータ内容により行政事務支援システムネットワークに接続するかどうかは個別の判断が必要であり、セキュリティ要件によっては接続不可とするケースもある。各所管課からのシステムに関する相談に対しては所管課にとって最善となる提案をするようにしている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	現在の行政事務の有り様から、行政事務支援システムをはじめとしてパソコンや各システムは欠かせないものであり、その必要性は今後更に高まっていく。 事務の効率化などに伴い、再任用職員や嘱託員が迅速な事務処理を行うため、業務でパソコンを活用することが増えてきたことや、文書管理、庶務事務がシステム化されたことに伴い、事務補助である臨時的任用職員もパソコンを利用して業務を遂行する必要性が高まっていることから、パソコン台数の適正化を図る必要がある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　■ 一部　☐ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	管理に係る業務委託については全て実施済み。パソコン利用に係るヘルプデスクは内容が各課の業務に関連したものも多く含まれるため、市で実施するほうが効率的である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	事業の特性から専門知識のある業者への委託にはなじむものの、市民との協働という部分はほとんどないと考えられる。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	拡充	現在の行政事務の有り様から、行政事務支援システムをはじめとするパソコンや各システムは欠かせないものであることに加え、今後更に各課の業務がシステム化され、行政事務支援システムのネットワークが利用されることが予想されるため、継続的な運営が必要である。 また、セキュリティ向上を目的に行政事務支援システム用パソコンにセキュリティ用ソフトウェアを導入する。さらに、市政情報センターに無線LAN等を導入し、課内や係内の会議等のペーパーレス化を進めていく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	システムの数が増加したことに伴いパスワードの管理など職員の負担が増えていることから効率的にパソコンの利用が可能になるよう改善が必要である。また、全て自庁内にサーバが設置してあるため、市政情報センターが機能不全になると全ての業務が機能不全になることが考えられる。そのようなことを回避するため、個人情報を取り扱わないシステム等については外部のデータセンターを利用するなど業務継続の手法を引き続き検討する。（一部のシステムについては実施済） 本庁舎の無線LAN化により、年度当初のLAN配線工事の費用縮減や職員の事務効率向上を検討する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	コールセンター関係事業費	104A	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成20年度		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	市民協働局	課	市民活動推進担当	所属長名	安福　眞理子

①事業概要

事業実施趣旨	市民や事業者から市役所に寄せられる電話での問い合わせに対し、ワンストップでの回答ができるようコールセンターを設置しているが、今後も利用率を高めるためのPRが欠かせない。
対象（誰を・何を）	市民・事業者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	コールセンターに寄せられる問い合わせ内容等を集約・分析し、施策や業務改善に結びつける。
事業概要	市民等から市役所に寄せられる電話での問い合わせに対し、迅速かつ適確な案内・回答を行う。
実施内容	《電話での問い合わせへの対応》 ◆【平日】8:30～19:00【土・日・祝】9:00～17:00（年中無休） ◆問い合わせに対し、「よくある質問集」※や市ホームページ等を参考に迅速かつ適確な案内・回答を行う。 なお、個人情報にかかる内容や回答にあたって専門的知識の必要な場合は、担当課へ取り次ぎを行う。 （平成24年度から代表電話も統合） 《本庁案内事務》 ◆平成23年10月から、庁内案内業務についても、コールセンター受託業者へ委託している。 《その他》 ◆「よくある質問集（FAQ）」をインターネットにより公開し、市民自身で自己解決できる環境を提供している。 （平成27年3月末現在　3,622件）

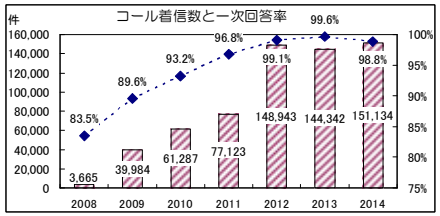

②事業費

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		57,914	62,046	62,885	
	需用費	170	169	180	消耗品等
	委託料	57,744	61,877	62,705	コールセンター等運営業務委託料
	需用費				（セキュリティ強化、機器更新等による増）
	繰出金				
	その他				
人件費　B		8,953	7,705	10,333	
	職員人工数	0.60	0.45	0.70	
	職員人件費	4,888	3,558	5,548	
	嘱託等人件費	4,065	4,147	4,785	
合計　C（A+B）		66,867	69,751	73,218	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	66,867	69,751	73,218	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	一次回答率（コールセンターで対応が完結した割合）								単位	%
目標・実績	目標値	100%	達成年度	—　年度	24年度	99.1%	25年度	99.6%	26年度	98.8%
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	コールセンター業務開始から数年経ち、認知度も高まり、利用数も大きく増えているとともに、一次回答率は非常に高く、問い合わせにワンストップで回答できている。 しかし、平成26年度は臨時福祉給付金など内容の聞き取りが多く前年より時間を要するため一次回答率が下がっている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	複数課にまたがるものも含め、多種多様な問い合わせに対してワンストップで迅速かつ丁寧・適確に回答・案内すること、また、土日祝等閉庁時間にも対応できることは、市民サービスの向上につながるものである。 また、市民にとって通話料の軽減になるとともに、職員にとっても電話対応時間の削減につながっており、必要性・有効性ともに高いものと考えている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	市民からの問い合わせに対応するものであり、受益者負担には馴染まない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	・近隣市では、大阪市、神戸市、高槻市、奈良市、豊中市が実施済。 ・中核市41市のうち、実施済10市、開設予定2市、検討中１市。（H24.5調査） ・阪神間で実施している市はない。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	平成21年3月から委託化している。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容　委託により実施している。

⑧総合評価

総合評価	維持	上記のとおり、市民の利便性を高めるものであり、利用数、一次回答率ともに増加している。 「よくある質問集」等を活かした庁内案内業務の委託化や、代表電話のコールセンターへの転送など、段階的にサービス内容も向上させてきている。 引き続き、市民サービスの向上に向け事業を継続する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	開設以来、庁内案内業務の委託化や、代表電話のコールセンターへの統合化など、段階的にサービス内容も向上させてきており、市民の利便性を高める努力をしている。 平成26年度の新たな契約締結以降も、更なる向上心を持って運用している。 今後は、市民からの苦情やよくある問い合わせ内容を分析し、所管課へフィードバックすることで、更なる市民サービスの向上に寄与できるよう継続していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	全国市長会等負担金	104F	
根拠法令	各市長会会則等		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	企画財政局	課	政策課、財政課	所属長名	伊藤 裕章、中島 章仁

①事業概要

事業実施趣旨	各市長会では、関係諸会議が年2～3回開催されており、本市の課題の中で、原則各市と共有するものについて、その都度、国や県へ要望や提言等を行うとともに、必要に応じて各市と連携協調を図ることで課題の解消につなげ、円滑な市政運営に寄与している。 複雑、多様化する行政ニーズに的確に対応していくため、市長会等の場を活用する中で、引き続き本市の課題解決に向けた要望活動等を行うとともに、各市との連携強化を図ることが求められる。
対象（誰を・何を）	尼崎市
求める成果（どのような状態にしたいか）	市長会等を通じて国や県へ要望や提言等を行うとともに、各市と連携協調を図ることにより、本市の課題等が解消される。
事業概要	関係諸会議への出席を通じて必要な情報の提供、収集を行うとともに、各市と意見交換等を行う。また、各市長会として国や県に対して要望や提言等を行う。
実施内容	内訳（単位：円）

1	全国市長会負担金	1,595,000	政策課
2	中核市市長会負担金	400,000	
3	近畿市長会負担金	153,000	
4	兵庫県市長会負担金	2,103,000	
5	阪神・丹波市長会負担金	25,000	
6	11都市財政協議会会費	20,000	財政課
7	11都市財政協議会出席者負担金	36,000	
8	地方債協会会費	100,000	

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A	4,659	4,432	4,604	
負担金補助及び交付金	4,659	4,432	4,604	
人件費 B	4,520	1,581	1,585	
職員人工数	0.40	0.20	0.20	（25年度決算）阪神・丹波市長会の幹事市であったことによる増
職員人件費	3,258	1,581	1,585	
嘱託等人件費	1,262			
合計 C（A+B）	9,179	6,013	6,189	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	9,179	6,013	6,189	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	国、県等へ提言・要望を行うとともに、情報収集に努め、円滑な市政運営に貢献した。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	各市長会が開催する関係諸会議は、国や県に対して要望や提言等を行う貴重な場であり、近隣市や類似都市の情報を収集することで本市の課題解消につながる。 また、本市が単独ではなく、地方公共団体の一員として国や県に要望や提言等を行うことで、制度の改善等が実施される可能性が高まる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	全国及び各地域の市においても、全国市長会負担金等を本市同様に負担している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	全国及び各地域の市で組織する市長会に対する負担金等であるため。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	全国及び各地域の市で組織する市長会に対する負担金等であるため。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	各市長会が開催する関係諸会議は、各市の意見等を取りまとめて国や県に対して要望や提言等を行う貴重な場であり、その他、各市に共通する課題に対して調査を実施する等により、市政の円滑な運営や課題解決に寄与することから、加入しているメリットは高い。

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、国や県に対して要望や提言等を行うとともに、各市とは情報や意見の交換を通じて、連携強化を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	被服貸与事業費	105A	
根拠法令	尼崎市職員の被服の貸与に関する規則		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	給与課	所属長名	中村　直樹

①事業概要

事業実施趣旨	現場作業が伴う業務などの職務上、安全衛生の確保が必要な職員に対して、作業服、保育服、防寒服等の被服を貸与する。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	職員の職種、職務に応じて定められた被服を貸与することにより、安全対策を講じ公務能率の向上を図る。
事業概要	貸与被服は点数制（持ち点100点の中から必要な被服を選択）対象と対象外の被服があり、それぞれの貸与基準に応じて貸与している。 【点数制対象被服】作業服、保育服、調理服、整備服、白衣　（3年サイクルで貸与） 【点数制対象外被服】ぼうし、交通安全指導員服、防寒服
実施内容	【平成26年度貸与実績】 作業服(1)夏・上　671着　　作業服(1)夏・下　731着 作業服(1)冬・上　404着　　作業服(1)冬・下　470着 作業服(2)夏・上　91着　　作業服(2)夏・下　80着 作業服(2)冬・上　52着　　作業服(2)冬・下　67着 作業服(1)帽子・夏323個　　作業服(1)帽子・冬190個 作業服(2)帽子53個 作業服(2)つなぎ　10着　整備服　0着 保育服夏・上　134着　　保育服冬・上　143着　　保育服夏冬共通・下　132着 調理服夏・上　27着　　調理服冬・上　8着　　調理服夏冬共通・下　9着　調理用帽子 0個 交通安全指導員服夏・上　0着　　交通安全指導員服夏・下　0着 交通安全指導員服冬・上　0着　　交通安全指導員服冬・下　0着 防寒服コート　25着　　防寒服ジャンパー 42着(内訳：綿1着、その他41着) すそ直し　85着　名入れ　40着　補修　1着

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		3,013	8,378	4,780	
	需用費	3,005	8,355	4,767	需用費は被服購入費
	役務費	8	23	13	平成26年度の決算額の増は、3年サイクルの点数制被服貸与対象者の増等によるもの。
人件費　B		1,303	2,135	2,140	
	職員人工数	0.16	0.27	0.27	役務費はズボン裾直し代等
	職員人件費	1,303	2,135	2,140	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		4,316	10,513	6,920	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	4,316	10,513	6,920	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	公務能率の向上等（客観性を確保できる適切な指標が見当たらないため、数値としての評価指標は設定しない。）								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	被服を貸与することにより職員の安全確保が図れ公務能率が向上する。さらに職員の自覚と責任も促進されている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	職員の公務執行において、貸与被服は公務能率向上のほか安全服としての役割もあり、一定の職場への貸与は不可欠である。 また、被服を貸与することによって職員の安全確保及び職員としての自覚と責任を促し、公務能率の向上を図るには有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　☐ 一部　■ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	被服貸与の目的が職員の安全確保や自覚を促すものであり、市の責務として直接に実施すべきである。

協働の領域

	市民の領域 ⇔ 行政の領域				
	A	B	C	D	E
現状					●
将来像					○

内容：市民との協働の領域はなく、本市の判断により実施すべき事業である。

⑧総合評価

総合評価	維持	被服を貸与することにより職場の安全確保が図れ、公務能率が向上する。さらに、職員の自覚や責任にも寄与する。 なお、平成21年度に被服の仕様の見直しを行い、既製品を導入することで、コスト削減を実現している。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も職員が安全に公務を遂行できるよう必要に応じて被服の仕様等の見直しを図っていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	職員情報システム事業費	1061	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成12年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	総務局	課	給与課、人事課	所属長名	中村　直樹、西村　和修

①事業概要

事業実施趣旨	効率的かつ正確な人事管理及び給与支給業務等を図るため、職員情報システムの管理・運営を行う。
対象（誰を・何を）	職員等
求める成果（どのような状態にしたいか）	効率的かつ正確な人事管理及び給与支給業務等
事業概要	人事、給与、職員厚生等の業務にかかる職員情報の一元管理及び情報共有を行い、事務の効率化及び公務能率の向上を図る。
実施内容	1　主な業務内容 人事情報管理・給与計算・研修管理・健康管理・福利厚生 2　端末設置台数 61台（人事課12台、給与課8台、職員健康推進担当1台、人材育成担当1台、各局企画管理課等14台、教育委員会9台、消防局3台、水道局5台、交通局2台、職員厚生会2台、マシン室4台） 3　システムの変遷 平成12年度：システム初期導入 平成19年度：システム更改

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	48,560	45,834	52,988	
需用費	789	737	1,287	トナー等消耗品費
委託料	21,493	18,779	18,345	運用保守業務委託等
使用料及び賃借料	26,278	26,318	33,356	職員情報システム賃借料
人件費　B	31,049	34,373	35,968	
職員人工数	3.23	4.10	4.54	
職員人件費	26,312	32,415	33,980	
嘱託等人件費	4,737	1,958	1,988	
合計　C（A+B）	79,609	80,207	88,956	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,759	2,644	1,990	職員情報システム公営企業負担金
一般財源	76,850	77,563	86,966	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	人事管理、給与支給業務等を効率的かつ正確に行う（客観性を確保できる適切な指標が見当たらないため、数値としての評価指標は設定しない。）								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	給与制度改正や税制改正等に対応したシステム改修を行い、人事・給与関連業務において適切な処理を行った。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	人事管理や給与支給業務等は、大量の一括処理、機密性の高い情報の管理及び煩雑な数値計算等を要することから、正確かつ効率的に処理するには当該システムの必要性は大きく、また、非常に有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	職員情報システムの保守管理等の情報処理に係る専門的な技術を要する業務を委託することにより、当該システムの活用を通じ、行政（市）は効率的に人事給与事務を運用することができる。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	市民との協働の領域はなく、市の判断で実施すべき事業である。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	職員情報システムは人事、給与、職員厚生等の業務に係る職員情報管理を一元化し共有することにより、事務の効率化および公務能率の向上を図ることができている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も引き続き職員情報システムを有効活用し、また、必要に応じて現行のシステムを改修して、効率的な人事管理、給与支給業務等を図るものであるが、情報システムの技術向上の動向等を注視しつつ、今後のシステムの更改について検討する必要がある。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	人事評価システム事業費	1066	
根拠法令	地方公務員法、尼崎市職員の給与に関する条例		
個別計画	はたらきガイド（評価：無）		
事業開始年度	平成25年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	人材育成担当	所属長名	神田　達也

①事業概要

事業実施趣旨	システムを活用して、職員の人事評価に係る一連の事務を効率的に行い、また、評価を通じてより効果的な人材育成につなげるほか、適材適所の配置、任用に活用し、職員の意欲向上につなげる。さらに、評価結果を処遇に反映し、頑張る職員が報いられる組織風土の醸成を図る。
対象（誰を・何を）	正規職員（教員等除く）、再任用職員（教員等除く）、嘱託員
求める成果（どのような状態にしたいか）	システムを活用して、職員の人事評価に係る一連の事務を効率的に行い、また、評価を通じてより効果的な人材育成につなげるほか、適材適所の配置、任用に活用し、職員の意欲向上につなげる。さらに、評価結果を処遇に反映し、頑張る職員が報いられる組織風土の醸成を図る。
事業概要	人事評価に係る事務についてシステム化を図る。具体的には、行政事務支援システムのPCを端末機として、システムへの入力を可能とするほか、ワークフローの進捗状況確認や評価に必要となる各種資料の整理を迅速に行う。
実施内容	職員が職務を通じて発揮した能力や業績を的確に把握することによって能力開発に役立てるとともに、発揮した能力や業績を承認することで職員のモチベーションの向上につなげ、さらにやりがいをもって職務に取り組み、その持てる力を最大限に引き出すことによって、市民生活・市民満足度の向上を図る。 課長級以上 ・・・ 勤務実績評価、職務行動評価（能力開発支援シート） 課長補佐以下 ・・・ 勤務成績評定、自己申告書

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		11,213	18,129	17,206	
	需用費	101	0	21	トナー等消耗品費
	使用料及び賃借料	11,112	18,129	17,185	人事評価システム賃借料
人件費 B		3,503	3,400	7,133	
	職員人工数	0.43	0.43	0.90	
	職員人件費	3,503	3,400	7,133	
	嘱託等人件費				
合計 C(A+B)		14,716	21,529	24,339	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	850	1,387	1,314	人事評価システム公営企業負担金
	一般財源	13,866	20,142	23,025	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	全庁的な人事評価に係る事務の軽減、効率化（客観性を確保できる適切な指標が見当たらないため、数値としての評価指標は設定しない。）								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	導入以前の紙による事務処理に比べ、情報システムのチェック機能や集計機能等を活用することにより、事務処理誤りの防止や取り纏め事務の効率化を図っており、加えて、一定のペーパーレス化を実現している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	人事評価の結果を処遇に反映するにあたっては、評価に関する信頼あるデータの経年的な蓄積を前提として、限られた期間のなかで迅速な処理が必要不可欠である。また、人事評価制度の運用にかかる全庁的な事務を軽減することで、人事評価制度の根幹である人材育成のための面談等に注力できるようになる。さらに、経年的なデータの蓄積により、人材育成、適材適所の配置、任用に資することとなる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部 ■ 一部 □ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	人事評価システムの保守管理等の情報処理に係る専門的な技術を要する業務を委託（賃貸借契約に含む）することにより、当該システムの活用を通じ、行政（市）は効率的に人事評価事務を運用することができる。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	本市が行うべき業務である。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	人事評価の結果を処遇に反映するにあたっては、評価に関する信頼あるデータの経年的な蓄積を前提として、限られた期間のなかで迅速な処理が必要不可欠である。また、人事評価制度の運用にかかる全庁的な事務を軽減することで、人事評価制度の根幹である人材育成のための面談等に注力できるようになる。さらに、経年的なデータの蓄積により、人材育成、適材適所の配置、任用に資することとなる。

⑨改善の方向性

今後の改善策	人事評価制度の目的である、人材育成、適材適所の配置、任用、さらに処遇反映による職員のモチベーション向上については、職員からの信頼性、及び納得性を深めるためにも、継続した組合との協議や職員向けのアンケート等を行い、必要に応じて改善していく必要がある。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	例規検索システム事業費	107A	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成13年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	法制課	所属長名	中村　直之

①事業概要

事業実施趣旨	職員の適正な職務の執行並びに市民生活及び事業活動の利便の向上のため、インターネット上で稼動する例規検索システムにより、本市の例規（本市の条例、規則、訓令その他これらに準ずる本市の規程等を含む。以下同じ。）を職員及び市民等の閲覧に供している。
対象（誰を・何を）	職員及び市民等
求める成果（どのような状態にしたいか）	職員の一般執務の便を図るとともに、市民等の利便の向上を図る。
事業概要	例規検索システム（加除式例規類集35冊分を含む。）の維持・管理（編集・校正（年4回）、追録発行（年2回）、システム保守等）
実施内容	例規検索システム事業 （事業内容・目的） 例規検索システム（加除式例規類集35冊分を含む。）の維持・管理（編集・校正（年4回）、追録発行（年2回）、システム保守等） （決算額） 平成24年度　3,832,662円 平成25年度　2,682,220円 平成26年度　2,887,885円

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		2,682	2,888	3,008	
	委託料	2,682	2,888	3,008	
人件費　B		1,140	1,107	634	
	職員人工数	0.14	0.14	0.08	
	職員人件費	1,140	1,107	634	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		3,822	3,995	3,642	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	3,822	3,995	3,642	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	職員及び市民等の利用に供されていること（数値目標の設定が困難であるため、活動指標を設定する。）。									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	日々多数の職員及び市民等のアクセスがあり、職員の適正な職務遂行及び市民等の容易かつ迅速な例規の閲覧等に寄与している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	職員は、適正な職務遂行のためには例規を参照することが必要不可欠であるところ、例規検索システムによって常に最新の例規をパソコンから容易かつ迅速に閲覧・検索することができる。また、例規は、市民生活、事業活動等に影響を及ぼす場合があるところ、当該システムによって市民等も常に最新の例規をパソコンから容易かつ迅速に閲覧・検索することができる。したがって、本事業は、職員及び市民等が容易かつ迅速に例規を閲覧・検索することができる環境の整備に大変有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	既に民間の業者に委託している。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容：本事業は、職員の執務環境の整備及び行政情報の公開という事業の性格から行政が行うべき事業であり、市民との協働になじまない。

⑧総合評価

総合評価	維持	今後も、職員及び市民等が容易かつ迅速に例規を検索・閲覧することができる環境を整備していくためには、本事業は継続する必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	職員及び市民等がより容易かつ迅速に例規を検索・閲覧することができるよう、委託している事業者に対し、システム等の改善を当該事業者に求めるとともに、他の事業者の同種のシステムの内容、価格等について調査を行い、より本事業にとって有益なものであると認める場合は、事業者の変更も検討する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	本庁舎維持管理事業費　108K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	建築基準法・消防法・建築物衛生法・電気事業法等	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和37年度	款	10 総務費
施策	21 その他	項	05 総務管理費
		目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	保全担当	所属長名	西田　久範

①事業概要

事業実施趣旨	本庁舎の老朽化が進む中、効果的かつ適正な維持管理を行う。
対象（誰を・何を）	本庁舎
求める成果（どのような状態にしたいか）	業務遂行に支障のな状態に維持管理すること。
事業概要	本庁舎の維持・管理のため、警備・清掃・設備保守等の業務を実施する。
実施内容	各種機械設備保守業務・庁舎清掃業務・樹木等保護育成業務等 本庁舎（東七松町1丁目23－1） ① 竣工年　昭和37年（中館、南館、議事堂）、昭和57年（議会新棟）、昭和59年（北館） ② 構　造　鉄骨鉄筋コンクリート造、延べ床面積 32,264.28 ㎡、敷地面積 18,400 ㎡ ③ 管　理　直営管理（一部の業務については、委託）

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		348,416	361,523	369,682	
	需用費	123,931	130,500	134,275	電気料、ガス料、上下水道料等
	役務費	42,193	44,145	36,175	電話料等
	委託料	165,531	168,085	181,721	本庁舎清掃委託料等
	工事請負費	2,250	4,198	2,580	庁舎維持補修費
	その他	14,511	14,595	14,931	使用料、公課費、負担金等
人件費　B		28,055	26,089	25,282	
	職員人工数	3.15	2.98	2.87	
	職員人件費	22,798	20,828	20,009	
	嘱託等人件費	5,257	5,261	5,273	
合計　C（A+B）		376,471	387,612	394,964	
Cの財源内訳	国庫支出金				その他の財源内訳
	県支出金				庁舎電話料等実費弁償金
	市債				下水道事業会計実費弁償金等
	その他	12,461	12,546	13,027	市政情報センター光熱水費等公営企業負担金等
	一般財源	364,010	375,066	381,937	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	法に基づく建物管理等、安定的に確保されており、適切な維持管理が出来た。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	効果的かつ適正な維持管理を行うことによって、市民及び職員の安全性及び利便性の確保に努めるのは施設管理者の責務であり、市民サービスの向上に結びつく。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	公有財産有効活用の観点から、建物及び土地の貸付を行い使用料を徴収しているが、使用料の減免等について見直しを検討している。
見直しの必要性	■ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	警備、清掃、設備保守、樹木等保護育成業務等の委託化は既に実施している。								
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無									
協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	本庁舎の維持・管理については、行政の責務として適切に実施を行う。		
		A	B	C	D	E				
	現状					●				
	将来像					○				

⑧総合評価

総合評価	維持	効果的かつ適正な維持管理を行うことによって、施設の安全及び機能の確保等が維持されている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	老朽化が進む中、劣化調査等を基に優先順位を判断しながら、効率的かつ効果的に改修工事等を実施していくとともに、引き続き適正な維持管理を行い、市民等の安全性と利便性の確保を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	職員表彰等事業費	109K	
根拠法令	尼崎市職員表彰規程		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	人事課、人材育成担当	所属長名	西村　和修、神田　達也

①事業概要

事業実施趣旨	職員の職務に対する意欲の向上、組織の活性化を図るため尼崎市職員表彰規程に基づく表彰を行う。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	職員の公務能率の向上とモラルの維持・高揚を図る。
事業概要	職員の職務に対する意欲の向上、組織の活性化を図るため職員表彰等を行う。
実施内容	1　精励賞　勤続20年以上勤務に精励し、勤務成績が良好な職員 2　優秀賞 （1）職務に関して抜群の努力をし、功績が顕著である職員 （2）職務に関して多年にわたり献身的努力をしている職員 （3）職務の内外を問わず、職員全体の名誉を高め信用を深める善行のあった職員 3　奨励賞　優秀賞に準ずる職員 4　退職者感謝状贈呈　退職者に対し、感謝状の贈呈を行う。 5　退職者成績優秀者表彰　定年等退職者のうち、人事評価において特に優秀と評価された職員 上記事項に該当する職員に対して表彰を行う。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		144	185	383	
	報償費	82	123	308	図書カード購入費等
	需用費	24	25	26	退職者感謝状贈呈式用盛花等
	使用料及び賃借料	38	37	49	退職者感謝状贈呈式会場使用料等
人件費　B		1,792	1,739	1,268	
	職員人工数	0.22	0.05	0.16	
	職員人件費	1,792	1,739	1,268	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		1,936	1,924	1,651	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	1,936	1,924	1,651	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	表彰件数（成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定）								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	1	25年度	7	26年度	3
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	今後も職員の功績を適正に評価し、職員の職務に対する意欲の向上を図っていく。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	職員の功績を適正に評価することにより、職員の職務に対する意欲の向上を図ることができる。 職員の功績を評価することは、職員のモチベーション向上対策として有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	事業の内容が職員を対象に行うものであり、職員の功績を集約し、表彰に値するか判断する必要があることから、民間業者に委託することは困難である。

協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	
		A	B	C	D	E		
	現状					●	内容	職員表彰等は本市が行うべき業務である。
	将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	改善	職員表彰は、職員の意欲の向上等に有効であり、職員に表彰事業について認識してもらうとともに、今後も継続していく。 ただし、精励賞については勤続20年と言う点に重きが置かれている面があることから、効果検証を行い、制度のあり方について検討を行う。

⑨改善の方向性

今後の改善策	人事管理の一つとして、積極的に表彰制度を活用していく。 そのためには、管理職層に対し、表彰制度が有効な人事管理のツールであることを周知・啓発し、認識してもらうことが必要である。 精励賞表彰については、職員に対しアンケートを実施し、次年度以降の実施の有無も含めてそのあり方について検討する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	職員採用事業費	109M	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	人事課	所属長名	西村　和修

①事業概要

事業実施趣旨	継続的に安定的な組織体制づくりを進めていくために、計画的な職員の採用を行う必要がある。
対象（誰を・何を）	学生及び社会人
求める成果（どのような状態にしたいか）	市政の効率的かつ公平な運営を行うため、優秀な人材の確保に向け職員採用試験を実施し、職員のモチベーションの維持、向上を図る。
事業概要	職員採用試験及び職員採用説明会を実施する。
実施内容	職員採用試験を実施する。 1　定期採用試験（大卒事務職及び土木、環境・衛生等の技術職） 2　高卒・身体障害者事務職採用試験 3　随時採用職種採用試験（保健師、保育士等） （試験内容　＜例＞事務A－1区分） 1次試験　択一試験(教養試験)、2次試験　小論文及び集団討論、3次試験　個人面接 また、尼崎市の魅力や仕事のやりがいについて対外的にPRするため、例年、春にホテル「ホップインアミング」で説明会を実施する。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		4,052	3,765	6,039	
	報償費	0	7	0	合格者説明会手話通訳
	需用費	331	292	633	募集案内用紙等
	役務費	413	0	216	就職情報サイト掲載等
	委託料	2,232	2,542	3,454	採用試験問題採点委託等
	使用料及び賃借料	1,076	924	1,736	採用試験に伴う会場借上げ
人件費　B		13,197	11,938	12,680	
	職員人工数	1.62	1.51	1.60	
	職員人件費	13,197	11,938	12,680	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		17,249	15,703	18,719	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	17,249	15,703	18,719	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	定期採用試験（大卒事務・技術職）における申込者数（成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	1,013	25年度	1,008	26年度	867
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	申込者数は、社会情勢や年度毎の職員募集人数が増減するため、一概に申込者数の増加が目標の達成と言い切れないところもあり、職員募集人数が昨年度よりも減っているが、採用試験の受験競争倍率は依然高いことから、成果が上がっていると考えられる。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	退職者数を勘案する中で、欠員の発生や技術の伝承が途絶えることによる組織体制の弱体化を回避するため、当面80人程度の安定した新規採用を行っていく必要がある。将来的に安定した組織運営を維持するためには、幅広い能力を備えた質の高い人材を採用することが必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　■ 一部　☐ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	採用試験のうち、択一式試験の問題作成及び採点業務、小論文試験の審査業務については委託済であるが、面接試験等は本市が行うべき業務である。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容　本市が行うべき業務である。

⑧総合評価

総合評価	改善	退職者数を勘案する中で、欠員の発生や技術の伝承が途絶えることによる組織体制の弱体化を回避するため、当面80人程度の安定した新規採用を行っていく必要がある。将来的に安定した組織運営を維持するためには、幅広い能力を備えた質の高い人材を採用することが必要であり、採用試験方法の検討をおこなう。

⑨改善の方向性

今後の改善策	質の高い人材を確保するために尼崎市の魅力や仕事のやりがいについて知ってもらい、公務員の仕事に興味を持ってもらえるよう魅力ある採用説明会を実施するとともに、より幅広い中から、質の高い人材を採用出来るよう、採用試験方法についても検討していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	包括外部監査関係事業費	10A1	
根拠法令	地方自治法		
個別計画	—		
事業開始年度	平成21年度		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	総務局	課	行政管理課	所属長名	細川　直樹

①事業概要

事業実施趣旨	地方自治体における監査機能の充実を図るため、地方自治法第252条の36第1項において都道府県、政令指定都市及び中核市に実施が義務付けられている外部監査制度のうち、包括外部監査について、外部監査の専門家が自ら選定したテーマについて監査を実施している。
対象（誰を・何を）	包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、外部監査人が必要と認める特定のテーマ及び尼崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例に規定するもの
求める成果（どのような状態にしたいか）	地方自治体における監査機能の独立性、専門性を強化するとともに、地方自治体の事業への取組の透明性を高めること。
事業概要	公認会計士、弁護士等の外部の専門家が就任する外部監査人が、自ら選定したテーマについて監査を実施する。
実施内容	○監査テーマ　「教育委員会に関する事務の執行について」 ○監査人　　公認会計士　北本　敏 ○監査の要点 　教育委員会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に関する事務は経済的、効率的、かつ有効に実施されているかどうかといった視点などをもとに実施 ○監査の結果 　①結果（有効性などの観点から著しい問題があると認められ、改善を求めるもの）　22件 　②意見（組織及び運営の合理化の観点から意見を述べるもの）　61件 ＜参考＞ 平成21年度に本市が中核市に移行したときから実施している。監査テーマについては、以下のとおり。 ・平成21年度「財政的援助団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」 ・平成22年度「普通財産及び借受財産の管理等に係る財務事務について」 ・平成23年度「行政財産の管理等に係る財務事務について」 ・平成24年度「市税（市民税、固定資産税、その他）の事務の執行について」 ・平成25年度「高齢者施策に関する事務の執行について」

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		14,473	14,576	14,529	
	需用費	88	93	100	消耗品
	委託料	14,385	14,483	14,429	包括外部監査業務の委託
人件費　B		1,548	1,977	1,506	
	職員人工数	0.19	0.25	0.19	
	職員人件費	1,548	1,977	1,506	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		16,021	16,553	16,035	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	16,021	16,553	16,035	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	包括外部監査結果報告書において改善が必要とされた指摘事項の改善数（法定事業であるため適切な成果指標の設定は困難であり、設定しない。）								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成25年度に実施した「高齢者施策に関する事務の執行について」に係る監査指摘事項について、平成25年度末において、改善が必要とされた項目14項目のうち9項目が改善された。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	市に対する監査であり、直接的には受益者負担になじまない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無							
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 　□ 委託等の余地有 　■ 委託等の余地無	実施済みである。						
協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	法定事務である。
		A	B	C	D	E		
	現状					●		
	将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	地方自治体における監査機能の独立性や専門性を強化するとともに、事業への取組の透明性を高めるため、継続的な実施が必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	包括外部監査結果報告書において改善が必要とされた指摘事項について、改善がなされるまで措置状況の照会を行い、被監査対象部局に改善を促す。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市町村職員共済組合業務等委託事業費	10A2	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成21年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	10 一般管理費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	給与課	所属長名	中村　直樹

①事業概要

事業実施趣旨	兵庫県市町村職員共済組合等に係る窓口業務は専門性を要する部分が多いことから、業務の安定化を図るため尼崎市職員厚生会へ業務委託する。
対象（誰を・何を）	本市の兵庫県市町村職員共済組合組合員 （平成27年3月時点　組合員数　2,922人　水道・交通含む）
求める成果（どのような状態にしたいか）	共済制度の目的（組合員とその被扶養者の生活の安定と福祉の向上を図る）を実現する。
事業概要	兵庫県市町村職員共済組合に係る業務の一部と財形貯蓄業務を本市職員の福利厚生事業を実施している尼崎市職員厚生会へ業務委託することで、職員の利便性の向上や事務の効率化を図る。
実施内容	業務委託内容 1　兵庫県市町村職員共済組合に関する主に窓口業務 ・組合員と披扶養者に関する業務 ・短期給付に関する業務 ・長期給付（年金）に関する業務 ・共済貯金に関する業務 ・共済貸付に関する業務 2　財形貯蓄に関する業務 ・払戻請求書等の受付及び取扱金融機関への取次ぎなど

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		8,997	9,492	9,874	
	委託料	8,997	9,492	9,874	市町村職員共済組合業務等委託料
人件費　B		896	870	872	
	職員人工数	0.11	0.11	0.11	
	職員人件費	896	870	872	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		9,893	10,362	10,746	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	9,893	10,362	10,746	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	職員の利便性の向上、共済制度の目的の実現（客観性を確保できる適切な指標が見当たらないため、数値としての評価指標は設定しない。）								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	職員厚生会へ業務委託したことにより、将来に渡り安定した窓口対応が実現でき職員の利便性の向上等に寄与している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	共済制度は地方公務員法第43条に規定されており、地方公務員等共済組合法の規定（共済組合の運営に必要な範囲において地方公共団体の機関の職員を組合の事務に従事させることができる）に基づき市が実施しているが、長期間に渡るものであり、制度も複雑になっている一方で、直接市の制度と関連しないため、専門的な人材を活用する必要がある。 業務委託することで職員に対し共済制度について専門的に対応することができ、職員の福利増進には有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	職員の福利厚生団体である職員厚生会へ業務委託することにより、事務の効率化及び職員の利便性の向上を図ることができ、他の民間委託等では目的の達成が難しいと考える。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	市民との協働の領域はなく、市が実施すべき事業である。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	尼崎市職員厚生会へ業務委託したことにより職員の福利厚生窓口の一本化を実現し、事務の効率化を図ることができる。さらには、共済制度に関し職員ニーズに応えるだけの知識や経験を有しているため、職員にとっては安定的な窓口対応が期待できる。

⑨改善の方向性

今後の改善策	業務委託により兵庫県市町村職員共済組合に係る業務を安定的かつ円滑に行い、もって職員の利便性の向上及び事務の効率化を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	自動車管理事業費	10AA	
根拠法令	尼崎市車両管理規程		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	施設管理運営
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	保全担当	所属長名	西田　久範

①事業概要

事業実施趣旨	公用車を安全に運行できるよう、良好な維持管理に努める。
対象（誰を・何を）	職員及び公用車
求める成果（どのような状態にしたいか）	公用車の適正管理、職務遂行における機動力の確保
事業概要	尼崎市車両管理規程に基づき、車両の維持・管理及び市公用車の保険加入等の事務を行い、市公用車の機能・運行及び安全の維持を図る。
実施内容	尼崎市車両管理規程に基づき、公用車の管理及び使用に関し総括する。 1　維持・管理（修繕・燃料・消耗品） 2　自動車保険事務（自賠責、共済） 3　自動車重量税 4　事故保険請求事務 5　安全運転管理者等関係事務 6　車両修繕承認検収事務 7　実績報告・車検等通知　　等

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		49,216	56,024	57,526	
	需用費	5,514	3,501	4,414	ガソリン、定期点検料等
	役務費	8,567	8,599	11,216	自賠責保険料、任意保険料
	委託料	27,541	28,880	29,874	公用自動車管理業務委託料
	使用料及び賃借料	2,907	3,097	3,585	タクシー借上料等
	その他	4,687	11,947	8,437	自動車重量税、公用車購入
人件費　B		5,820	5,761	4,905	
	職員人工数	0.97	0.98	0.87	
	職員人件費	5,820	5,761	4,905	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		55,036	61,785	62,431	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	55,036	61,785	62,431	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	—　年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	財政状況が厳しい中、車の更新が困難な状況にあるが、法令点検等を行うことにより乗車する職員の安全確保及び機動力の確保に努めた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	公用車は、職務遂行上必要不可欠なものであり、必ず管理は行わなければならない。 職務で現地確認及び物品運搬等を行う際に公用車を利用しており、機動力の確保に努めている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	法定点検等、公用車の管理事業であるため受益者負担の考えは馴染まない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	市長等の公用車運行管理業務及び共用車の集中管理業務は業者に委託しているが、支払事務等の業務については、行政の責務として適切に行う必要がある。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	公用車の管理については、行政が責任を持って行う事業である。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	職務を遂行するためには公用車は欠くことのできないものであり、安全かつ確実、効率的な運行及び管理は行政の責務である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後とも、法令点検等適正な管理を行い、乗車する職員の安全確保に努めるとともに、機動力の確保を図り、低公害車への計画的更新、カーシェアリングの可能性の研究を進めていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	訴訟賠償等事務経費	10AK	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	法制課	所属長名	中村　直之

①事業概要

事業実施趣旨	訴訟の提起等があった場合及び職員の故意・過失又は施設の設置・管理の瑕疵による事故が生じた場合に適切に訴訟対応及び事務処理を行うため、訴訟事件等の事務並びに損害賠償等に係る調整及び指導助言に関する事務を行う。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	訴訟賠償事務制度の適正かつ円滑な運用を図る。
事業概要	訴訟事務として弁護士への訴訟委任及び弁護士との協議等訴訟事務の総括、事故賠償事務として交通事故その他の事故の処理に伴う損害賠償額の調整・指導助言及び賠償金の支払、賠償責任保険への加入・保険金の請求等
実施内容	①弁護士への訴訟委任及び弁護士との協議、訴訟事務の指導助言等訴訟事務の総括 （平成26年度決算額）弁護士委託料　13,139千円 （内訳）一般訴訟　8,363千円 住宅訴訟　4,088千円 災害援護訴訟　270千円 入学支度金訴訟等　418千円 ②賠償責任保険への加入、保険料の支払、保険金の請求等 （平成26年度決算額）歳出―保険料　4,818千円 歳入―雑入　24,431千円 ③交通事故その他の事故の処理に伴う損害賠償額の調整・指導助言、賠償金の支払、地方自治法第180条の規定に基づく専決処分に係る事務等 （平成26年度決算額）事故賠償金　23,201千円

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		30,379	41,158	30,063	
	役務費	4,904	4,818	4,782	賠償責任保険の保険料
	委託料	16,071	13,139	19,281	訴訟等の弁護士委託料
	補償補填及び賠償金	9,404	23,201	6,000	事故賠償金
人件費　B		14,011	13,598	14,107	
	職員人工数	1.72	1.72	1.78	
	職員人件費	14,011	13,598	14,107	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		44,390	54,756	44,170	
Cの財源内訳	国庫支出金	1,231			災害援護資金償還指導事業（国）
	県支出金		270		災害援護資金償還指導事業（県）
	市債				
	その他				
	一般財源	43,159	54,486	44,170	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	着実に訴訟終結及び事故解決が図られていること(数値目標の設定が困難であるため、活動指標を設定する。)。								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	着実に訴訟終結及び事故解決が図られており、事件、事故等の所管課の訴訟事務及び事故賠償事務の適正かつ円滑な遂行に寄与している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	訴訟の提起等があった場合及び職員の故意・過失又は施設の設置・管理の瑕疵による事故が生じた場合に適切に訴訟対応及び事故処理を行う必要があるところ、専門的な知識及び技術に基づく指導助言により事件、事故等の所管課を支援することで、本市として適切な訴訟対応及び事故処理を行うことができる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　■ 一部　☐ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	一部の訴訟事務等の弁護士への委託及び事故の示談交渉等の保険会社への委託（車両事故に限る。）について、既に実施済である。その他の事務については、行政内部の調整等が主な内容となることから委託になじまない。また、車両事故以外の事故に係る示談交渉等の委託は、法令上許容されていない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	
	A	B	C	D	E		
現状					●		訴訟対応及び事故処理は、その当事者として行政が責任を持って遂行すべきものであり、市民との協働になじまない。
将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	適切な訴訟対応及び事故処理を行うため、専門的な知識及び技術に基づく指導助言により事件、事故等の所管課を支援することが有効であることから、今後も継続する必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	適切な訴訟対応及び事故処理を行うため、事件、事故等の所管課や弁護士・保険会社との関係を緊密にし、より適切な指導助言を行うことができる体制を整える。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市有建築物保全事業費	10AT	
根拠法令	建築基準法第12条第2項及び第4項		
個別計画	—		
事業開始年度	平成21年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	05 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	保全担当	所属長名	西田　久範

①事業概要

事業実施趣旨	建築基準法が改正され、一定の用途かつ規模の市有建築物を定期的に点検することが義務付けられ、本市では平成21年度から定期点検を実施している。
対象（誰を・何を）	市有建築物(多数の者が利用する用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物、または、階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡超の事務所等の建築物)
求める成果（どのような状態にしたいか）	定期点検を実施することにより、建築物の防災上の劣化状況を把握し利用者等に対しての安全性を確保する。
事業概要	市有建築物の建築基準法に基づく建築物及び建築設備の定期点検に関する業務を行う。
実施内容	建築基準法に基づく定期点検の実施 ・ 直営点検の実施 ・ 施設管理者が行う定期点検の技術的支援（業務委託に係る設計図書の作成含む）

（単位：施設）

	26年度	27年度（予定）
一般施設	81 (51)	80 (43)
学校施設	82	81
市営住宅	97	97
合計	260	258

※　()内は上記のうち、直営点検を実施する施設数

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	95	134	175	
旅費	8	44	93	保全連絡会議への出席等
需用費	56	90	82	工具、文房具等の購入等
備品購入費	31			
人件費　B	8,895	8,579	7,731	
職員人工数	1.26	1.36	1.25	
職員人件費	6,622	7,275	6,424	
嘱託等人件費	2,273	1,304	1,307	
合計　C(A+B)	8,990	8,713	7,906	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	8,990	8,713	7,906	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	点検対象施設数								単位	施設
目標・実績	目標値	260	達成年度	26 年度	24年度	282	25年度	263	26年度	260
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	定期点検業務は、委託方式と直営方式を併用し計画どおり実施した。 （施設の用途廃止等に伴い、平成26年度は施設数が263から260となった。）								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	建築物の防災上の安全性を確保すること。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	定期点検は、施設の安全性等を的確に把握するためには直営にて実施することが望ましいが、経費を含め効率性等を総合的に判断し、委託方式と直営方式を併用し実施している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	建築基準法では、建築物の所有者等はその建築物を常時適法な状態に維持するように努めることとされており、このため市有建築物の定期点検は行政の専管事務として行う。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	改善	建築基準法に基づき市有建築物の定期点検を実施し防災上の安全性を確保することは行政の責務である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	定期点検に係る外壁の全面点検等については、計画的で効率的な実施方法を検討していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	8市人事主管者協議会出席者等負担金	10BJ	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	総務局	課	人事課、行政管理課、給与課、生活安全課	所属長名	西村　和修、細川　直樹、中村　直樹、北川　貴宏

①事業概要

事業実施趣旨	業務を遂行するため、他都市での取り組み状況等、情報を得る。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	業務を遂行するため、他都市での取り組み状況等、情報を得る。
事業概要	業務を遂行するため、他都市での取り組み状況等、情報を得る。
実施内容	＜主な事業内容＞ 兵庫県雇用開発協会会費（10,000円） ・中高年齢者の雇用の安定等に関する事業を通じて雇用の安定、福祉の向上に寄与する。 行政訴訟セミナー出席者負担金（7,000円） ・平成28年度の施行が予定されている行政不服審査法に基づく事務の実施等の参考にする。 8市人事主管者協議会出席者負担金（16,000円） ・類似都市の人事・給与制度等の課題について、情報交換等を実施し、本市人事・給与制度の改善等の参考にする。 阪神交通安全対策協議会負担金（2,000円） ・交通安全対策、交通安全教育等、構成市町の共通の課題について、情報交換や研究協議などを行い、本市の交通安全事業の改善等の参考にする。

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	36	35	28	
負担金補助及び交付金	36	35	28	出席者負担金
人件費　B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	36	35	28	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	36	35	28	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	業務を遂行するため、他都市での取り組み状況等、情報を得た。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	他都市での取り組み状況等、情報を知ることは業務遂行上必要な知識を得ることができるため必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	会費等については、参画している他自治体と同水準である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無		
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	協会等の会員に地方公共団体として参画しているため。	
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容	協会等に一会員として参画しており、市の主体性によって行う事業である。

⑧総合評価

総合評価	維持	業務上必要な知識を得ることができ、業務遂行には欠かすことができない。

⑨改善の方向性

今後の改善策	業務上必要な知識を得て、業務を遂行していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	安全運転管理者講習会出席者等負担金	10BK	
根拠法令	道路交通法・消防法・エネルギーの使用の合理化に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	保全担当	所属長名	西田　久範

①事業概要

事業実施趣旨	本庁舎の維持管理を行うために、継続的に有資格者を確保する必要がある。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	業務を遂行するための知識及び技能等を修得する。
事業概要	道路交通法に基づき安全運転管理者等に対して行われる講習会の受講を行うための負担金等
実施内容	＜主な事業内容＞ ・安全運転管理者講習会出席者負担金 自動車の安全運転管理のため、法律で定められた講習会を受講することで、安全運転の確保に努める。 ・自衛消防業務新規講習負担金 消防法により大規模建築物等に対して、統括管理者及び本部隊班長の設置が義務付けられているため、講習を受講しその資格を得るもの。 ・電気協会年会費 電気管理についての関係法規及び通達等について受講し、庁内の安全性の確保等に努める。 ・エネルギー管理新規講習負担金 省エネルギー法により義務付けられた、エネルギー管理員の資格を得るため講習

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		186	189	311	
	負担金補助及び交付金	186	189	311	安全運転管理者講習会出席者負担金等
人件費　B		1,955	1,670	2,150	
	職員人工数	0.25	0.22	0.28	
	職員人件費	1,776	1,491	1,971	
	嘱託等人件費	179	179	179	
合計　C（A+B）		2,141	1,859	2,461	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	2,141	1,859	2,461	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	各種講習会等を受講し、法定の資格取得や知識及び技能等の修得に努めた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	各種講習会等を受講することにより、法定の資格取得や業務上必要な知識、技能等を得ることができ、業務遂行には必要でかつ有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他の自治体も本市と同様に支出している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　☐ 一部　■ 無	
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ☐ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ☐ 委託等の余地無	各種講習会の負担金等は、市が支出すべきものである。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容　各種講習会等は行政が受講すべきものである。

⑧総合評価

総合評価	維持	各種講習会等を受講することにより、法定の資格取得や業務上必要な知識、技能等を得ることができ、業務遂行には欠かすことができない。

⑨改善の方向性

今後の改善策	各種講習会等を引き続き受講することにより、法定の資格取得や業務上必要な知識、技能向上を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市民生活相談等関係事業費	10D2	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和41年度		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	市民協働局	課	市民活動推進担当	所属長名	安福　眞理子

①事業概要

事業実施趣旨	日常生活の中で発生する各種のトラブルや悩みの解決を支援するため、弁護士などの専門家等を相談員として配置し、各種相談を実施する。
対象（誰を・何を）	日常生活でのトラブルや悩みを抱える市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民が日常生活で起きるトラブルや悩みを早期に解決し、安心して暮らせる。
事業概要	市民の各種トラブルや悩み、相談を、まずは担当職員が受けており、専門家の判断が必要なものについては、弁護士や司法書士など専門家が対応している。

実施内容

項目	相談員	実施日	相談件数	相談時間
①生活法律相談	弁護士	火・水・木	7件/日	20分
②家事相談	家事専門相談員	木	4件/日	40分
③登記相談	司法書士・土地家屋調査士	第2．4水	6件/日	30分
④専門相談（①②③除く	社労士、税理士等	相談により異なる		約30分
⑤その他の相談	市職員他	月～金	随時	

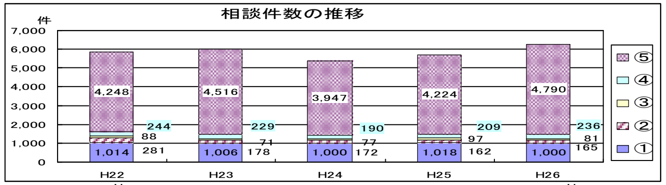

7,258件　7,255件　6,635件　6,987件　6,272件

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		5,255	5,330	5,282	
	報償費	315	315	349	家事相談員　@6300×50回
	旅費	0	0	5	
	需用費	41	41	51	相談関係図書費ほか
	委託料	4,899	4,974	4,877	県弁護士会@32400×149回
					県司法書士会@12204×12回
人件費　B		21,270	16,022	17,605	
	職員人工数	2.79	1.30	1.57	
	職員人件費	12,321	5,311	7,368	
	嘱託等人件費	8,949	10,711	10,237	※犯罪被害者支援相談を新設
合計　C(A+B)		26,525	21,352	22,887	報償費　支援相談員34,000円 旅費　職員連絡用
Cの財源内訳	国庫支出金				(H27.7から)
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	26,525	21,352	22,887	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	生活法律相談、家事相談を断った件数							単位	件
目標・実績	目標値	0	達成年度	—　年度	24年度	347	25年度	325	26年度 368
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	すべての生活法律相談を受け付けられることが目標だが、相談件数は多い状況が続いており、日によっては受付件数満了に伴って断っている現状がある。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	・日常生活でのトラブルや悩みを解決するために専門家による相談を受ける機会を設けることは、市民が安心して暮らすうえで必要である。 ・専門家による相談を受けることは、自己解決できる糸口となり有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	一般的に弁護士等に依頼すると有料となるが、報酬を払ってまでの相談となると、（報酬体系を理解することも含め）一般市民にとってはハードルが高く、生活課題を抱えていても相談を躊躇することになる。 まずは無料で相談ができることに意義がある。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間においても同様の事業を実施している。 例）弁護士による法律相談 西宮市：毎週　月・水・金曜日、相談時間1人20分　　月・金は弁護士2人で対応

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	生活法律相談、家事相談、登記相談は委託化している。 その他の相談の多く（市政相談、一般相談）は直営で行っているが、相談内容が市の業務に関するものが多いため、職員で実施することが効率的である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	A	B	C	D	E	内容
（市民の領域 ⇔ 行政の領域）						
現状				●		一部委託で実施している。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	市民が安心して暮らすために、日常生活で起きた悩みやトラブルを早期に解決できるよう実施している。 事象の深刻化を防ぐことや精神面で支えることにもなっており、今後も継続していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	・弁護士による生活法律相談については市民ニーズが高く、受付できないケースが発生しているが、曜日によっては予約の多寡が見られることから、できるだけ空いている曜日や他の相談機関を紹介するなどお断りの方へのフォローを徹底する。 ・職員の窓口での相談業務については、関連する研修への参加や、図書による知識の向上、職員同士の情報共有などによりスキルアップを図っている。現在はそれぞれの得意分野が異なりいいバランスで業務に従事しているが、今後も、職員の配置に考慮願いたい。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	兵庫県弁護士会補助金	10D3	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成19年度		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	市民協働局	課	市民活動推進担当	所属長名	安福　眞理子

①事業概要

事業実施趣旨	兵庫県弁護士会が行う弁護士援助制度事業※に対して、県内市町で協調して補助する。 （※刑事事件の被疑者等が、本人の経済上の理由で弁護士援助を受けられない場合において、兵庫県弁護士会が行う扶助）
対象（誰を・何を）	兵庫県弁護士会
求める成果（どのような状態にしたいか）	経済上の理由で弁護士援助が受けられない市民（被疑者等）が必要な援助を受けられる状態。
事業概要	兵庫県弁護士会が行う刑事被疑者弁護援助事業や少年保護事件付添援助事業などの事業（9事業）に対する補助。
実施内容	◆平成26年度援助決定件数　（尼崎市において弁護士援助制度事業の対象となった案件数）

	尼崎市	兵庫県全体
刑事被疑者弁護援助決定件数	23件	246件
少年保護事件付き添い援助決定件数	39件	377件
その他の法律援助決定件数	9件	128件

※その他の法律援助…犯罪被害者、難民認定、外国人、子供、精神障害者、心身喪失者
高齢者・障害者及びﾎｰﾑﾚｽ等で経済上の理由で法的救済を受けることのできない人

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	300	300	300	
負担金補助及び交付金	300	300	300	
人件費　B	264	186	503	
職員人工数	0.01	0.00	0.04	
職員人件費	81	0	317	
嘱託等人件費	183	186	186	
合計　C（A+B）	564	486	803	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	564	486	803	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	尼崎市民の援助決定件数								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	116	25年度	116	26年度	71
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	上記指標を置くが、目標値を設定する性質のものではない。 なお、補助金額は援助決定件数ではなく人口規模に基づき算定されているが、県内市町のうち神戸市に次いで尼崎市民が援助を受けており、多くの市民が救済されている状況にある。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	経済上の理由から弁護士援助を必要とする市民を救済するにあたり、市が介入することができないことから、兵庫県弁護士会が行う事業に対して助成するものである。 当該援助を必要とする市民が多いという現状をみれば必要性は高いと考える。 また、当該援助により、市民の不安を和らげられることから有効であると考える。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	経済上の理由から弁護士援助を受けられない市民を救済するための制度である。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	◆補助金額の実績　30万円　（人口規模により算定。平成19年度より同額。） （神戸：50万円、姫路・西宮：30万円、宝塚：20万円、芦屋・伊丹・川西・三田：10万円） ◆【参考】都市別決定件数（兵庫県下合計：751件）

神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	宝塚市	芦屋市	伊丹市	川西市	三田市
224件	103件	71件	32件	20件	2件	25件	8件	12件

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	事業の性質（補助金）から民間に委託できるものではない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状		●				弁護士はその専門性を生かし、行政は補助金により活動を支援している。協調して課題を抱えた市民を支援している。
将来像		○				

⑧総合評価

総合評価	維持	経済上の理由で弁護士援助を受けられない市民を支援することを目的とした補助金であり、社会的弱者に対する支援である。 兵庫県弁護士会からの援助を受ける市民が多く存在していることから、継続的に補助すべきと考える。

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成25年度に、補助金交付要綱を策定した。 平成26年度以降は、その要綱に基づき交付決定を行い、補助している。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	ホール等利用促進助成事業費	10S1	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成26年度		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	経済環境局	課	しごと支援課	所属長名	西岡　茂晴

①事業概要

事業実施趣旨	旧労働福祉会館の暫定利用終了に伴う代替措置として、エーリック多目的ホール及び総合文化センター7階第2会議室を代替施設とし、旧労働福祉会館暫定利用料金との差額の半分程度を助成する。
対象（誰を・何を）	エーリック多目的ホール及び総合文化センター7階第2会議室の利用者
求める成果（どのような状態にしたいか）	代替施設の利用料金を引き下げることで、ホール利用者の他の貸館施設への利用移行を促進する。
事業概要	代替施設と旧労働福祉会館の暫定利用料金との差額の半分程度を減額した暫定利用料金を設定し、市が施設管理者に対して差額分を助成していく。
実施内容	旧労働福祉会館の暫定利用終了に伴う代替措置として、ホール利用者の他の貸館施設への利用移行を促進するため、新複合施設完成（平成30年度供用目途）までの暫定的な取組として、代替施設の管理者へ助成を行うことにより、代替施設の利用料金を引き下げ、利用者の利用促進を図る。 また、助成額は代替施設と旧労働福祉会館の暫定利用料金との差額の半分程度とし、代替施設において、助成相当額を減額した暫定利用料金を設定する。 1　代替施設 ① エーリック多目的ホール【503㎡　500人】 ㈱エーリック　2,000千円 ② 総合文化センター7階第2会議室【174.1㎡　99人】 (公財)尼崎市総合文化センター　1,200千円 2　適用期間 平成26年4月1日利用分から新複合施設完成までの間（平成30年度供用開始目途）

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		0	3,200	3,200	
	負担金補助及び交付金		3,200	3,200	ホール等利用促進にかかる助成金
人件費　B		0	237	238	
	職員人工数		0.03	0.03	
	職員人件費		237	238	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		0	3,437	3,438	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	0	3,437	3,438	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	旧労働福祉会館ホール利用者に対して他の貸館施設への利用促進を目的に、対象施設管理者に対して助成を行っていることから、数値化は困難である。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	旧労働福祉会館の廃止に至った経過と暫定利用における利用実績等を踏まえる中で、他の貸館施設への利用移行を円滑に促進する観点から、新複合施設完成までの暫定的な取組として必要な事業である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	—
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	対象施設に対する助成を目的していることから、委託の余地はない。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容：対象施設に対する助成を目的していることから、行政が主体となって実施すべきである。

⑧総合評価

総合評価	維持	本市が代替施設と位置づけたエーリック多目的ホール（500人収容）及び総合文化センター7階第2会議室（99人収容）については、いずれの施設とも平成25年度と比べて約1割程度利用件数が増加しており、一定の効果が伺えることから、平成27年度についても引き続き事業を継続していく。 なお、当該事業は平成30年度供用開始予定の新複合施設完成までの間の暫定的な取組である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成27年度についても引き続き、各代替施設の利用動向について注視するとともに、利用率の向上に向けて各施設管理者と連携しながら、効果的にPRを行っていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	文書の収受発送事業費	111A	
根拠法令	尼崎市文書規程		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	10 文書費

施策の展開方向	—				
局	総務局	課	情報活用・公開担当	所属長名	中村　雅夫

①事業概要

事業実施趣旨	到達文書の受取・配付及び郵便物の発送並びに本庁・各出先機関の文書等の集配業務を行う。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	庁内文書の収受発送処理を集中化することにより、合理的で効率的な事務執行を図る。
事業概要	到達文書の受取・配付及び郵便物の発送並びに本庁・各出先機関の文書等の集配業務を行う。
実施内容	収受業務では、尼崎市役所あての郵便物を一括収受するとともに、配付箱を通じて各所管課への配付を行っている。発送業務では、各所管課から庁外向けの郵便物を受付け、市役所内郵便局へ差し出すとともに、料金後納扱いのものは、日本郵便㈱尼崎郵便局及び尼崎北郵便局に差出している。また、本庁と各出先機関相互の文書交換を特定信書便事業者を利用し、実施している。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		152,141	155,547	171,372	
	需用費	73	82	82	事務用品、機器修繕料等
	役務費	131,125	133,563	149,387	郵送料等
	委託料	20,319	21,902	21,903	文書集配業務委託料
	備品購入費	624			郵便料金計器購入費
人件費　B		4,200	4,416	3,406	
	職員人工数	0.42	0.46	0.33	
	職員人件費	3,421	3,637	2,615	
	嘱託等人件費	779	779	791	
合計　C（A+B）		156,341	159,963	174,778	
Cの財源内訳	国庫支出金	4,236	4,835	4,881	
	県支出金	3,343	2,028	2,788	
	市債				
	その他	1,565	1,296	2,331	兵庫県後期高齢者医療制度特別対策補助金等
	一般財源	147,197	151,804	164,778	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	郵送物発送件数(適切な成果指標の設定は困難なため、活動指標を設定)								単位	通数
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	1,770,583	25年度	1,849,087	26年度	1,825,667
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	庁内文書の収受発送処理を集中化することにより、合理的で効率的な事務執行を実施している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	庁内文書の収受発送処理を集中化することにより、各課単位で行うより、事務の合理化が図れ、経費も節減することができる。今後とも、庁内文書の収受発送処理を集中化することにより、文書の収受業務及び発送業務の合理化及び効率化を図っていく。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	既に民間委託により事業を実施している。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A　B　C　D　E 現状　　● 将来像　　○	内容：行政の責任と主体性により実施される事業であると考えられる。

⑧総合評価

総合評価	維持	庁内文書の収受発送処理を集中化することにより、事務処理面で合理的であるとともに、経費面においても効果的である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、合理的で効率的な事務執行を図っていく。なお、発送に際しては、これまでも郵便割引制度を最大限利用し、郵送料の節減に努めてきたところだが、今後は、庁内各課に対して、小封筒の利用促進や両面印刷による送付枚数の軽量化などについて周知することにより、郵送料の節減を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	浄書印刷等事業費	111K	
根拠法令	尼崎市文書規程		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	10 文書費

施策の展開方向	—				
局	総務局	課	情報活用・公開担当	所属長名	中村　雅夫

①事業概要

事業実施趣旨	印刷業務を合理的かつ効率的に実施するため、各種文書の複写機による印刷から製本までの一括処理等を行う。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	文書の印刷等を集中処理することにより、内部事務の効率化を図る。
事業概要	複写機等により、各種文書の印刷から製本までの一括処理等を行う。
実施内容	庁内における大量の印刷物について、原稿受付、印刷、製本処理等を行っている。また、各課で行う少量の印刷については、庁内に設置している複写機で行っており、当該複写機の保守管理を行っている。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		29,835	23,505	26,339	
	需用費	65	90	100	機器等修繕料
	委託料	29,770	23,415	26,239	浄書印刷業務委託料
人件費　B		5,015	4,416	3,406	
	職員人工数	0.52	0.46	0.33	
	職員人件費	4,236	3,637	2,615	
	嘱託等人件費	779	779	791	
合計　C（A+B）		34,850	27,921	29,745	
Cの財源内訳	国庫支出金		80	188	
	県支出金		17		
	市債				
	その他	1,133	909	854	外郭団体等浄書使用料等
	一般財源	33,717	26,915	28,703	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	用紙印刷枚数(適切な成果指標の設定は困難なため、活動指標を設定)								単位	枚
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	13,011,843	25年度	12,920,447	26年度	14,075,189
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	庁内における文書の印刷等の処理を集中化することにより、印刷業務の合理的で効率的な事務執行を実施している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	文書の印刷等の処理を集中化することにより、各課単位で行うよりも、事務の合理化が図れ、経費も節減できる。今後とも、文書の印刷等の処理を集中化することにより、印刷業務の合理化及び効率化を図っていく。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	既に民間委託により事業を実施している。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容：行政の責任と主体性により実施される事業であると考えられる。

⑧総合評価

総合評価	維持	文書の印刷等の処理を集中化することにより、事務処理面において合理的であるとともに経費面においても効果的である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、庁内における文書の印刷等の処理を集中化することにより、印刷業務の合理的で効率的な事務執行を図っていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	文書管理システム事業費	111P	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成18年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	10 文書費

施策の展開方向	—				
局	総務局	課	情報活用・公開担当	所属長名	中村　雅夫

①事業概要

事業実施趣旨	収受、起案、決裁、施行、保管、引継、保存、廃棄、最終的には情報公開に至る一連の事務処理をシステム化し、文書事務を紙による処理から電子的に処理する方法に変更する。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	システムを利用し、収受、起案、決裁、施行、保管、引継、保存、廃棄、最終的には情報公開に至るまでの一連の事務処理の電子化が進み、文書事務の省力化を図る。
事業概要	収受、起案、決裁、施行、保管、引継、保存、廃棄、最終的には情報公開に至る一連の事務処理をシステム化する。
実施内容	収受、起案、決裁、施行、保管、引継、保存、廃棄、最終的には情報公開に至る一連の事務処理をシステム化する。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		19,970	20,834	20,402	
	委託料	6,930	7,128	7,128	文書管理システム運用管理業務委託
	使用料及び賃借料	13,040	13,706	13,274	文書管理システム賃借料
人件費　B		2,593	2,648	1,346	
	職員人工数	0.27	0.26	0.13	
	職員人件費	2,199	2,056	1,030	
	嘱託等人件費	394	592	316	
合計　C（A+B）		22,563	23,482	21,748	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	22,563	23,482	21,748	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用所管課全体のシステム利用の増(適切な成果指標の設定は困難なため、活動指標を設定)								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	103,506	25年度	108,785	26年度	117,390
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	前年度と同水準で利用されているが、特に供覧文書等については未だに紙文書での回覧が残っており、文書事務の電子化を更に推進する。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	一連の文書事務処理をシステム化し電子化することは、事務の効率化や省資源化などの面から今後更に必要性が増すものと考えられる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　☐ 一部　☐ 無								
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	運用や管理に関する業務について全て委託済み。							
協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	事業の特性から専門知識のある業者への委託にはなじむものの、市民との協働という部分はほとんどなく、行政の責任と主体性により実施される事業であると考えられる。	
		A	B	C	D	E			
	現状					●			
	将来像					○			

⑧総合評価

総合評価	維持	国や県をはじめ市への到達文書についてもその多くは電子メール等により電子化されており、そういった文書を紙で処理することは非効率であり、文書事務の一連の事務処理をシステム化し電子化することは、事務の効率化や省資源化などの面から今後更に必要性が増すものと考えられる。

⑨改善の方向性

今後の改善策	文書管理システムの利用促進に向けた研修やマニュアル等の充実により一層の文書事務の電子化を図る。また、他の内部管理システム（財務会計システム等）と連携し文書事務の効率化を図るため、システム所管課と調整していくことが必要である。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	保存文書管理事業費	1121	
根拠法令	尼崎市文書規程		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	10 文書費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	情報活用・公開担当	所属長名	中村　雅夫

①事業概要

事業実施趣旨	保存文書を集中管理することにより、文書管理の効率化を図る。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	庁内における文書の保存・廃棄を集中的に管理することにより、適正な保存文書の管理を行うとともに、保存文書事務の効率化を図る。
事業概要	保存文書を集中管理することにより、文書管理事務の効率化を図る。
実施内容	各所管課から引継いだ文書の保存や保存期間満了文書の廃棄を行っている。 保存スペースについては、庁内書庫を活用するとともに民間倉庫の借上げ等により対応している。 【平成26年度実績】（引継文書）22,398冊、（廃棄文書）28,060冊、（保存文書総数）161,584冊

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		14,786	9,669	7,545	
	需用費	8,025	512	533	文書保存箱購入費、電動書架修繕料
	委託料	6,761	8,792	6,524	保存文書保管等業務委託料
	使用料及び賃借料	0	365	488	マイクロフィルムスキャナ賃借料
人件費　B		10,363	9,276	10,854	
	職員人工数	0.97	0.86	1.15	
	職員人件費	7,902	6,799	9,114	
	嘱託等人件費	2,461	2,477	1,740	
合計　C（A+B）		25,149	18,945	18,399	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	25,149	18,945	18,399	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	保存文書冊数(適切な成果指標の設定は困難なため、活動指標を設定)								単位	冊
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	178,323	25年度	167,246	26年度	161,584
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	庁内における文書の保存・廃棄を集中的に管理することにより、保存文書の管理事務の合理化、効率化を図っている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	庁内における文書の保存・廃棄を集中的に管理することにより、全庁的に適正な保存文書の管理を行うことができ、また、各課における保存スペースの確保や文書の廃棄作業が不要となる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　■ 一部　☐ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	本庁及び市政情報センターで保管しきれない保存文書を、民間の倉庫において保管しており、これ以上の委託は不可能である。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　　● 将来像　　○	内容：行政の責任と主体性により実施される事業であると考えられる。

⑧総合評価

総合評価	維持	庁内における文書の保存・廃棄を集中的に管理することにより、各課における保存スペースや文書の廃棄が不要となり、合理化・効率化が図れている。また、全庁的に保存文書の適正な管理も行うことができる。

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、合理的で効率的な事務執行を図っていく。なお、保存文書のうち、昭和40年頃から平成初期に作成したマイクロフィルムについては劣化が進んでいることから、複製フィルムを作成することにより、適正な維持管理を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	コミュニティFM放送事業費	1241	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成8年度		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	15 広報費

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	魅力発信・報道担当	所属長名	辻本　ゆかり

①事業概要

事業実施趣旨	市政情報を市民や事業者に分かりやすく提供し、市政に対する関心と理解を深めてもらうため、市政広報番組を放送する。また、市民の安全・安心な暮らしを確保するために、災害時などに他の広報媒体では伝えきれないリアルタイムの情報を提供する。
対象（誰を・何を）	市民、事業者
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民や事業者などが、ラジオを通じて、市からの情報を得ることで、市政に対する関心と理解が深まり、まちづくりへの参加意識が高まるとともに、生活に必要な情報をリアルタイムに受け取ることができている状態。災害時などに「エフエムあまがさき」を通じてリアルタイムに情報が提供できている状態。
事業概要	市民生活に関わりの深い行政情報、話題など（15分・20分・30分番組　週23回）をコミュニティFM放送を通じて、市民に提供するとともに、身近な人権について30秒のスポット放送を行い、人権について考える機会を提供する（月21回）。また、防火・防災意識の高揚を図るため防火・防災関連番組を放送する（10分　週3回）
実施内容	＜26年度実績＞ コミュニティFM放送局で、市からのお知らせや地域の情報などを届ける市政広報番組を放送する。また、災害発生時などの緊急時には防災メディアとして、関連情報をいち早く届ける。 （放送局） エフエムあまがさき（愛称＝FMaiai）82.0MHz （放送番組） ①行政広報番組 「みんなの尼崎情報局」月曜日～金曜日7:45～8:00、12:45～13:00、16:00～16:15 「声の広場」（企画・週間ダイジェスト）土曜日と日曜日17:00～17:30 （主な内容） 「魅力たっぷり尼崎」（市内の見所や季節の話題、地名の由来などを紹介）、「あまっこスピーチギャラリー」（子どもたちが将来の夢や暮らしの中で感じたことをスピーチで披露）など。 ②外国語放送（中国・コリア・ポルトガル・スペイン・ベトナム・英語の6カ国語） ③人権啓発放送　毎月第3月曜日から7日間（1日3回）30秒スポット放送 ④「はい、こちら119番です。」月・水・金曜日10:45～10:55

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		40,881	40,754	40,755	
	委託料	40,881	40,754	40,755	
人件費　B		2,688	2,372	2,853	
	職員人工数	0.33	0.30	0.36	
	職員人件費	2,688	2,372	2,853	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		43,569	43,126	43,608	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	43,569	43,126	43,608	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	あまっこねっとを活用したアンケート「広報誌及び広報番組について」の集計結果（問　FMあまがさきの市政広報番組を聞きますか？）								単位	%
目標・実績	目標値	50	達成年度	—　年度	24年度	36	25年度	46	26年度	40
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	決まった日時に放送されるラジオ番組という性質上、全ての市民に聞いていただくことは困難であるが、40%というアンケート結果から、一定の成果を達成したものと考える。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地域密着型のコミュニティ放送局である「エフエムあまがさき」を活用した広報は、市民生活に関わりの深い行政情報やまちの魅力の紹介など地域に根ざしたリアルタイムの情報発信が可能であり、特に、災害時にはきめ細やかな災害情報を提供できる主要メディアとして、非常に有効な媒体となることから、必要性は高い。また、毎日、市政情報などを放送しており、市政情報の提供と共有、自主広報という面においては、一定の効果が得られていると考える。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、市政情報や災害情報などを提供するものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間では、芦屋市と川西市以外はコミュニティFM放送を行っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	現在、エフエムあまがさきの放送事業を実施している公益財団法人へ番組制作及び放送業務を委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	今後も引き続き委託する予定である。
	A	B	C	D	E		
現状				●			
将来像				○			

⑧総合評価

総合評価	維持	災害時には、防災メディアとして重要な役割を果たす媒体であることから、平時から、コミュニティFM放送局の特性を活かした番組づくりに取り組む。

⑨改善の方向性

今後の改善策	市民参画による番組を増やすなどにより、一層、放送局の認知度を高める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	日本広報協会等負担金	124K	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和38年度		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	15 広報費

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	魅力発信・報道担当	所属長名	辻本　ゆかり

①事業概要

事業実施趣旨	広報業務の向上に必要な情報の収集、広報技術の習得等を行うため、全国の自治体等が加盟する日本広報協会（会員数約1,600団体）に加入する。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	広報に関する高い技術を身につけるなど、職員の資質向上が図られている状態。
事業概要	日本広報協会の会員となることで、全国広報広聴研究大会や各種セミナーの参加費が割引になるほか、全国広報コンクールへの参加や、月刊「広報」の購読ができることから、これらを利用・活用することで、広報業務の向上に必要な情報の収集、広報技術の習得等を行う。
実施内容	1　日本広報協会負担金 負担金額は都道府県、政令市、市、特別区、町村等で区分され、市においてはさらに人口規模別に分かれており、本市は市（人口10万人以上）に該当し、年額42,000円を負担 （平成26年度実績）42千円 2　広報セミナー参加費 研修費用として協会主催広報セミナーを受講する際の参加費@9,250円/1人 研修費用として毎日新聞社主催広報紙セミナーを受講する際の参加費@13,000円/1人 （平成26年度実績）22千円

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		63	64	66	
	負担金補助及び交付金	63	64	66	
人件費　B		0	0	0	
	職員人工数	0.00	0.00	0.00	
	職員人件費	0	0	0	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		63	64	66	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	63	64	66	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	情報の収集に加え、広報セミナーに参加することで、職員の能力向上に一定の効果がある。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	比較的低料金でのコンクールやセミナーへの参加、月刊誌の購読などができ、職員の広報技術の向上に寄与しているとともに、職員の意欲や能力の向上に一定の効果があると考える。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市も日本広報協会の会員である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　☐ 一部　■ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	負担金事業は、市で行う事業である。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容：地方公共団体等で構成される協会に会員として参画しており、市の主体性によって行う事業である。

⑧総合評価

総合評価	縮小	他都市の事例発表や、紙面レイアウトについての実践的な講義などが含まれるセミナーのみ受講を継続する

⑨改善の方向性

今後の改善策	セミナー参加者が他の職員へ引継ぎ研修を行うなど、広報技術の伝達と承継に引き続き取り組んでいく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	会計管理事業費	131A	
根拠法令	地方自治法、地方自治法施行令、尼崎市財務規則		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	20 会計管理費

施策の展開方向	—

局	会計管理室	課	会計管理室	所属長名	渡邉 昌也

①事業概要

事業実施趣旨	地方自治法第170条に基づき、本市の会計事務をつかさどる会計管理者が行う事務執行に要する経費を支出する事業である。
対象（誰を・何を）	支出命令、公金等。
求める成果（どのような状態にしたいか）	会計事務の適正な執行。
事業概要	審査業務　　支出負担行為の確認、支出命令等の審査等 出納業務　　公金の適正な出納管理等 備品業務　　財産の記録管理、備品の出納状況等の記録、管理　他
実施内容	○会計審査業務 支出負担行為の確認、支出命令等の審査等により、法令又は予算に違反していないこと及び支出負担行為に基づく債務が確定していることの確認等を行う。また、必要に応じて指導、会計検査等を行う。 実施状況 （下表） ○会計出納業務 公金の適正な出納、管理を行うとともに、収支計画等の状況を把握し歳計現金等を「最も安全かつ有利な方法」により保管、運用を行う。 ○備品管理業務 「財産に関する調書」の作成、備品の出納状況等の記録、管理を行う。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支出命令書等審査件数	116,559	116,936	116,485

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		1,697	2,063	4,423	
	旅費	53	45	60	
	需用費	732	1,038	1,406	書籍、印刷製本　等
	役務費	856	933	944	指定金融機関等事務取扱手数料　等
	委託料	0	0	1,944	平成27年度予算には財務会計
	使用料及び賃借料	56	47	69	システムの改修業務委託料が
人件費 B		79,041	79,748	75,101	含まれている。
	職員人工数	10.14	11.14	9.28	
	職員人件費	77,440	79,050	71,554	
	嘱託等人件費	1,601	698	3,547	
合計 C（A+B）		80,738	81,811	79,524	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	7	2	8	臨時職員雇用保険料に係る歳入
	一般財源	80,731	81,809	79,516	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	会計事務の適正な執行。									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	会計事務の適正な執行を目的としているため、数値的な目標は設定できない。 会計事務については、適正な執行ができている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	会計管理者の設置は地方自治法で定められており、会計事務については内部管理事業ではあるが、法令で実施が義務づけられている事業である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	地方自治法により、会計管理者は普通地方公共団体の職員のうちから長が命ずるものとされており、会計職員についても同様であるため、民間委託等はできない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	法定事務であるため協働にはなじまない。
	A	B	C	D	E		
現状					●		
将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	会計事務について、適正な執行ができている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	会計事務の適正な執行を継続する。また、会計事務の適正な執行を担保しながら、支出命令書等審査件数の削減や審査事務の効率化といった事務処理上の課題にも取り組む。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	11都市会計協議会負担金	131K	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成3年度		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	20 会計管理費

施策の展開方向	—

局	会計管理室	課	会計管理室	所属長名	渡邉 昌也

①事業概要

事業実施趣旨	行財政規模が概ね類似している都市の間で、相互に連絡調整を図り、会計事務の制度及び運営等諸問題について、共同研究並びに資料及び意見交換により、その改善及び向上を図ることを目的としている。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	会計事務の制度及び運営について、その改善及び向上を図ることを目的としている。
事業概要	行財政規模が概ね類似している都市（船橋市、金沢市、東大阪市、福山市、松山市、長崎市、鹿児島市、青森市、本市）の間で、会計事務の制度及び運営についての共同研究及び情報交換のため、年1回定例会を実施している。 ※設立当初から参加市の脱退・加入はあるものの、「11都市」の名称のまま開催されている。
実施内容	○平成26年度　11都市会計協議会定例会　開催内容 日時　平成26年10月2～3日 開催市　長崎市 参加市　船橋市、金沢市、東大阪市、福山市、松山市、長崎市、鹿児島市、青森市、尼崎市 議題　会計年度が市の会計年度と異なる団体に対する運営補助金の交付について 引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化（明示方法）について 支出負担行為伺書の添付資料の省略について 口座振替払で不能となった場合の処理について 現金検査（コンビニ収納分）の方法について 口座振替通知書の取り扱いについて 地方公会計制度の整備に向けた準備について 備品の適正管理について 金融機関窓口における督促料、延滞金の収納について 物品会計事務について 資金前渡精算書の取り扱いについて　等

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A	5	5	5	
負担金補助及び交付金	5	5	5	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数	0.00	0.00	0.00	
職員人件費	0	0	0	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計 C(A+B)	5	5	5	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	5	5	5	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	会計事務の制度及び運営についての改善等を目的としているため、数値的な目標は設定できない。 本市の会計事務に即効性のあるものもあれば今後の参考となるものもあるが、定例会への参加により、事業の目的は概ね達成できたものと考えられる。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	類似他都市との情報交換等の場として非常に貴重な機会であり、また、意見交換を行うことは職員の人材育成につながることから、引き続き会計事務の適正な執行のためには、必要不可欠なものであると考えている。 定例会で会計事務について活発に議論し、会計処理の実務等の考え方について意見交換することは、本市の事務処理上の課題等を整理するために、有効な方法であると考えている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	協議会参加市が一律に負担している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　☐ 一部　■ 無		
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	類似他都市との情報交換等を目的としているため、民間委託等の余地はない。	
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A B C D E 現状 ● 将来像 ○	内容	協議会に地方公共団体として参加しているため、協働にはなじまない。

⑧総合評価

総合評価	維持	会計事務に関しては、その実施方法の詳細について自治体ごとに違った取扱いをしていることがあるため、他都市の状況について把握することは本市の会計事務を遂行していくうえで不可欠なものである。とりわけ、財政規模が類似している他都市の状況は、本市にとって参考となるため、本協議会の定例会に出席することは非常に有意義なものである。

⑨改善の方向性

今後の改善策	本協議会の定例会に毎年出席し、情報交換や本市の事務処理上の課題解決に向けて積極的に活用していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	衛生管理事業費	151A	
根拠法令	労働安全衛生法、市職員安全衛生規則		
個別計画	尼崎市職員心の健康づくり計画（評価：無）		
事業開始年度	―		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	30 厚生費

施策の展開方向	―

局	総務局	課	給与課	所属長名	中村　直樹

①事業概要

事業実施趣旨	メンタルヘルスの不調による長期療養者の割合が全休職者の8割を占め、全年齢層から発症し長期化傾向にあることから、「尼崎市職員心の健康づくり計画」に基づきメンタルヘルス対策の推進を図る。また、職員の安全衛生を確保するため、予防接種等を実施する。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	職員の心身の健康管理及び安全衛生を確保し、安定した市民サービスを提供する。
事業概要	安全衛生管理体制の整備、研修会及び相談業務等を実施し、職員の健康管理及び安全衛生を確保する。
実施内容	1　安全衛生教育 メンタルヘルス研修会 ・管理監督者　135人　・新任役職者　72人 ・中堅職員　149人　・新規採用職員　124人 安全月間研修会　・安全衛生管理者等　207人 2　産業医による相談業務 精神科医　24回（延196人）、循環器専門医　3回（延20人） 3　職員相談業務 カウンセラーによる相談　延129人 4　予防接種 破傷風　延70人、B型肝炎　延25人

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		2,644	2,756	3,360	
	報償費	1,151	1,147	1,241	研修会講師謝礼、産業医報償費
	需用費	263	216	411	書籍、医薬品等
	役務費	13	59	36	休職者病状照会費用等
	委託料	1,207	1,328	1,659	予防接種、カウンセラー業務等委託
	使用料及び賃借料	10	6	13	研修会場使用料
人件費　B		19,630	19,216	19,059	
	職員人工数	2.32	2.33	2.26	
	職員人件費	18,899	18,421	17,911	
	嘱託等人件費	731	795	1,148	
合計　C（A+B）		22,274	21,972	22,419	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	150	140	150	健康管理保健指導助成金
	一般財源	22,124	21,832	22,269	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	「精神及び行動の障害」による休職者の減									単位	人
目標・実績	目標値	21	達成年度	27	年度	24年度	35	25年度	22	26年度	30
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず ■ 下回った	平成26年度は休職者数が30人となり、目標値を下回った。休職者全体に占める「精神及び行動の障害」による割合も8割を超えたため、引き続きメンタルヘルス対策に取り組む必要がある。評価指標については昨年度までの目標値を使用するが、今後もメンタルによる休職者を減少させることを目標とする。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	・職員の心身の健康管理及び安全と衛生を確保することは、事業主の安全配慮義務として不可欠であり、必要な事業である。 ・精神科産業医、カウンセラー相談が活用されており、専門家への相談の必要性や有効性が職員の間で浸透してきている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	―
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	―

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	職員への安全配慮義務を果たすことは事業主の市の判断により実施すべきものである。ただし、カウンセラーによる相談業務や予防接種業務については委託済み。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	業務内容の特性から専門業者への委託は可能であるが、市民との協働にはなじまない。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	組織の効率化を進めてきた中で、次の2点が求められている。 ①市民サービスを維持し、公務安定性を確保すること ②職員一人ひとりの健康と安全を守り、事業主としての安全配慮義務を果たすこと このため、引き続き継続した取り組みを進めていく必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	公務安定性を確保するためには、組織全体の業務生産性の低下を防ぐことが必要であり、メンタル不調者を減らすだけでなく、すべての職員を対象としてメンタルヘルス対策及び安全衛生教育を推進していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	定期健康診断業務等関係事業費	151K	
根拠法令	労働安全衛生法、同規則、市職員安全衛生規則		
個別計画	尼崎市職員心の健康づくり計画（評価：無）		
事業開始年度	―		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	30 厚生費

施策の展開方向	―

局	総務局	課	給与課	所属長名	中村　直樹

①事業概要

事業実施趣旨	脳・心臓疾患を原因とした現職死亡が発生している現状から、予防対策の充実を図るほか、法定の各種健康診断等を適切に実施する。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	脳・心臓疾患など、職員の健康状態を継続的に把握することで予防対策に努め、現職死亡や障害予防を図ることにより、公務の安定性を保つ。
事業概要	職員の健康の保持増進を図るため、職員の健康状態について、各種健康診断等を通して定期的・継続的に把握、管理し、疾病の予防や早期発見、早期治療につながるよう保健指導等を行う。
実施内容	【平成26年度実施内容】 1　定期健康診断　37,168千円 ・定期健康診断　27,763千円　3,001人（ドック受診者除く） ・2次検査　9,405千円　516人 2　クォンティフェロン検査　305千円　47人 3　深夜業務従事職員健康診断　2,202千円　400人 4　放射線業務従事者健康診断　14千円　4人 5　有機溶剤業務従事者健康診断　62千円　5人 6　採血業務従事職員健康診断　202千円　130人 7　保育士等特別健康診断　982千円　266人 8　がん検診　2,535千円 ・子宮がん　449千円　154人 ・大腸がん　655千円　638人 ・胃がん　1,431千円　414人

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		46,322	46,696	49,300	
	報償費	420	420	420	石綿健診医師報償費
	役務費	1,238	1,439	1,484	採用時健診費用（保健所へ）
	委託料	43,621	43,794	46,352	各種健診業務委託料
	使用料及び賃借料	1,043	1,043	1,044	ストレスチェックシステムリース料
人件費　B		11,323	10,673	11,095	
	職員人工数	1.39	1.35	1.40	
	職員人件費	11,323	10,673	11,095	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		57,645	57,369	60,395	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	10,358	10,734	10,357	成人病健診助成金
	一般財源	47,287	46,635	50,038	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	脳・心臓疾患による現職死亡者数ゼロ								単位	人
目標・実績	目標値	0	達成年度	毎　年度	24年度	0	25年度	3	26年度	1
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず ■ 下回った	平成26年度は前年度に比べて全体の現職死亡者が減少しており、その中で「脳・心臓疾患」による死亡者数は1人となった。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法により、定期健康診断の実施が義務付けられている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	職員の安全と健康を保持することは、事業主の責務であり、定期健康診断の実施は法により義務付けられている。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	がん検診については、国ががん対策として検診を推進していることもあり、他自治体におけるがん検診の実施率は7割前後となっている。（（一財）地方公務員安全衛生推進協会「地方公務員健康状況等の現況（平成26年11月）」による）

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無		
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	健診業務等については、すでに委託しているが、職員の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき健康管理を適切に実施することは、事業主である市の判断で行うべきである。	
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域：A / B / C / D / E 現状：E 将来像：E	内容	法定事業であり、市民との協働の領域にない。（一部法定外事業についても、事業主の判断により実施していくべきものである。）

⑧総合評価

総合評価	維持	市民サービスを維持し公務安定性を確保するためには、職員の現職死亡や障害の予防に向け対策を行う必要がある。職員の健康状態を把握し、疾病予防へとつなげるために健康診断の受診率向上を図るとともに、脳・心臓疾患による現職死亡者をなくすための予防対策を推進していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	職員が健診結果に基づき生活環境の改善に取り組めるよう、定期健康診断結果の見方について説明会を実施するほか、幅広い視点からの保健指導を行う中で、職員自らの健康に関する意識向上を図っていく。禁煙指導、がん検診の受診勧奨、健康診断の受診率向上等、引き続き各種取り組みを行う。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	尼崎市職員厚生会補助金	1521	
根拠法令	尼崎市職員の厚生制度に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和55年度		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	30 厚生費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	給与課	所属長名	中村　直樹

①事業概要

事業実施趣旨	職員の厚生制度の実施については地方公務員法第42条に規定されており、本市は尼崎市職員の厚生制度に関する条例を制定し、尼崎市職員厚生会が職員の福利厚生事業を実施している。
対象（誰を・何を）	尼崎市職員厚生会会員（平成27年3月31日現在会員数　2,836人）
求める成果（どのような状態にしたいか）	本市職員の福利増進を図ることにより、公務の能率的運営に資する。
事業概要	尼崎市職員厚生会が実施する福利厚生事業のうち、厚生施設管理運営経費等に補助をする。
実施内容	【補助金内容】 1　職員厚生会固有職員1人の人件費 2　本庁舎食堂及び大高洲庁舎食堂管理運営経費に係る補助 ・厨房機器更新費 ・大高洲庁舎食堂に設置する光学吸引式捕虫装置のリース料

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		7,913	6,611	6,975	
	負担金補助及び交付金	7,913	6,611	6,975	固有職員人件費
					厚生施設衛生管理費等
人件費　B		896	870	872	
	職員人工数	0.11	0.11	0.11	
	職員人件費	896	870	872	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		8,809	7,481	7,847	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	8,809	7,481	7,847	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	職員の公務能率の向上（客観性を確保できる適切な指標が見当たらないため、数値としての評価指標は設定しない。）								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	職員に対する福利厚生の実施により公務能率の向上は図れている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地方公務員の福利厚生については地方公務員法にその実施について規定されており、職員の生活の安定、健康増進を図り、公務能率の向上を図るためには不可欠な事業である。福利厚生事業実施に係る経費については、事業主の責務として応分の負担は必要であり、厚生施設の安定的、継続的な運営のためには補助金は有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体の互助会は、市職員が事務従事していることが多く、本市のように互助会職員に対する人件費補助等は行われていない。 食堂運営等に対しては、他自治体においても補助等を実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	条例に基づき補助金を支出しており、市で実施する事業である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	補助金事業は、市で行う事業であり、市民との協働の領域はない。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	事業内容や公費負担のあり方については時代に即したものへと見直しを進めてきており、法の規定に基づく職員の福利厚生事業を実施することは、事業主の責務として必要であると考える。

⑨改善の方向性

今後の改善策	尼崎市職員厚生会において、プロポーザル方式による本庁食堂等の委託業者の選考を行っている。今後も、こうした事業内容の充実や適切な設備更新を促し、厚生事業の推進に資するよう努める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	労働基準協会等負担金	152K	
根拠法令	労働安全衛生法、同規則		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	30 厚生費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	給与課	所属長名	中村　直樹

①事業概要

事業実施趣旨	安全で快適な職場環境の形成を促進するため、計画的に有資格者を確保することにより、労働安全衛生の充実を図る。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	労働安全衛生法に定める安全衛生管理体制のもと、安全で快適な職場環境の形成を促進する。
事業概要	・尼崎労働基準協会に加入することにより、事業場における積極的な安全衛生事業の推進を図る。 ・労働安全衛生に係る有資格者の確保や能力向上を目指し、各種研修会等に参加するための出席者負担金を支払う。
実施内容	1　尼崎労働基準協会会費 労働基準監督署ごとに設けられた団体で、労働安全衛生の普及徹底と事業場における安全衛生管理の改善を図ることを目的としている同協会に加入し、積極的な安全衛生事業の推進に努める。 2　地方公務員安全衛生推進協議会研修会受講料 管理監督者や安全衛生担当者に対する意識啓発と学習の機会とする。 3　安全管理者選任時研修会受講料 安全管理者選任時に受講が義務付けられている。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		53	44	60	
	負担金補助及び交付金	53	44	60	尼崎労働基準協会会費等
人件費　B		407	395	396	
	職員人工数	0.05	0.05	0.05	
	職員人件費	407	395	396	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		460	439	456	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	460	439	456	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	各種研修会等を受講し、安全衛生に関する知識の向上及び意識啓発に努めた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	・労働安全衛生法に定める安全衛生管理体制を整備するためには、研修の受講が必要である。 ・労働基準協会に加入することにより、安全衛生に関する情報が得られ、指導を受けることができるため、事業場における安全衛生事業の推進に有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	会費については、事業所規模に応じて金額が決められている。 研修会受講料については、実施機関において定められている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無								
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	出席者負担金及び協会加入金は市が支出すべきものである。							
協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	安全で快適な職場環境の形成が目的であり、対象が職員である。	
		A	B	C	D	E			
	現状					●			
	将来像					○			

⑧総合評価

総合評価	維持	安全衛生管理体制を整備し、安全で快適な職場環境を形成することは事業主の責務である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	各事業場における安全衛生管理体制を充実させるため、各種研修会への積極的な参加を促し、安全衛生担当者の資質向上を図っていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	研修事業費	171A	
根拠法令	尼崎市職員研修規程		
個別計画	はたらきガイド（評価：無）		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	50 研修費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	人材育成担当	所属長名	神田　達也

①事業概要

事業実施趣旨	職員が現在及び将来の担当職務を遂行し、その責任を果たしていくために必要な知識等を修得させるとともに、地方分権の時代における自治体職員としての認識を深め、意識向上の啓発と能力開発を図る。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	職員が、職種や役職を問わず、市民の立場に立って、新たな発想や豊富な知識・技術・経験をもって、困難な課題に対して果敢に取り組んでいけるようにする。また、すべての職員がやりがいをもって職務に取り組み、その持てる力を最大限に引き出せるようにする。
事業概要	職員が現在及び将来の担当職務を遂行し、その責任を果たしていくために必要な知識等を修得させるとともに、地方分権の時代における自治体職員としての認識を深め、意識向上の啓発と能力開発を図る。
実施内容	1　人事管理部研修 階層別に行われる必修の基礎研修（職員基礎研修及び役職者基礎研修）を中心に実施する。 基礎研修では、職務の階層ごとに求められる役割を果たすために、必要な能力や知識を養う。 （主な研修：接遇研修、マネジメント研修、各種派遣研修、女性職員の育成研修、人権研修） ＜平成26年度実施状況＞ 参加者数　6,913人 ＜平成26年度実績＞ 9,035千円 2　職場研修 各職場で職域や職種ごとの研修を実施し、業務遂行に必要な専門的な知識や技術を高める。 （研修メニュー：専門研修、人権問題研修、倫理研修、接遇研修、行政課題研修） ＜平成26年度実施状況＞ 参加者数　39,696人 ＜平成26年度実績＞ 1,662千円

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		10,614	10,697	12,826	
	報償費	885	1,198	2,086	研修講師謝礼
	旅費	2,362	2,433	3,152	研修に伴う職員の旅費
	需用費	539	543	637	研修に必要な図書費等
	委託料	6,543	6,261	6,653	研修の委託料
	その他	285	262	298	研修会場借上料等
人件費　B		18,272	19,011	16,503	
	職員人工数	1.92	2.23	1.90	
	職員人件費	10,697	12,912	10,331	
	嘱託等人件費	7,575	6,099	6,172	
合計　C（A+B）		28,886	29,708	29,329	
Cの財源内訳	国庫支出金	102	144	168	地域保健医療費等推進事業等
	県支出金			24	地域子ども子育て支援事業
	市債				
	その他	521	487	696	兵庫県市町村振興協会助成金
	一般財源	28,263	29,077	28,441	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	人事管理部研修の職員基礎研修（階層別研修）について、研修内容をよく理解できた、理解できたと回答した受講者の割合（アンケートによる満足度）								単位	%
目標・実績	目標値	85	達成年度	27　年度	24年度	93	25年度	92	26年度	92
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成26年度実績値は目標値を達成できているため、引き続き、実績値を維持していきたい。しかしながら、評価指標は、職員基礎研修（階層別研修）のみを対象としたものであるため、今後は、幅広い研修に対する評価手法を検討していく必要がある。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	職員の職員基礎研修（階層別研修）に対する理解度については、一定の理解を得られていると考えられるが、職員の能力開発の影響・効果の把握については、今後の課題である。 また、新たな発想や豊富な技術・経験の蓄積、やりがいの向上のためには、研修事業実施は有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	人事管理部研修の一部である職務の階層ごとに求められる役割を果たすために、必要な能力や知識を習得する目的で実施している階層別研修を委託しており、これ以上の委託は不可能である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	研修事業は、市で行う事業であるため、市民との協働はなじまない。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	改善	人事管理部研修は研修体系に基づき、職場研修は各部署の必要性に応じて実施しており、一定の効果があると思われるが、効率的な研修実施及び一層のモチベーション向上のためには、研修の充実が必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	より効果的に研修事業を推進するため、研修成果も踏まえ、研修計画を立案し、実施していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	各種研修参加等負担金　172K	事業分類	補助金・負担金
		事業区分	裁量的
根拠法令	尼崎市職員研修規程	会計	01 一般会計
個別計画	はたらきガイド（評価：無）	款	10 総務費
事業開始年度	—	項	05 総務管理費
施策	21 その他	目	50 研修費

施策の展開方向	—				
局	総務局	課	人材育成担当	所属長名	神田　達也

①事業概要

事業実施趣旨	職種や役職を問わず、市民の立場に立って、新たな発想や豊富な知識・技術・経験をもって、困難な課題に対して勇敢に取り組むことのできる職員を育成する。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	職員が、職種や役職を問わず、市民の立場に立って、新たな発想や豊富な知識・技術・経験をもって、困難な課題に対して勇敢に取り組んでいけるようになる。また、すべての職員がやりがいをもって職務に取り組み、その持てる力を最大限に引き出せるようになる。
事業概要	各分野の専門知識を修得させるために、各種研修機関が実施する研修に職員を派遣する。
実施内容	各職場で職域や職種ごとの研修を実施し、業務遂行に必要な専門的な知識や技術を高める。 （研修メニュー：専門研修、人権問題研修、倫理研修、接遇研修、行政課題研修） ＜平成26年度実施状況＞ 負担金交付件数　23件 ＜平成26年度実績＞ 541千円

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	669	541	1,079	
負担金補助及び交付金	669	541	1,079	研修参加負担金
人件費　B	81	79	396	
職員人工数	0.01	0.01	0.05	
職員人件費	81	79	396	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	750	620	1,475	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	750	620	1,475	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	各職員にとって必要な知識、技術の習得に役立った。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	必要な知識、技術の習得や意識改革と能力開発のためには、各種研修機関が実施する研修に職員を派遣することは不可欠である。 職員基礎研修（階層別研修）に対する理解度については、一定の理解を得られていると考えられるが、職員の能力開発の影響・効果の把握については、今後の課題である。 また、新たな発想や豊富な技術・経験の蓄積、やりがいの向上のためには、各種研修機関が実施する研修に職員を派遣することは有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	—
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市（芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市）においても、本市同様に負担している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	各種研修機関が実施する研修に職員を派遣しているため、委託等にはなじまない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	各分野の専門知識を修得するため、各種研修機関が実施する研修に職員を派遣しており、市の主体性によって行う事業である。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	必要な知識、技術の習得や一層のモチベーション向上のために、今後も各種研修機関への職員派遣が必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	多くの部署に各種研修参加負担金を活用してもらえるよう、各局企画管理課を通じて周知を図ってきたところではあるが、さらなる活用推進のため、庁内掲示板等での情報発信を検討する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	財産管理事業費	1821	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	55 財産管理費

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	公有財産課	所属長名	北村　雅樹

①事業概要

事業実施趣旨	公有財産の有効活用及び売却により自主財源を確保することを目的とする。公有財産の管理については、所管課からの報告漏れを通知及び手引きの配布により防ぎ、公有財産台帳を正確にする必要性がある。
対象（誰を・何を）	本市の公有財産
求める成果（どのような状態にしたいか）	公有財産の効率的な運用と適正管理を行う。
事業概要	公有財産の背策に係る局相互間の事務事業の総合調整や市有土地・建物データの管理、公有財産の有効活用及び適正管理に関する事務、市有土地の売払い、市有建物の火災保険に関する事務を行う。
実施内容	1　不動産売払 ＜平成26年度実績＞　10件　109,628(千円) 2　土地建物貸付 ＜平成26年度実績＞　51件　56,144(千円) 3　公有財産の有効活用 ＜平成26年度実績＞ ・清涼飲料水自動販売機の公募設置　65台　約21,734千円 ・TV広告モニターの公募設置　10台　約2,650千円 ・自動証明写真機の公募設置　1件　約1,981千円 ・時間貸駐車場　3件　約19,344千円

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A		22,020	23,936	23,659	
	需用費	559	605	863	消耗品等
	役務費	14,804	14,167	15,878	建物総合損害共済分担金等
	委託料	3,192	5,699	2,996	測量業務委託等
	使用料及び賃借料	3,465	3,465	3,465	公有財産システム賃借料
	その他	0	0	457	工事請負費・旅費
人件費　B		42,265	43,032	42,584	
	職員人工数	5.37	5.60	5.53	
	職員人件費	38,541	39,306	38,850	
	嘱託等人件費	3,724	3,726	3,734	
合計　C(A+B)		64,285	66,968	66,243	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	6	6	6	消防指令管制システム保険料(伊丹市分担金)
	一般財源	64,279	66,962	66,237	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	貸付料等の基本方針及び統一的な減免基準を策定し、全庁的に周知を行い、平成27年度から統一的な基準による減免を行うよう整理したが、一部整理が不十分なものがあるため随時見直しを進める。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市の公有財産管理上必要な業務であり、公有財産を適正に管理、有効活用することは、歳入の増加をはじめ本市の行財政にとって有効性が高く、今後も継続した取組が必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　■ 一部　☐ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	管理地の除草・鑑定・測量・工事等で一部委託しているものがある。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	公有財産の管理及び処分は、法的に市が行うこととなっている。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	公有財産の適正管理について徹底周知を図っているが、公有財産の異動及び貸付等の報告漏れが多発しており、公有財産台帳に不備が生じている。この報告漏れを防ぐために、今まで以上にこまめに周知を図ること、また、公有財産事務の手引きを作成し、所管課に配布することで、公有財産の管理を意識付ける必要がある。 また、公有財産の貸付け等にあたっての基本方針及び減免基準を策定したことに伴い、平成27年度からは統一的な基準に基づく減免を行うこととなったが、一部検討中として基準方針が固まらなかったものもあるため、基準を整備する必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	公有財産の報告漏れを防ぐために、公有財産の手引きの整備、公有財産の異動を行った所管課には決裁を返す際に報告書を提出するよう通知を徹底する。 また、減免基準の一部検討中のものについては、個別に所管部局と協議を行い決定する必要性がある。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	都市政策推進事業費	1928	
根拠法令	尼崎市総合計画審議会条例		
個別計画	—		
事業開始年度	平成26年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	60 企画費

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	まちづくり企画・調査担当、政策課	所属長名	立石　孝裕、伊藤 裕章

①事業概要

事業実施趣旨	総合計画で示す4つの「ありたいまち」を実現するため、人口の年齢構成バランスなどを重視した都市政策を進める。
対象（誰を・何を）	行政が行う全事業、市民や事業者によるまちづくりに資する活動
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民・事業者・行政が協力してまちづくりに取り組むことにより、都市の魅力と活力を向上させ、「住んでみたいまち・住み続けたいまち」を実現し、将来の世代に引き継いでいく。
事業概要	総合計画の推進や進捗管理のため、施策評価（決算評価）を実施するとともに、総合計画キャラバン事業や就学前児童世帯定住促進事業を実施した。
実施内容	【①都市政策調査研究事業】 今後の定住促進施策構築の基礎資料とするため、近隣他都市に転出したファミリー世帯に対し、その転出理由等を調査する往復はがきアンケートを実施するとともに、3歳児向け冊子の送付にあわせ、ファミリー世帯の居住動向を調査するアンケートについても実施した。 【②総合計画推進事業】 総合計画の進捗管理を行うため、先進都市の視察等を行いながら、本市独自の施策評価（決算評価）の仕組みを構築し、25年度決算の施策評価を実施した。その際、市民が感じている本市の施策に対する重要度や満足度等を把握するための市民アンケート調査も実施した。 【③就学前児童世帯定住促進事業】 本市は就学前児のいる世帯年齢層の転出が他の年齢層と比べ著しいことから、まちの長所などをアピールする冊子を作成し、就学までの期間を勘案し、3歳児のいる世帯に対し、当該児童の誕生月に、市長や職員からの手書きメッセージを添えて郵送した。 【④総合計画キャラバン事業】「ありたいまち」の実現に向け、そのために本市が抱える課題の解決を図っていくための調査研究として、平成26年度は教育関係の課題、解決の方向性などについて、市民から意見聴取を実施した。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		0	4,680	15,138	
	委託料		4,193	10,500	
	報償費		191	123	
	役務費		124	1,338	
	旅費		100	195	
	その他		72	2,982	
人件費 B		0	18,776	23,748	平成27年度は小事業として26年度実施の4事業に加え、〇尼崎まち・ひと・しごと総合戦略策定事業　〇立地適正化計画策定事業　を実施
	職員人工数		2.38	3.00	
	職員人件費		18,776	23,748	
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		0	23,456	38,886	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	0	23,456	38,886	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	市民アンケートにおいて「（尼崎市に）住み続けたい」と回答する市民の割合							単位	%	
目標・実績	目標値	50.0	達成年度	34 年度	23年度	42.2	25年度	—	26年度	43.6
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	都市の魅力と活力を測る指標として、居住継続を希望する住民の割合の増加を図る。総合計画策定時（平成23年度）の数値と比較するため、平成26年度以降、施策評価の実施に伴い毎年実施している市民アンケートに項目を追加し、指標の把握に努めている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	国においても、急速な少子化・高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指し、各市町村に地方創生の取組を求めてきている中、すでに、人口減少、少子化・高齢化の進行を見据えた総合計画をもとに、人口の年齢構成バランス等に着目したまちづくりを進めていくことは、非常に重要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	調査業務などの専門知識を有効活用できる業務については、委託も含め実施していく。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		市として課題への対応を検討する上で、市民意見を聴きながら進めていく。
将来像			○			

⑧総合評価

総合評価	拡充	国においても、急速な少子化・高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指し、各市町村に地方創生の取組を求めてきている中、すでに、人口減少、少子化・高齢化の進行を見据えた総合計画をもとに、人口の年齢構成バランス等に着目したまちづくりを進めている本市においては、今後、総合計画のアクションプランとして策定する総合戦略を推進することで、「住み続けたい町、住んでみたいまち」の実現に向け、引き続き精力的に有効な取組を検討していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	総合戦略の推進体制を整えるとともに、総合計画の見直しを行うことで、「ありたいまち」の実現に向けては、長期的な視点から俯瞰的に眺め、施策を超えた取組の検討をしていく必要がある。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公平委員会事務局関係事業費	1A1K	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	65 公平委員会費

施策の展開方向	—				
局	公平委員会事務局	課	公平委員会事務局	所属長名	佐々木　修

①事業概要

事業実施趣旨	公平委員会の運営に必要な業務を行う。
対象（誰を・何を）	職員及び職員団体
求める成果（どのような状態にしたいか）	職員の利益の保護と公正な人事権の行使を目指す。
事業概要	公平委員会の円滑な運営
実施内容	措置要求及び不服申立の実績 平成22年度　措置要求 0件、 不服申立 0件 平成23年度　措置要求 3件、 不服申立 0件 平成24年度　措置要求 0件、 不服申立 0件 平成25年度　措置要求 0件、 不服申立 0件 平成26年度　措置要求 0件、 不服申立 0件

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		406	425	503	
	旅費	88	76	136	全国公平委員会連合会総会等
	需用費	318	349	367	追録、図書
	委託料	0	0	0	
	使用料及び賃借料	0	0	0	
	その他	0	0	0	
人件費 B		3,902	1,423	4,514	
	職員人工数	0.99	0.18	0.44	
	職員人件費	3,902	1,423	3,487	
	嘱託等人件費	0	0	1,027	
合計 C(A+B)		4,308	1,848	5,017	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	4,308	1,848	5,017	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—（職員の利益の保護と公正な人事権の行使に係る成果指標及び活動指標の設定は困難である。）									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	案件が生じた際に対応するものであり、目標等の設定はなじまない。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地方公務員法第7条第2項に基づき、公平委員会設置条例で設置された機関であり、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を期するための必要な業務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　☐ 一部　■ 無		
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ☐ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ☐ 委託等の余地無	職員の利益の保護と公正な人事行政の執行をチェックする機関として設置されたものであり、運営は行政が行うべきである。	
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域：A / B / C / D / E 現状：E ● 将来像：E ○	内容	公平委員会の運営は、行政が行うべき業務であり、市民との協働にはなじまない。

⑧総合評価

総合評価	維持	公平委員会の設置は、地方公務員法第7条第2項に基づく地方自治体の業務である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後とも委員会の円滑な運営を行っていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	全国公平委員会連合会等負担金	1A21	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	65 公平委員会費

施策の展開方向	—

局	公平委員会事務局	課	公平委員会事務局	所属長名	佐々木　修

①事業概要

事業実施趣旨	公平委員会業務に係る情報、資料等の収集を行うため、各団体に所属する。
対象（誰を・何を）	公平委員及び事務局職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	公平委員会の円滑な運営円滑な運営に資するため、会議への出席を通じて幅広い知識と最新の公平委員会審理に関する情報を入手し、適正な委員会の運営に寄与する。
事業概要	全国公平委員会連合会、全国公平委員会連合会近畿支部、兵庫県公平委員会連合会への会費及び出席者負担金
実施内容	公平委員会業務に係る情報、資料等の収集を行うため、全国、近畿及び兵庫県下の会員相互の連携、協力を図る。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		137	137	137	
	負担金補助及び交付金	137	137	137	各団体の会費及び出席者負担金
人件費 B		375	158	266	
	職員人工数	0.11	0.02	0.01	
	職員人件費	375	158	79	
	嘱託等人件費	0	0	187	
合計 C(A+B)		512	295	403	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	512	295	403	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	各種会議に出席し、必要な知識や情報を入手している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	委員会への請求事案等については、いろいろなケースがあり、適正かつ公正な判定をするためにも、多くの情報収集と意見交換は必要であり、全国公平委員会連合会等に加入することは、業務を遂行していくうえで有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他の自治体においても加入している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	全国公平委員会連合会等の会員に公平委員会として参画しているため、委託にはなじまない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	地方公共団体の公平委員会で構成される連合会等に会員として参画しており、行政の主体性によって行う事業である。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	適正かつ公正な判定をするためにも、より多くの情報収集と意見交換は必要であり、全国公平委員会連合会等への加入は継続していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後とも、全国公平委員会連合会等への参加を通じて、情報収集を行い、公平委員会の適正な運営を行っていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	サービスセンター等管理運営事業費	1C3Q	
根拠法令	戸籍法、住民基本台帳法他		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	75 支所及びサービスセンター費

施策の展開方向	—				
局	市民協働局	課	市民課・窓口担当、JR・阪神尼崎サービスセンター、阪急塚口サービスセンター	所属長名	佐々木　修、松井　邦夫、平野 泰夫、名越 安砂子

①事業概要

事業実施趣旨	サービスセンター及び証明コーナーにおいて、各種証明書の発行及び住民異動届等の届出の受付等を行う。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の公証、戸籍法に基づく人の身分関係の形成事項を戸籍簿に登録し、その登録された人の身分関係を公証する。
事業概要	サービスセンター及び証明コーナーにおいて、住民票の写し等各種証明書の発行及び住民異動届等の届出の受付等を行う。
実施内容	<住民票の写し等各種証明書発行件数（無料・有料）>　（単位：件）

		24年度決算	25年度決算	26年度決算
阪神尼崎サービスセンター	無料	2,611	2,757	2,649
	有料	38,067	39,314	36,854
JR尼崎サービスセンター	無料	3,533	3,593	4,033
	有料	68,872	70,650	69,640
阪急塚口サービスセンター	無料	3,388	3,054	3,269
	有料	85,775	92,702	89,297
証明コーナー（5箇所）	無料	7,112	6,966	7,431
	有料	141,232	148,600	136,185
合計		350,590	367,636	349,358

＜その他主な取扱業務届出件数　26決算分　158,708件＞
戸籍届出・住民異動届出・税務申告・納付書再発行・国保・年金・福祉医療
児童手当等（ただし、証明コーナーの各届出受付は65歳以上の人と障害者のみ）

②事業費

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		19,220	19,782	20,590	
	需用費	1,530	1,551	1,937	電気料、事務用品等
	委託料	807	896	1,092	清掃業務委託等
	使用料及び賃借料	7,628	7,874	7,933	事務室賃借料等
	負担金補助及び交付金	8,196	8,429	8,432	共益費等
	その他	1,059	1,032	1,196	電話料、旅費
人件費　B		354,137	354,782	335,504	
	職員人工数	46.89	49.42	47.16	
	職員人件費	322,078	326,649	296,663	
	嘱託等人件費	32,059	28,133	38,841	
合計　C（A+B）		373,357	374,564	356,094	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	373,357	374,564	356,094	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	取扱件数(届出書類の受付、証明書の交付に係る法定事業であり、成果指標の設定は困難なため取扱件数を設定) (上段：戸籍住民票の写し等各種証明書発行件数、下段：その他主な取扱業務届出件数)								単位	件	
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	350,590 157,534	25年度	367,634 155,948	26年度	349,358 158,708
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の公証、戸籍法に基づく人の身分関係の形成事項を戸籍簿に登録し、その登録された人の身分関係を公証することができた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	戸籍法、住民基本台帳法、国民年金法、国民健康保険法等に基づく事務である。 また、戸籍事務、国民年金事務については、法定受託事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	証明書発行等については手数料条例に基づき手数料を徴収している。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	戸籍総合システムや住民記録システムについては、自治体ごとに受託者が異なることや、また戸籍数や端末台数等により、機器の賃借や保守等の費用が異なるため、他の自治体と比較することは困難である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無		
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 　■ 委託等の余地有 　□ 委託等の余地無	平成28年1月に窓口業務委託を実施予定である。より最適な業務委託を行うため、委託範囲の確認や業務フローを作成するなど、業務内容の整理と課題の洗い出しに努める。	
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A / B / C / D / E	内容：窓口業務の委託化に向けて整理中である。
	現状	●	
	将来像	○	

⑧総合評価

総合評価	維持	法令等に準じて、窓口業務の適正かつ効率的な事務運営を一定行うことができたが、人事異動による知識の偏りとそれによる窓口の混乱等、課題が多い。市民サービスの向上を目指して、今後も事務内容の見直し、研修などを通した職員の育成を検討している。

⑨改善の方向性

今後の改善策	窓口業務の委託化に向け、安定した業務遂行可能な業者の選定と、委託後、職員は審査及び指示に特化することから、委託後配置される所属長を含む職員は各所属のすべての業務において自己完結できるスキルが必要となる。そのため人材の育成が急務であり、実践力の向上のため、法令や接遇研修などを定期的に実施していくとともに、今後新たな市民サービスとしてコンビニ交付等も視野に入れたサービスの充実を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	固定資産評価審査委員会関係事業費	1J1K	
根拠法令	尼崎市市税条例第56条		
個別計画	−		
事業開始年度	昭和25年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	10 徴税費
目	05 税務総務費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	税務管理課	所属長名	前田　晋一

①事業概要

事業実施趣旨	毎年、固定資産評価審査委員を他都市との連携や情報交換のため、各研修に派遣している。
対象（誰を・何を）	固定資産評価審査委員
求める成果（どのような状態にしたいか）	固定資産評価審査委員会の円滑な運営
事業概要	固定資産評価審査委員会の研修等に係る経費
実施内容	・運営研修会、阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会への派遣事業 固定資産評価審査委員を各研修へ派遣して能力の向上を図る。 ＜平成26年度実績　22千円＞ 阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会(尼崎市) 固定資産評価審査委員会運営研修会(和歌山市) (参考)固定資産評価額の審査事業 固定資産評価額に不服のある者から不服申立があった場合に、固定資産評価審査委員会が行政委員会として独立した立場で当該固定資産を審理し、評価額が適正であったかどうかを審査する。 ＜平成26年度実施状況＞ 新規固定資産評価審査申出事案　0件 繰越分固定資産評価審査申出事案　1件

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	25	22	61	
旅費	17	9	42	
需用費	8	8	15	
使用料及び賃借料		5	4	
人件費　B	6,517	6,720	6,736	
職員人工数	0.80	0.85	0.85	
職員人件費	6,517	6,720	6,736	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	6,542	6,742	6,797	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	6,542	6,742	6,797	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□ (概ね)達成 □ やや達成できず □ 下回った	目標値の設定になじまない事業であるが、不服申し立てがあった場合、公平かつ適正な審査に努める。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	固定審査評価審査委員会は、法定の機関であり、尼崎市が調査、決定した固定資産評価額に不服がある者に対して設置される行政機関である。また、同委員会は、専門的な知識を有する者で組織されており、行政からは独立しているため、適正、公正な固定資産の評価額を審査するのに有効な機関である。これにより、納税者の権利を守ることにも繋がっている。研修に派遣することで、その固定資産評価審査委員に、さらなる知識の習得や他都市との情報交換、適正な評価額の審査が期待される。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	研修は、他の機関(財団法人等)、各自治体で行っている。 固定資産評価審査委員会は、行政委員会として機能しているため、委託になじまない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	固定資産評価審査委員の資質向上は、行政の責務と考える。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	固定資産評価審査委員会への不服申立は近年多様で審査も難件である中、いっそう必要な事業である。従って、継続して固定資産評価審査委員に対して研修の派遣を行うことにより、適正な評価額の審査を今後とも実施できるようにする。

⑨改善の方向性

今後の改善策	固定資産評価審査委員会の円滑な運営のため、予算を考慮しつつ固定資産評価審査委員の研修等の派遣を行っていきたい。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	税務帳票作成関連事業費	1K1A	
根拠法令	地方税法第13条他、下記実施内容で記載		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	10 徴税費
目	10 賦課徴収費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	税務管理課、資産税課、市民税課、納税課	所属長名	前田　晋一、秋岡　修司 山　雅成、中尾　智次

①事業概要

事業実施趣旨	各税目ごとに義務付けられた申告及び納税通知並びにこれらに関連付随する各種帳票を作成し、対象者に送付する。
対象（誰を・何を）	全納税義務者及び全納税申告者
求める成果（どのような状態にしたいか）	誤りのない分かりやすい申告指導や納税告知を行うことで、税務行政に対する信頼性を高め、納税につなげていく。
事業概要	各税目ごとに申告書（複数の種類の申告書もある）を作成して申告義務者に送付し、申告納付方式の税目については申告と納付が同時に行われることとなり、賦課決定方式の税目については税額決定後に納税通知書を送付する。これらの事務のうち当該事業に係る事務は、納税通知書等の帳票作成及び封入封かんが該当する。
実施内容	【平成26年度実績】 〇個人市民税・県民税申告書作成事業 （1）実績　45,000件 （2）根拠法令　地方税法第317条の2、市税条例第26条　他 〇個人市民税・県民税納税通知書作成事業（普通徴収） （1）実績　133,000件 （2）根拠法令　地方税法第13条、市税条例第30条の2　他 〇個人市民税・県民税納税通知書作成事業（特別徴収） （1）実績　35,000件 （2）根拠法令　地方税法第13条、市税条例第33条の3　他 上記内容の他、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税の各税目においても同様に、帳票作成と当該帳票送付のための封入封かん（事業所税を除く）の事業を行っており、また、滞納となった税についても、督促状並びに催告書を送付する事務を行っている。

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	38,338	31,677	50,769	※需用費
需用費	24,725	23,573	29,755	各税目ごとの帳票及び申告書等の購入費や印刷製本費
委託料	13,613	8,104	21,014	※委託料
				各税目ごとの帳票及び申告書等の封入封かん委託料
人件費　B	10,429	11,888	11,620	
職員人工数	1.52	1.47	1.59	
職員人件費	10,260	11,622	11,352	
嘱託等人件費	169	266	268	
合計　C（A+B）	48,767	43,565	62,389	
Cの財源内訳　国庫支出金				※その他の財源には、納税証明手数料、督促手数料等が含まれる。
県支出金				
市債				
その他	41,514	37,980	38,769	
一般財源	7,253	5,585	23,620	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	申告義務者には申告書を、納税（納入）義務者には納税（税額決定）通知書を送付し、また、市報等にも記事を載せるなど、申告及び納税意識の喚起に努めてきた。当該事業は、目標値等を設定することはなじまない事業であるが、公平かつ適正な課税を行い、歳入の確保を図るため、事務処理を行っている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市税の賦課決定に関する事務は、地方税法第13条等、法令に基づき行われるものであり、法改正等がない限り、現状の内容により引き続き実施していく必要がある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ■ 無	申告義務者及び納税（納入）義務者に、受益者負担を求めるべき事業ではなく、見直しの必要性もない。
見直しの必要性	☐ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　■ 一部　☐ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	市税の賦課決定事務そのものを委託することはできないが、帳票作成事業及び封入封かん事業は、すでに民間委託を行っている。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	申告義務者に申告をさせ、納税（納入）義務者に納税（納入）をさせる権力行政であり、また個人の秘密に属する情報がそのまま活用されていることから、行政の責任で実施すべき事業である。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	毎年の税制改正に対応した適切な事務処理を行うことができた。

⑨改善の方向性

今後の改善策	市税の適正賦課を行うとともに、毎年の税制改正により、ますます複雑化する制度への理解及び課税方法等について熟知するよう努め、正確かつ分かりやすい説明や周知を行うことで、申告義務者及び納税（納入）義務者からの理解を得る。また、公平負担の原則のもと、納税意識の高揚を促進し、適正な納付への誘導を図り、引き続き安定した市税収納の確保に努めていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	例日収入整理業務等経費	1K3A	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	10 徴税費
目	10 賦課徴収費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	税務管理課、納税課	所属長名	前田　晋一、中尾　智次

①事業概要

事業実施趣旨	納税された内容の確実な把握及び消し込みの実施
対象（誰を・何を）	市税の納付済通知書のデータ
求める成果（どのような状態にしたいか）	納税された内容の確実な把握及び消し込み
事業概要	市税の納付済通知書のデータ入力、各種集計
実施内容	1　例日収入整理業務委託 日々収納される市税の納付済通知書等を入力し、収入を整理するとともに、各種集計表を作成する。 2　個人市・県民税特別徴収磁気テープ化委託 金融機関が個人市・県民税特別徴収の納入済通知書を磁気テープ化して、例日収入消込を行う。 3　例日収入整理業務外部委託 番号の記載誤り等がある納付書で納められた市税のデータを訂正入力し、会計管理室が把握する収納金額と照合する業務を外部委託しているもの 4　税務サーバーシステム（保守委託） 保有期間が経過したデータをサーバーに保存し、パソコンで検索管理を行う。また、滞納情報をはじめとする税情報をパソコンサーバーに取り込んで処理し、分析資料を作成する。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		23,392	24,598	25,100	
	委託料	20,534	21,217	21,491	
	使用料及び賃借料	2,858	3,381	3,501	
	工事請負費			108	
人件費　B		3,060	3,388	3,248	
	職員人工数	0.28	0.33	0.31	
	職員人件費	2,281	2,609	2,457	
	嘱託等人件費	779	779	791	
合計　C（A+B）		26,452	27,986	28,348	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	26,452	27,986	28,348	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	当事業は、適切に納税された内容の確実な把握及び消し込みの実施が求められるため、常に、収納した税額と、機械処理上の数値を一致させなければならない。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	納税された内容を正確に把握し管理することは、会計処理上必須である。 納税状況の適切な把握が、滞納案件への対策資料となり、滞納額の圧縮につながる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	内部管理業務に近いものであり、納税者に受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西宮市、芦屋市、姫路市等も本市と同様に納税情報データ化の業務委託を行っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部 ■ 一部 □ 無	番号の記載誤り等がある納付書で納付があった市税のデータを訂正入力し、会計管理室が把握する収納金額と照合する業務を委託化している。現状、市で行っているのは、市税の納付について納税者から問い合わせがあった際のデータの確認等、直接納税者への対応が必要な部分であり、これ以上の委託の余地はないと考えられる。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	行政側の課税権の行使である税の賦課徴収の関連事業であり、市民との協働はなじまないと考える。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	納税された情報を正確に把握することは、市の会計上不可欠である。 これまでどおり、引き続き、納税された情報の管理、その情報による各種分析を行っていく必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、納税された内容を確実に把握し、消し込みを実施する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公的年金特別徴収等システム関係事業費	1K3E	
根拠法令	地方税法第321条の7の2等		
個別計画	—		
事業開始年度	平成20年度		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	10 徴税費
目	10 賦課徴収費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	税務管理課、市民税課	所属長名	前田　晋一、山　雅成

①事業概要

事業実施趣旨	年金特徴・電子申告・国税連携の各税務事務の電子システムを活用し、データの収受を行う。
対象（誰を・何を）	全納税義務者及び全納税申告者
求める成果（どのような状態にしたいか）	申告者及び納税者の利便性の向上、行政事務の効率化、経費削減
事業概要	現在、紙ベースで提出されている市税の賦課資料となる各種申告書等を、一般社団法人地方税電子化協議会のeLTAX(エルタックス)システムを利用して、年金特徴、電子申告、国税連携の各税務事務を電子化することにより、納税者等の利便性の向上と課税事務の効率化を図る。
実施内容	○公的年金特徴システム関係事業 (1) 事業概要　個人住民税における公的年金からの特別徴収制度に伴う、特別徴収義務者（日本年金機構等）との間でデータの受け渡しをする業務。 (2) 平成26年度実績　33千円(使用料及び賃借料) ○国税連携関係事業 (1) 事業概要　国税庁とネットワーク接続し、所得税の確定申告データを受け取るための諸費用。 (2) 平成26年度実績　2,258千円(需用費) ○地方税電子申告システム関係事業 (1) 事業概要　法人市民税、個人市民税(給与支払報告書)、固定資産税(償却資産)、事業所税の各申告、申請及び届出を電子的に処理する。 (2) 平成26年度実績　326千円(使用料及び賃借料) ○電子申告関係会費・負担金事業 (1) 事業概要　地方税電子申告業務等の遂行にあたり、社団法人地方税電子化協議会及び兵庫県電子自治推進協議会電子申告部会に納付すべき会費・負担金。 (2) 平成26年度実績　13,721千円(負担金、補助金及び交付金)

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	19,432	16,556	16,960	
需用費	2,032	2,258	2,089	
委託料	25	0	0	
使用料及び賃借料	592	577	521	
負担金補助及び交付金	16,783	13,721	14,350	
人件費　B	2,851	3,280	3,257	
職員人工数	0.35	0.34	0.33	
職員人件費	2,695	2,539	2,417	
嘱託等人件費	156	741	840	
合計　C(A+B)	22,283	19,836	20,217	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	22,283	19,836	20,217	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□ (概ね)達成 □ やや達成できず □ 下回った	当事業については、目標値の設定になじまない事業である。しかし、eLTAX(エルタックス)システムの利用件数(給与支払報告書の提出件数や法人市民税の電子申告件数など)は年々増加していることから、eLTAX(エルタックス)の普及や納税義務者の事務作業量の軽減といった効果が現れてきていると思われる。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	行政事務の効率化、コストの削減及び住民サービスの向上を図るため、確定申告データ等の各種データを国税庁や日本年金機構等の関係機関と連携することにより、課税事務等にかかる煩雑な事務作業、コストの削減、更には個人情報漏洩のリスク解消等が見込まれ、その必要性は大きい。電子化された各種データを活用することにより、課税事務の効率化が図られ、事務を遂行するうえで正確性を確保することができる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)においても、一般社団法人地方税電子化協議会に本市同様に負担金を支出している。 【地方公共団体のサービス状況（平成27年9月現在）】 全国47都道府県、23区796市748町192村にてサービス提供中 ＜尼崎市・西宮市・芦屋市＞　個人住民税、法人市民税、固定資産税(償却資産)、事業所税 ＜宝塚市・伊丹市・三田市・川西市＞　個人住民税、法人市民税、固定資産税(償却資産)

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	一般社団法人地方税電子化協議会の会員に地方公共団体として参画しているため。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容：国及び地方公共団体で構成される協議会等に、一会員として参画しており、行政の主体と責任によって行うべき事業である。

⑧総合評価

総合評価	維持	各種課税データを国税庁や日本年金機構等との関係機関と連携することにより、課税事務等にかかる事務作業の効率化とコストの削減、個人情報漏洩のリスク解消が図られるため、今後も実施していくべきである。

⑨改善の方向性

今後の改善策	電子申告は申告する側、受ける側双方にとって利便性・効率性を向上させることができる。双方が電子申告に対応できる設備や環境を整える必要があるため、法人等への協力要請や納税者や税理士への利用勧奨を行う。また、複雑化する税制改正、それに伴う課税資料の増加に対応するため、課税における電算システムの利用を計画的に進めるとともに、申告誤りを減少させるため政府の推奨する電子申告等の推進を呼びかけていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	兵庫県市長会軽自動車税関係特別会計等負担金	1K4A	
根拠法令	兵庫県市長会会則等		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	10 徴税費
目	10 賦課徴収費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	税務管理課、資産税課、市民税課	所属長名	前田　晋一、秋岡　修司、山　雅成

①事業概要

事業実施趣旨	適正・公平な賦課徴収事務の推進や税務行政事務の効率化等を目的に、一般社団法人地方電子化協議会、尼崎地区税務協議会及び兵庫県市長会と連携し、国や各地方自治体において共通して実施している事務事業を共同開催及び共同作業している。
対象（誰を・何を）	全納税義務者及び全納税申告者
求める成果（どのような状態にしたいか）	市・県民税の賦課徴収事務の円滑な推進及び経費節減、並びに市民の利便性の確保
事業概要	国と地方自治体が、年末調整事務や扶養親族等申告書の統合様式の共同作成事業等に関する税務行政運営上の協力や軽自動車税申告書等の受理代行業務について、中心的役割を担っている一般社団法人地方電子化協議会、尼崎地区税務協議会及び兵庫県市長会に対し負担金を支払う。
実施内容	【税務管理課】 ・兵庫県市長会軽自動車税関係特別会計負担金事業等＜平成26年度実績　1,655千円＞ 兵庫県市長会から軽自動車検査協会及び神戸運輸管理兵庫陸運部へ係員を派遣し、軽自動車税の申告書等の受理を行う経費等 （参考）　平成26年度兵庫県市長会軽自動車税申告書取扱件数　21,875件 【資産税課】 事業所税都市連絡協議会会員負担金事業＜平成26年度実績　5千円＞ 【市民税課】 ・年末調整共同処理事務経費負担金事業等＜平成26年度実績　531千円＞ ・納税相談等関係事業費＜平成26年度実績　70千円＞

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	2,295	2,280	3,403	
負担金補助及び交付金	2,295	2,280	3,403	
人件費　B	1,636	1,511	1,584	
職員人工数	0.22	0.21	0.25	
職員人件費	1,636	1,511	1,584	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C(A+B)	3,931	3,791	4,987	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	3,931	3,791	4,987	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	各協議会の一員として参画していることで、阪神間他都市及び国との情報共有や連絡調整等を密にすることができ、各地方自治体の事務の効率化及び経費の軽減を図ることができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	国と地方自治体との共通目標である「適正・公平な課税の実現」を目指すためには、広域的な普及啓発をはじめ、周辺自治体との情報共有や連絡調整等が必要不可欠である。同種の事業の共同実施は、各行政主体及び市民いずれにとっても、重複する作業が縮減され、事務の簡素化及び経費の削減、並びに市民の利便性の確保にそれぞれ寄与している。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	—
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間の他都市においても、兵庫県市長会、尼崎市地区協議会等に対し、本市同様に負担金を支払っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無		
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	協議会等の会員に地方公共団体として参画しているため。	
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容	国及び地方公共団体で構成される協議会等に、一会員として参画しており、行政の主体と責任によって行うべき事業である。

⑧総合評価

総合評価	維持	いずれの事業についても、国・県・市等で共同で行わずに、それぞれの行政主体が個別に行えば各行政主体はもちろん市民にとっても不要な負担が生じることとなり、また、国、県及び関係団体との協力関係は、税務行政の円滑な推進に不可欠である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	必要な事務の円滑な遂行に努めるとともに、国、県及び関係団体との協力関係を確立、推進するため、負担金を支出する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	戸籍住民基本台帳事務等関係事業費　1Q1A	事業分類	法定事業
根拠法令	戸籍法・住民基本台帳等	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	—	款	10 総務費
施策	21 その他	項	15 戸籍住民基本台帳費
		目	05 戸籍住民基本台帳費

施策の展開方向	—				
局	市民協働局	課	市民課 窓口担当	所属長名	佐々木　修 松井　邦夫

①事業概要

事業実施趣旨	戸籍等各種届出及び各種証明書発行事務等を円滑に行うため、各種機器賃借、保守業務等を行う。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の公証、戸籍法に基づく人の身分関係の形成事項を戸籍簿に登録し、その登録された人の身分関係を公証する。
事業概要	戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務に関する届出書類の受付、台帳整備及び証明書の交付事務を行う。
実施内容	<主な事務取扱件数（本庁分）　26年度　337,358件> 1　戸籍事務取扱件数　18,203件（本籍者　7,853件・非本籍者　3,404件）　*その他　41件 2　住民基本台帳事務取扱件数　35,059件 3　印鑑登録事務取扱件数　11,990件 4　船員事務取扱件数　506件 5　各種証明書発行件数　270,864件（無料　82,689件・有料　188,175件） 6　その他　695件

＜戸籍住民票の写し等各種証明書発行件数＞　（単位：件）

		24年度決算	25年度決算	26年度決算
本庁窓口（郵送分含む）	無料	82,527	79,395	82,689
	有料	184,754	190,603	188,175
	合計	267,281	269,998	270,864

②事業費

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		93,383	91,057	90,002	
	旅費	1,650	900	1,180	嘱託旅費、戸籍事務協議会出席
	需用費	17,819	15,342	16,542	書籍、偽造防止用紙等
	委託料	49,530	47,995	41,415	戸籍システム等保守委託等
	使用料及び賃借料	22,931	25,348	28,672	
	その他	1,453	1,472	2,193	ファクシミリ回線使用料等
人件費　B		278,496	289,370	267,080	
	職員人工数	30.82	34.74	30.59	
	職員人件費	237,938	257,275	234,963	
	嘱託等人件費	40,558	32,095	32,117	
合計　C（A+B）		371,879	380,427	357,082	
Cの財源内訳	国庫支出金	3,454	2,045	1,783	自衛隊員募集事務委託金、人口動態調査委託金(旅費、需用費)、中長期在留者住居地届出等事務委託金（人件費）
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	368,425	378,382	355,299	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	取扱件数(届出書類の受付、証明書の交付に係る法定事業であり、成果指標の設定は困難なため取扱件数を設定)									単位	件数
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	332,654	25年度	335,251	26年度	337,358	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成22年度末より年度末及び年度当初の窓口混雑緩和のため、本庁臨時窓口として土曜日を開庁するなど窓口業務の向上を図り、適正かつ効率的な事業運営を行うことができた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	戸籍法、住民基本台帳法に基づく事務である。 なお、戸籍法に基づく事務については、法定受託事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	証明書発行等については手数料条例に基づき手数料を徴収している。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	戸籍総合システムや住民記録システムについては、自治体ごとに受託者が異なることや、また戸籍数や端末台数等により、機器の賃借や保守等の費用が異なるため、他の自治体と比較することは困難である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	平成28年1月に窓口業務委託を実施予定である。より最適な業務委託を行うため、委託範囲の確認や業務フローを作成するなど、業務内容の整理と課題の洗い出しに努める。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	窓口業務の委託化に向けて整理中。
将来像			○			

⑧総合評価

総合評価	維持	法令等に準じて、窓口業務の適正かつ効率的な事務運営を一定行うことができたが、人事異動による知識の偏りとそれによる窓口の混乱等、課題が多い。市民サービスの向上を目指して、今後も事務内容の見直し、研修などを通した職員の育成を検討している。

⑨改善の方向性

今後の改善策	窓口業務の委託化に向け、安定した業務遂行可能な業者の選定と、委託後、職員は審査及び指示に特化することから、委託後配置される所属長を含む職員は各所属のすべての業務において自己完結できるスキルが必要となる。そのため人材の育成が急務であり、実践力の向上のため、法令や接遇研修などを定期的に実施していくとともに、今後新たな市民サービスとしてコンビニ交付等も視野に入れたサービスの充実を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	兵庫県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金 1Q2K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	兵庫県戸籍住民基本台帳事務協議会会則他	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	—	款	10 総務費
施策	21 その他	項	15 戸籍住民基本台帳費
		目	05 戸籍住民基本台帳費

施策の展開方向	—				
局	市民協働局	課	市民サービス部　窓口担当	所属長名	松井　邦夫

①事業概要

事業実施趣旨	協議会等に出席することにより、事務に関する研究及び改善や情報・資料収集を図っている。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	事務処理の改善、情報・資料収集等を行い、職員の知識等の修得を図る。
事業概要	兵庫県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金 戸籍住民基本台帳事務に関する情報・資料の提供等を行っている同協議会に対し、負担金を支出する。
実施内容	○兵庫県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金・・・47,000円 戸籍住民基本台帳事務に関する情報・資料の提供を行っている同協議会に対し、負担金を支出。

②事業費

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		46	47	46	
	負担金補助及び交付金	46	47	46	県戸住事務協議会負担金等
人件費 B		1,711	396	397	
	職員人工数	0.21	0.05	0.05	
	職員人件費	1,711	396	397	
	嘱託等人件費	0	0	0	
合計 C(A+B)		1,757	443	443	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	1,757	443	443	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	協議会に出席することにより、戸籍住民基本台帳事務及び中長期在留事務に関する情報及び資料を得、職員の知識、事務能力の向上を図ることができた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	戸籍及び中長期在留事務は法定受託事務で、全国一律の取扱いが必要となることから、協議会での情報収集が重要であり、情報交換の場が必要である。 なお、各協議会等で得る情報は、国からの情報をいち早く入手し、他都市との情報交換を行うものであり、有効に機能している。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金については、人口規模により算出しており、他自治体との均衡は図られている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	市町による協議会、連合会であるため、市が行う必要がある。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容：市町による協議会、連合会であるため、市が行う必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	協議会における情報収集は、全国一律の取り扱いを求められる戸籍事務等においては必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	協議会における情報収集は、全国一律の取り扱いを求められる戸籍事務等においては必要不可欠であることから、引き続き協議会の事業内容等を再考・検討する中で、構成市にとって、より一層有意義な会議体となるよう努める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	常時啓発事業費	1W1K	
根拠法令	公職選挙法第6条		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	20 選挙費
目	05 選挙管理委員会費

施策の展開方向	—				
局	選挙管理委員会事務局	課	選挙管理委員会事務局	所属長名	中村　知章

①事業概要

事業実施趣旨	政治・選挙への意識の向上については、選挙時のみの啓発だけでは不十分であるため、選挙が行われない平常時において政治・選挙への参加意識の向上や寄附の禁止等の啓発活動を行う。
対象	市民及び選挙区内の議員等
求める成果（どのような状態にしたいか）	選挙・政治への意識の醸成、寄附の禁止についての知識の向上
事業概要	選挙時以外の啓発事業の実施
実施内容	○　明るい選挙推進のポスター・キャッチコピー作品募集関係事業（ポスター応募総数：64点、キャッチコピー応募総数：38点） ・　ポスター：市内小・中・高校の児童・生徒を対象に、明るい選挙推進のためのポスター作品を募集し、優秀作品を表彰する。 ・　キャッチコピー：市内在住者を対象に、明るい選挙推進のためのキャッチコピーを募集し、優秀作品を表彰する。 ○　生徒会選挙支援事業（1校） ・　市内中学校・高校の生徒会選挙において、実際の選挙に近い形で実施してもらい、選挙の仕組みを理解してもらう。 ○　成人の日のつどい等、若年層向け啓発（1回） ・　成人の日のつどいの会場にブースを設け、啓発グッズ等の配布を通じて、新成人に選挙の重要性を理解してもらう。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		215	213	270	
	需用費	115	123	142	カレンダー作成経費等
	報償費	93	82	120	ポスター・キャッチコピー賞品等
	使用料及び賃借料	7	8	8	会場使用料
人件費　B		2,770	2,519	2,401	
	職員人工数	0.34	0.35	0.35	
	職員人件費	2,770	2,519	2,401	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		2,985	2,732	2,671	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	2,985	2,732	2,671	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	各種選挙の投票率（一年度内に複数回の選挙が行われた場合、もっとも投票率の高いものを、当該年度の実績値とする）								単位	%
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	57.51	25年度	48.68	26年度	45.87
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	投票率は、選挙の注目度に大きく依存するため、変動が大きく、目標数値を設定できるものではないが、国政選挙等において、尼崎市の投票率は全国平均より低いため、今後とも、啓発活動を通じ、選挙への参加意識の向上に取り組む。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当該事業を実施しても、直ちには投票率の向上に結びつかないが、若年層を中心に、選挙・政治へ参加する意識を醸成することで、投票率を上げていくため必要な事業である。また、政治家等に関する寄附についてのルールについても、意識の浸透をはかることにより、公正な選挙に資するため、必要不可欠な事業である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	事業の性格上、啓発の対象者は、事業費用を負担すべき受益者という概念にはならない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	統一基準はないため、各市の予算状況によって、事業内容・実施数がかなり異なるが、おおむね平均的な事業は実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	講演会等のイベント実施について、予算・従事人員等、一定の条件が合えば委託する余地はある。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		講演会等、事業内容によっては、協働で実施することができる可能性がある事業もある。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	継続して行うことで、政治・選挙に対する意識等の向上に資する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	事業予算が限られているため、ホームページの活用等、予算をかけずに実施できる啓発方法を検討する。また、公職選挙法が改正され、満18歳に選挙権年齢が引き下げられるなど、選挙を取り巻く環境が変化していることから、今後の常時啓発については、こうした状況の変化も踏まえる中で取組みを進めていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	選挙管理委員会事務局関係事業費	1W21	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	20 選挙費
目	05 選挙管理委員会費

施策の展開方向	—				
局	選挙管理委員会事務局	課	選挙管理委員会事務局	所属長名	中村　知章

①事業概要

事業実施趣旨	選挙管理委員会事務局の事務遂行のための職員出張旅費・消耗品・郵送料等の一般事務経費及び光熱水費・警備業務委託等の倉庫維持・管理経費
対象（誰を・何を）	事務局経費・倉庫施設・選挙器材
求める成果（どのような状態にしたいか）	選挙用器材等の適正な維持・管理
事業概要	事務局運営経費及び選挙器材倉庫施設の維持管理経費等
実施内容	・ 事務局一般管理経費(研修会・会議等出席旅費・消耗品費・郵送料等) ・ 倉庫等維持管理経費(警備業務委託、消防設備点検業務委託、機械警備用電話料、光熱水費)

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	393	414	492	
需用費	157	149	172	消耗品費、光熱水費等
委託料	122	124	128	警備業務、消防設備点検業務委託
旅費	87	112	151	諸会議出席旅費等
役務費	27	29	41	電話利用料
人件費 B	896	949	827	
職員人工数	0.11	0.12	0.12	
職員人件費	896	949	827	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,289	1,363	1,319	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,289	1,363	1,319	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	事務局運営を円滑に進めることができた。また、選挙器材倉庫施設の適切な維持管理ができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	事務局運営のための最低限の経費であり、必要不可欠である。

⑤受益と負担の適正化

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部 ■ 一部 ☐ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	警備業務、消防設備点検について、業者に委託している。(その他で委託可能なものはない。)
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域：A / B / C / D / E 現状：E ● 将来像：E ○	内容：基本的には内部管理事務であり、協働にはそぐわない。

⑧総合評価

総合評価	維持	ほとんどが固定経費であり、事務執行のためには必要不可欠の経費である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	執行する選挙数にも左右されるが、光熱水費に関しては極力前年度を上回らないよう努力する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	全国市区選挙管理委員会連合会等負担金	1W2A	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	20 選挙費
目	05 選挙管理委員会費

施策の展開方向	—				
局	選挙管理委員会事務局	課	選挙管理委員会事務局	所属長名	中村　知章

①事業概要

事業実施趣旨	他都市の選挙事務に関する情報交換等のために設立した全国・近畿・兵庫県の選挙管理委員会連合会等の会費及び研修等の負担金の支出により、円滑な事務執行及び職員の知識向上に資する。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	本選挙管理委員会事務執行に関する情報の収集
事業概要	全国・近畿・兵庫県の選挙管理委員会連合会の会費・研修等負担金
実施内容	・ 全国市区選挙管理委員会連合会負担金　87,000円 ・ 近畿都市選挙管理委員会連合会負担金　38,800円 ・ 兵庫県都市選挙管理委員会連合会負担金　25,200円 ・ 阪神7市1町明るい選挙推進協議会連合会負担金　40,000円

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		192	191	196	
	負担金補助及び交付金	192	191	196	内訳は上記実施内容の通り
人件費　B		1,874	1,818	1,823	
	職員人工数	0.23	0.23	0.23	
	職員人件費	1,874	1,818	1,823	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		2,066	2,009	2,019	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	2,066	2,009	2,019	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	研修会等に参加することにより、国・県の情報や他都市の状況等の情報を得られ、事務を執行する上での参考となった。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	国・県の動向・事務執行状況及び他都市の対応状況等の情報を入手するため及び国等に対する要望を行うためにも必要な事務である。

⑤受益と負担の適正化

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近畿地方における政令市以外の市においては、同様の負担金を支出している。（阪神7市1町明るい選挙推進協議会連合会負担金を除く）負担金額については、国勢調査の人口を基に算出している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　☐ 一部　■ 無							
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	当該団体の会員に、地方公共団体として参画している。						
協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	地方公共団体で構成される団体に一会員として参画しており、市の主体性によって行う事業である。
		A	B	C	D	E		
	現状					●		
	将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	国・県の動向・事務執行状況及び他都市の対応状況等の情報を入手するため及び国等に対する要望を行うためにも必要な事務である。また、研修会等に参加することにより、職員の資質向上に資する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	研修資料等の交換など、効率の良い情報収集方法を構築する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市政統計事業費	2A3A	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	25 統計調査費
目	05 統計調査費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	情報統計担当	所属長名	今村　彰昭

①事業概要

事業実施趣旨	人口をはじめとする各種統計資料は、問合せが多く、市民・事業所・職員等において利用されるニーズの高い資料であり、今後も多くの利用が見込まれる。
対象（誰を・何を）	市民、事業者、その他行政資料を必要とする者
求める成果（どのような状態にしたいか）	公式ホームページを活用して、統計書等を公表することにより、早く広く市民等に情報を提供するとともに情報の共有化を図る。
事業概要	本市の人口や委任統計調査にかかる結果から各種統計資料を作成し、市民・事業者、職員等に広く情報提供する。
実施内容	＜主な作成統計資料＞ 1　尼崎市統計書(年1回刊行) 2　尼崎市の人口(3月末現在での年1回刊行) 3　統計でみるあまがさき(年1回刊行) 4　人口月報(毎月公表) 5　人口動態(年1回公表)

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		235	272	408	
	旅費	1	12	33	統計協会会議出席等
	需用費	117	155	182	刊行用消耗品費
	使用料及び賃借料	117	105	193	複合機使用料、PC等賃借料
人件費　B		4,383	3,925	3,563	
	職員人工数	0.35	0.30	0.25	
	職員人件費	2,831	2,372	1,981	
	嘱託等人件費	1,552	1,553	1,582	
合計　C（A+B）		4,618	4,197	3,971	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	4,618	4,197	3,971	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	市ホームページ(人口・統計・調査資料のトップページ)のアクセス件数								単位	件
目標・実績	目標値	23,000	達成年度	26　年度	24年度	19,108	25年度	23,028	26年度	22,128
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	市ホームページから市政資料を閲覧できること、また行政資料の整備、充実に引き続き努めていく。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	統計調査の結果を統計資料として作成しており、市の施策立案の基礎資料となるだけでなく、行政資料コーナーや市ホームページで公開していることから、民間企業や市民の地域学習活動などの幅広い分野で活用されているため必要性は高い。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	有償頒布である各種統計資料は、作成にかかる実費を基に価格設定しており、これ以上の負担を求めるのは適切ではない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	製本方法(統計掲載内容、ページ数)は市により異なる。 尼崎市統計書　178ページ　860円 西宮市統計書　248ページ　1,300円 伊丹市統計書　122ページ　700円 なお、他都市においても、委任統計結果や人口、市統計書といった基本的な資料を作成しており種類的には同等である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	統計資料作成の一部委託は可能であるが、統計データの保護・管理等、市の責任において作成する部分があるため、全面委託化はできない。 現在、一部の統計資料の印刷製本を委託しており、既に効率化を進めている。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	統計調査の実施及び公表は、行政が行うべき事業であるため、市民との協働にはなじまない。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	市政統計資料は市の施策立案の基礎だけでなく、民間企業や市民の間で様々な分野で活用されており、さらに幅広く情報提供するとともに、利便性の向上を図る。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後もホームページに掲載する情報の更なる充実に取り組むことで、幅広く情報提供を行うとともに、各資料の検索方法について、複数ページにまたがる表の一括表示や、タブ設定による目的ページへの瞬時の移動等に引き続き取組むことで利便性の向上を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	行政資料収集整理事業費	2A3K	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成2年度		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	25 統計調査費
目	05 統計調査費

施策の展開方向	—				
局	総務局	課	情報統計担当	所属長名	今村　彰昭

①事業概要

事業実施趣旨	国や県、市政に関する行政資料を収集し、これを体系的に整理して、行政資料コーナー及び市ホームページにおいて情報発信を行う。また、市民・事業者等のニーズに応えるため、行政資料の有償頒布・コピーサービス等を行う。
対象（誰を・何を）	市民、事業者、その他行政資料を必要とする者
求める成果（どのような状態にしたいか）	市政及びまちづくりにおける参加促進を図る。
事業概要	国、県、他都市及び本市の各種行政資料、統計資料を収集し、閲覧・貸出業務を行う。
実施内容	国や県、市政に関する行政資料を収集し、これを体系的に整理して、行政資料コーナーにおいて、閲覧・貸出を行うとともに、市民・事業者等のニーズに応えるため、行政資料の有償頒布・コピーサービス等を行う。 ＜平成26年度実施内容＞ 来　館　　132名 貸出数　　5冊 資料頒布　127冊 コピー枚数　1,348枚

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		214	244	245	
	需用費	203	231	225	行政資料書籍
	使用料及び賃借料	11	13	20	複合機使用料
人件費　B		8,728	8,217	5,935	
	職員人工数	0.50	0.45	0.15	
	職員人件費	4,073	3,558	1,189	
	嘱託等人件費	4,655	4,659	4,746	
合計　C（A+B）		8,942	8,461	6,180	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	11	13	20	諸用紙印刷等実費弁償金
	一般財源	8,931	8,448	6,160	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	行政資料コーナーの利用者数								単位	件
目標・実績	目標値	1,500	達成年度	26　年度	24年度	1,362	25年度	862	26年度	832
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず ■ 下回った	平成26年度の利用者数は前年に引き続き低い水準であるが、ホームページのアクセス件数が高い水準を維持しており、その影響も考えられる。今後も引き続き、情報提供についてのニーズに対応していく。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本庁の各事業所管課が保有する行政情報を市政情報センター行政資料コーナーにおいて、市民及び事業者に対して一元的に情報提供を行っている。 近年、市政運営に関する市民の問題意識も高まってきており、明確な目的意識を持って来庁する市民が多くなってきている。こうしたニーズに対応した情報提供を円滑に行えるよう事業運営を行う必要がある。 また高齢化が進んでおり、インターネット環境のない情報弱者への対応においても有効と考えられる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	現状は行政資料等の複写サービスとして、その分の実費弁償を求めている。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	場所	対象者	コピー	貸出
尼崎市	市政情報センター	一般・職員	有料で可	可
姫路市	専用場所あり	一般・職員	有料で可	可
西宮市	担当課内	一般・職員	有料で可	職員のみ可
伊丹市	防災センター1階	一般・職員	有料で可	不可

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	市民や事業者のニーズに適切に対応するためには、データの有無など把握しておくとともに、事業所管課への照会も必要であることから、行政の事情に精通した専門性が必要となるため、市で実施したほうが効率的である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	行政資料の収集、管理は行政が行うべき事業のため、協働にはなじまない。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	庁内各部署や他市等、関係各所からの資料収集を行い、市民、事業者等のニーズに対応した各種情報の提供が必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	行政・民間を問わず、ある事柄の成果を客観的に測定・検証する際には、統計資料の活用は有益な手段であるため、利用者のニーズに適した資料が提供できるよう、今後も引き続き関係各所と連携し、市勢資料をはじめ、行政資料等の収集に努める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	兵庫県統計協会等負担金	2A41	
根拠法令	兵庫県統計協会会則、近畿都市統計協議会要綱		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	25 統計調査費
目	05 統計調査費

施策の展開方向	—

局	総務局	課	情報統計担当	所属長名	今村　彰昭

①事業概要

事業実施趣旨	兵庫県内及び近畿圏内の各市町村で構成される協会・協議会であり、統計思想の普及を図るとともに、統計事務の改善に寄与することを目的とする。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	統計活動の充実・強化と統計業務の連絡や協調及び職員の資質の向上を図る。
事業概要	統計思想の普及を図るとともに、統計事務の改善に寄与することを目的とし、統計業務に関する研修会、講習会に参加するほか、関係各市と相互に意見交換や事務の研究等を行うことにより、統計知識の向上、事務改善を図る。
実施内容	兵庫県統計協会会費　60,000円 平成26年4月28日　第1回市部統計協議会（於:西宮市） 平成26年5月20日　兵庫県統計協会理事会（於:兵庫県民会館） 平成27年1月8日　第2回市部統計協議会（於:洲本市） 兵庫県統計功労者表彰式 兵庫県知事表彰 兵庫県知事感謝 各省大臣表彰　等 近畿都市統計協議会会費　21,000円 平成26年5月23日　近畿都市統計協議会総会及び講習会（於:門真市民文化会館）

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		60	81	81	
	負担金補助及び交付金	60	81	81	兵庫県統計協会等負担金
人件費　B		407	395	396	
	職員人工数	0.05	0.05	0.05	
	職員人件費	407	395	396	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		467	476	477	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	467	476	477	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	刊行物、研修会、講習会などを通じて統計業務に関する情報を交換し、統計知識の向上に努めた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	県内及び近畿圏内の市町間において、おらゆる統計情報の意見交換や事務の研究等を図ることができる。これにより、統計思想の普及を図ることができ、統計知識の向上、事務改善を図ることができる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県内の市町においても、本市同様に負担している。なお、負担額は兵庫県統計協会、近畿都市統計協議会で定める算定基準による。 兵庫県統計協会【均等額＋人口割り】 神戸市　95,000円　姫路市　70,000円　西宮市　60,000円　伊丹市　45,000円 近畿都市統計協議会【人口割り】 神戸市　32,000円　姫路市　25,000円　西宮市　21,000円　伊丹市　14,000円

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	市主体で実施するものである。 兵庫県統計協会は会則により、県及び県内市町が正会員となり構成している。近畿都市統計協議会も同様に近畿圏内の都市が正会員となり構成している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	統計業務は行政が行うべき事業であり、協働にはなじまない。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	協議会に出席することにより、関係市町から統計に関する意見を交換することができる。 また統計功労者に対する表彰式等の開催により、登録調査員の意識向上に質することができる。

⑨改善の方向性

今後の改善策	様々な統計知識の向上、また統計業務の事務軽減を図るため、今後も引き続き協会に積極的に参加する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	監査事務局関係事業費	2G1K	
根拠法令	地方自治法、地方公営企業法、財政健全化法		
個別計画	監査基準、監査実施要綱、監査等年間計画等		
事業開始年度	昭和22年度（地方自治法の施行と同時に開始		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	30 監査委員費
目	05 監査委員費

施策の展開方向	—				
局	監査事務局	課	監査事務局	所属長名	増田　昭男

①事業概要

事業実施趣旨	地方自治法に基づき、例月出納検査、決算審査、健全化判断比率等審査、財務（定期）監査、出資団体等監査、指定管理者監査、住民監査請求に基づく監査等を実施している。
対象（誰を・何を）	現金出納、決算及び財政健全化状況、財務に関する事務の執行、市が資本金等を1/4以上出資している法人の経営全般、市が公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る出納、住民監査請求に係る請求内容等
求める成果（どのような状態にしたいか）	客観的な立場から監査・審査・検査（監査等）を行い結果を公表することにより、統治機構の一端として議会の審議等に資すること。また、市の内部統制がより有効に機能する状態となること。
事業概要	毎年度策定する「監査等年間計画」に従い、地方自治法等に基づく監査等を着実に実施する。
実施内容	【例月出納検査】毎月、現金の出納事務についての検査を行い、検査結果は各市議会定例会において市長・議会に報告している。 【決算審査】毎年度、一般・特別・企業の各会計の決算内容についての審査を行い、審査意見は市長に提出し公表している。 【健全化判断比率等審査】決算審査と併せて、決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率等について審査を行い、審査意見は市長に提出し公表している。 【財務（定期）監査及び行政監査】2年サイクルを基本に、各局室に係る財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理についての監査を行い、監査結果は直近の市議会定例会において市長・議会等に報告し公表している。 【出資団体等監査】概ね4年ごとに、市が資本金・基本金・その他これらに準ずるものの1/4以上の出資をしている法人を対象に、当該出資に係る出納その他の事務についての監査を行い、監査結果は直近の市議会定例会において市長・議会等に報告し公表している。 【指定管理者監査】市が公の施設の管理を行わせている団体を対象に当該管理に係る出納その他の事務についての監査を行い、監査結果は直近の市議会定例会において市長・議会等に報告し公表している。 【住民監査請求】請求内容に応じて、その都度監査を行っている。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		807	898	1,211	
	旅費	156	232	239	
	需用費	355	325	463	
	委託料	176	125	292	工事監査業務委託料（10件）
	使用料及び賃借料	120	216	217	
人件費　B		87,979	84,018	84,221	
	職員人工数	10.96	10.69	10.69	
	職員人件費	87,979	84,018	84,221	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		88,786	84,916	85,432	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	88,786	84,916	85,432	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	毎年度策定する「監査等年間計画」に従い、地方自治法等に基づく監査等の着実な実施									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	「平成26年度監査等年間計画」において実施すべき監査等については全て実施し、その結果については全て報告し、公表を行った。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地方自治法、地方公営企業法、財政健全化法に基づき実施するものであり、客観的な立場から監査等を行い結果を公表することにより、市の統治機構の一端を担うとともに内部統制に資する。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　■ 一部　☐ 無	監査等の業務については、専門性が高く、受託できる業者が極めて限定され、委託に係る費用の大幅な増加が見込まれる。また、外部の視点を入れるため、工事監査の一部を委託したものの、監査に当たっては、事務局職員が対象事項の課題を共有しながら意見形成を図ることが不可欠であることから、これ以上の委託は困難である。
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容：利害関係を排除した独立性・専門性が求められており、行政が主体として実施するものであり、共同になじまない。

⑧総合評価

総合評価	維持	地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、客観的な立場から監査等を実施するものであり、市の統治機構の一端を担うものであることから、継続的な実施が必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成24・25年度と2年連続の定数削減があったが、監査等に影響を与えないよう改善努力を行っている。 国の「地方公共団体の監査制度に関する研究会」にて、全国統一の監査基準が存在しないことの指摘があり、これを受け全国都市監査委員会において、平成27年8月に全国統一の新たな監査基準が作成されたところである。 今後、この新基準に合致した監査を行えるように新基準が施行されるまでの猶予期間で、体制整備、事務局職員のレベルアップ等を図っていく必要がある。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	全国都市監査委員会等負担金	2G21	
根拠法令	全国都市監査委員会会則等		
個別計画	−		
事業開始年度	−		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	30 監査委員費
目	05 監査委員費

施策の展開方向	―				
局	監査事務局	課	監査事務局	所属長名	増田　昭男

①事業概要

事業実施趣旨	全国・近畿地区・兵庫県等の各自治体をもって構成し、監査委員制度の円滑な運営・発展等のため、各種会議・研修会等への出席を通じて、監査委員及び事務局職員の情報収集・知識習得に資する。
対象（誰を・何を）	監査委員及び事務局職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	監査対象の増加や住民監査請求の増加等に伴い、監査業務の高度化が求められ、また業務量が増加していることから、監査委員及び事務局職員の知識習得・情報収集に資することにより、監査技術の向上が図られている状態。
事業概要	「監査等年間計画」に従い、地方自治法等に基づく監査等を着実に実施するため、監査委員及び事務局職員の情報収集・知識習得に資する。
実施内容	【全国都市監査委員会】（年会費　116,000円） ・総会、研修会 【近畿地区都市監査委員会】（年会費　24,000円） ・総会、研修会 【兵庫県都市監査委員会】（研修出席者負担金　9,500円） ・委員会、研修会、事務局長会、実務研修会 ・兵庫県7市常勤・準常勤監査委員事務連絡会 ・東部ブロック事務局長会、事務研修会 【その他】（研修出席者負担金　1,000円） ・中核市監査（委員）事務局連絡会 ・三地区都市監査事務研修会

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		146	151	154	
	負担金補助及び交付金	146	151	154	
人件費　B		783	2,384	2,391	
	職員人工数	0.16	0.49	0.49	
	職員人件費	783	2,384	2,391	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		929	2,535	2,545	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	929	2,535	2,545	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	―									単位	―
目標・実績	目標値	―	達成年度	―	年度	24年度	―	25年度	―	26年度	―
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	他自治体との情報交換を行うことで、それぞれの自治体が抱える諸問題等についての情報共有を図ることができた。また、研修会等を通じて、監査委員及び事務局職員への監査事務に係る知識習得を高める機会を提供することができた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地方自治法等に基づく監査等を着実に実施するため、他自治体との情報交換や研修会等による知識習得に係る機会として積極的に活用し、復命に際しては職場内で伝達研修を行うなど、監査技術の向上に寄与している。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有　☐ 無	―
見直しの必要性	☐ 有　☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	全国・近畿地区・兵庫県等の各自治体（※参考：兵庫県は29市2組合1企業団にて構成）をもって構成し、監査委員制度の円滑な運営・発展等のため、各種会議・研修会等への出席を通じて、監査委員及び事務局職員の情報収集・知識習得に資するものである。

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　☐ 一部　■ 無		
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	監査委員及び事務局職員の情報収集・知識習得を図るものであり、委託等に相応しない。	
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	内容	地方公共団体等で構成される団体等への負担金であることから、市の主体性によって行う事業である。

	A	B	C	D	E
現状					●
将来像					○

⑧総合評価

総合評価	維持	監査対象の増加や住民監査請求の増加等に伴い、監査業務の高度化が求められ、また業務量が増加するなか、監査技術の向上が不可欠となっており、地方自治法等に基づく監査等を着実に実施するためには、監査委員及び事務局職員の知識習得・情報収集に資することにより、監査技術の向上を図るため、継続的な実施が必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成24・25年度と2年連続で定数削減があったが監査等に影響を与えないよう改善努力を行っており、そのためにも様々な情報を共有するとともに、監査委員及び事務局職員の知識習得を図ることが必要である。加えて、28年度以降に全国統一の新たな監査基準で監査を実施していくこととなっており、そのための情報収集も必要なことから、今後も引き続き、負担金を支出する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	ホームレス実態調査事業費	302U	
根拠法令	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法		
個別計画	―		
事業開始年度	平成14年度		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	―				
局	健康福祉局	課	生活支援相談課	所属長名	上野　裕司

①事業概要

事業実施趣旨	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針(平成20年7月厚生労働省・国土交通省告示第1号)に基づき実施される、施策の効果を継続的に把握することを目的として国が実施する。
対象（誰を・何を）	市内の、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者
求める成果（どのような状態にしたいか）	ホームレス生活者の実態を把握して県、国に報告し、支援施策の効果を全国的かつ継続的に把握する。
事業概要	尼崎市内のホームレス（公園、河川、道路、駅舎等を起居の場所として日常生活を営んでいる者）の数を把握するため、大学の研究チームに委託し、巡回による調査を行う。
実施内容	【事業委託先】 大阪府立大学社会福祉調査研究会 【調査手法】 尼崎市内のホームレス（都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者）の数を把握するため、巡回による目視と聴取により調査を行う。調査の実施にあたっては、過去の調査について受託してきた実績があり、本市の実態について精通している大阪府立大学社会福祉調査研究会に委託する。 【本市ホームレス者数の推移】（過去10年　単位：人） ・18年9月　345　・23年1月　101 ・19年 1月　264　・24年1月　87 ・20年 1月　217　・25年1月　64 ・21年 1月　179　・26年1月　82 ・22年1月　123　・27年1月　39 なお、平成19年1月及び23年1月の調査時は、概数調査に加え生活実態調査が行われている。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		410	410	410	
	委託料	410	410	410	
人件費　B		2,562	2,283	1,731	
	職員人工数	0.57	0.17	0.12	
	職員人件費	2,562	1,910	1,358	
	嘱託等人件費	0	373	373	
合計　C(A+B)		2,972	2,693	2,141	
Cの財源内訳	国庫支出金				厚生労働統計調査委託金事業として実施(補助率10/10)
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	2,972	2,693	2,141	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	効率的な調査「調査日数年間1日／実際の調査日数」(ホームレスの人数を調査することが目的で、支援事業ではないため活動指標を設定								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎　年度	24年度	100	25年度	100	26年度	100
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	委託先団体が毎年本市の調査を行っており、実態をよく把握していること及び、リーダーが事実上学識経験者で当該調査について熟知しているため、1日で調査が完了した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	成果は単に国・県に報告するだけでなく、本市のホームレス数の推移や位置情報等の実態把握も出来るので、本市のホームレス支援施策や検討にも役立つ。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	特別措置法に基づく国からの調査委託事業であり、受益者は想定していない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他市はホームレス数が本市よりもかなり少なく、委託によらず市が直接調査を行っている市が多いが、日数では多い所で5日間かかる市もある。なお、国は全て地方自治体に委託しており、直接調査することはない。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	委託先の中心メンバーはいわゆる学識経験者であり、国のホームレス問題の委員になっている人もいる。さらに、これまでの調査実績の積み重ねにより、尼崎市の実態を把握していて、効率的な調査が可能である。もし委託先が変われば、こうした過去のデータが生かされず、また、委託先によって、ホームレスか否か等の判断基準が変わることも考えられ、調査データの一貫性が損なわれるおそれがある。（年度により人数の不自然な多寡が生ずる、等）

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	
	A	B	C	D	E		
現状					●	内容	行政の責任において実施すべき事業である。
将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	国からの調査委託がなされる限りは実施していく必要があり、また、本市でも当課が事務局となって関係各課で組織する「ホームレス支援庁内連絡会議」において策定された、「尼崎市におけるホームレス支援対策について（方針）」に基づき実施される諸施策の有効性をはかり、施策の継続や見直しを検討するための重要な指標となるため、継続が必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が5年間延長された（平成29年8月まで）。再延長がなければ、当該調査は平成29年1月調査分をもって終了することも考えられるので、国の動向に注意する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	災害援護資金貸付金償還事業費	304K	
根拠法令	災害弔慰金法（尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例）		
個別計画	—		
事業開始年度	平成7年度		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	—				
局	健康福祉局	課	福祉課	所属長名	針谷　健二

①事業概要

事業実施趣旨	平成7年1月に発生した兵庫県南部地震における本市の被災者4,002人に対し、災害援護資金6,822,873,800円を貸付け、その内、平成27年3月末現在、5,568,898,882円が償還されたものの、免除等を除いた,959,771,076円が未償還となっており、その回収等を行っている。
対象（誰を・何を）	未償還者845人
求める成果（どのような状態にしたいか）	平成27年3月末現在、未償還額は959,771,076円あり、その回収等に努めることにより、公平性を確保し、将来的に本市が国・県への償還額としての財政負担額を減少させていく。
事業概要	兵庫県南部地震の被災者に貸付けられた災害援護資金貸付金の回収業務 (1)償還システムを活用した償還管理の実施 (2)償還指導員による償還指導等 (3)支払督促等の法的措置による債権確保
実施内容	1. 未償還者に対する償還指導について 未償還者の大部分は、高齢、失職等による償還困難者であり、個別事情に応じた償還計画により、償還率の向上に努めている。 所在不明等の行方不明者については、定期的な戸籍調査等に基づき情報収集に努めている。 2. 悪質未償還者等に対する措置について 平成26年度実績　訴訟1件　支払督促4件 3. 国・県への要望 (1)履行延期を求める取り組み 当該貸付金は、国・県からの借用で賄われており、その返済については平成26年度に再度今後3年間の履行延期が認められることとなったが、平成29年度以後についても関係各市と連携して更なる延長を求めていく。 (2)免除要件の拡大について 償還免除については、法により「借受人が死亡・重度障害となり、連帯保証人等が償還困難であると判断できる場合」に限定されているが、平成23年に発生した東日本大震災において国は免除要件に「償還期間である10年後に償還困難であると判断できる場合」との特例措置を設けたことから、兵庫県南部地震においても、同等に免除要件を拡大するよう今後も関係市と連携して強く要望していく。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		2,076	2,019	3,093	
	旅費	282	304	490	償還指導員調査旅費
	需用費	264	263	411	納付書、窓空き封筒等
	役務費	155	85	546	支払督促及び訴訟手数料等
	委託料	628	597	872	システム保守、管外調査業務委託
	使用料及び賃借料	747	770	774	システム機器使用料等
人件費 B		36,539	17,811	39,754	
	職員人工数	2.50	2.55	2.62	
	職員人件費	17,921	17,805	20,764	
	嘱託等人件費	18,618	6	18,990	
合計 C(A+B)		38,615	19,830	42,847	
Cの財源内訳	国庫支出金	16,252	17,949	11,945	セーフティネット支援対策等補助金
	県支出金	1,648	1,468	1,425	災害援護資金償還指導事業補助金
	市債				
	その他				
	一般財源	20,715	413	29,477	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	償還率の増								単位	%
目標・実績	目標値	90.0	達成年度	28 年度	24年度	83.3	25年度	84.7	26年度	85.9
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	回収金額：51,308,272（予算額：51,054,000円　対予算比率：100.5%） 不納欠損額：30,107,456円（償還免除額） 効果額：81,415,728円（対25年度償還率増分1.2%相当）								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当該貸付原資は国・県からの借用で賄われており、借受人等から回収した償還金は、年2回に分け（当年4月～同年9月末分は翌年3月末、当年10月～翌年3月末分は翌年9月末）、半期遅れで県へ償還していることから、当面財政上の負担はない。しかし平成29年度中に国・県への償還期限が到来、償還期限の延長が認められない場合、その時点での償還免除決定分を除く未償還額を本市の財政負担により拠出することとなる。そのため償還期限到来までに借受人からの回収等に努めることと、国・県に対しては更なる免除基準の拡大及び償還の期限延長について今後も働きかけていく必要がある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、受益者負担を求めるものではない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

		貸付金額	26年3月末日償還済金額及び償還率		27年3月末日償還済金額及び償還率		償還率の伸び
他自治体及び国との基準比較	神戸市	77,692,200,000	67,329,663,492	86.7	67,999,054,781	87.5	0.9
	西宮市	20,355,060,000	17,491,247,372	85.9	17,756,884,473	87.2	1.3
	尼崎市	6,822,873,800	5,781,686,996	84.7	5,863,102,724	85.9	1.2
	芦屋市	6,694,100,000	6,313,032,742	94.3	6,331,947,977	94.6	0.3
	宝塚市	5,780,500,000	5,370,858,370	92.9	5,387,185,416	93.2	0.3
	伊丹市	3,583,600,000	3,302,842,770	92.2	3,319,661,516	92.6	0.5

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	遠隔地での居住確認等の調査をサービサーへ委託している。その他については、貸付後長期間が経過する中で、未償還者の大半は高齢者や低所得者であり、支払猶予（少額償還）や償還免除等の福祉的見地からの決定事務が主流となりつつあることから、民間への委託は困難と考える。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	債務者の個人情報保護の観点からも、情報の共有等、債権回収等を協働で行うことは困難。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	平成26年度は1件の訴訟、4件の支払督促申立て及び効果的な償還指導が一定の成果を収め、目標以上の回収を得たことと、22件の償還免除を決定したことで、約1.2ポイントの償還率の上昇を得た。平成26年度末現在、なお9億6千万円弱の未償還金があることから、今後も償還指導を強化して効率的な回収に努めるとともに、償還困難者に対しては償還免除や少額償還へ誘導する等、生活実態に見合った対応を継続していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	償還率、回収状況により、将来的に事業規模の縮小は可能である。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	国民生活基礎調査等事業費	309K	
根拠法令	統計法		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	—				
局	健康福祉局	課	保護課	所属長名	北村　幸司

①事業概要

事業実施趣旨	国民の保健、医療、福祉等の基礎的事項を調査し、厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得る。
対象（誰を・何を）	国が無作為に抽出した統計単位調査区に住む市民、事業者等。（各調査によって調査の対象は異なる）
求める成果（どのような状態にしたいか）	保健、医療、福祉等に関する基礎的事項について各種の調査を行い、厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得る。
事業概要	国民の保健、医療、福祉等の基礎的事項を調査し、厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的に国が実施する国民生活基礎調査等を受託する。
実施内容	1　国民生活基礎調査（保護課） 国の委託を受けて、直近に実施・確定した国勢調査の調査区をベースに、国が無作為に抽出した単位調査区に住む市民を対象に国民生活の基礎的な内容（所得等）についての調査票を配布し、後日回収する方法で調査を行う。また、その調査区を担当する地域のケースワーカーを調査員に任命する。なお、この調査は3年に一度大規模調査が行われており、今年は中間の年である。次回の大規模調査は平成28年度に予定されている。 2　国民生活基礎調査に関する関連調査 上記、国民生活基礎調査に合わせて、国の委託を受けて次の調査を実施する。 （平成26年度） ・所得再分配調査（保護課） ・家計簿調査

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		907	796	350	
	報償費	452	411	25	調査記入手当
	旅費	32	38	79	打合会議等
	需用費	404	332	231	トナー等事務用品
	役務費	19	15	15	コピー使用料
人件費　B		1,731	948	872	
	職員人工数	0.21	0.12	0.11	
	職員人件費	1,731	948	872	
	嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C（A+B）		2,638	1,744	1,222	
Cの財源内訳	国庫支出金	907	907	350	厚生労働統計調査委託金事業（国10/10）として実施
	県支出金		0	0	
	市債		0	0	
	その他		0	0	
	一般財源	1,731	837	872	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	調査漏れや調査内容にも不備はなく、期限内に調査結果や集計結果等を行っており、迅速で信頼できる調査内容を得ることができている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	統計法等に基づき、国の調査を受託して実施する。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	統計法に基づき行政機関が実施するものであり、各種行政施策等の基礎データとして使うため、市民に負担を求めることはできない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	統計法に基づき行政機関が実施するものであり、全国の自治体が同じ内容で国から委託され実施するものである。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	国民生活基礎調査に関しては統計法に基づき、任命された行政職員が実施することとなっている。
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域：A / B / C / D / E 現状：E ● 将来像：E ○	内容：統計情報については、個人情報や行政の保有する情報を基に作成するため、行政の責任において実施する必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	調査により、年金所得などの国民生活の基礎的な事項や、福祉サービスの提供体制などを捕捉することで、国及び地方公共団体の各種行政施策等の基礎データとして合理的な意思決定を行うために活用されている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、統計情報の正確性確保に努めていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	兵庫県下福祉関係事務所長連絡協議会等負担金 30DK	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	兵庫県下福祉関係事務所長連絡協議会規約等	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	—	款	15 民生費
施策	21 その他	項	05 社会福祉費
		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	—				
局	健康福祉局	課	福祉課、障害福祉課、保護課、生活支援課	所属長名	針谷健二、沖田信次、北村幸司、上野裕司

①事業概要

事業実施趣旨	兵庫県下福祉関係事務所長連絡協議会等に参画することによって、福祉に関する共通の課題などについて研究し、社会福祉行政の充実を図る。
対象（誰を・何を）	職員・尼崎更生保護協会・兵庫県遺徳顕彰会
求める成果（どのような状態にしたいか）	各市が抱える問題点の把握とその対応策等についての共通認識を高める。 更生保護活動による犯罪予防への寄与
事業概要	兵庫県下福祉関係事務所長連絡協議会等に参画することによって、福祉に関する共通の課題などについて研究し、社会福祉行政の充実を図る。 尼崎更生保護協会を通じて、更生保護団体への助成を行い、犯罪予防に寄与する。 広く社会公共のために貢献された人々への慰霊等を行う兵庫県遺徳顕彰会の運営費の本市分を負担する。
実施内容	1 兵庫県下福祉関係事務所長連絡協議会会費　10千円 総会、フォーラム等の開催 2 近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会会費　8千円 社会福祉行政に関する情報及び資料の交換等 3 兵庫県婦人相談員連絡協議会会費　20千円 総会、フォーラム等の開催等 4 尼崎更生保護協会会費　10千円 更生保護のため必要と認める事業の実施 5 兵庫県遺徳顕彰会支部分担金　328千円 慰霊、遺徳顕彰に関する事業の実施等 6 阪神地区福祉有償運送運営意協議会分担金　67千円 阪神地区福祉有償運送運営協議会の開催等

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		425	443	338	
	負担金補助及び交付金	425	443	338	
人件費 B		1,222	1,831	1,838	
	職員人工数	0.15	0.23	0.23	
	職員人件費	1,222	1,831	1,838	
	嘱託等人件費				
合計 C(A+B)		1,647	2,274	2,176	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	1,647	2,274	2,176	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	—									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	関連する他都市との意見交換、連絡調整は、全国的な傾向を把握しバランスのとれた制度運営を行うために、不可欠な事業である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県下福祉関係事務所長連絡協議会は県下の55福祉関係事務所、近畿ブロック都市福祉事務所長会は、近畿各自治体の110事務所、兵庫県婦人相談員連絡協議会は兵庫県及び、県下7市の婦人相談員配置市が加入し、意見交換等を行っている。 更生保護協会があるのは、阪神間他都市では西宮市、宝塚市、三田市で、西宮市では市が事務局を行っている西宮市保護司会から更生保護協会に対して会費1万円を納入している。 阪神地区有償運送運営協議会は、道路運送法第79条に基づく、有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　☐ 一部　■ 無							
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	市の分担金及び会費のみの事業である。						
協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	市の分担金及び会費のみの事業である。
		A	B	C	D	E		
	現状					●		
	将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	この事業を行うことによって、関連する他都市との意見交換、連絡調整を行い、全国的な傾向を把握し、バランスのとれた制度運営を行うことができている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	関連する他都市との意見交換・連絡調整は、全国的な傾向を把握し、バランスのとれた制度運営を行うために、今後も必要なので、この事業を継続する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	社会福祉法人指導監査等事業費	30ED	
根拠法令	社会福祉法等		
個別計画	—		
事業開始年度	平成21年度		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	—				
局	健康福祉局	課	法人指導課	所属長名	名村 欣裕

①事業概要

事業実施趣旨	社会福祉法等の関係法令に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対して指導監査等を行い、適正な運営の確保並びに社会福祉施設等によって提供される福祉サービスの質の向上を目的に実施している。
対象（誰を・何を）	・所轄庁が尼崎市長である社会福祉法人 ・尼崎市の区域内に所在する社会福祉施設等　（保育所・特別養護老人ホーム・障害福祉サービス事業等）
求める成果（どのような状態にしたいか）	社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図れるようにする。
事業概要	社会福祉法人・社会福祉施設等の指導監査及び社会福祉法人設立認可、定款変更事務等を行う。
実施内容	（下表）

業　務　内　容	実施年度（件） 25年度	26年度
1 指導監査等実施件数	**540**	**439**
・ 社会福祉法人	16	36
・ 児童福祉施設	89	92
・ 老人福祉施設等	42	37
・ 障害福祉施設等	17	21
・ 介護サービス	170	134
・ 障害サービス	206	119
2 社会福祉法人設立認可等件数	**22**	**29**
・ 設立認可	2	1
・ 定款変更	20	28
合計（1＋2）	**562**	**468**

【指導監査等の視点（主なもの）】
- □ 法人組織運営（理事会、評議員会等）
- □ 法人事業運営・管理（収支状況等）
- □ 施設運営等
  - ・ 運営方針、施設設備基準
  - ・ 職員配置、入所者・利用者処遇
  - ・ 食事、衛生管理、事故防止
  - ・ 情報提供、苦情解決対応
  - ・ 防災対策

【法人設立認可等の視点（主なもの）】
- □ 定款、組織、資産、事業計画等の適正

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		1,592	1,718	2,003	
	旅費	309	333	364	指導監査研修等の旅費
	需用費	852	818	859	法令図書、事務用品等の購入
	使用料及び賃借料	215	292	447	研修会場等の使用料
	負担金補助及び交付金	204	230	279	社会福祉研修等の負担金
	その他	12	45	54	研修講師謝礼
人件費 B		95,918	93,516	101,757	
	職員人工数	12.00	12.00	13.00	
	職員人件費	87,346	84,938	93,075	
	嘱託等人件費	8,572	8,578	8,682	
合計 C（A+B）		97,510	95,234	103,760	
Cの財源内訳	国庫支出金	0	0	0	
	県支出金	0	0	0	
	市債	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	一般財源	97,510	95,234	103,760	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	関係法令等に基づく指導監査等の実施 （成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	370	25年度	562	26年度	468
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	指導監査等については、関係法令等に基づく対象数を概ね達成できた。 社会福祉法人設立認可等については、申請のあった法人設立、定款変更について適正に処理した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等については、社会福祉法等の関係法令において、市の実施が義務付けされている。また、市長が所轄庁となる社会福祉法人の設立認可については、社会福祉法において、市の実施が義務付けされている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	社会福祉法等の関係法令において市の実施が義務付けされているものであり、業務の性質上、市が負担すべき事業である。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	社会福祉法等の関係法令において、市の実施が義務付けられている。
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A / B / C / D / E 現状：E ● 将来像：E ○	内容：社会福祉法等の関係法令において、市の実施が義務付けられていることから、市で行う事業である。

⑧総合評価

総合評価	維持	指導監査等に当たっては、単に法令等の不適合を指摘するのではなく、社会福祉法人等が日常的に抱えている課題や問題点等を理解し、その解決方法を共に考える中で、地域福祉の推進に向けた認識の共有化を図ることが肝要である。こうしたことを踏まえ指導監査に当たっては、関係法令等の主旨や基準及び社会的な問題事例等を踏まえた監査重点項目を定め、中核市としてのメリットである「きめ細やかさを備えた指導監査」を常に心がけて臨み、一定の成果が得られたと評価する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	介護保険サービス等利用者及び障害福祉サービス等利用者の増加に伴い、介護・障害の事業所等が増え、指導監査等対象件数が大幅に増加しているが、今後も引き続き、より効率的、効果的な監査体制を構築し、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保並びに提供されるサービスの質の向上につながる指導監査等を実施する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市営葬儀運営事業費	371A	
根拠法令	尼崎市営葬儀に関する条例,尼崎市規格葬儀に関する要綱		
個別計画	—		
事業開始年度	平成14年度より業務委託		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	45 葬儀費

施策の展開方向	—				
局	市民協働局	課	市民サービス部　窓口担当	所属長名	松井　邦夫

①事業概要

事業実施趣旨	簡素で低廉かつ厳粛な葬儀を行うことを目的として、祭壇の飾り付け、式事の執行等について業務委託を行っている。なお、平成26年7月から、市の定める規格に沿って、市が指定した葬儀業者が執り行う規格葬儀を実施。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	簡素で低廉かつ厳粛な葬儀を行う。
事業概要	祭壇の飾り付け、式事の執行等の業務委託を行う。なお平成26年7月から市が指定した料金額の範囲で市が規格した葬儀を実施している。
実施内容	業務委託により、祭壇の飾り付け、式事の執行等を行う（平成26年7月に市営葬儀から規格葬儀へ移行） 〇市内指定業者9社に以下の内容で委託し、実施 ・納棺等故人の身支度 ・棺箱など葬儀用品の供給 ・祭壇の飾り付け及び式事の執行など 〇市営葬儀料金 ・仏式三段飾り（雪パック）@314,500　・仏式二段飾り（月パック）@264,500 ・仏式飾り祭壇なし（花パック）@163,500　・神式三段飾り@293,800　・キリスト教式@213,800 〇規格葬儀料金 ・仏式（雪）パック@314,500　・仏式（月）パック@264,500　・仏式（花）パック@163,500 ・仏式（1日葬）パック@147,000　・神式パック@293,800　・キリスト教式パック@213,800 〇市営葬儀取扱件数（平成26年度は規格葬儀件数も含む。うち、（）は市営葬儀件数）

23年度	24年度	25年度	26年度
93	108	77	133(14)

②事業費

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	6,029	1,483	111	
需用費	95	107	111	
委託料	5,934	1,022		
備品購入費		354		
人件費　B	2,525	1,661	1,665	
職員人工数	0.31	0.21	0.21	
職員人件費	2,525	1,661	1,665	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	8,554	3,144	1,776	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	5,887	979		
一般財源	2,667	2,165	1,776	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	取扱件数(葬儀の受付に係るソフト事業であり、適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	108	25年度	77	26年度	133
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った	葬儀は故人の遺志や親族の意思により家族葬から社葬等に至るまで様々であり、単に取扱件数で評価するものではないが、市営（規格）葬儀の主旨である簡素で低廉かつ厳粛な葬儀を行う目的は遂行することができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	簡素で低廉かつ厳粛な葬儀を求める市民ニーズを満たすためにも必要性は高いと考える。また葬儀内容、経費が明らかであり、市民にとって分りやすく有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	規格葬儀移行後は、指定葬儀業者の祭壇を使用して実施するため使用料の徴収はなく、委託料の支払いもない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間で市営葬儀を行っているのは西宮市、伊丹市及び尼崎市の3市であり、各市とも（独自の基準【考え方】）で実施しているため、比較は困難である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	規格葬儀の実施により、市の財政負担に配慮し安定・継続した事業の実施（事業費の抑制等）とともに、事務の簡素化を図った。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	市営葬儀は年間100件余りであり、葬儀の考え方が様々であり、協働の領域はない。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	平成26年7月より祭壇の使用料を徴収し、使用料と同額を指定葬儀業者に支払う業務委託方式で実施している市営葬儀を、市の規格基準、履行方法及び指定葬儀業者の責務等について市と業者が協定書を締結し、指定葬儀業者の祭壇を使用して実施する尼崎市規格葬儀に移行した。また、葬儀に費用をかけずにシンプルに済ませたいと考える市民が増加傾向にあることを踏まえ、弥生ケ丘斎場の式場及び遺体保管庫を利用した通夜を行わない「仏式（1日葬）パック」を新たに創設した。

⑨改善の方向性

今後の改善策	葬儀に対する市民ニーズも多様化する中、市民ニーズにあった葬儀を今後とも検討していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	障害者福祉総合システム運用事業費	3A7A	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成15年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	07 障害福祉費

施策の展開方向	—

局	健康福祉局	課	障害福祉課	所属長名	沖田　信次

①事業概要

事業実施趣旨	手帳台帳（身体障害者手帳、療育手帳）の管理や各種福祉サービスの支給決定・利用状況の管理等、大量でかつ多岐に渡る個人情報をはじめデータを保有及び管理する必要がある。
対象（誰を・何を）	手帳台帳、各種手当、福祉サービス等管理データ
求める成果（どのような状態にしたいか）	障害者手帳の保有状況や福祉サービスの利用状況等、大量のデータを有機的につなげ、限られた職員数でより効率的かつ的確なサービスの提供体制を整える。
事業概要	大量のデータを処理するため、平成15年度の支援費制度開始に伴い支援費システムを導入、平成17年度の福祉事務所一所化により手帳台帳等管理システムを導入した。平成18年の障害者自立支援法施行に伴い、両者を包括した現行のシステム体系で運用を行っている。また、平成21年度の中核市移行に伴い、身体障害者手帳発行及び管理業務が開始され、本システムに追加されている。
実施内容	＜平成26年度実施内容＞ ○障害者福祉総合システム運用事業費（使用料及び賃借料）・・・支出額19,840千円 障害福祉総合システム機器の賃貸借及び保守 ・本庁障害福祉課・・・サーバ1台、クライアント12台、プリンタ4台 ・保健所健康増進課・・・クライアント1台、プリンタ1台 ・各支所地域福祉担当（6箇所）・・・1箇所につきクライアント1台、プリンタ1台、計6台ずつ ○国保連合会データ連携機能システム経費（使用料及び賃借料）・・・支出額1,251千円 国保連合会データ連携機能システム機器の賃貸借及び保守 ・本庁障害福祉課・・・クライアント1台 ○消耗品費（需用費）・・・支出額994千円（システム用トナーカートリッジ等）

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		41,921	22,085	75,757	
	需用費	773	994	994	プリンタートナー
	委託料	20,643		52,489	
	使用料及び賃借料	20,505	21,091	22,274	システム使用料
人件費 B		2,984	2,056	2,457	
	職員人工数	0.38	0.26	0.31	
	職員人件費	2,984	2,056	2,457	
	嘱託等人件費				
合計 C（A+B）		44,905	24,141	78,214	
Cの財源内訳	国庫支出金			31,493	
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	27,121	24,141	46,721	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	システム運用に係る目標設定は困難であるが、適切かつ円滑な事務処理に向けては、定期的な操作研修等を行ったことで職員のシステム習熟度が高まり、市民サービスの向上につながっている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	手帳台帳管理や福祉サービス利用状況の管理等、大量のデータを処理するために必要不可欠である。各事業毎のデータの連携が十分とはいえないため、今後も費用対効果を検証しつつ、より一層の効率化に努めていく。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ■ 無	本事業は、システムの運用業務であり受益者負担を求めるものではない。
見直しの必要性	☐ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	障害者手帳台帳（身体、知的）の管理や福祉サービスの利用状況の把握等、大量のデータを扱うため、システムでの運用管理は不可欠であり、阪神間他都市においても同種、又は同規模のシステムを運用している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部 ■ 一部 ☐ 無	システム機器の賃借及び保守については民間業者へ委託しているが、データ入力や台帳管理等の運用については、職員による対応となる。
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 ☐ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	市の内部管理事業であるため、行政職員や委託先による対応となる。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	手帳台帳管理や福祉サービス利用状況の管理等、大量のデータを処理するために不可欠である。なお、度重なる制度改正に伴う改修やマイナンバー制度に対応するための作業等、他の事務との兼任による対応が困難となっているため、体制整備や専門知識を持った職員の育成が課題となっている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	必要なクライアントやプリンタの台数等、経費削減につながる部分については常時、費用対効果を検証していく。また、国において度重なる制度改正が実施されるため、時機を失することなく、システムの改修を実施していく。また、マイナンバー制度への対応についても適正に実施していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	生活保護システム等運用事業費	事業分類	内部管理事業
	3O21	事業区分	裁量的
根拠法令	—	会計	01 一般会計
個別計画	—	款	15 民生費
事業開始年度	—	項	15 生活保護費
施策	21 その他	目	05 生活保護総務費

施策の展開方向	—				
局	健康福祉局	課	保護課	所属長名	北村　幸司

①事業概要

事業実施趣旨	生活保護制度の基準の見直しや生活保護受給世帯の増加に対応し、より効率的に業務の迅速性、正確性を確保することを目的とし、生活保護システム等の安定運営に寄与する。
対象（誰を・何を）	生活保護システム及び電子レセプト管理システム
求める成果（どのような状態にしたいか）	生活保護システム及び電子レセプト管理システムを利用した迅速で正確な事務処理等の実施
事業概要	生活保護事業のより適正な運営及び効率的な事務処理を図るため、生活保護システム及び電子レセプトシステムの管理及び運用を行う。
実施内容	システムの安定稼動のために、システムの保守業務等に必要な経費を支出する。 （生活保護システム）　平成11年度～ 〇ハードウエア等システム一式のレンタル 　サーバ1台　端末31台　プリンタ等周辺機器 〇システム保守業務委託 〇トナー、出力用紙等 （電子レセプト管理システム）　平成23年4月～ 〇システム保守業務委託 〇ソフトウェア保守業務委託 〇トナー、出力用紙等

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		36,871	46,315	53,977	
	需用費	2,454	2,516	2,390	需用費：トナー、メディアなど
	役務費	63	65	65	役務費：回線使用料
	委託料	6,098	15,560	24,237	委託料：システム保守料等
	使用料及び賃借料	28,256	28,174	27,285	使用料：システム機器レンタル料
					H26.10システム機器更改
人件費　B		17,113	16,682	19,971	H26システム改修
	職員人工数	2.10	2.11	2.52	①就労自立給付金分4,082千円
	職員人件費	17,113	16,682	19,971	県補助金10/10
	嘱託等人件費				②加算金対応分　5,248千円
合計　C(A+B)		53,984	62,997	73,948	国補助金1/2
					H27システム改修
Cの財源内訳	国庫支出金		2,624	12,442	マイナンバー改修　18,663千円
	県支出金		4,082		国補助金　2/3
	市債				
	その他				
	一般財源	53,984	56,291	61,506	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	生活保護システムを活用することで、正確な保護費の計算や被保護者情報の管理等、事務の効率化が図られている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	この事業により、システムによる膨大な量の被保護者情報の管理、保護費の計算等、正確かつ迅速な処理が可能となっており、生活保護制度の効率的で安定した運用に寄与している。 したがって、生活保護制度の実施には、その有効性からも必要不可欠な事業となっている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　■ 一部　☐ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 　■ 委託等の余地有 　☐ 委託等の余地無	市で行う事業である。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容　行政の責任において実施する必要がある。

⑧総合評価

総合評価	改善	生活保護システムは生活保護制度の効率的で安定した運用を行う上で、重要な役割を担っているため、事業の継続実施が必要である。 電子レセプト管理システムに関しては、国から一定の機能改善が行われきているところであり、今後も引き続き、更なる有効活用方法の模索、安定稼動体制の構築を行っていく必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	・法改正等に柔軟に対応するため、必要に応じてシステム改修等を行っていく。 ・職員数の増加に対して端末台数は十分になく、執務室の関係上すぐに増設することも難しいことから、2所化に合わせて端末の増設等の検討を行っていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	保健衛生・生活衛生システム事業費	402D	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成22年度		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	05 保健衛生総務費

施策の展開方向	—

局	健康福祉局	課	健康増進課・生活衛生課	所属長名	森田　幸子、宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	システムの運用を委託していた事業者が平成22年度末をもって当該業務を撤退するため、別々に導入していた保健衛生システム及び生活衛生システムを平成22年度に保健衛生・生活衛生システムとして一本化したシステムの再構築を行い、平成23年度から移行した。
対象（誰を・何を）	保健衛生・生活衛生システム
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民サービスの向上及び行政機能の高度化、並びに行政事務の簡素化・効率化を図る。
事業概要	保健衛生業務システムと生活衛生システムの運営維持を行う。
実施内容	【保健衛生システム】母子保健、成人保健、感染症・予防接種、精神保健等の業務に関わる管理 【生活衛生システム】食品衛生及び環境衛生に関わる届出及び管理、蓄犬管理「保健衛生システム・生活衛生システム運営会議」を設置し、両システムの効果的、効率的な運営管理を行う。 運営会議　4回開催（平成26年度）

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		19,458	19,588	29,587	
	需用費	89	89	89	システムトナー代
	役務費	255	262	270	食品検査書・動物愛護センター
	使用料及び賃借料	19,114	19,237	19,238	保健所の回線使用料
	委託料			9,990	システム機器賃借料
人件費　B		6,435	6,957	2,615	
	職員人工数	0.79	0.88	0.33	
	職員人件費	6,435	6,957	2,615	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		25,893	26,545	32,202	
Cの財源内訳	国庫支出金			6,660	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
	県支出金				
	市債				
	その他	266	262	270	営業許可等手数料
	一般財源	25,627	26,283	25,272	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	適切な運営管理を行う。（評価設定は、事業の性質上なじまないため。）								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	システムを活用し、各種統計データを出力するとともに、そのデータから課題を洗い出し、業務に反映させた。また、市民一人一人の多様な健康情報を活用し、市民サービスの向上につなげることができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	行政機能の高度化に対応するためのシステムの活用は不可欠である。また、継続して運用面等の課題整理を行い、業務の利便性や機能性を向上させる必要がある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	行政事務の簡素化・効率化を図るためのものである。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体においても、保健衛生、生活衛生の保健所関連業務のシステムを導入済みである。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無							
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	システム機器の賃借及び保守については民間の技術やノウハウを活用しているが、データ入力や台帳等の管理及びシステムの課題整理については、各事業を実施している職員の対応となり全て委託は困難である。						
協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	行政事務の簡素化・効率化を図るためのものである。
		A	B	C	D	E		
	現状					●		
	将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	「保健衛生システム・生活衛生システム運営会議」において、システムの効率的な運営管理を行った。

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成27年度の現契約満了に伴い、新たな契約が必要となる。今後、「保健衛生システム・生活衛生システム運営会議」等で両システムの課題整理を経て、システム再構築を行うことで、さらに効果的、効率的なシステムの運用を行う。 また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）施行に伴い、特定個人情報保護評価を進め、情報漏えい等が起こらないようリスク対策を強化する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	墓園整備事業費	492K	
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律 尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	ハード事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	50 墓地、斎場費

施策の展開方向	—				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	老朽化した墓園について受益者負担の考え方から年間使用料制度を導入し、使用者に必要な管理費を毎年負担していただき、墓園の適切な維持管理及び整備を行う。
対象（誰を・何を）	弥生ケ丘墓園 墓園使用者
求める成果（どのような状態にしたいか）	墓園の使用環境を向上させ利用者が快適に参拝できるようにする。 墓園年間使用料対象者の利便性を向上させ収納率の低下を防ぐ。
事業概要	墓園の参道の水はけが悪く、雨天時には水たまりができるような状況になっていることをふまえ、配管等を設置し雨水対策を行う。 年間使用料対象者には市の指定金融機関が居住地近くにない地域があるため、郵便局での納付を可能とする体制を整える。
実施内容	○弥生ケ丘墓園整備事業 平成26年度　弥生ケ丘墓園整備工事　34,551,360円 平成26年度　弥生ケ丘墓園枡及び配管設置整備工事　920,160円 ○墓園年間使用料関係事業 平成22年度に尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例が改正され、当初許可日より50年経過した区画及び平成22年度以降の新規使用者に対し、平成23年度より年間使用料を徴収している。 対象者に納付書を配布し市の指定金融機関に納付することとしているが、関西2府4県以外の地域での低下を防ぐために郵便局での納付を可能とする体制を整える。

年間使用料　1,500円/㎡

平成25年度対象区画数	1289 件
平成26年度対象区画数	1635 件

内 関西2府4県以外は80件

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		849	35,494	1,325	
	需用費	3	22	22	札かけ用消耗品等
	役務費	0	0	3	郵便局振込み手数料
	工事請負費	846	35,472	1,300	墓園工事
人件費　B		2,919	6,048	3,443	
	職員人工数	0.55	1.11	0.56	
	職員人件費	2,919	6,048	3,443	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		3,768	41,542	4,768	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他		35,472	1,300	墓地使用料
	一般財源	3,768	6,070	3,468	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	墓園内の水たまりがひどく参拝するのが困難な区画の改善を行う。（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	区
目標・実績	目標値	1	達成年度	26 年度	24年度	1	25年度	1	26年度	1
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	1,7区の園路の枡、配管の設置及び墓園北西、無縁塚西の枡蓋を修理した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	年間使用料を徴収しているため、墓園の適切な維持管理は必要である。 また、収納率の低下を防ぐためにも郵便局での納付を可能とする体制は必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	—
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	墓園の整備に関しては、小規模な工事であれば墓園を管理している指定管理者に委託することができると思われる。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	ハード事業であるため市で実施する必要がある。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	今後も計画的に墓園の整備を進め墓園の安定的な管理運営を行う。

⑨改善の方向性

今後の改善策	墓園内の水たまりがひどく参拝するのが困難な区画を配管や枡等の設置で改善を行う。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	農業委員会管理運営事業費	601K	
根拠法令	農業委員会等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	30 農林水産業費
項	05 農業費
目	05 農業委員会費

施策の展開方向	—				
局	農業委員会事務局	課	農業委員会事務局	所属長名	大脇　勲

①事業概要

事業実施趣旨	農業委員会等に関する法律や農地法その他の法令により農業委員会が専属的に処理することとされた法令業務及び処理することができるとされた任意業務を行っている。
対象（誰を・何を）	農業者
求める成果（どのような状態にしたいか）	法に基づく手続を円滑に処理する。
事業概要	事務の内、農業委員会の議決事項については、毎月20日頃開催される農業委員会の議決を経て、処理する。 議決事項以外は、会長又は事務局長の専決により処理し、次の農業委員会で報告する。
実施内容	○平成26年度農業委員会開催回数　13回　委員数14人 ○平成26年度事務処理件数（法令業務） ・農地法許可及び届出受理等　61件 ・農地等に関する証明書の交付　101件 ・生産緑地のあっせん　9件 ○その他の業務 ・農業者に対する情報提供業務 ・農業生産、農業経営等に関する調査研究（先進地の視察等） ・市、県、国等に対する建議、要望等

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		157	167	212	
	旅費	59	20	73	委員、事務局職員の旅費
	需用費	98	69	136	プリンタトナー、コピー用紙等
	使用料及び賃借料	0	0	3	委員会開催に係る会場使用料
	備品購入費		51		ファクスの更新
	負担金補助及び交付金		27		担い手サミットの出席者負担金
人件費　B		12,943	12,011	11,791	
	職員人工数	1.61	1.37	1.37	
	職員人件費	11,268	10,335	10,111	
	嘱託等人件費	1,675	1,676	1,680	
合計　C（A+B）		13,100	12,178	12,003	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	6	7	6	需用費に充当
	市債				
	その他	137	125	137	農地証明等手数料など
	一般財源	12,957	12,046	11,860	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	事務処理件数								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	186	25年度	216	26年度	171
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	円滑な処理を行うことができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	個人のためにする事務については、手数料を徴収している。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市と同様の事務を行っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	農地法等の事務は農業委員会が処理することとされている。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	法定事務である。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	本市には平成27年1月1日現在、生産緑地79ha、宅地化農地14ha、計93ha 農地が残っており、農地法等に定められた農業委員会の専属的業務は今後も継続するものである。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も、引き続き適正な事務の執行を行う。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	建築工事積算システム関係事業費	8021	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成12年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	40 土木費
項	05 土木管理費
目	05 土木総務費

施策の展開方向	—				
局	都市整備局	課	建築課、設備担当	所属長名	原　雅彦、小谷　富士雄

①事業概要

事業実施趣旨	積算システムを活用し、内訳明細書作成、共通費算出の繁雑な計算かつ検算の効率化及び正確化を図り、計算過程のヒューマンエラーを防ぐ。
対象（誰を・何を）	建築工事積算システム
求める成果（どのような状態にしたいか）	継続的かつ効率的な運用管理をする。
事業概要	阪神7市1町で共同開発した積算システムの運用管理を行う。
実施内容	現積算システムのリース契約、保守点検業務委託などを行っている。 ※平成11年度から平成24年度　プログラム随時修正 〇システム導入経過 平成11年度　現積算システム開発（阪神7市1町共同） 平成12年度　同システム稼働 平成18年度　機器更新 平成19年度　OS作動検証 平成22年　機器更新

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	2,535	2,386	2,956	
需用費	285	112	212	消耗品
委託料	840	864	2,545	建築積算システム保守業務委託料
使用料及び賃借料	1,410	1,410	199	建築積算システム用機器賃借料
人件費　B	407	395	3,487	
職員人工数	0.05	0.05	0.44	
職員人件費	407	395	3,487	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	2,942	2,781	6,443	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,942	2,781	6,443	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	積算業務の正確性、効率性を維持できた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	工事積算時間の短縮、設計業務の効率化、繁雑な共通費等計算のミスの防止、修正作業時における簡便さなどから、建築工事積算業務には不可欠なシステムである。積算業務の正確性、効率性には有効である。 阪神7市1町での共同管理により、費用的に有利である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	システム開発、保守はすでに民間委託している。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容　行政の責任と主体性によって行う必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	設計業務に必要不可欠なシステムを維持していく必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も阪神7市1町共同で対応できるように取り組みを続ける。 機器については更新時期を迎えていることから、今後は各自の端末でシステムを操作できるよう見直し、平成28年4月から活用する予定である。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	土木工事積算システム関係事業費	802A	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成6年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	40 土木費
項	05 土木管理費
目	05 土木総務費

施策の展開方向	—				
局	都市整備局	課	道路課	所属長名	久樹　敏伯

①事業概要

事業実施趣旨	土木工事積算システムの管理運営等を行う必要がある。
対象（誰を・何を）	土木工事積算システム利用職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	継続的かつ効率的な管理運営を行う。
事業概要	土木工事等の設計に係る歩掛等の技術基準の調整や単価改正及び土木工事積算システムの管理運営を行う。
実施内容	1　土木工事積算システムの賃貸借及び保守点検業務 2　単価や歩掛の改正作業 3　建設事業に関する事務処理についての関係各課との調整

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		13,126	10,452	6,124	
	旅費	3	6	14	県歩掛説明会旅費等
	需用費	480	526	545	積算図書等
	委託料	6,958	4,235	4,996	積算システム保守点検業務委託
	使用料及び賃借料	5,685	5,685	569	積算システムリース料
人件費　B		6,912	8,686	5,458	
	職員人工数	0.78	1.13	0.83	
	職員人件費	6,354	8,686	5,458	
	嘱託等人件費	558	0	0	
合計　C（A+B）		20,038	19,138	11,582	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	20,038	19,138	11,582	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—（システム運用に関する事業であり、成果の数値化が困難なため、指標の設定になじまない）									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	大きなシステム障害もなく、管理運営できた									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	システムを利用することにより、計算間違い等のヒューマンエラーがなくなり、効率よく正確な設計業務を行うことができる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　■ 一部　☐ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	土木工事積算システムの保守管理業務委託を行っている。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容：行政の責任と主体性によって行う必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	今後も土木積算システムの安定した管理運営を行う。

⑨改善の方向性

今後の改善策	現在兵庫県が県下の市町間で土木工事積算システムの共同利用化を進めており、平成28年度より県のシステムへの移行を行う。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	用地関係事業費	802F	
根拠法令	国土利用計画法等		
個別計画	―		
事業開始年度	昭和44年度		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	40 土木費
項	05 土木管理費
目	05 土木総務費

施策の展開方向	―				
局	資産統括局	課	公有財産課	所属長名	北村　雅樹

①事業概要

事業実施趣旨	①公共事業の施行に要する事業用地を取得する必要がある。 ②適正な土地利用の確保に向け、国土利用計画法に基づく土地取引に関する届出等を受け付けている。
対象（誰を・何を）	土地所有者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	①土地建物等の権利者に補償することにより、事業用地を取得し、公共事業の推進に資する。 ②土地の投機的な取引や地価の高騰を抑制するなどにより、良好な都市環境の形成に資する。
事業概要	公共事業の施行に伴う用地の取得業務のほか、適正な土地利用の確保に向け、国土利用計画法に基づく土地取引に関する届出等に関する事務を行う。
実施内容	**［法定］** 1　国土利用計画法届出　平成26年度受付実績 19件 2　公有地の拡大の推進に関する法律届出　平成26年度受付実績 16件 3　生産緑地買取申出　平成26年度受付実績 10件

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		333	464	521	
	旅費	17	11	90	用地交渉、研修
	需用費	267	411	387	法令集、コピー用品、事務用品
	使用料及び賃借料			2	説明会会場使用料
	負担金補助及び交付金	49	42	42	用地対策連絡協議会会費
人件費 B		34,774	39,081	35,840	
	職員人工数	5.60	5.43	3.58	
	職員人件費	31,050	33,492	28,372	
	嘱託等人件費	3,724	5,589	7,468	
合計 C（A+B）		35,107	39,545	36,361	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	93	65	57	土地利用規制対策費交付金
	市債				
	その他				
	一般財源	35,014	39,480	36,304	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	―									単位	―
目標・実績	目標値	―	達成年度	― 年度	24年度	―	25年度	―	26年度	―	
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	①用地補償費は適正な基準に基づき算定され、その価格をもって土地所有者等権利者の同意を得て契約に至るものであり、目標を定めて実施することは困難である。②国土利用計画法等に基づく届出等は、法律に基づき土地所有者が提出すべきものであり、目標の設定にはなじまない。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	①公共用地取得事業は、用地交渉、契約締結等を通じて豊富な専門知識と経験を要することから、公有財産課が専門に行うことにより効率的、経済的な事務処理を行うことができる。 ②国土利用計画法等に基づく届出等の受付は法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ■ 無	事務の内容から受益者負担になじまない。
見直しの必要性	☐ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各市とも同様の事務を行っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　■ 一部　☐ 無	①移転補償対象物件の調査を一部委託しているものがあるが、管理監督のために事務に精通した職員が必要であり、また、最終的には市の責任において処理する必要があることから、人員削減につながらず、費用効果が望めない。②国土利用計画法等に基づく届出等の受理は法定事務であり、主体は市であるため。
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	行政が主体的に進めていく事業である。
	A	B	C	D	E		
現状					●		
将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	①用地取得事務を主体的に実施していくためには、今後後継者を育成していく必要があり、現状どおり実施していくことが望ましい。 ②法定事務である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	①公共事業を推進するため、引き続き公共事業用地取得を適正、円滑に行っていく。 ②適正な土地利用の確保に向け、引き続き国土利用計画法に基づく土地取引に関する届出等に関する事務を行う。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	建築設計関係事業費	8031	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成12年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	40 土木費
項	05 土木管理費
目	05 土木総務費

施策の展開方向	—

局	都市整備局	課	建築課、設備担当	所属長名	原　雅彦、小谷　富士雄

①事業概要

事業実施趣旨	市有建築物の新築等工事の設計、施工監理等業務を行う。
対象（誰を・何を）	市有建築物
求める成果（どのような状態にしたいか）	市有建築物の新築等工事を適正に施行する。
事業概要	市有建築物の新築等工事の設計、施工監理等業務を行う。なお、設計・施工等に係る委託料、工事請負費については、施設所管局で予算計上し、本事業は事務費のみを計上している。
実施内容	<平成26年度市有建築物の新築等工事実施内容> 工事　103件　1,561,101千円 設計委託　22件　43,729千円 監督委託　11件　70,270千円

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		925	1,076	2,088	
	旅費	80	63	79	職員旅費
	需用費	420	511	511	消耗品、燃料費、車両修繕料
	役務費	0	3	59	手数料
	委託料	425	437	439	営繕・住宅建設工事施工単価表作成業務委託
	備品購入費		62	1,000	
人件費 B		204,135	203,645	197,574	
	職員人工数	27.47	27.83	28.13	
	職員人件費	204,135	203,645	195,897	
	嘱託等人件費			1,677	
合計 C(A+B)		205,060	204,721	199,662	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	205,060	204,721	199,662	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	工事件数（各事業における工事等の施工のための設計等業務であるため、成果の数値化が困難であり、指標の設定になじまない）								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	148	25年度	151	26年度	103
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	予定通りの事業執行を達成した。 平成26年度の工事件数は減少しているが、1件当たりの工事費は増加している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市有建築物の新築等工事を適正に施行するため、当該事業は必要不可欠である。 各局所管の市有建築物の設計等を建築課・設備担当でとりまとめて行うことにより、業務を効率的に行うことができる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　■ 一部　☐ 無							
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 ☐ 委託等の余地無	自主設計・自主監理を基本としつつ、時期が輻輳するものについては委託している。						
協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	行政の責任と主体性によって行う必要がある。
		A	B	C	D	E		
	現状					●		
	将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	市有建築物の設計等を適正に行っている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	建築技術研修への参加や阪神7市1町建築営繕関係職員との技術交流等を通じて、さらに職員の技術向上に努める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	尾浜庁舎管理事業費	803A	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成8年度		
施策	21 その他		

事業分類	施設管理運営
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	40 土木費
項	05 土木管理費
目	05 土木総務費

施策の展開方向	—				
局	都市整備局	課	道路維持担当	所属長名	仁尾　克己

①事業概要

事業実施趣旨	当課は市道（4,238路線、実延長約832km）の維持管理を担っており、年間約6,000件の道路、側溝、防護柵および街路灯などの施設に関する維持・補修・改良等の要望に対応している。当該庁舎は市域のほぼ中央に立地し、道路の陥没、交通事故による施設破損など緊急時の際にも、迅速な現場対応を行っている。
対象（誰を・何を）	尾浜庁舎
求める成果（どのような状態にしたいか）	施設に必要な維持管理を適切に行う。
事業概要	庁舎の維持管理等にかかる事業
実施内容	施設概要（庁舎） ・竣工年月　昭和40年9月 ・建物構造　PC造　2階 ・敷地面積　2,130.78㎡ ・延床面積　627.56㎡ 事業内容 ・尾浜庁舎警備業務委託 ・尾浜庁舎清掃業務委託 ・ごみの収集及び運搬業務委託 ・尾浜庁舎消防用設備保守点検業務委託 ・尾浜庁舎の光熱水費　等

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		6,460	6,384	6,962	
	需用費	4,406	4,527	4,846	庁舎光熱水費、車両燃料費等
	役務費	926	936	993	電話料等
	委託料	798	828	930	庁舎管理委託（清掃・警備等）
	備品購入費	0	0	0	車両（トラック）購入費
	その他	330	93	193	公課費、使用料及び賃借料
人件費　B		2,079	1,578	870	
	職員人工数	0.16	0.10	0.01	
	職員人件費	1,303	791	79	
	嘱託等人件費	776	787	791	
合計　C（A+B）		8,539	7,962	7,832	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	28	29	27	庁舎電気実費弁償金
	一般財源	8,511	7,933	7,805	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	施設に必要な維持管理を適切に行った。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市道（4,238路線、実延長約832km）を適切に維持管理し、市民の安全・安心を確保する必要があり、当該庁舎は市域のほぼ中央に立地し、緊急時に必要な原材料の倉庫等が併設されていることから、市内全域にし迅速な現場対応が可能である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ■ 無	施設管理者として当然に実施しなければならないものであり、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	☐ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部 ■ 一部 ☐ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	庁舎の警備、清掃、ごみ収集などの業務を外部に委託している。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容：施設管理者の責務として適切な維持管理を図る。

⑧総合評価

総合評価	維持	市道（4,238路線、実延長約832km）を適切に維持管理し、市民の安全・安心を確保することは、行政（道路管理者）の責務である。 当該庁舎は市域のほぼ中央に立地し、緊急時に必要な原材料の倉庫等が併設されていることから、市内全域において迅速な現場対応が可能であり、今後も事業を継続していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後とも施設の適切な維持管理を行い、市民の安全・安心の確保を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	兵庫県市町村教育委員会連合会等負担金	B021	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和31年度		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	50 教育費
項	05 教育総務費
目	05 教育委員会費

施策の展開方向	—				
局	教育委員会事務局	課	企画管理課	所属長名	牧　直宏

①事業概要

事業実施趣旨	日頃の教育行政の円滑な執行に資するため、兵庫県下ないしは阪神7市1町の教育委員会連合会総会及び理事会、研修会等に出席し、情報交換並びに連絡を密にする必要がある。
対象（誰を・何を）	教育委員、教育委員会事務局職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	兵庫県市町村教育委員会連合会等との連絡を密にし、教育行政の発展につなげる。
事業概要	教育行政に関する調査研究や情報交換、関係行政機関及び議会への要望等の事業を実施する兵庫県市町村教育委員会連合会等に加入し、負担金を支出する。また、教育委員や職員に専門的知識等を習得させるための研修会の出席に必要な負担金を支出する。
実施内容	【平成26年度実績】 兵庫県市町村教育委員会連合会負担金　777,000　円 阪神7市1町教育委員会連合会負担金　10,000　円 全県教育長研修会出席者負担金　0　円

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	788	787	800	
負担金補助及び交付金	788	787	800	
人件費　B	896	1,028	872	
職員人工数	0.11	0.13	0.11	
職員人件費	896	1,028	872	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	1,684	1,815	1,672	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,684	1,815	1,672	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	兵庫県下ないしは阪神7市1町が、連合会総会及び理事会、研修会等を通じ、情報交換並びに連絡を密にすることで、日頃の円滑な教育行政の執行に間接的に寄与している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	教育行政を円滑に執行するうえで、各市町と日頃から連絡を密に行い、情報を共有することで、少しでも早く様々な情報が入手でき、課題等に対しても効果的に取り組むことができることから必要不可欠である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	・兵庫県市町村教育委員会連合会負担金については、県下各市町が、前年度の人口規模に応じて本市同様に負担している。 ・阪神7市1町教育委員会連合会分担金については、会則において一律に年間1万円と定められており、阪神7市1町が同額を負担している。 ・全県教育長研修会出席者負担金については、各市町の出席者が一律に定められた負担金を支出している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	各市町の教育委員会で構成されており、尼崎市教育委員会として加入している団体であるため。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	兵庫県市町村教育委員会連合会等の活動を通じて、教育行政の発展に寄与することを目的としていることから、行政が主体的に行うべきである。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	必要性、有効性、実施主体の妥当性等から勘案し、今後とも継続して執行することが妥当である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	兵庫県下ないしは阪神7市1町の教育委員会が、総会及び理事会、研修会等に出席し情報交換並びに連絡を密にすることで、日頃の教育行政の円滑な執行に寄与し、ひいては、本市教育行政の発展につなげていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	教職員健康診断関係事業費	B11A	
根拠法令	学校保健安全法		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	50 教育費
項	05 教育総務費
目	10 事務局費

施策の展開方向	—				
局	教育委員会事務局	課	学校保健課、職員課	所属長名	田岡　清、井上　潤一

①事業概要

事業実施趣旨	健康診断の実施により、教職員の健康維持・増進を図る。
対象（誰を・何を）	学校・園に勤務する教職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	教育現場に勤務する教職員の健康管理及び疾病の早期発見・治療を図る。
事業概要	学校・園に勤務する教職員の健康管理及び疾病の早期発見・治療を図るため、健康診断等を実施する。 新規採用予定者の身体検査を実施する。
実施内容	＜平成26年度実施状況＞ 1　教職員健康診断　（受診者数　2,165人） ・実施日　平成26年7月22日～平成26年9月30日 ・実施場所　市民健康開発センター　ハーティ21，市役所本庁舎 2　新規採用職員身体検査　（受診者数39人） ・実施日　　随時 ・実施場所　保健センター 3　調理師及び尼崎養護学校の介助に携わる教職員等の特別健康診断　（受診者数82人） ・実施日　平成26年6月16日～平成26年9月30日 4　職員破傷風感染予防接種　（受診者数19人） ・実施日　平成26年6月2日～平成27年1月31日 ・実施場所　市内医療機関 5　職員がん検診（胃がん・大腸がん）（受診者数　胃がん53人　大腸がん71人） ・実施日　平成26年6月11日～平成26年9月30日 6 職員がん検診（子宮がん）（受診者数41人） ・実施日　平成26年11月25日～平成27年2月28日 ※実施場所の記載のないものは、市民健康開発センター　ハーティ21で実施

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		26,940	27,275	27,946	
	役務費	189	226	232	身体検査手数料
	委託料	26,751	27,049	27,714	健康診断委託料
人件費　B		2,005	1,005	1,506	
	職員人工数	0.19	0.19	0.19	
	職員人件費	1,027	1,005	1,506	
	嘱託等人件費	978			
合計　C（A+B）		28,945	28,280	29,452	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	578	543	578	
	一般財源	28,367	27,737	28,874	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	教職員健康診断の受診率								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	26　年度	24年度	80.3	25年度	81.0	26年度	82.1
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	教職員健康診断事業において定期健康診断を受診する教職員数は増加傾向にある。なお、人間ドッグ等で受診する教職員を含めると、受診率は100%である。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	学校保健安全法において、学校・園の設置者による教職員の健康診断の実施が義務付けられている。 教職員自身の健康を守り、幼児児童生徒に対する感染症を予防するために有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	学校保健安全法において、学校・園の設置者による実施が義務付けられている。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市でも、教職員健康診断は同様に実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	新規採用職員身体検査については保健センターに依頼しており、それ以外の事業については既に委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	学校保健安全法において、学校・園の設置者による実施が義務付けられている。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	教職員の健康管理及び疾病の早期発見・治療を図ることにより、学校教育の円滑な実施につながっている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	教職員台帳に健康診断に必要な項目を追加して整備ができればデータが共有でき、健康診断対象者リスト作成がスムーズになるが、システムの改修には多額の経費がかかるため、すみやかに改善することは困難であることから、今後の検討課題としていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	被服等貸与事業費	B11K	
根拠法令	尼崎市教育委員会職員の被服の貸与に関する規則		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	50 教育費
項	05 教育総務費
目	10 事務局費

施策の展開方向	—				
局	教育委員会事務局	課	職員課	所属長名	井上　潤一

①事業概要

事業実施趣旨	被服及び作業用消耗品を貸与等することにより、作業時の安全・衛生状態を確保するとともに、統一の被服によって、市職員としての公務をつかさどっている自覚を促す。
対象（誰を・何を）	技術職員、調理師、校務員、栄養教諭、学校栄養士、幼稚園教諭、保健体育や実験実習に従事する職員等
求める成果（どのような状態にしたいか）	被服及び作業用消耗品を貸与等することにより、職員の公務能率を向上させるとともに、職員の安全確保を図り、公務災害を未然に防止する。
事業概要	尼崎市教育委員会職員の被服の貸与に関する規則第2条に規定する職員に対し、同条に規定する被服を貸与するとともに、校務員・調理師等に対し、職務上必要な作業用消耗品を支給する。
実施内容	1　新規採用者への被服等の貸与 　尼崎市教育委員会職員の被服の貸与に関する規則第2条に規定する職員等に対して、新規採用時に一定数量の被服等（スターターキット）の貸与等を行っている。 2　正規職員への定期的な被服の貸与 　尼崎市教育委員会職員の被服の貸与に関する規則第2条に規定する職員等に対して、3年ごとに、必要性の高い品目・数量を一定の持ち点（金額）の範囲内で各職員に選択させる、ポイント制被服の貸与を行っている。 3　業務従事者への定期的な作業用消耗品の支給 　校務員・調理師・栄養教諭・学校栄養士等に対して、1年ごとに、必要性の高い品目・数量を一定の持ち点（金額）の範囲内で各職員に選択させる、ポイント制作業用消耗品の支給を行っている。 4　その他 　著しい損や亡失等の理由により、上記時期以外に必要が生じた場合は、状況に応じて随時再貸与等を行っている。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		3,625	4,349	4,642	
	需用費	3,625	4,349	4,642	
人件費　B		1,430	1,389	1,393	
	職員人工数	0.17	0.17	0.17	
	職員人件費	1,385	1,344	1,347	
	嘱託等人件費	45	45	46	
合計　C（A+B）		5,055	5,738	6,035	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	5,055	5,738	6,035	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	指標・目標値を設定することは困難であるが、被服を貸与することにより職員の安全確保が図られ、公務能率が向上する。さらに職員の自覚と責任も促進されている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	被服の貸与及び消耗品の支給については、職員の安全衛生を確保する上で、必要不可欠なものである。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　☐ 一部　■ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	「尼崎市教育委員会職員の被服の貸与に関する規則」に基づき、職員の作業実態を日ごろから把握し、職員の安全確保が図られ、公務能率の向上が図られるよう、状況に応じて柔軟かつ厳正に貸与等を行う必要があるため、委託にはなじまない。

協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	
		A	B	C	D	E		
	現状					●		職員の人事・給与に関することであり、内部管理業務として行政の責務のもとに行っていくものである。
	将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	ポイント制の導入によって、実際に使用する職員にとってより必要な品目及び数量での貸与を行えており、安全・衛生的な公務の執行に資することができている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	職員のニーズの変化や貸与の有効性について常に留意し、必要に応じて品目の追加・変更及び削除を行い、職員が安全かつ衛生的に公務の執行を継続出来るよう努めるとともに、最適な在庫管理を実現することで、貸与品の過剰在庫によるコスト増加やモノ不足による業務の停滞及び事務量の増加等を防ぐ。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	教職員表彰事業費	B121	
根拠法令	尼崎市職員表彰規程		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和53年		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	50 教育費
項	05 教育総務費
目	10 事務局費

施策の展開方向	—				
局	教育委員会事務局	課	職員課	所属長名	井上　潤一

①事業概要

事業実施趣旨	定年等により退職する職員に対して、永年にわたり本市教育の発展に貢献してきたことへの感謝の意を表するために実施している。
対象（誰を・何を）	市費支弁教育職員及び県費負担教育職員で定年・希望・勧奨退職者（正規職員）
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市立学校園・尼崎市教育委員会に永年の間勤務し、本市教育の発展に寄与されたことに対して、深く感謝の意を表す。
事業概要	退職日に、教育総合センター視聴覚室において退職辞令交付式と合わせて感謝状贈呈式を開催しており、永年の間勤務された教育職員に対して感謝の意を表し、心に残る式典になるよう感謝状の贈呈や市立学校の吹奏楽部による記念演奏などを実施している。（尼崎市教育功労者表彰を含む）
実施内容	（平成21年度～平成26年度　実績） 平成21年度　表彰者数　66人　決算額　30千円　（1人あたり　455円） 平成22年度　表彰者数　90人　決算額　32千円　（1人あたり　356円） 平成23年度　表彰者数　94人　決算額　35千円　（1人あたり　372円） 平成24年度　表彰者数　98人　決算額　38千円　（1人あたり　388円） 平成25年度　表彰者数　100人　決算額　36千円　（1人あたり　360円） 平成26年度　表彰者数　90人　決算額　32千円　（1人あたり　356円） 【平成26年度実績】 対　象　者　:90人 市費支弁教育職員（定年14人、勧奨0人）　県費負担教育職員（定年61人、勧奨15人） 式典出席者:81人　（出席率90%） 日・場所　:平成27年3月31日　教育総合センター　視聴覚室 式次第　・辞令交付式 ・記念演奏 ・感謝状贈呈式（感謝状の贈呈・教育長のあいさつ・退職者謝辞等）

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	36	31	43	
報償費	14	11	19	筒、額
需用費	10	10	10	卓上花
役務費	12	10	14	筆耕翻訳料
人件費　B	1,917	1,864	1,867	
職員人工数	0.23	0.23	0.23	
職員人件費	1,874	1,818	1,823	
嘱託等人件費	43	46	44	
合計　C(A+B)	1,953	1,895	1,910	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,953	1,895	1,910	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	指標・目標値を設定することは困難であるが、記念品の贈呈を取りやめ、式典の卓上花についても翌日の教職員辞令交付式に利用するなど経費削減・効率化を図りながら、式典を実施している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	【必要性】 永年にわたり教育の充実・発展に尽くされた功労に対し、教育委員会として感謝の意を表すことは重要なことである。 【有効性】 永年の間勤めてきた職員にとって、退職というのは大きな人生の節目であり、感慨深いものである。辞令書を交付するだけではなく、式典を開催し、共に教育に携わってきた仲間とともに感謝状を受けることは有意義である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　☐ 一部　■ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	事業の性質上、民間委託になじまない。
協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域　A　B　C　D　E 現状　● 将来像　○	内容：教育委員会から退職者へ感謝の意を表するための事業であり、行政が主体的に行う事業である。

⑧総合評価

総合評価	維持	経費削減・効率化を図りながら、目的に沿った式典を実施している。

⑨改善の方向性

今後の改善策	これまで市費支弁行政職員についても、市長部局主催のもとに感謝状贈呈式を行ってきており、連携・調整を図りながら今後も実施していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	全国都市教育長協議会等負担金	B13A	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	50 教育費
項	05 教育総務費
目	10 事務局費

施策の展開方向	—				
局	教育委員会事務局	課	企画管理課、職員課、施設課、学務課	所属長名	牧　直宏、井上　潤一、橋本　謙二、高木　健司

①事業概要

事業実施趣旨	全国都市教育長協議会等の活動を通じて、情報収集等を行い、教育行政の円滑な運営及び進展を図る。
対象（誰を・何を）	教育長、教育委員会事務局職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	各都市相互の緊密な連携のもと、教育行政の円滑な運営及び進展を図り、教育向上につなげる。
事業概要	教育行政に関する調査研究や情報交換、関係行政庁等に対する連絡請願・陳情等を行う全国都市教育長協議会等に加入し、負担金を支出する。また、職員に専門的知識や技術を習得させるための講習会の出席に必要な負担金を支出する。
実施内容	＜平成26年度決算額内訳＞　（単位：円）

No	負担金名	決算額
1	全国都市教育長協議会負担金	28,000
2	近畿都市教育長協議会負担金	34,000
3	兵庫県都市教育長協議会負担金	10,000
4	全国都市教育長協議会定期総会・研究大会出席者負担金	7,000
5	近畿都市教育長協議会研修会出席者負担金	14,000
6	社会教育主事講習受講負担金	0
7	兵庫県公立学校施設整備期成会負担金	40,000
8	衛生管理者受験講習会出席者負担金	0
9	阪神地区公立小中特別支援学校事務研究協議会負担金	72,100
10	中核市教育長会負担金	45,000
11	エネルギー管理講習会受講負担金	17,100
	合計	267,200

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		441	267	275	
	負担金補助及び交付金	441	267	275	
人件費 B		0	0	0	
	職員人工数	0.00	0.00	0.00	
	職員人件費	0	0	0	
	嘱託等人件費				
合計 C(A+B)		441	267	275	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	441	267	275	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	☐（概ね）達成 ☐ やや達成できず ☐ 下回った	各協議会等の活動を通じて、国の動向や他都市における施策の取組状況など、様々な情報を収集することができた。また、教育行政に係る喫緊の課題について国等への要望を行った。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	教育行政の進展を図るためには、広域的な連携や情報の共有が不可欠であることから、広域的な活動を行う団体に参画することにより、各都市間で様々な情報を共有できるとともに、課題に対しても効果的に取り組むことができる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	☐ 有 ☐ 無	—
見直しの必要性	☐ 有 ☐ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	・各種協議会等負担金については、各会加入市町が、会則等で定められた人口規模に応じた負担額もしくは一律に定められた負担額を本市同様に負担している。 ・各種出席者負担金については、各自治体の出席者が本市と同額を一律に負担している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	☐ 全部　☐ 一部　■ 無	
委託等の可能性	☐ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ☐ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	各協議会等の会員に教育委員会として参画していることから、民間委託等はなじまない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	各協議会等の会員に教育委員会として参画していることから、行政が主体的に行うべきである。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	各協議会等への参画により、教育に関する様々な情報を収集することができ、本市の教育行政の発展に寄与している。各都市相互の連携を緊密に行い、十分な情報収集を行うために、今後も継続して執行することが適当である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後とも積極的に各協議会等の活動を通じた情報収集に努め、本市教育行政の円滑な運営及び進展を図ることにより、教育の向上につなげていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	交際費	011A
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	05 議会費
項	05 議会費
目	05 議会費

施策の展開方向	—				
局	議会事務局	課	総務課	所属長名	中田　正弘

①事業概要

事業実施趣旨	円滑な議会運営や交際活動に資することを目的に、議長等が交際や儀礼を行う際に支出するものであり、支出の是非とその金額が社会通念上許容される範囲を逸脱しないように適正に支出する必要がある。
対象（誰を・何を）	議会運営にとって必要と認められる交際や儀礼に係るもの
求める成果（どのような状態にしたいか）	適正な支出を行い、市議会として必要な社会的交際、儀礼を適切に行い、議会運営を円滑に推進する。
事業概要	議会運営にとって必要と認められる交際や儀礼であり、かつ社会通念上妥当な金額を支出する。
実施内容	議長交際費は、祝・弔慰・賛助・懇談・贈答・その他の6種類に区分して、適正に執行している。 ＜平成26年度　実施内容＞

区分	内容	件数	執行額
祝	各種団体等の式典会費等	20 件	108 千円
弔慰	供花代	8 件	97 千円
賛助	各種団体への賛助	7 件	88 千円
懇談	国内外の賓客等との懇談	0 件	0 千円
贈答	病気入院見舞金等	2 件	20 千円
その他	来客用花代、年賀カード代等	24 件	216 千円

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	430	529	1,000	
交際費	430	529	1,000	
人件費　B	6,843	6,641	6,419	
職員人工数	0.84	0.84	0.81	
職員人件費	6,843	6,641	6,419	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	7,273	7,170	7,419	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,273	7,170	7,419	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	政務活動費	012A
根拠法令	尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	05 議会費
項	05 議会費
目	05 議会費

施策の展開方向	—				
局	議会事務局	課	総務課	所属長名	中田　正弘

①事業概要

事業実施趣旨	議員の調査研究の推進を図り、議員の知識・見識の向上に努めるため、議員の調査研究その他の活動に要する経費の一部を政務活動費として交付し、支出にあたっては常に透明性の確保に努める。
対象（誰を・何を）	会派等（市議会議員が2人以上で結成。会派以外では無所属議員が交付対象。）
求める成果（どのような状態にしたいか）	会派等の調査研究活動を推進することにより、本会議・委員会等の円滑な審議に資する。
事業概要	地方自治法第100条及び尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例等に基づき、議員の調査研究その他の活動に要する経費の一部として、各会派等に交付する。
実施内容	議員の調査研究その他の活動に要する経費の一部である政務活動費として、議員1人につき月額15万円以内（「尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」において10万円と定めている。）を半期毎に各会派等からの請求に基づき交付している。また、各会派等から提出された政務活動費収支報告書に基づき精算し、残余の額に相当する額の返還を受ける。 ＜平成26年度　政務活動費執行状況＞ 交付額　50,400,000円 執行額　35,986,909円 （執行率　71.40%）

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	29,423	35,987	50,400	
負担金補助及び交付金	29,423	35,987	50,400	
人件費　B	5,539	5,376	5,389	
職員人工数	0.68	0.68	0.68	
職員人件費	5,539	5,376	5,389	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C(A+B)	34,962	41,363	55,789	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	34,962	41,363	55,789	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	議員互助会補助金	012K
根拠法令	尼崎市議会議員互助会規約	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	05 議会費
項	05 議会費
目	05 議会費

施策の展開方向	—				
局	議会事務局	課	総務課	所属長名	中田　正弘

①事業概要

事業実施趣旨	会員（市議会議員）の健康保持を図り、議会の円滑な運営に資するため、人間ドック等の費用の一部を助成している。制度の趣旨からも、さらに受診者の増加を図る必要がある。
対象（誰を・何を）	市議会議員互助会会員（市議会議員）
求める成果（どのような状態にしたいか）	受診率を向上させることにより、疾病の早期発見・早期治療につなげ、円滑な議会運営の推進に資する。
事業概要	会員の人間ドック等受診費用の一部補助
実施内容	尼崎市議会議員互助会規約に基づき、人間ドック等の受診費用の一部を助成することにより会員の健康保持等を図り、円滑な議会運営に資することを目的としている。

助成対象	市補助金額（上限）
人間ドック（1日）	10,000 円
人間ドック（1泊2日）	17,500 円
女性検診	2,324 円
マンモグラフィー	1,568 円
子宮がん検診	756 円

＜平成26年度　実施内容＞
・日帰り人間ドック　8人

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	116	77	127	
負担金補助及び交付金	116	77	127	
人件費　B	978	949	702	
職員人工数	0.12	0.12	0.12	
職員人件費	978	949	702	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C（A+B）	1,094	1,026	829	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,094	1,026	829	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	交際費	102A
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	秘書室	課	秘書課	所属長名	中川　照文

①事業概要

事業実施趣旨	行政執行を円滑に行うために、相手方と本市との状況等を総合的に考慮し、相手方との信頼関係や儀礼に支障が生じないよう、社会通念上必要と認められる儀礼、交際を行う必要がある。
対象（誰を・何を）	本市が儀礼、交際を行う団体または個人
求める成果（どのような状態にしたいか）	相手方と本市との信頼関係の維持向上を図り、円滑な行政執行に寄与する。
事業概要	社会通念上必要と認められる儀礼、交際に係るものに対して支出する。主な内容としては、供花等の弔慰、各種催事等に出席する際の会費、来客用記念品等である。
実施内容	【決算額の推移】 平成24年度　524千円（祝2件、弔慰8件、その他106件） 平成25年度　476千円（祝1件、弔慰11件、その他104件） 平成26年度　815千円（祝1件、弔慰10件、贈答2件、その他107件）

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	476	815	1,100	
需用費	476	815	1,100	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費　B	978	949	951	
職員人工数	0.12	0.12	0.12	
職員人件費	978	949	951	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	1,454	1,764	2,051	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,454	1,764	2,051	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	尼崎市ふるさと納税推進事業費	1042
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	平成25年度	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	財政課	所属長名	中島　章仁

①事業概要

事業実施趣旨	ふるさと納税とは、ふるさとの自治体や、応援したい自治体などへ寄附を行うことによって個人住民税などが軽減される制度のことであり、本市では、この制度の一層の推進を図るとともに、市内産業の活性化に寄与することを目的として、平成25年度から寄附者に対して記念品を贈呈している。
対象（誰を・何を）	個人
求める成果（どのような状態にしたいか）	寄附金の増加、市内産業の活性化及びカウンターパートである気仙沼市の復興支援
事業概要	ふるさと納税のより一層の推進を図るとともに、市内産業のPRを通じた活性化に寄与するため、一定金額以上の寄附を行った寄附者に対して、市内企業の商品を記念品として贈呈する。また、当分の間、被災地復興支援の一環として、宮城県気仙沼産の商品も記念品に加える。
実施内容	○寄附者への記念品の贈呈 ・10,000円以上30,000円未満の寄附…2,000円相当の記念品を1品 ・30,000円以上の寄附…10,000円相当の記念品を1品、または2,000円相当の記念品を5品 【記念品贈呈に係る事業費の内訳】

項目		件数	事業費
記念品代	2,000円商品	877件	1,754,000円
	10,000円商品	314件	3,140,000円
需用費等			224,192円
合計			5,118,192円

（参考）ふるさと納税の実績

基金名称	H24実績		H25実績		H26実績	
財政調整基金	18件	4,552,000円	94件	5,115,900円	120件	16,087,000円
公共施設整備基金	2件	80,000円	43件	1,142,000円	85件	2,295,000円
市民福祉振興基金	4件	1,046,000円	40件	1,125,000円	88件	2,326,000円
動物愛護基金	2件	60,000円	51件	1,536,000円	92件	2,830,000円
青少年健全育成基金	1件	30,000円	52件	1,805,000円	69件	1,765,000円
環境基金	2件	105,000円	40件	985,000円	83件	2,235,020円
緑化基金	3件	195,300円	43件	1,216,000円	66件	1,884,800円
合計	32件	6,068,300円	363件	12,924,900円	603件	29,422,820円

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		2,832	5,303	15,445	
	需用費	79	185	265	
	負担金補助及び交付金	2,753	5,118	15,180	記念品代　等
人件費　B		1,385	1,344	1,744	
	職員人工数	0.17	0.17	0.22	
	職員人件費	1,385	1,344	1,744	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		4,217	6,647	17,189	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	4,217	6,647	17,189	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	都市整備事業費会計繰出金	104D
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	財政課	所属長名	中島　章仁

①事業概要

事業実施趣旨	公共施設の整備といった投資的経費は、一時に多額の経費を要することや、年度間で金額に大きな差が生じることがあり、その財源の全てを整備年度に手立てすることは安定的な財政運営の観点から適当ではないことや、『あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト』において、「競艇事業については、まちづくりに貢献するため、事業の安定的・継続的な運営を図り、競艇事業収益から本市財政への繰出を継続して行う」ことが求められていることから、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的とし、競艇場事業収入を公共施設整備基金へ積み立てるため、都市整備事業費会計へ繰り出している。
対象（誰を・何を）	尼崎市公共施設整備基金
求める成果（どのような状態にしたいか）	一時的な投資的経費の増など年度間の増減に対応するため、競艇場事業収入を公共施設整備基金へ積み立てるなど、公共施設の整備及び公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るため、一定の基金（貯蓄）を保有する。
事業概要	尼崎市公共施設整備基金条例に基づき、本市の公共施設の整備及び公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的とし、競艇場事業収入を同基金へ積み立てるために都市整備事業費会計へ繰り出している。
実施内容	単位：円

	平成25年度	平成26年度	平成27年度予算
都市整備事業費会計繰出金	181,000,000	142,000,000	130,000,000

※ 競艇場事業費会計からの繰入金

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		181,000	142,000	130,000	
	繰出金	181,000	142,000	130,000	
人件費　B		0	0	0	
	職員人工数				
	職員人件費				
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		181,000	142,000	130,000	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	181,000	142,000	130,000	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	番号制度導入関係事業費	1053
根拠法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	
個別計画	—	
事業開始年度	平成26年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	総務局	課	情報活用・公開担当	所属長名	中村　雅夫

①事業概要

事業実施趣旨	番号制度が導入されることに伴い、番号法27条に基づき特定個人情報保護評価の実施が原則義務付けられることから、適正確実かつ迅速に評価を実施する。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	本市が管理するシステム内に個人番号を含むファイルを保有する場合において、適正な取扱いを確保することにより、情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護する。
事業概要	番号制度が導入されることに伴い、番号法27条に基づき特定個人情報保護評価の実施が原則義務付けられることから、専門的な知識やノウハウを有する事業者等の支援を受け、適正確実かつ迅速に評価を実施する。
実施内容	(1)　特定個人情報保護評価の実施 平成27年度の特定個人情報の保有及びシステム改修に先立ち、以下のシステムの特定個人情報保護評価の全項目評価を実施した。 ①住基台帳事務　②統合宛名システム　③地方税に関する賦課徴収事務 ④国民健康保険事務　⑤国民年金事務　⑥児童手当事務 ⑦後期高齢者医療事務　⑧介護保険事務（介護保険事業担当） (2)　情報セキュリティポリシーの見直し方針の策定 番号制度に対応すべく、尼崎市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（以下「管理規程」という。）等について見直しが求められたことから、「セキュリティポリシー見直しの基本的な方向性」を策定し、当該内容をもって、管理規程を平成27年4月1日に改定した。 (3)　『尼崎市特定個人情報保護評価職員向けガイドライン』の策定 今後の本市におけるPIA実施にあたっての手引きとなる『尼崎市特定個人情報保護評価職員向けガイドライン』を策定した。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		0	5,987	51	
	報償費		30	40	審査委員会外部有識者報償費
	旅費		38	11	調査、県報告会参加、審査委員会長との協議等
	委託料		5,919	0	特定個人情報保護評価支援委託
人件費　B		0	7,906	9,193	
	職員人工数		1.00	1.16	
	職員人件費		7,906	9,193	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		0	13,893	9,244	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	0	13,893	9,244	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	庶務事務システム事業費	1062
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	平成20年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	10 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	総務局	課	給与課	所属長名	中村　直樹

①事業概要

事業実施趣旨	出勤、休暇、超過勤務等の勤怠管理や通勤、住居等の届出申請、出張旅費申請など職員に係る事務について、事務の効率化、申請書類等のペーパレス化を図るため、情報システムを活用した事務処理を行う。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	職員の庶務事務について、情報システムのデータチェックまたは集計等の機能を活用し、効率的かつ正確な事務処理及びペーパレス化を図る。
事業概要	出勤、休暇、超過勤務等の勤怠管理や通勤・住居等の届出、出張申請など職員に係る庶務事務をサポートする情報システムについて管理・運用を行う。
実施内容	庶務事務システムにより次の業務を実施している。 1　対象者 臨時的任用職員や非常勤の委員等を除く全ての職員 （ただし、勤務形態が不規則な職員が多い交通局や情報システムが活用できるパソコンが配置されていない職場の職員は対象外としており、また、消防局及び幼稚園については出張申請機能のみ利用している。） 2　主な業務内容 (1)休暇申請・承認　(2)超過勤務申請・承認　(3)出張旅費申請・承認（近接地域のみ） (4)特殊勤務申請・承認　(5)(1)～(4)の実績管理・集計　(6)通勤・住居・扶養等の届出申請 (7)給与明細書の配布

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		28,439	19,676	24,956	
	委託料	9,573	10,753	11,646	運用保守業務委託等
	使用料及び賃借料	18,866	8,923	13,310	庶務事務システム賃借料
人件費　B		4,572	4,179	4,205	
	職員人工数	0.38	0.38	0.38	
	職員人件費	3,095	3,004	3,012	
	嘱託等人件費	1,477	1,175	1,193	
合計　C（A+B）		33,011	23,855	29,161	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	4,913	1,262	1,485	庶務事務システム公営企業負担金
	一般財源	28,098	22,593	27,676	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	本庁舎整備事業費	1091
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	昭和37年度	
施策	21 その他	

事業分類	ハード事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	保全担当	所属長名	西田　久範

①事業概要

事業実施趣旨	本庁舎が建築されてから約50年が経過しており、老朽化が進んでいるため、施設整備を行う。
対象（誰を・何を）	本庁舎
求める成果（どのような状態にしたいか）	本庁舎の建物・設備について、正常に機能するよう整備する。
事業概要	庁舎設備の機能を維持するための整備及び組織改正等に伴う改修工事等を行う。
実施内容	庁舎設備の機能維持及び組織改正等に伴う改修工事等並びに工事に向けた設計 ・ 空調設備熱源改修工事設計 ・ 排煙窓オペレーター装置改修工事 ・ 議会棟3階間仕切設置工事 ・ 議会棟3階天井等改修工事 ・ その他組織改正等に伴う間仕切等改修及びLAN工事 ・ LED化推進に伴う北館・中館・南館の蛍光灯取替え

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		143,067	46,440	78,952	
	需用費	10,737	11,607	88	LED照明購入費
	委託料	15,791	1,870	26,360	設計委託料
	使用料及び賃借料	11,983	11,983	11,983	本庁舎ビル管理システム賃借料
	工事請負費	104,063	20,980	38,000	排煙窓オペレーター装置改修工事等
	その他	493	0	2,521	
人件費　B		1,466	1,265	3,408	
	職員人工数	0.18	0.16	0.43	
	職員人件費	1,466	1,265	3,408	
	嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C(A+B)		144,533	47,705	82,360	
Cの財源内訳	国庫支出金	91,495			地域の元気臨時交付金・社会資本整備総合交付金
	県支出金				
	市債			44,300	緊急防災・減災害対策債、庁舎整備事業債
	その他	5,000	4,175		市町村振興協会市町交付金
	一般財源	48,038	43,530	38,060	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	電子入札システム事業費	10AN
根拠法令	尼崎市契約規則第10条の2	
個別計画	—	
事業開始年度	平成18年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	契約・検査課	所属長名	橋本　一義

①事業概要

事業実施趣旨	本市及び業者の入札及び契約手続の合理化、入札事務の効率化を図る。
対象（誰を・何を）	入札
求める成果（どのような状態にしたいか）	電子入札システムを利用した入札を行い、本市及び業者の入札及び契約手続の合理化を図り、ひいては、入札事務の効率化を図ること。
事業概要	インターネットを利用した電子入札システムを他市と共同で運用することにより、入札の競争性・公正性・透明性などの向上を図る。
実施内容	兵庫県の電子入札システムを利用した電子入札を行う。 平成18年度　5件（平成18年8月発注分から6,000万円以上の工事） 平成19年度　41件（平成19年4月発注分から6,000万円以上の全ての工事 平成19年8月発注分から3,000万円以上の全ての工事及び500万円以上の工事に係る設計・測量等業務委託） 平成20年度　86件 平成21年度　117件（平成21年7月発注分から1,000万円以上の工事の一部を追加） 平成22年度　182件（平成22年10月発注分から1,000万円以上の工事及び50万円以上の設計・測量等業務委託の全て） 平成23年度　244件（平成23年10月発注分から130万円以上の工事及び50万円以上の設計・測量等業務委託の全て） 平成24年度　216件 平成25年度　289件 平成26年度　209件

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		5,993	6,035	5,973	
	負担金補助及び交付金	5,993	6,035	5,973	電子入札共同運営システム運用負担金
人件費　B		15,152	14,745	14,780	
	職員人工数	1.86	1.87	1.87	
	職員人件費	15,152	14,745	14,780	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		21,145	20,780	20,753	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	751	1,040	880	水道局負担金
	一般財源	20,394	19,740	19,873	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	発注者支援データベースシステム活用事業費	10AP
根拠法令	建設業法第26条第1項、尼崎市契約規則第47条第3号等	
個別計画	—	
事業開始年度	平成14年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	契約・検査課	所属長名	橋本　一義

①事業概要

事業実施趣旨	工事案件における適正な履行の確保のために、一般競争入札における資格要件の設定や指名競争入札における指名業者選定、提出書類のチェック、技術者が専任で配置されているかどうかの確認をする。
対象（誰を・何を）	工事案件
求める成果（どのような状態にしたいか）	工事案件における適正な履行の確保のために、一般競争入札における資格要件の設定や指名競争入札における指名業者選定、提出書類のチェック、技術者が専任で配置されているかどうかの確認が効率よく行えること。
事業概要	システムの活用により、工事実績及び技術者の専任配置の確認を行い、工事の適正な施工の確保、不良不適格業者の排除を図る。
実施内容	監理技術者の配置状況を確認すること 業者の建設業法上の許可等の確認をすること 一般競争入札を行う場合の条件設定に当たってのシミュレーションを行うこと 平成21年度 決算額　336,136円 平成22年度 決算額　293,147円 平成23年度 決算額　157,500円 平成24年度 決算額　157,500円 平成25年度 決算額　157,500円 平成26年度 決算額　162,000円

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		158	162	179	
	負担金補助及び交付金	158	162	179	検索提供サービス利用料
人件費　B		4,796	4,882	4,894	
	職員人工数	0.59	0.62	0.62	
	職員人件費	4,796	4,882	4,894	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		4,954	5,044	5,073	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他			53	水道局負担分（平成27年度から利用）
	一般財源	4,954	5,044	5,020	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公共施設マネジメント推進事業費	10AU
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	平成25年度	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	保全担当、公共施設担当	所属長名	西田　久範、橋本　貴宗

①事業概要

事業実施趣旨	多くの公共施設が老朽化し大規模改修や建替えの時期を迎えている中、財政負担の平準化や計画的な保全による長寿命化を図るため、公共施設マネジメント計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減や量と質の最適化を含めた効率的、効果的な資産運営を推進する。
対象（誰を・何を）	市有建築物
求める成果（どのような状態にしたいか）	公共施設のライフサイクルコストの縮減や量と質の最適化を含めた効率的、効果的な資産運営を推進する。
事業概要	公共施設に係る現状の把握・分析等を行い、ライフサイクルコストの縮減や量と質の最適化を含めた効率的、効果的な資産運営を推進するための公共施設マネジメント計画を策定する。
実施内容	①公共施設マネジメント推進事業 ○　事業内容 多くの公共施設が老朽化し大規模改修や建替えの時期を迎える中、財政負担の平準化や計画的な保全による長寿命化を図るため、公共施設マネジメント計画を策定する。 ○　経費 公共施設マネジメント市民会議実施における実費弁償費、募集案内の郵送料 園田地区複合施設の説明会チラシ郵送料、説明会会場使用料　　決算額：308,976円

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		48,116	309	1,299	
	報償費	0	37	150	市民会議に伴う実費弁償金
	需用費	0	0	119	事務用品等
	役務費	0	259	341	市民委員募集案内の郵送料
	委託料	48,116	0	594	計画策定業務、システム保守
	使用料及び賃借料	0	13	95	地区説明会場使用料
人件費　B		19,436	37,097	29,342	
	職員人工数	2.39	4.81	3.82	
	職員人件費	17,908	36,538	28,782	
	嘱託等人件費	1,528	559	560	
合計　C（A+B）		67,552	37,406	30,641	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	67,552	37,406	30,641	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公共用地先行取得事業費会計繰出金	10BA	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成20年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	保全担当	所属長名	西田　久範

①事業概要

事業実施趣旨	平成19年度及び平成21年度に尼崎市土地開発公社から土地を買い戻したときに起債した市債の利子及び元金を公共用地先行取得事業費会計で償還するため一般会計から先行会計へ繰り出す。
対象（誰を・何を）	尼崎市土地開発公社保有地の買戻しに係る市債償還金
求める成果（どのような状態にしたいか）	債の発行の際に定められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする市債償還を円滑に行うための必要な措置が図られている。
事業概要	尼崎市土地開発公社から買い戻した土地の市債元金・利子償還金に係る公共用地先行取得事業費会計への繰出金
実施内容	尼崎市土地開発公社保有地の買戻しに係る地方債について借り入れ時の条件に従って償還を行うため、一般会計から公共用地先行取得事業費会計へ繰り出す。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		228,088	224,460	290,861	
	繰出金	228,088	224,460	290,861	
人件費　B		0	0	0	
	職員人工数				
	職員人件費				
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		228,088	224,460	290,861	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	228,088	224,460	290,861	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	財政調整基金積立金	181A	
根拠法令	地方自治法、地方財政法、尼崎市財政調整基金条例		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和32年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	55 財産管理費

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	財政課	所属長名	中島　章仁

①事業概要

事業実施趣旨	地方公共団体の財政は、経済の不況や災害の発生などにより収入減少、支出増加を余儀なくされることがあり、一方で、その場合にあっても安定した住民サービスの提供が必要となるため積み立てている。
対象（誰を・何を）	尼崎市財政調整基金
求める成果（どのような状態にしたいか）	予期しない収支不足等に備え、長期的な視野に立った計画的な財政運営を行うために、例えば財源に余裕のある年度に積立を行うなどにより、財政規模に見合った一定の基金（貯蓄）を保有する。
事業概要	尼崎市財政調整基金条例に基づき、本市財政の健全な運営に必要な財源として、同基金への積立を行う。 （積立額・・・①前年度決算剰余金、②基金から生ずる収益、③その他各年度において予算に定める額）
実施内容	○ 財政調整基金の残高等の推移 （千円） 平成21年度 / 平成22年度 / 平成23年度 / 平成24年度 / 平成25年度 / 平成26年度 積立額：68,452 / 2,207,803 / 32,430 / 39,790 / 81,659 / 144,128 取崩額： 年度末残高：1,365,663 / 3,573,466 / 3,605,896 / 3,645,686 / 3,727,345 / 3,871,473 ※　表示単位未満四捨五入のため、差引等が一致しない場合がある。 ※　年度末残高のピーク＝約98億58百万円（昭和59年度末）

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		81,659	144,128	21,635	平成27年度当初予算における
	積立金	81,659	144,128	21,635	財政調整基金の取崩額
					1,670百万円
人件費　B		652	632	634	
	職員人工数	0.08	0.08	0.08	
	職員人件費	652	632	634	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		82,311	144,760	22,269	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	7,659	20,128	21,635	基金運用収入、寄付金 等
	一般財源	74,652	124,632	634	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	減債基金積立金	181K
根拠法令	地方自治法、尼崎市減債基金条例	
個別計画	—	
事業開始年度	平成8年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	55 財産管理費

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	財政課	所属長名	中島　章仁

①事業概要

事業実施趣旨	減債基金積立金は、将来の公債費の償還を計画的に行うために積み立てられているものである。公債費は、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支出しなければならない義務的経費であることから、公債費の増嵩が財政運営における弾力性を失わせ、市民サービスの安定的な実施に影響を及ぼすこととなるため積み立てている。
対象（誰を・何を）	尼崎市減債基金
求める成果（どのような状態にしたいか）	年度間の増減への対応等、公債費の償還を計画的に行うため、市債の発行状況、将来の公債費の動向を勘案して、一定の基金（貯金）を保有する。
事業概要	尼崎市減債基金条例に基づき、市債の償還に必要な財源を確保し、もって市財政の健全な運営に資するため、同基金への積立を行う。
実施内容	○ 減債基金の残高等の推移　（千円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
積立額	33,824	21,534	1,887,448	187,857	498,531	135,581
取崩額	2,523,698	920,000	1,130,000	3,630,000	－	1,664,566
年度末残高	11,531,426	10,632,960	11,390,408	7,948,265	8,446,796	6,917,810

※ 表示単位未満四捨五入のため、差引等が一致しない場合がある。

○「アルカイック広場分」以外の年度末残高の推移

年度末残高	161,974	162,162	2,525,963	4,754,190	6,338,186	5,873,767

※ 年度末残高のピーク＝約63億38百万円（平成25年度末）

※「アルカイック広場分」は特定の借入に係る償還財源のため、財源対策としての活用はできない。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		498,531	135,581	1,242,839	平成27年度当初予算における
	積立金	498,531	135,581	1,242,839	減債基金の取崩額3,144百万円
					※うち「アルカイック広場分」
					1,044百万
人件費 B		570	553	634	
	職員人工数	0.07	0.07	0.08	
	職員人件費	570	553	634	
	嘱託等人件費				
合計 C(A+B)		499,101	136,134	1,243,473	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	6,845	4,616	20,239	基金運用収入
	一般財源	492,256	131,518	1,223,234	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	尼崎東高等学校跡地活用事業費	1826
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	平成24年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	55 財産管理費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	大規模市有地活用担当	所属長名	西野　彰二

①事業概要

事業実施趣旨	学校の統廃合により閉校となった尼崎東高等学校跡地は約34,000㎡ある大規模市有地であり、その活用については地域に与える影響が大きいため、市民意見を聴取しながら有効活用を図る。
対象（誰を・何を）	統廃合により閉校となった学校跡地、市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	行政と市民が地域課題等について情報を共有し、市民共有の財産である学校跡地の有効活用を図ることにより、持続可能なまちづくりに資する。
事業概要	市民意見を踏まえ土地活用方針を策定するとともに、方針に基づいた有効活用を図る。
実施内容	・土地活用方針を策定(平成26年10月) ・土地活用方針の一部変更（平成26年12月） ・土地活用に向け校舎解体撤去工事に係る設計業務及びアスベスト含有等の調査を実施 ・土地活用に向け校舎解体撤去工事に係る工事請負契約を締結（工期・平成27年3月9日から平成27年11月3日まで）

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A		9,029	116,532	183,197	
	その他	35	0	36	
	需用費	38	757	174	消耗品、電気料等
	役務費	26	895	895	郵送料・電話料
	委託料	8,956	5,349	16,444	校舎等解体撤去工事設計委託等
	工事請負費		110,400	165,648	校舎等解体撤去工事費
人件費 B		9,326	11,138	7,237	
	職員人工数	1.56	1.88	1.07	
	職員人件費	9,326	11,138	7,237	
	嘱託等人件費				
合計 C(A+B)		18,355	127,670	190,434	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	18,355	127,670	190,434	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	事業たな卸し等関係事業費	193H
根拠法令	—	
個別計画	あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト（評価：無）	
事業開始年度	平成15年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	60 企画費

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	行財政推進課	所属長名	安田　博之

①事業概要

事業実施趣旨	極めて厳しい財政状況の中で、歳入に見合った歳出規模の実現に向けて、事務事業の点検・評価を行い、事業の再構築を行う中で効率的・効果的に事業を実施していく必要がある。そのためには職員自らが主体的に事務事業の必要性等を評価し、改革改善に結びつけるといったPDCAサイクルを定着させる必要があるが、その目的や必要性などについて、職員の共通認識が十分に図られておらず、コスト意識の定着も不十分な状況にある。
対象（誰を・何を）	職員・市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	実質的な収支均衡が確保できる状態を目指す。
事業概要	行政の組織構造を改善し、自ら改革に取り組む組織文化の確立を図るため、行政評価を中心に据えた成果志向の行財政運営を構築し、推進する。
実施内容	1　平成27年度に向けた改革改善取組の調整及び取りまとめ 2　平成25年度からの行財政改革に係る計画『あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト～持続可能な行財政基盤の確立に向けて～』の進行管理 3　事業たな卸しの実施 (1)職員による事業たな卸し 各事務事業ごとに必要性・有効性や成果をふまえた点検・評価を行い、効果的・効率的な事業構築を行う。 ・事務事業評価の取りまとめ、冊子印刷、ホームページへの公開 (2)市民目線による事業たな卸し 事務事業評価表等をもとに、事業の点検・評価を行う。 ・事務事業点検委員会の開催（学識経験者4人、公募市民8人：計12人） ・公開事業たな卸しの実施（平成26年6月29日） ・公開事業たな卸しの結果をふまえた各事業における今後の取り組み調整 なお、市民目線による公開事業たな卸しについては、平成26年度をもって終了している。 今後はこうした取組の成果と課題を十分に踏まえて、現在行っている施策評価の取組に活かしていく。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		1,169	721	0	
	需用費	490	435		書籍、印刷製本　等
	報償費	327	0		平成25年度途中で報酬に切り替え
	委託料	350	230		公開事業たな卸しネット中継委託料
	使用料及び賃借料	2	0		会場使用料(平成26年度は庁内で確保)
	その他	0	56		旅費、出席者負担金
人件費　B		27,979	22,577	0	
	職員人工数	3.14	2.64		※平成26年度で当該事業は終了
	職員人件費	25,578	20,872		
	嘱託等人件費	2,401	1,705		
合計　C(A+B)		29,148	23,298	0	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	29,148	23,298	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市制100周年記念プロジェクト検討事業費	1940
根拠法令	—	
個別計画	尼崎市市制100周年記念事業基本方針	
事業開始年度	平成25年度	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	60 企画費

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	市制100周年記念企画調整担当 市制100周年記念事業担当	所属長名	安福 章 玉井 健二朗

①事業概要

事業実施趣旨	多くの市民とともに、平成28年に迎える市制100周年という大きな節目を、①過去の尼崎の歩みを振り返り、わがまちを深く知る機会、②今日の尼崎に暮らし働くことを祝い、わがまちの今を発信する機会、③未来の尼崎を考え、次代のまちづくりを始める機会とし、それぞれの取組に資する事業の検討を行う。
対象（誰を・何を）	市民・事業者など
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎に縁のある人々らが市制100周年を意識するとともに、それぞれが100周年に関わり、祝い、楽しむといった機運の醸成
事業概要	平成28年に迎える市制100周年を節目として、歴史を振り返るとともに、新たなまちづくりを進めていく機運を醸成するため、市制100周年記念事業の検討、市民・事業者による会議体の設置・運営に取り組む。
実施内容	【実施内容】 (1)　あまがさき100年会議等の設置・運営 市制100周年の推進に向けて、各会議体の運営を通して、基本方針の策定、ロゴマークの決定など行った。 ①あまがさき100年会議：市制100周年に関する情報を共有するとともに、実行委員会でとりまとめた理念や100周年関係事業について確認等を行っていくもの。 ②あまがさき100年実行委員会：100周年に関する様々な施策等を総合的かつ効果的に推進していくため、各部門で活躍している団体等が集まり、議論・合意形成するもの。 ③市制100周年記念事業連絡調整会議：行政において記念式典等の検討を進めていくとともに、各種事業推進に関する必要な連絡調整を全庁的に進めていくもの。 (2)　市制100周年PR ポスターやチラシなどの印刷物をはじめ、フェイスブックやホームページといったweb媒体、横断幕やのぼり旗などのPRツールなど様々な媒体を活用し、広く市内に周知を実施。 (3)　市制100周年ワークショップ 市民や事業者、尼崎に興味や関心を持つ人々と若手職員が一緒になり、新たな100周年の事業を検討などしていくことを目的として、市民を交えたワークショップなどを実施。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		183	3,806	0	
	報償費	0	30		
	旅費	107	70		
	需用費	76	1,633		
	委託料	0	2,073		
	使用料及び賃借料	0	0		
人件費　B		11,730	22,636	0	
	職員人工数	1.44	2.78		
	職員人件費	11,730	21,979		
	嘱託等人件費		657		
合計　C(A+B)		11,913	26,442	0	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	11,913	26,442	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	税外収入還付金	1B1A
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	70 諸費

施策の展開方向	—

局	企画財政局	課	財政課	所属長名	中島　章仁

①事業概要

事業実施趣旨	過年度の歳入において、収入超過となり還付の必要が生じた時に、国・県補助金等の返還を行うものである。
対象（誰を・何を）	税外収入還付金
求める成果（どのような状態にしたいか）	—
事業概要	過年度の歳入において、収入超過となった国・県補助金等の返還を行う。
実施内容	○税外還付金の執行状況

（千円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度予算
国への返還	435,447	301,023	—
県への返還	46,703	18,862	—
その他	900	1,189	—
合計	483,050	321,074	150,000

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		483,050	321,074	150,000	
	償還金利子及び割引料	483,050	321,074	150,000	
人件費　B		896	870	872	
	職員人工数	0.11	0.11	0.11	
	職員人件費	896	870	872	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		483,946	321,944	150,872	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	483,946	321,944	150,872	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市税還付金、還付加算金等	1B1K
根拠法令	地方税法第17条、第17条の4	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	70 諸費

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	納税課	所属長名	中尾　智次

①事業概要

事業実施趣旨	過年度に収入済の市税について、税額の減額異動等により過誤納付が生じた場合に、現年度予算から還付する。また、それに伴う還付加算金を支出する。
対象（誰を・何を）	還付の必要が生じた納税者
求める成果（どのような状態にしたいか）	—
事業概要	過年度に収入済の市税について、税額の減額異動等により過誤納付が生じた場合に、現年度予算から還付する。また、それに伴う還付加算金を支出する。
実施内容	過年度に収入済の市税について、税額の減額異動等により過誤納付が生じた場合に、現年度予算から還付する。また、それに伴う還付加算金を支出する。 ・ 市税還付金（地方税法第17条） 税額に減額異動が生じた場合等に、還付すべき過誤納金 ・ 還付加算金（地方税法第17条の4） 過誤納金を還付する際に、利息相当分としてその還付すべき金額に加算する金額　年7.3% （当分の間、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、各年の特例基準割合とする。） 特例基準割合：各年の前々年10月から前年9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合。平成27年1月以降は年1.8%である。 （還付金が発生する主な要因） 法人の業績悪化に伴う中間（予定）納税額の法人市民税の還付、申告内容の更正に伴う個人市民税の還付、課税誤りによる固定資産税・都市計画税の還付である。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		497,683	399,276	459,000	
	償還金利子及び割引料	497,683	399,276	459,000	
人件費　B		19,504	18,997	19,041	
	職員人工数	2.12	2.12	2.12	
	職員人件費	17,270	16,761	16,801	
	嘱託等人件費	2,234	2,236	2,240	
合計　C（A+B）		517,187	418,273	478,041	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	517,187	418,273	478,041	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	振替納付推進事業費	1K1K
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	10 徴税費
目	10 賦課徴収費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	納税課	所属長名	中尾　智次

①事業概要

事業実施趣旨	口座振替制度の利用を推進することで、納税者の利便性の向上を図るとともに、確実な市税収入を確保する。
対象（誰を・何を）	市税及び個人県民税の納税義務者
求める成果（どのような状態にしたいか）	口座振替制度の利用推進により、収入率が向上すること
事業概要	納税者が金融機関の預金口座やゆうちょ銀行を利用して、市税を納付する場合に、市がその金融機関等に対して支払う手数料等の経費
実施内容	市税収納手数料について

	金融機関	ゆうちょ銀行・郵便局
窓口納付	指定金融期間（年7万円）＊1 指定代理金融機関（年2万5千円）＊1 収納代理金融機関 1件2円＊1*2	1件2円*2
口座振替 自動払込	1件5円*2	1件10円

＊1については、会計管理室で契約しており、個別の手数料は発生しない。
＊2　消費税は別途

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		3,340	3,914	4,847	
	需用費	991	1,234	2,059	振替納付関連帳票代等
	役務費	1,998	2,100	2,237	収納手数料等
	委託料	251	159	451	チラシ封入封緘委託料
	備品購入費	0	321	0	ペイジー端末機器購入費
	負担金補助及び交付金	100	100	100	MPN協会年会費
人件費　B		10,885	10,196	10,442	
	職員人工数	1.03	1.03	1.03	
	職員人件費	8,390	8,143	8,163	
	嘱託等人件費	2,495	2,053	2,279	
合計　C(A+B)		14,225	14,110	15,289	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	14,225	14,110	15,289	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	固定資産評価関係事業費	1K21
根拠法令	地方税法・固定資産評価基準	
個別計画	—	
事業開始年度	昭和52年度	
施策	21 その他	

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	10 徴税費
目	10 賦課徴収費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	資産税課	所属長名	秋岡　修司

①事業概要

事業実施趣旨	固定資産税とは、「適正な時価」を課税標準として課税されるもので、土地、家屋については、原則3年ごとに評価を見直す制度がとられている。この間地価の下落が大きいときは、「適正な時価」とするため、土地評価額の見直しを行う。
対象（誰を・何を）	毎年1月1日現在、尼崎市に存する固定資産（土地・家屋・償却資産）
求める成果（どのような状態にしたいか）	固定資産に係る適正課税及び事務効率の推進
事業概要	固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に、尼崎市に土地・家屋・償却資産を所有している人がその固定資産の価格をもとに算出された税額を固定資産の所在する市に納める税金。 固定資産に係る適正課税及び事務効率の推進に資するため、航空写真撮影及び標準宅地の鑑定評価業務委託等を実施している。
実施内容	毎年1月1日現在、尼崎市に土地・家屋を所有している人に課税するため、1月1日の現状を航空写真で撮影し、経年変化の実態を把握し、デジタル方式による現況に即した精度の高い地番図・家屋図・路線価図を作成する。（昭和52年導入） 地理情報の新評価基準に対応できるシステム導入（昭和61年導入） 技術的・人的・時間的に省略化を図り、客観的で統一された計算結果が得られる。 家屋を評価するためのシステム導入（平成2年導入） 現地調査後の図面・仕上げ素材を入力し、面積、仕上げ割合、補正係数を算出する。 経験差による評価の不均衡を解消し、また時間を省略化することができる。 不動産鑑定士による標準宅地の鑑定評価を行う。（平成9年導入） 地域に精通した不動産鑑定士により、地域バランスの事前検討・相続税評価、地価公示価格等と固定資産税評価額との均衡を是正。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		84,700	37,436	35,742	
	委託料	81,813	34,548	32,854	
	使用料及び賃借料	2,887	2,888	2,888	
人件費　B		7,820	7,589	7,608	
	職員人工数	0.96	0.96	0.96	
	職員人件費	7,820	7,589	7,608	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		92,520	45,025	43,350	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	92,520	45,025	43,350	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	コンビニ収納関係事業費	1K3B
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	平成20年度	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	10 徴税費
目	10 賦課徴収費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	納税課	所属長名	中尾　智次

①事業概要

事業実施趣旨	利用時間の制限がないコンビニエンスストアでの収納を実施することで、納税機会及び納税窓口を拡大する。
対象（誰を・何を）	市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税等の納税義務者
求める成果（どのような状態にしたいか）	コンビニエンスストアでの納税により、収入率が増加すること
事業概要	市税及び個人県民税のコンビニエンスストアでの収納実施に係る経費の支出事務
実施内容	コンビニエンスストアでの市税収納に係る経費の支出事務 コンビニエンスストアで納めることのできる税目は、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)、市・県民税（普通徴収)、軽自動車税及びその他滞納分の市税全税目である。 コンビニエンスストアでの市税収納については、納付書1枚につき55円（消費税別途）の経費がかかっている。 ＜平成26年度実績(市税の上記4税目の収入額の合計に占めるコンビニ収納分の割合）＞ 現年課税分　コンビニ収納率　10.1% 滞納繰越分　コンビニ収納率　29.4%

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		14,354	15,038	15,936	
	役務費	14,015	14,999	15,896	コンビニ収納取扱手数料
	委託料	300	0	0	バーコード品質検証委託料
	使用料及び賃借料	39	39	40	データ受信端末リース料
人件費　B		5,725	5,562	5,576	
	職員人工数	0.68	0.68	0.68	
	職員人件費	5,539	5,376	5,389	
	嘱託等人件費	186	186	187	
合計　C(A+B)		20,079	20,600	21,512	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	20,079	20,600	21,512	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	納税推進センター関係事業費	1K3D
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	平成23年度	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	10 徴税費
目	05 賦課徴収費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	納税課	所属長名	中尾　智次

①事業概要

事業実施趣旨	滞納初期時における積極的な納税勧奨により滞納税額の圧縮を図るもの。
対象（誰を・何を）	現年課税分のみの滞納者
求める成果（どのような状態にしたいか）	現年課税分の収入率向上及び滞納繰越分の圧縮
事業概要	嘱託員により、現年課税分（市県民税（普通徴収)、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）のうち、督促状送付後なお、未納である納税者を対象に電話による納税勧奨を行うとともに、文書による催告を実施する。
実施内容	嘱託員により、現年課税分（市県民税（普通徴収)、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）のうち、督促状送付後なお、未納である納税者を対象に電話による納税勧奨を行うとともに、文書による催告を実施する。 （業務内容） 水曜日及び金曜日　午前9時から午後4時(月曜日・火曜日・木曜日は午後8時まで) 第2土曜日及び第4日曜日　午前9時から午後4時で 嘱託員7人で対応 平成23年度　160,444千円(電話催告　148,983千円・文書催告　11,461千円) 平成24年度　189,294千円(電話催告　174,809千円・文書催告　14,485千円) 平成25年度　214,033千円(電話催告　193,972千円・文書催告　20,061千円) 平成26年度　216,179千円(電話催告　189,443千円・文書催告　26,736千円)

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		545	560	730	
	役務費	545	560	730	電話料
	使用料及び賃借料	0	0	0	電子計算機システム賃借料
					※平成25年度から情報政策課で一括計上
人件費　B		22,787	22,775	23,100	
	職員人工数	0.12	0.12	0.12	
	職員人件費	978	949	951	
	嘱託等人件費	21,809	21,826	22,149	
合計　C(A+B)		23,332	23,335	23,830	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	23,332	23,335	23,830	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	税務総合システム関係事業費	1K3I
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	平成26年度	
施策	21 その他	

事業分類	ハード事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	10 徴税費
目	10 賦課徴収費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	税務管理課	所属長名	前田　晋一

①事業概要

事業実施趣旨	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、国や他の自治体等と税情報を連携できるよう、税務総合システムに個人番号及び法人番号を管理する機能を必要とするため改修を実施している。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	社会保障・税番号制度が導入される際の行政執行の円滑化及び市民サービスの向上
事業概要	社会保障・税番号制度に対応するよう既存機能を改修することにより、平成27年10月に個人番号及び法人番号の付番がなされ、平成28年1月から利用を開始する際の行政執行の円滑化及び市民サービスの向上を図る。
実施内容	【平成26年度】 ・事業内容　番号管理対応 ①個人番号及び法人番号を管理するデータベースの新規作成等 ②既存システムに個人番号及び法人番号の検索・登録・更新・削除の表示や処理ができるよう機能を追加する等 【平成27年度】 ・事業内容　情報連携対応 ①既存システムに個人番号及び法人番号を用いた課税処理ができるよう機能を追加する等 ②情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会・提供を行うための機能の新規作成等

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		0	52,999	39,257	
	委託料		52,999	39,128	
	使用料及び賃借料			21	
	工事請負費			108	
人件費　B		0	9,208	9,241	
	職員人工数		1.06	1.06	
	職員人件費		8,380	8,401	
	嘱託等人件費		828	840	
合計　C(A+B)		0	62,207	48,498	
Cの財源内訳	国庫支出金		35,332	24,529	
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	0	26,875	23,969	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	番号制度導入関係事業費	1Q2H
根拠法令	行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律、住民基本台帳法	
個別計画	無	
事業開始年度	平成26年度	
施策	21 その他	

事業分類	ハード事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	15 戸籍住民基本台帳費
目	05 戸籍住民基本台帳費

施策の展開方向	—				
局	市民協働局	課	マイナンバーカード普及担当	所属長名	内藤　伸彦

①事業概要

事業実施趣旨	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等関連4法が平成25年5月31日に公布されたことに伴い、住民記録システム及び関連システムの改修等を行う。
対象（誰を・何を）	市民・事業者・地方自治体・各省庁等
求める成果（どのような状態にしたいか）	複数のシステムに存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うことにより、各手続きの際の添付書類の簡素化及び地方自治体の事務の効率化等を図る。
事業概要	社会保障・税番号制度関連四法が平成25年5月24日成立(31日公布)したことに伴い、平成27年10月に個人番号の付番・通知が実施され、平成28年1月からは個人番号の利用が開始される。制度に対応し、円滑に運営するため、住民記録システムの改修等を行う。
実施内容	・住基ネットを通じて住民票コードから生成された個人番号を取得する。 ・取得した個人番号を住民記録システムのデータベースに格納する。 ・住民記録システムの端末で個人番号が表示・検索できるようにする。 ・住民記録システムから印刷される帳票に個人番号が表示できるようにする。 ・既存システムのデータクレンジング作業を行う。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		0	23,905	354,000	
	需用費			11,068	
	委託料		23,905	142,351	住民記録システム改修業務委託等
	使用料及び賃借料			21,037	
	負担金補助及び交付金			161,187	
	その他			18,357	
人件費　B		0	7,906	23,718	
	職員人工数		1.00	3.00	
	職員人件費		7,906	23,718	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		0	31,811	377,718	
Cの財源内訳	国庫支出金		22,154	197,766	
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	0	9,657	179,952	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	コンビニ交付等市民窓口改善事業	1Q2I	
根拠法令	戸籍法、住民基本台帳法等		
個別計画	—		
事業開始年度	平成26年度		
施策	21 その他		

事業分類	ハード事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	15 戸籍住民基本台帳費
目	05 戸籍住民基本台帳費

施策の展開方向	—				
局	市民協働局	課	マイナンバーカード普及担当	所属長名	内藤　伸彦

①事業概要

事業実施趣旨	証明書のコンビニ交付サービスの実施のため、コンビニ交付システムの開発及び既存システムの改修を行う。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	証明書のコンビニ交付サービスの実施のための各種システムの改修等を円滑に行う。
事業概要	市民サービスの維持向上に向け、コンビニ交付サービスの実施や自動交付機の設置等を行うためのシステム構築等を行う。
実施内容	○コンビニ交付システムの開発 住民票等の各種証明書をコンビニエンスストア等に設置しているマルチコピー機から交付するためのシステムの開発を行う業者をプロポーザルにより選定し、システムの開発を進める。 ○既存住民記録システム及び税務総合システム改修 コンビニ交付システムへ住民票の写し、印鑑登録証明書及び課税証明書の発行に必要な情報を連携できるよう既存システムの改修を行う。 ○既存戸籍総合システム改修 住民からコンビニ交付システムを通じて戸籍全部・個人事項証明書及び戸籍の附票の写しの証明書交付要求を受けて各種証明書を作成しコンビニ交付システムに連携できるよう改修を行う。 ○証明書自動交付システムの開発 証明書のコンビニ交付サービスの実施に加え、本庁及び3サービスセンターに自動交付機（マルチコピー機）を設置し証明書を交付する。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		0	7,992	160,279	
	需用費			56	
	委託料		7,992	145,292	コンビニ交付システム等開発業務委託
	使用料及び賃借料			7,406	
	工事請負費			6,030	
	その他			1,495	
人件費　B		0	7,906	7,906	
	職員人工数		1.00	1.00	
	職員人件費		7,906	7,906	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		0	15,898	168,185	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	0	15,898	168,185	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	選挙執行関係事業費（衆議院議員選挙）	1X1A	
根拠法令	公職選挙法		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	20 選挙費
目	10 衆議院議員選挙費

施策の展開方向	—				
局	選挙管理委員会事務局	課	選挙管理委員会事務局	所属長名	中村　知章

①事業概要

事業実施趣旨	公職選挙法等の規定に基づき、衆議院議員総選挙を執行する。
対象（誰を・何を）	日本国民で満20歳以上である者
求める成果（どのような状態にしたいか）	当該選挙の執行
事業概要	衆議院議員総選挙の執行
実施内容	・公示日:平成26年12月2日、投票日:平成26年12月14日 ・兵庫8区における定数　1人　立候補者　2人 ・投票所　87箇所、期日前投票所　3箇所、開票所　1箇所 ・当日有権者数:　378,523人 ・投票率　45.87%

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		0	61,578	0	
	委託料		34,366		労働者派遣業務委託等
	役務費		12,552		投票所整理券発送郵送料等
	需用費		7,195		投・開票用消耗品等
	備品購入費		4,011		読取分類機等
	その他		3,454		投票所等使用料等
人件費　B		0	50,811	0	
	職員人工数		1.10		応援職員4名分（0.4）含む
	職員人件費		8,449		
	嘱託等人件費		42,362		投票立会人等報酬、職員手当（選挙特殊勤務手当等）、臨時職員賃金等
合計　C（A+B）		0	112,389	0	水道会計事業補助金（1X1B）
Cの財源内訳	国庫支出金				自動車運送事業会計補助金（1X1C）
	県支出金		102,404		を含む
	市債				
	その他				
	一般財源	0	9,985	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	選挙執行関係事業費(県議会議員選挙準備)	201A
根拠法令	公職選挙法	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	20 選挙費
目	25 県議会議員選挙費

施策の展開方向	—				
局	選挙管理委員会事務局	課	選挙管理委員会事務局	所属長名	中村　知章

①事業概要

事業実施趣旨	公職選挙法等の規定に基づき、選挙を執行する。
対象（誰を・何を）	日本国民で満20歳以上であり、引き続き3カ月以上兵庫県内の同一の市区町村に住所のある者
求める成果（どのような状態にしたいか）	当該選挙の執行
事業概要	兵庫県議会議員選挙の執行
実施内容	・ 告示日:平成27年4月3日、投票日:平成27年4月12日 ・ 尼崎市選挙区における定数　7人　立候補者　9人 ・ 投票所　87箇所、期日前投票所　3箇所、開票所　1箇所 ・ 当日有権者数:　372,991人 ・ 投票率　38.34%

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A		0	21,706	35,046	
	委託料		16,127	19,559	投票所整理券封入等業務委託等
	需用費		4,576	569	投・開票用消耗品等
	備品購入費		536	0	投票所用備品等
	役務費		403	12,014	選挙関係郵送料等
	その他		64	2,904	選挙関係使用料等
人件費　B		0	14,590	38,333	
	職員人工数		1.65	0.55	応援職員4名分(H26:0.6、H27:0.2)含む
	職員人件費		12,673	4,234	
	嘱託等人件費		1,917	34,099	投票立会人等報酬、職員手当(選挙特殊勤務手当等)、臨時職員賃金等
合計　C(A+B)		0	36,296	73,379	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金		19,859	69,145	
	市債				
	その他				
	一般財源	0	16,437	4,234	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	選挙執行関係事業費(市長選挙)	211A
根拠法令	公職選挙法	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	20 選挙費
目	30 市長選挙費

施策の展開方向	—				
局	選挙管理委員会事務局	課	選挙管理委員会事務局	所属長名	中村　知章

①事業概要

事業実施趣旨	公職選挙法等の規定に基づき、市長選挙を執行する。
対象（誰を・何を）	日本国民で満20歳以上であり、引き続き3ヶ月以上尼崎市内に住所のある者
求める成果（どのような状態にしたいか）	当該選挙の執行
事業概要	市長選挙の執行
実施内容	・ 告示日:平成26年11月9日、投票日:平成26年11月16日 ・ 定数　1人　立候補者　2人 ・ 投票所　87箇所、期日前投票所　3箇所、開票所　1箇所 ・ 当日有権者数:　375,141人 ・ 投票率　25.69%

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A		0	53,905	0	
	委託料		26,497		労働者派遣業務委託等
	役務費		13,388		投票所整理券発送郵送料等
	需用費		9,137		投・開票用消耗品等
	負担金補助及び交付金		2,748		公費負担金等
	その他		2,135		投票所等使用料等
人件費　B		0	49,141	0	
	職員人工数		2.20		応援職員4名分(0.8)含む
	職員人件費		16,897		
	嘱託等人件費		32,244		投票立会人等報酬、職員手当(選挙特殊勤務手当等)、臨時職員賃金等
合計　C(A+B)		0	103,046	0	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	0	103,046	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	選挙執行関係事業費(農業委員会委員選挙)	231A
根拠法令	公職選挙法	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	20 選挙費
目	40 農業委員会委員選挙費

施策の展開方向	—				
局	選挙管理委員会事務局	課	選挙管理委員会事務局	所属長名	中村　知章

①事業概要

事業実施趣旨	公職選挙法等の規定に基づき、選挙を執行する。
対象（誰を・何を）	尼崎市農業委員会の区域内に住所を有し、満20歳以上で、10アール以上の農地について耕作の業務を営む者、または、その者の同居の親族、配偶者で、概ね年間60日以上の耕作に従事する者
求める成果（どのような状態にしたいか）	当該選挙の執行
事業概要	農業委員会委員選挙の執行
実施内容	・ 告示日:平成26年6月29日、投票日:平成26年7月6日 ・ 定数　9人　立候補者　9人 ・ 投票所　1箇所、開票所　1箇所 ・ 当日有権者数:　809人

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		0	24	0	
	需用費		24		当選証書等
人件費　B		0	2,725	0	
	職員人工数		0.35		
	職員人件費		2,643		
	嘱託等人件費		82		選挙立会人等報酬、職員手当
合計　C(A+B)		0	2,749	0	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	0	2,749	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	経済センサス等委任統計事業費	2A1A
根拠法令	統計法、各種統計調査規則	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	05 総務費
項	25 統計調査費
目	05 統計調査費

施策の展開方向	—				
局	総務局	課	情報統計担当	所属長名	今村　彰昭

①事業概要

事業実施趣旨	統計法に基づく法定受託事業となる委任統計調査であり、国・県からの委託により実施している。調査結果は国等の施策立案の基礎資料となるだけでなく、民間企業等市民生活の幅広い分野で活用される。
対象（誰を・何を）	尼崎市の市勢調査（人口、世帯数、事業所等）
求める成果（どのような状態にしたいか）	国・県から交付された委託金の範囲内で、より効率的かつ円滑に統計調査を実施する。
事業概要	国・県からの委託により統計調査を実施する。また各種調査項目の状況を把握し、統計精度を高め、より正確な調査結果を得ることにより行政運営に役立てる。
実施内容	登録調査員が対象者（事業所等）に調査票を配布し、対象者が自ら記入する調査のほか、電子調査票収集システムによる調査（学校基本調査）、また担当で処理するもの(毎月人口推計調査)がある。 ＜平成26年度実施内容＞ 経済センサス及び商業統計調査 　事業所及び企業の経済状態を明らかにし、施策の基礎資料を得る。(21,181事業所) 教育統計調査 　学校に関する調査を行い、学校教育行政上の基礎資料を得る。(129校) 工業統計調査 　製造業に関する調査を行い、施策の基礎資料を得る。(1,506事業所) 毎月人口推計調査 　国勢調査の結果を基礎として、出生・死亡・転入出などを集計し、県に報告する。 農林業センサス 　農林業を営む事業所の実態を明らかにする。(136事業所) 全国消費実態調査 　家計の実態を明らかにし、施策の基礎資料を得る。(192世帯) 経済センサス調査区管理　平成26年に実施される本調査に係る調査単位区の整備 国勢調査調査区設定　平成27年に実施される本調査に係る調査単位区の整備

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		987	3,270	65,048	
	報償費	0	1,144	678	調査協力謝礼品
	旅費	2	10	363	各種統計調査事務説明会
	需用費	707	1,374	9,012	各種統計調査用品消耗品費
	役務費	194	455	5,444	電話代、郵送料
	その他	84	287	49,551	複合機賃借料、委託料
人件費　B		37,050	44,579	216,079	
	職員人工数	2.10	2.20	3.20	各年度により実施する調査が異なるため、年度ごとに事業費の大幅な増減が発生する。
	職員人件費	17,107	17,393	25,360	
	嘱託等人件費	19,943	27,186	190,719	
合計　C(A+B)		38,037	47,849	281,127	
Cの財源内訳	国庫支出金	16,988	26,884	256,735	平成26年度の国庫支出金は、教育統計、工業統計、全国消費実態、農林業センサス、国勢調査調査区設定、経済センサス、経済センサス調査区管理。県支出金は毎月人口推計調査。
	県支出金	91	91	116	
	市債				
	その他				
	一般財源	20,958	20,874	24,276	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	統計調査員確保対策事業費	2A31
根拠法令	(県)統計調査員確保対策事業委託要綱	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	25 統計調査費
目	05 統計調査費

施策の展開方向	—				
局	総務局	課	情報統計担当	所属長名	今村　彰昭

①事業概要

事業実施趣旨	統計調査の実施には一定数の市民による登録調査員の存在が必要不可欠であり、継続的な新規登録と育成が必要である。なお、当該事業は県からの委託事業であり、特定財源による委託金で実施している。
対象（誰を・何を）	税務、警察、選挙及び暴力団等に直接関係のない者で秘密の保護に責任を持てる満20歳以上の市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	統計調査を円滑に実施するために、登録調査員の確保や資質向上を図る。
事業概要	国が実施する統計調査に際して、登録調査員の選任が困難になっている現状を改善するため、登録調査員を公募等により募ることで、登録調査員の確保を図る。 また各種統計調査を円滑に実施するため、調査対象の世帯や事業所との応対の仕方等、調査員としての資質向上のための研修を実施する。
実施内容	1　登録調査員数 平成27年3月31日現在の登録調査員の数　313名 2　登録調査員に対する研修会 平成27年3月18日(水)午後、19日(木)午前及び午後、20日(金)午前　計4回 参加人数　101名 3　登録調査員の公募説明会 登録調査員による紹介及びホームページにおいて随時募集 平成26年度新規登録者数　27名

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A		68	68	163	
	報償費	6	21	62	調査員紹介謝礼品
	旅費	0	0	1	
	需用費	16	14	22	研修会用消耗品費
	役務費	46	33	78	研修会開催通知の郵送料
人件費　B		2,037	395	1,189	
	職員人工数	0.25	0.05	0.15	
	職員人件費	2,037	395	1,189	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		2,105	463	1,352	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	68	68	163	統計調査員確保対策事業委託金
	市債				
	その他				
	一般財源	2,037	395	1,189	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	福祉医療事務協力負担金	30BG
根拠法令	福祉医療医師会事務協力負担金交付要綱等	
個別計画	—	
事業開始年度	昭和46年度	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	—				
局	健康福祉局	課	福祉医療課	所属長名	今井　雅雄

①事業概要

事業実施趣旨	福祉医療制度の円滑運営と適正実施を図り、市と相互に協力して住民福祉を増進するため、市内の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会に対して負担金を交付している。
対象（誰を・何を）	一般社団法人尼崎市医師会、一般社団法人尼崎市歯科医師会、 一般社団法人尼崎市薬剤師会、兵庫県柔道整復師会尼崎支部
求める成果（どのような状態にしたいか）	福祉医療制度の円滑運営と適正実施を図り、住民福祉の増進を目指す。
事業概要	福祉医療制度の円滑な運営の確保を図るため、各医療機関との連絡調整等の事務処理経費に相当する負担金を医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会に交付する。
実施内容	【負担金交付先の事務内容(福祉医療分)】 ・診療報酬請求書用紙の保管及び四師会会員への配布 ・診療報酬請求書の審査支払機関への送付 ・福祉医療費助成制度に関する事務取扱の周知徹底 ・福祉医療費助成制度の円滑かつ適正な実施に関する必要な事務処理 【過去の交付実績】 平成25-6,526千円 （医師会2,402千円、歯科医師会3,633千円、薬剤師会307千円、柔道整復師会184千円） 平成26-6,526千円 （医師会2,402千円、歯科医師会3,633千円、薬剤師会307千円、柔道整復師会184千円） なお、平成18年10月に交付額の見直しを実施した後、原則として3年毎に見直すこととなっており、平成21年4月、平成24年4月、平成27年4月に見直しを実施し、平成30年4月に見直し予定である。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A		6,526	6,526	5,869	＜事業費内訳＞
	負担金補助及び交付金	6,526	6,526	5,869	・医師会:2,402千円
					・歯科医師会:3,633千円
					・薬剤師会:307千円
					・柔道整復師会:184千円
					＜平成27年度当初予算内訳＞
人件費　B		0	0	0	・医師会:2,373千円
	職員人工数				・歯科医師会:2,997千円
	職員人件費				・薬剤師会:312千円
	嘱託等人件費				・柔道整復師会:187千円
合計　C(A+B)		6,526	6,526	5,869	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	6,526	6,526	5,869	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	行旅死亡人取扱事業費	30CK
根拠法令	行旅病人及び行旅死亡人取扱法	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	—

局	健康福祉局	課	保護課	所属長名	北村　幸司

①事業概要

事業実施趣旨	市内において行き倒れ等による身元不明の死亡人の遺体を火葬し保管するとともに、官報に公告し、引き取り手の捜索を行う。（根拠法令：明治32年法律第93号「行旅病人及び行旅死亡人法」）
対象（誰を・何を）	行旅死亡人（本人の氏名又は本籍地・住所などが判明せず、かつ遺体の引き取り手が存在しない場合の死体）
求める成果（どのような状態にしたいか）	行旅死亡人が発生した段階で、速やかに火葬、官報掲載等の処理を行う。
事業概要	行旅死亡人が発生した場合、遺体の葬祭及び遺骨の保管、また、官報の公告で引き取り手の捜索を行う。
実施内容	行旅死亡人に対して、引き取り人のいない場合に、死体検案・葬祭・官報掲載等を行う。 平成24年度　3件 平成25年度11件 平成26年度19件

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		1,535	3,516	1,916	
	役務費	48	150	31	H25役務費：官報掲載料3件
	扶助費	1,487	3,366	1,885	H26役務費：官報掲載料5件
人件費　B		1,098	3,558	5,310	
	職員人工数	0.13	0.45	0.67	
	職員人件費	1,098	3,558	5,310	
	嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C（A+B）		2,633	7,074	7,226	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	2,633	7,074	7,226	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	老人保健・福祉医療費支給関係事業費	30E8
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	平成15年度	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 総務管理費
目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	—

局	健康福祉局	課	福祉医療課	所属長名	今井　雅雄

①事業概要

事業実施趣旨	福祉医療費助成事業に関する事務処理を電算化し、増大する当該事務の迅速化かつ効率化を図るとともに市民サービスを向上させている。
対象（誰を・何を）	福祉医療費助成制度等の受給対象者
求める成果（どのような状態にしたいか）	年々増大する福祉医療費助成事業の事務を迅速かつ効率的に処理・管理し、市民サービスを向上させる。
事業概要	老人保健・福祉医療事務の電算処理により、事務の迅速化かつ効率化を図るため、老人保健・福祉医療システムの管理及び運用を行う。
実施内容	平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間、長期継続契約を締結し、老人保健・福祉医療システムを賃借。平成24年度は福祉医療助成事業の世帯合算等、平成25年度はこども医療の拡大、平成26年度は老人・母子家庭等医療の見直しに伴い、システム改修を委託。 ＜賃貸業者＞ 日本ユニシス株式会社　関西支社 ＜賃借内容＞ 福祉医療課に設置している老人保健・福祉医療システムに関する機器等 （ソフトウェア及びシステムサポートを含む。） ＜賃借月額＞ 賃借料には搬入・設置・調整等及び保守業務の費用を含む。 平成24年4月1日～平成29年3月31日：1,246,560円（月額） ＜改修委託料＞ 平成24年度：12,789千円　平成25年度3,738千円　平成26年度5,879千円 ＜過去の実績＞ 平成24年度：14,959千円　平成25年度：14,959千円　平成26年度：14,959千円

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		18,697	20,838	14,959	平成24年4月1日から平成29年3月
	委託料	3,738	5,879	0	31日まで、5年間の長期継続契約
	使用料及び賃借料	14,959	14,959	14,959	
人件費　B		0	0	0	
	職員人工数				
	職員人件費				
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		18,697	20,838	14,959	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	18,697	20,838	14,959	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	臨時福祉給付金給付関係事業費	30EZ
根拠法令	平成26年度尼崎市臨時福祉給付金実施要綱	
個別計画	―	
事業開始年度	平成26年度	
施策	21 その他	

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	―

局	健康福祉局	課	福祉課	所属長名	針谷　健二

①事業概要

事業実施趣旨	平成26年4月からの消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得が低い者に対して、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給するもの。
対象（誰を・何を）	基準日（平成26年1月1日）に尼崎市に住民票があり、当該年度の市民税（均等割）が課税されていない者※ ただし、市民税課税者の被扶養者となっている場合、生活保護受給者等（中国残留邦人等に対する支援給付受給者含む）は対象外
求める成果（どのような状態にしたいか）	臨時福祉給付金対象者に対し、正確かつ迅速な給付を行うこと。
事業概要	消費税率の引上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、低所得者に対し、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金の支給する事業で、実施要綱を定めて行うもの。 対象者1人につき10,000円（1回限りの支給），（加算対象者は1人につき15,000円）
実施内容	各年度は単年度事業であり、平成28年度の実施については未定 ●平成25年度：臨時福祉給付金事業実施準備 ●平成26年度：給付金支給業務の実施 基準日（平成26年1月1日）に尼崎市に住民票があり、当該年度の市民税（均等割）が課税されていない者※ ただし、市民税課税者の被扶養者となっている場合、生活保護受給者等（中国残留邦人等に対する支援給付受給者含む）は対象外 対象者1人につき10,000円（1回限りの支給）（加算対象者は1人につき15,000円）※ 老齢基礎年金や児童扶養手当などの受給者は5,000円を加算 申請期間：平成26年7月7日～平成27年1月7日（当日消印有効）まで 申請方法：7月上旬より順次発送を行った申請書に同封の返信用封筒（切手不要）で返送していただく郵送による申請方法を基本とした。 対象者数：102,032人 申請者数：83,549人 支給者数：82,630人（内、加算対象42,488人） 給付金支給額計：1,038,740,000円 ●平成27年度：平成27年1月1日基準日で実施、支給金額は6,000円/人※加算はなし。対象者要件は平成26年度から変更なし。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		574	1,129,613	858,007	国庫補助金10/10
	旅費	93	31	144	
	委託料		47,200	69,665	
	使用料及び賃借料		16,728	28,461	
	負担金補助及び交付金		1,038,740	703,398	
	その他	481	26,914	56,339	
人件費　B		0	48,547	50,569	
	職員人工数		5.00	5.00	
	職員人件費		39,530	39,625	
	嘱託等人件費		9,017	10,944	
合計　C（A+B）		574	1,178,160	908,576	
Cの財源内訳	国庫支出金	574	1,138,630	868,951	
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	0	39,530	39,625	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市民福祉振興基金積立金	30F6
根拠法令	尼崎市民の福祉に関する条例	
個別計画	―	
事業開始年度	昭和58年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	―

局	健康福祉局	課	福祉課	所属長名	針谷　健二

①事業概要

事業実施趣旨	市民福祉の向上に資する事業を推進するための安定した財源を確保する必要がある。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民等からの寄附金を市民福祉振興基金に積み立てることにより、市民の福祉の向上に資する各種事業の財源となる当該基金の安定した運用収入を確保する。
事業概要	市民等からの寄附金を市民福祉振興基金に積み立てる。
実施内容	<平成24年度実績> ・寄附受入れ期間　：　平成24.1.1～12.31 ・積立て（寄付金額）　：　22,179,450円 ・寄附件数　：　32件 <平成25年度実績> ・寄附受入れ期間　：　平成25.1.1～12.31 ・積立て（寄付金額）　：　15,280,785円 ・基金運用差額収入　：　3,289円 ・寄附件数　：　76件 ・合計　15,284,074円 <平成26年度実績> ・寄附受入れ期間　：　平成26.1.1～12.31 ・積立て（寄付金額）　：　4,361,807円 ・基金運用差額収入　：　652円 ・市民福祉振興協会補助金精算額　：　1,433,743円 ・寄附件数　：　121件 ・合計　5,796,202円

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		15,284	5,796	5,512	
	積立金	15,284	5,796	5,512	
人件費　B		326	316	1,427	
	職員人工数	0.04	0.04	0.18	
	職員人件費	326	316	1,427	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		15,610	6,112	6,939	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	15,284	5,797		市民福祉振興基金運用収入等を充当
	一般財源	326	315	6,939	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	老人福祉工場整備事業費	3325	
根拠法令	尼崎市立老人福祉工場の設置及び管理に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	平成26年度		
施策	21 その他		

事業分類	ハード事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	20 老人福祉費

施策の展開方向	—

局	健康福祉局	課	高齢介護課	所属長名	高武　信司

①事業概要

事業実施趣旨	老人福祉工場の解体・修繕等を行う。
対象（誰を・何を）	旧第1老人福祉工場及び第2・第3老人福祉工場
求める成果（どのような状態にしたいか）	周囲の住民に安心・安全を確保し、適正に解体・修繕等を行う。
事業概要	平成27年度において旧第1老人福祉工場跡地を売却するため、建物解体のための設計を行う。また、第2及び第3老人福祉工場の修繕を行う。
実施内容	・旧第1老人福祉工場を解体するにあたり、設計業務を委託する。 ・第2及び第3老人福祉工場のフォークリフトを修繕する。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		0	1,158	25,248	
	需用費		566	0	印刷製本費
	委託料		592	5,000	設計委託料
	工事請負費			20,000	解体工事費
	役務費			248	不動産鑑定手数料
人件費　B		0	79	79	
	職員人工数		0.01	0.01	
	職員人件費		79	79	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		0	1,237	25,327	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源		1,237	25,327	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	斎場指定管理者管理運営事業費（弥生ケ丘斎場）	491D	
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律、尼崎市立弥生ケ丘斎場の設置及び管理に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	平成26年度		
施策	21 その他		

事業分類	施設管理運営
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	50 墓地、斎場費

施策の展開方向	—

局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	弥生ケ丘斎場の適正な運営管理を行う。
対象（誰を・何を）	斎場使用者
求める成果（どのような状態にしたいか）	弥生ケ丘斎場運営における安定性・継続性を確保し、支障なく業務を行う。
事業概要	指定管理者による弥生ケ丘斎場の管理運営経費である。
実施内容	1　実施概要 　指定期間　　平成26年度から平成30年度までの5年間 　指定管理者　　公益財団法人 尼崎環境財団 2　施設概要 　事業開始年度　　平成16年4月より新斎場を全面供用開始 　施設面積　　3,906㎡ 3　事業内容　　火葬業務

区分	火葬場					式場	保管庫
	総数	大人（体）	小人（体）	死産児（体）	胞衣（個）	（件）	（回）
平成26年度	5,222	4,398	6	47	771	34	40
平成25年度	5,010	4,205	8	48	749	13	24
平成24年度	5,309	4,327	8	54	920	19	–

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		204,072	212,074	209,911	
	委託料	204,072	212,074	209,911	斎場の指定管理委託料
人件費　B		6,927	5,320	3,296	
	職員人工数	1.01	0.83	0.51	
	職員人件費	6,927	5,320	3,296	
合計　C（A+B）		210,999	217,394	213,207	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	59,616	62,148	59,675	斎場使用料、営業許可等手数料、衛生施設等実費弁償金
	一般財源	151,383	155,246	153,532	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	墓園指定管理者管理運営事業費(弥生ケ丘墓園、西難波墓園)	491P	
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律、尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	平成26年度		
施策	21 その他		

事業分類	施設管理運営
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	50 墓地、斎場費

施策の展開方向	—				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	市営墓園の適正な管理運営を行う。
対象（誰を・何を）	墓園使用者
求める成果（どのような状態にしたいか）	市有の墓園について、国民の宗教的感情に適合しかつ公共の福祉の見地から支障ないよう運営を行う。
事業概要	市有の墓園について、国民の宗教的感情に適合しかつ公共の福祉の見地から支障ないよう運営を行う。
実施内容	1　実施概要 指定期間　平成26年度から平成30年度までの5年間 指定管理者　公益財団法人 尼崎環境財団 2　施設概要 事業開始年度　施設面積 弥生ケ丘墓園　昭和30年度　5,060基　48,022㎡ 西難波墓園　昭和34年度　1,410基　2,575㎡ 3　事業内容 ・墓園美化業務(清掃、ごみ回収、植栽せん定等) ・墓地承継許可・届出等事務 ・設備点検補修関係業務 ・墓参者交通整理業務　等

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		15,085	18,293	16,815	
	委託料	15,085	18,293	16,815	墓園の指定管理委託料
人件費　B		3,001	3,254	2,503	
	職員人工数	0.56	0.60	0.41	
	職員人件費	3,001	3,254	2,503	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		18,086	21,547	19,318	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	45	7,503	10,003	営業許可等手数料、衛生施設等実費弁償金
	一般財源	18,041	14,044	9,315	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	アスベストばく露による健康リスク評価に関する調査事業費	4E1S	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	平成18年度		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策の展開方向	—				
局	健康福祉局	課	成人保健担当	所属長名	垂水　公男

①事業概要

事業実施趣旨	環境省は石綿ばく露の医学的所見である胸膜プラーク等の所見の有無と健康影響との関係に関する知見収集に加え、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況の比較等を行い、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理のあり方を検討するための知見を収集するため、本調査を地方自治体に委託している。本市は平成18年度からこの調査に協力し、毎年受託している。
対象（誰を・何を）	①昭和30～50年に尼崎市に居住していた者、②尼崎市が検査を実施する指定医療機関等で検査を受けることができる者、③本調査の内容を理解し、調査の協力に同意する者。なお、①については、それ以外の者も石綿ばく露の可能性(通勤、通学等が)あれば受け入れることを妨げない。
求める成果（どのような状態にしたいか）	環境省が指示する集計を行い報告するとともに、市民の健康管理に資する。
事業概要	保健所にて石綿の健康リスク調査に同意した方に対して問診と胸部X線検査を行い、初めての方などは後日に指定医療機関で胸部CT検査を行う。これらの結果を集計し環境省に報告する。
実施内容	○ 保健所にて、調査の同意確認・アスベストに係る詳細な問診・胸部X線検査。 毎週火曜日　午前9時～10時 毎週金曜日　午後1時～2時 偶数月第3日曜日　午前9時～11時 ○ 指定医療機関(関西労災病院・県立尼崎病院・兵庫医科大学病院)にて、診察の上、胸部CT検査と結果説明。 ○ 指定精密検査医療機関(関西労災病院・県立尼崎病院・兵庫医科大学病院)にて、石綿関連疾患が疑われた場合に精密検査。 ○ 専門委員会により、調査報告書（データの集計）を作成し、環境省に報告。 ※ 平成27年度から「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査事業」に変更

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		16,632	21,776	22,868	
	報償費	2,001	2,616	4,436	医師、保健師等謝礼
	需用費	3,014	2,273	2,414	レントゲンフィルム等
	委託料	9,303	14,610	13,783	指定医療機関への検査委託等
	使用料及び賃借料	2,128	1,883	1,889	調査データ管理用PC等使用料
	その他	186	394	346	旅費（環境省との打ち合わせ）
人件費　B		22,569	21,982	21,177	
	職員人工数	1.60	1.60	1.25	アスベストばく露による健康リスク評価に関する調査委託事業（一般環境経由によるアスベストばく露による健康リスク評価に関する調査委託事業）として実施。環境省の委託事業（10/10負担）であるが、職員の人件費については本市の支出となる。国庫支出金の一部については、保健センターのアスベストに係る健康診断事業に計上。
	職員人件費	13,034	12,650	9,906	
	嘱託等人件費	9,535	9,332	11,271	
合計　C(A+B)		39,201	43,758	44,045	
Cの財源内訳	国庫支出金	26,631	30,416	35,659	
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	12,570	13,342	8,386	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	衛生研究所検査機器整備事業費	4I1P
根拠法令	食品衛生法、水道法、水質汚濁防止法	
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：無）	
事業開始年度	昭和41年度	
施策	21 その他	

事業分類	ハード事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	15 衛生研究所費
目	05 衛生研究所費

施策の展開方向	—

局	健康福祉局	課	衛生研究所	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	現有の検査機器はほとんどのものが15年以上経過しており、老朽化している分析機器を今日的な視点から、より効率的に更新し、精度管理を高める必要がある。
対象（誰を・何を）	有機スズ・VOC等の微量有害物質の測定、及び 微生物検査に必要不可欠な滅菌処理
求める成果（どのような状態にしたいか）	公衆衛生及び環境保全の向上に寄与するため、食品衛生法や水質汚濁防止法等に規定される公権力行使に活用される信頼度の高いデータを、迅速に市行政機関に提供する。
事業概要	現有検査機器の更新、整備
実施内容	食品・飲料水・環境中の有害化学物質等の検査を迅速かつ的確に対応できるようにするために、老朽化により故障・修理不能となったガスクロマトグラフ質量分析装置を更新整備し、市民の食や環境の安全を確保する。 また、微生物検査に必要不可欠な滅菌処理を行うための高圧蒸気滅菌機器を更新整備することにより、病原菌を増やすために使用した培地等を廃棄するための滅菌処理を行うことができ、安全で適正な検査業務を行うことができる。 1　ガスクロマトグラフ質量分析装置　平成26年5月整備　20,466千円 2　高圧蒸気滅菌機器　平成26年6月整備　523千円

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		19,736	20,989	0	
	備品購入費	19,736	20,989	0	
人件費　B		3,694	3,344	3,773	
	職員人工数	0.53	0.47	0.53	
	職員人件費	3,694	3,344	3,680	
	嘱託等人件費	0	0	93	
合計　C(A+B)		23,430	24,333	3,773	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	23,430	24,333	3,773	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	交際費	601A
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	30 農林水産業費
項	05 農業費
目	05 農業委員会費

施策の展開方向	—

局	農業委員会事務局	課	農業委員会事務局	所属長名	大脇　勲

①事業概要

事業実施趣旨	行政執行を円滑に行うために、相手方と本市農業委員会との状況等を総合的に考慮し、相手方との信頼関係や儀礼に支障が生じないよう、社会通念上必要と認められる儀礼、交際を行う必要がある。
対象（誰を・何を）	本市農業委員会が儀礼、交際を行う団体又は個人
求める成果（どのような状態にしたいか）	相手方と本市農業委員会との信頼関係の維持向上を図り、円滑な行政執行に寄与する。
事業概要	社会通念上必要と認められる儀礼、交際に係るものに対して支出する。主な内容としては、祝電、弔電、行事への記念品等である。
実施内容	決算額の推移 平成24年度　22千円（見舞1件、弔電5件、香典1件、樒1件、農業祭盾代1件） 平成25年度　4千円（農業祭盾代1件） 平成26年度　4千円（農業祭盾代1件）

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		4	4	30	
	交際費	4	4	30	
人件費　B		702	739	742	
	職員人工数	0.07	0.07	0.07	
	職員人件費	516	553	555	
	嘱託等人件費	186	186	187	
合計　C(A+B)		706	743	772	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	706	743	772	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	阪神地区農業委員会協議会負担金	6021
根拠法令	農業委員会等に関する法律	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	30 農林水産業費
項	05 農業費
目	05 農業委員会費

施策の展開方向	—				
局	農業委員会事務局	課	農業委員会事務局	所属長名	大脇　勲

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市、西宮市、宝塚市、三田市、伊丹市、川西市、猪名川町の6市1町の農業委員会の協議会である阪神地区農業委員会協議会に対し、負担金を支出している。
対象（誰を・何を）	阪神地区農業委員会協議会
求める成果（どのような状態にしたいか）	阪神地区農業委員会相互の情報収集、調査研究等を行い、農業の発展に寄与する。
事業概要	阪神地区農業委員会相互の情報収集、調査研究等を行う阪神地区農業委員会協議会への負担金事業
実施内容	○阪神地区農業委員会協議会活動内容 ・会長会　年2回 ・行政視察　年1回 ・全国農業委員会会長大会　年1回 ・事務局職員研修会　年1回

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		80	80	80	
	負担金補助及び交付金	80	80	80	
人件費　B		272	395	396	
	職員人工数	0.04	0.05	0.05	
	職員人件費	272	395	396	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		352	475	476	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	352	475	476	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	兵庫県農業会議拠出金	602A
根拠法令	農業委員会等に関する法律	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	30 農林水産業費
項	05 農業費
目	05 農業委員会費

施策の展開方向	—				
局	農業委員会事務局	課	農業委員会事務局	所属長名	大脇　勲

①事業概要

事業実施趣旨	農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会の上部組織である県農業会議に対しての拠出金である。
対象（誰を・何を）	兵庫県農業会議
求める成果（どのような状態にしたいか）	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上に寄与する。
事業概要	○兵庫県農業会議業務内容 ・農地法などの法令に基づく県農業会議の所管に委ねられた事項を処理すること ・農業及び農業者に関し啓発、行政庁に建議・要望、諮問に応じて答申すること ・農業委員会委員、職員等の講習及び研修を行うこと
実施内容	○兵庫県農業会議活動内容 ・新任職員研修会　年1回 ・会長・事務局長会議　年3回 ・県下農業委員会幹部研修会　年1回 ・農業委員地区別交流研修会　年1回 ・総会　年2回 ・新任農業委員合同研修会　3年に1回 ・その他、各種研修会、説明会等随時あり

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		119	119	119	
	負担金補助及び交付金	119	119	119	
人件費　B		407	395	396	
	職員人工数	0.06	0.05	0.05	
	職員人件費	407	395	396	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		526	514	515	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	526	514	515	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	被災地支援事業費	803Y
根拠法令	地方自治法	
個別計画	—	
事業開始年度	平成24年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	40 土木費
項	05 土木管理費
目	05 土木総務費

施策の展開方向	—				
局	都市整備局	課	企画管理課	所属長名	山野　俊秀

①事業概要

事業実施趣旨	東日本大震災の発生に伴い、宮城県気仙沼市の復旧・復旧事業等に従事するため、地方自治法第252条の17の規定に基づき、本市職員の派遣を行う。また、その他被災地から要請があったため場合、随時職員の派遣を行う。
対象（誰を・何を）	気仙沼市　他
求める成果（どのような状態にしたいか）	気仙沼市他の復旧・復旧事業を支援する。
事業概要	土地区画整理事業や下水道施設復旧等の支援を行うため、技術系職員の派遣を行う。
実施内容	気仙沼市への技術系職員派遣状況について（平成26年度） ○区画整理事業に関する業務 派遣期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日 派遣人数：2人 ○終末処理場・ポンプ場等下水道施設の災害復旧業務 派遣期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日 派遣人数：1人 その他 ○災害時応援協定に基づく応援（丹波市豪雨災害） 応援期間：平成26年9月3日 応援人数：1人 ○南海トラフ巨大地震津波対策の推進に関する要望活動

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		431	287	1,298	
	旅費	188	57	426	気仙沼市への往復旅費等
	需用費	56	53	604	車両点検
	役務費	13	9	16	車両タイヤ交換代
	使用料及び賃借料	174	168	252	駐車場代等
人件費　B		22,537	24,509	24,567	
	職員人工数	3.10	3.10	3.10	（派遣職員の人工数を含む）
	職員人件費	22,537	24,509	24,567	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		22,968	24,796	25,865	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	21,722	18,062	16,422	派遣職員等人件費負担金
	一般財源	1,246	6,734	9,443	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公共用地先行取得事業費会計繰出金	8043
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	40 土木費
項	05 土木管理費
目	05 土木総務費

施策の展開方向	—				
局	都市整備局	課	企画管理課	所属長名	山野　俊秀

①事業概要

事業実施趣旨	特別会計公共用地先行取得事業費における市債償還財源の一部として繰り出す。
対象（誰を・何を）	土地開発公社保有地の買戻しに係る地方債の償還金
求める成果（どのような状態にしたいか）	土地開発公社保有地の買戻しに係る地方債について借入れ時の条件に従って償還を行う。
事業概要	土地開発公社保有地の買戻しに係る地方債について、借入れ時の条件に従って償還を行うための財源として、一般会計から公共用地先行取得事業費会計へ繰り出す。
実施内容	土地開発公社保有地の買戻しに係る地方債について、借入れ時の条件に従って償還を行うための財源として、一般会計から公共用地先行取得事業費会計へ繰り出す。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		1,578,238	4,065,587	3,324,659	
	繰出金	1,578,238	4,065,587	3,324,659	
人件費　B		244	237	238	
	職員人工数	0.03	0.03	0.03	
	職員人件費	244	237	238	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		1,578,482	4,065,824	3,324,897	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他		1,064,566	1,044,044	減債基金繰入金
	一般財源	1,578,482	3,001,258	2,280,853	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	駐車場事業費会計繰出金	804A
根拠法令	道路整備特別措置法、有料道路整備等資金貸付要領、地方自治法	
個別計画	—	
事業開始年度	平成7年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	40 土木費
項	05 土木管理費
目	05 土木総務費

施策の展開方向	—				
局	都市整備局	課	企画管理課	所属長名	山野　俊秀

①事業概要

事業実施趣旨	阪神尼崎駅前駐車場について、平成18年度より指定管理者による維持管理を行っており、法令等の繰入基準に従い、一般会計から駐車場事業費会計へ繰出しを行う。
対象（誰を・何を）	阪神尼崎駅前駐車場
求める成果（どのような状態にしたいか）	利用台数の増大を図り、不法駐車台数を減らすことにより、周辺道路環境の改善を目指す。
事業概要	駐車場事業費会計の駐車場管理費や公債費等の財源とするため繰出しを行う。
実施内容	駐車場事業費会計の駐車場管理費や公債費等の財源とするため繰出しを行う。 ※（）内は平成26年度決算額 ・法定繰入金<利子の2/3>（11,858千円） ・市基準繰入金<身障減免分>（1,692千円） ・市基準繰入金<元金の2/3>（154,062千円） ・市基準繰入金<AGND施策分>（175千円） ・歳入歳出不足額繰入金（38,178千円）

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		257,443	205,965	120,562	
	繰出金	257,443	205,965	120,562	
人件費　B		244	237	238	
	職員人工数	0.03	0.03	0.03	
	職員人件費	244	237	238	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		257,687	206,202	120,800	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	257,687	206,202	120,800	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	都市計画関連調査事業費	8U1A
根拠法令	都市計画法	
個別計画	—	
事業開始年度	昭和45年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	40 土木費
項	30 都市計画費
目	10 調査費

施策の展開方向	—				
局	都市整備局	課	都市計画課	所属長名	渡辺　悟

①事業概要

事業実施趣旨	都市計画法第6条に基づく基礎調査を県から受託し、概ね5年間を1サイクルとして、毎年度県が設定した項目について調査を行う。また、直営により、本市における都市計画の基礎調査業務を行う。
対象（誰を・何を）	市域全域
求める成果（どのような状態にしたいか）	地域の特性に応じて都市計画制度を用いることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。
事業概要	市内の土地及び建物用途等の動向について都市計画基礎調査を実施し、都市計画を推進した。
実施内容	都市計画に関する基礎調査として、固定資産税データを都市計画GIS（地理情報システム）データに変換し、作成された都市計画基礎データをもとに都市計画への活用を図った。 〈平成26年度調査項目〉 ・土地利用現況調査 ・建物現況調査 ・農地転用状況調査 ・建物状況調査

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		935	901	1,075	
	需用費	50	24	39	印刷製本費等
	委託料	851	875	900	都市計画基礎調査業務委託
	旅費	2	2	4	県との打合等に伴う旅費
	備品購入費	32	0	0	調査事業関係備品購入費
	使用料及び賃借料	0	0	132	情報システムリース料
人件費　B		6,620	2,214	1,823	
	職員人工数	0.79	0.28	0.23	
	職員人件費	6,435	2,214	1,823	
	嘱託等人件費	185	0	0	
合計　C（A+B）		7,555	3,115	2,898	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	926	926	926	都市計画基礎調査委託金
	市債				
	その他				
	一般財源	6,629	2,189	1,972	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	交際費	A01A
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	45 消防費
項	05 消防費
目	05 常備消防費

施策の展開方向	—				
局	消防局	課	企画管理課	所属長名	小山　覚之

①事業概要

事業実施趣旨	行政執行を円滑に行うため、相手方と当局との状況等を総合的に考慮したうえで、相手方との信頼関係や儀礼に支障が生じないよう、社会通念上必要と認められる儀礼、交際を行う必要がある。
対象（誰を・何を）	当局が儀礼、交際を行う個人又は団体
求める成果（どのような状態にしたいか）	相手方と当局との信頼関係の維持向上を図り、円滑な行政執行に寄与する。
事業概要	社会通念上必要と認められる儀礼、交際に係るものに対して支出する。主な内容としては、供花などの弔慰、各種催事等に出席する際の会費、来客用記念品等である。
実施内容	・平成26年度 兵庫県功労者表彰に伴う祝電(1,184円) ・平成25年度 兵庫県功労者表彰に伴う祝電(1,184円) ・平成24年度 姫路市消防葬に伴う弔電(580円) ・平成23年度 加古川市消防葬に伴う弔電(580円)

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A		1	1	10	
	交際費	1	1	10	消防関係機関への電報経費
人件費 B		814	790	792	
	職員人工数	0.10	0.10	0.10	
	職員人件費	814	790	792	
	嘱託等人件費				
合計 C(A+B)		815	791	802	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	815	791	802	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	交際費	B01A
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	50 教育費
項	05 教育総務費
目	05 教育委員会費

施策の展開方向	—				
局	教育委員会事務局	課	企画管理課	所属長名	牧　直宏

①事業概要

事業実施趣旨	教育行政を円滑に行うために、相手方と本市との状況等を総合的に考慮し、相手方との信頼関係や儀礼に支障が生じないよう、社会通念上必要と認められる儀礼、交際を行う。
対象（誰を・何を）	本市教育委員会が儀礼、交際を行う団体または個人
求める成果（どのような状態にしたいか）	相手方と本市との信頼関係の維持向上を図り、円滑な教育行政の運営に寄与する。
事業概要	社会通念上必要と認められる儀礼、交際に係るものに対して支出する。主な内容としては、供花などの弔慰、各種催事等に出席する際の会費等である。
実施内容	(決算額の推移) 平成24年度　133千円(弔慰6件、その他19件) 平成25年度　125千円(弔慰2件、その他21件) 平成26年度　152千円(弔慰5件、その他19件)

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A		125	152	240	
	交際費	125	152	240	
人件費 B		1,581	1,136	575	
	職員人工数	0.17	0.13	0.06	
	職員人件費	1,385	1,028	476	
	嘱託等人件費	196	108	99	
合計 C(A+B)		1,706	1,288	815	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	1,706	1,288	815	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公立学校共済組合交付金	B13K
根拠法令	地方公務員等共済組合法	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	50 教育費
項	05 教育総務費
目	10 事務局費

施策の展開方向	—				
局	教育委員会事務局	課	職員課	所属長名	井上　潤一

①事業概要

事業実施趣旨	地方公務員等共済組合法に、負担金の支出について規定されている。
対象（誰を・何を）	公立学校共済組合員 （教育委員会事務局の管理主事・指導主事及び市立高等学校・幼稚園の市費教諭等）
求める成果（どのような状態にしたいか）	法令を遵守し、適正な事務執行を行うことによって、組合員（職員）の生活の安定と福祉の向上に寄与する。
事業概要	地方公務員等共済組合法の規定に基づく地方公共団体が負担すべき額を、公立学校共済組合からの単価等の通知により支出している。
実施内容	【負担金の種類】 ① 組合役職員の基礎年金拠出金等に係る費用（法第113条第3項第2号等） ② 組合の事務に要する費用（法第113条第4項） ③ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用（法第113条の2） 【H25年度確定額】 ① 1,001.928268円×256人＝256,493円 ② 5,650円×256人＝1,446,400円 ③ 237円×256人＝60,672円 ※金額はいずれも、確定単価×平成25年4月1日現在の組合員数 【H26年度確定額】 ① 1,088.867091円×253人＝275,483円 ② 5,890円×253人＝1,490,170円 ③ 245円×253人＝61,985円 ※金額はいずれも、確定単価×平成26年4月1日現在の組合員数

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		1,764	1,828	1,786	
	需用費	1,764	1,828	1,786	
人件費　B		81	79	79	
	職員人工数	0.01	0.01	0.01	
	職員人件費	81	79	79	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		1,845	1,907	1,865	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	1,845	1,907	1,865	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	教育振興基金積立金	B43X
根拠法令	尼崎市教育振興基金条例	
個別計画	—	
事業開始年度	平成26年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	50 教育費
項	05 教育総務費
目	25 教育諸費

施策の展開方向	—				
局	教育委員会事務局	課	企画管理課	所属長名	牧　直宏

①事業概要

事業実施趣旨	本市における教育の振興に要する財源を安定的に確保する必要がある。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	子どもたちの教育を支援し、生涯学習やスポーツの振興を目指す。
事業概要	教育に係る事業を推進するため、市民等からの寄附金等を尼崎市教育振興基金に積み立て運用する。
実施内容	積立金額等（単位：千円） 年　度 / 平成26年度 積立額 / 200,000 取崩額 / 0 基金残高 / 200,000 運用収入 / 0

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		0	200,000	6,500	
	積立金		200,000	6,500	
人件費　B		0	791	793	
	職員人工数		0.10	0.10	
	職員人件費		791	793	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		0	200,791	7,293	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				26年度決算
	市債				競艇事業からの繰入金
	その他		200,000	6,500	27年度予算
	一般財源	0	791	793	基金収入、寄附金

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市立全日制高等学校用地取得事業費	BN2B
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	平成24年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	50 教育費
項	20 高等学校費
目	20 学校建設費

施策の展開方向	—				
局	教育委員会事務局	課	施設課	所属長名	橋本　謙二

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎双星高等学校の建設用地（旧北配水場跡地）を、尼崎市水道事業管理者から購入し、その支出を行う。
対象（誰を・何を）	建設用地購入費の支出
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市水道事業管理者との協定に従って、毎年度必要とする支出を円滑に行う。
事業概要	尼崎双星高等学校の建設用地（旧北配水場跡地）を、尼崎市水道事業管理者から購入し、その支出を行う。 一般会計から尼崎市工業用水道事業会計への繰入れにより行うもの。
実施内容	土地所在地：尼崎市口田中2丁目28番3　他 土地面積（公簿）：35,517.32㎡ 水道用地：33,493.00㎡ 雑種地　：2,024.32㎡ 期間：平成24年度から平成38年度の15年間 購入額：3,630,000,000円、単年度額：242,000,000円 平成26年度支出額：253,447,205円

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		254,678	253,447	253,232	
	公有財産購入費	254,678	253,447	253,232	
人件費　B		0	0	0	
	職員人工数				
	職員人件費				
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		254,678	253,447	253,232	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	254,678	253,447	253,232	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公共用地先行取得事業費会計繰出金	BN3A
根拠法令	地方財政法、尼崎市公債条例	
個別計画	—	
事業開始年度	平成20年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	50 教育費
項	20 高等学校費
目	20 学校建設費

施策の展開方向	—				
局	教育委員会事務局	課	学校計画担当	所属長名	西野 俊哉

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎双星高等学校建設工事に伴い、園田南小学校用地として尼崎市土地開発公社が取得した土地の買戻しの際に起債した土地所得事業債の元金及び利子分を一般会計から公共用地先行所得事業費会計へ繰り出している。
対象（誰を・何を）	公共用地先行所得事業費会計における市債償還
求める成果（どのような状態にしたいか）	市債の発行の際に求められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする市債の償還を円滑に行う。
事業概要	尼崎双星高等学校建設工事に伴い、園田南小学校用地として尼崎市土地開発公社が取得した土地の買戻しの際に起債した土地所得事業債の元金及び利子分を公共用地先行所得事業費会計へ繰り出している。
実施内容	【該当土地】 ・土地所在地：尼崎市若王寺1丁目138番地 ・土地面積：1,244.74㎡ 小学校用地：918.07㎡ 道路用地：326.67㎡ 【償還金など】 ・償還期間：平成21年度から平成31年度 ・償還金：191,686,743円　（元金：170,500,000円、利子：21,186,743円） 【平成23年度償還額】利子：3,188,676円 【平成24年度償還額】元金：12,178,000円、利子：3,179,988円 【平成25年度償還額】元金：24,356,000円、利子：2,830,602円 【平成26年度償還額】元金：24,356,000円、利子：2,377,580円

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		27,187	26,734	26,276	
	繰出金	27,187	26,734	26,276	
人件費　B		81	79	79	
	職員人工数	0.01	0.01	0.01	
	職員人件費	81	79	79	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		27,268	26,813	26,355	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	27,268	26,813	26,355	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公共用地先行取得事業費会計繰出金	BZ5F
根拠法令	地方財政法、尼崎市公債条例	
個別計画	—	
事業開始年度	平成17年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	50 教育費
項	35 社会教育費
目	05 社会教育総務費

施策の展開方向	—				
局	教育委員会事務局	課	歴博・文化財担当	所属長名	益田　日吉

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市土地開発公社が所有していた歴史博物館建設事業代替地の買戻しに際し起債した土地取得事業費の元金及び利子分を一般会計から公共用地先行取得事業費会計へ繰り出す。
対象（誰を・何を）	公共用地先行取得事業費会計における市債償還
求める成果（どのような状態にしたいか）	市債発行の際に定められた条件(償還年次表等)により、毎年度必要とする市債の償還を円滑に行う。
事業概要	尼崎市土地開発公社が所有していた歴史博物館建設事業代替地の買戻しに際し起債した土地取得事業費の元金及び利子分を一般会計から公共用地先行取得事業費会計へ繰り出す。
実施内容	1　土地の概要 ・所在地　尼崎市北城内46番地の3 ・面積　28.04㎡ ・支払日　平成16年9月30日 ・買戻し額　31,436,822円　（土地取得事業債　31,400,000円、一般会計繰入金36,822円） 2　経緯 ・上記の土地は歴史博物館建設事業代替地として取得した土地300.19㎡のうち、権利者に売却した272.15㎡を除いた28.04㎡の残地 3　償還期間 ・平成17年度～26年度 ・平成17年度～19年度は利子のみの支払い ＜平成26年度償還額＞ ・4,530,593円　元金　4,496,000円 利息　34,593円

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A		4,565	4,531	0	
	繰出金	4,565	4,531	0	
人件費　B		0	0	0	
	職員人工数				
	職員人件費				
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		4,565	4,531	0	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	4,565	4,531	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公園災害復旧費	DE1A
根拠法令	公共土木施設災害事業費国庫負担法	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ハード事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	40 土木費
項	30 都市計画費
目	25 公園費

施策の展開方向	—				
局	都市整備局	課	公園維持課	所属長名	春田孝文

①事業概要

事業実施趣旨	災害等により被災した箇所について、市民が安全で快適な利用ができるように、復旧整備を行う。
対象（誰を・何を）	災害復旧箇所
求める成果（どのような状態にしたいか）	災害等により被災した箇所の復旧を行う。
事業概要	台風11号による河川の増水により、武庫川河川敷緑地の園路が洗掘され、大量の流木等が漂着した。園路の復旧については、災害復旧事業として整備する。
実施内容	【平成26年度主な整備内容】 委託料　：　武庫川河川敷緑地災害復旧測量業務、流木等撤去業務委託 工事請負費：武庫川河川敷緑地災害復旧工事

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A		0	42,881	0	
	委託料	0	10,614	0	測量業務・流木等撤去業務
	工事請負費	0	30,039	0	武庫川河川敷緑地災害復旧工事
	使用料及び賃借料	0	2,228	0	災害ごみ処理代
人件費　B		0	2,056	0	
	職員人工数		0.26		
	職員人件費		2,056		
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		0	44,937	0	
Cの財源内訳	国庫支出金		20,035		公園災害復旧費負担金（補助率2/3）
	県支出金				
	市債		9,800		公園災害復旧債
	その他				
	一般財源	0	15,102	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市債償還金	E01A
根拠法令	地方財政法、尼崎市公債条例	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	55 公債費
項	05 公債費
目	05 元金

施策の展開方向	—

局	企画財政局	課	財政課	所属長名	中島　章仁

①事業概要

事業実施趣旨	庁舎、道路の建設といった投資的経費等の財源として発行した地方債（借金）については、後年度において元金を償還（返済）する必要がある。
対象（誰を・何を）	市債元金
求める成果（どのような状態にしたいか）	市債の発行の際に定められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする元金を償還する。
事業概要	市債の発行の際に定められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする元金を償還する。

実施内容

○ 一般会計における公債費等の推移　（千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市債発行額	24,189,772	24,027,709	21,536,713	23,019,710	24,416,779
市債償還金	18,872,016	20,002,012	22,599,389	22,362,926	23,714,458
年度末残高	241,611,223	245,636,920	244,574,244	245,231,028	245,933,349

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公債費	22,847,995	23,904,989	26,332,407	25,838,762	26,882,418
市債償還金	18,872,016	20,002,012	22,599,389	22,362,926	23,714,458
市債利子	3,967,619	3,896,651	3,728,893	3,474,765	3,167,042
一時借入金利子	8,360	6,326	4,125	1,071	918
公債諸費	2,273	2,150	850	840	863
元利金支払事務取扱等手数料	2,123	2,120	830	820	833
市債割引料	150	30	20	20	30

※　表示単位未満四捨五入のため、差引等が一致しない場合がある。

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	22,362,926	23,714,458	24,938,519	
償還金利子及び割引料	22,362,926	23,714,458	24,938,519	
人件費　B	6,110	5,771	5,785	
職員人工数	0.75	0.73	0.73	
職員人件費	6,110	5,771	5,785	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	22,369,036	23,720,229	24,944,304	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債	2,871,300	3,535,600	4,698,400	
その他	1,829,682	2,517,616	3,762,618	公営住宅家賃等
一般財源	17,668,054	17,667,013	16,483,286	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市債利子	E11A
根拠法令	地方財政法、尼崎市公債条例	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	55 公債費
項	05 公債費
目	10 利子

施策の展開方向	—

局	企画財政局	課	財政課	所属長名	中島　章仁

①事業概要

事業実施趣旨	庁舎、道路の建設といった投資的経費等の財源として発行した地方債（借金）については、後年度において利子を支払う必要がある。
対象（誰を・何を）	市債利子
求める成果（どのような状態にしたいか）	市債の発行の際に定められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする利子を支払う。
事業概要	市債の発行の際に定められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする利子を支払う。

実施内容

○ 一般会計における公債費等の推移　（千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市債発行額	24,189,772	24,027,709	21,536,713	23,019,710	24,416,779
市債償還金	18,872,016	20,002,012	22,599,389	22,362,926	23,714,458
年度末残高	241,611,223	245,636,920	244,574,244	245,231,028	245,933,349

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公債費	22,847,995	23,904,989	26,332,407	25,838,762	26,882,418
市債償還金	18,872,016	20,002,012	22,599,389	22,362,926	23,714,458
市債利子	3,967,619	3,896,651	3,728,893	3,474,765	3,167,042
一時借入金利子	8,360	6,326	4,125	1,071	918
公債諸費	2,273	2,150	850	840	863
元利金支払事務取扱等手数料	2,123	2,120	830	820	833
市債割引料	150	30	20	20	30

※　表示単位未満四捨五入のため、差引等が一致しない場合がある。

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	3,474,765	3,167,042	3,049,810	
償還金利子及び割引料	3,474,765	3,167,042	3,049,810	
人件費　B	6,110	5,771	5,785	
職員人工数	0.75	0.73	0.73	
職員人件費	6,110	5,771	5,785	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	3,480,875	3,172,813	3,055,595	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	7	3	20	貸付金回収金
一般財源	3,480,868	3,172,810	3,055,575	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	一時借入金利子	E11K
根拠法令	地方自治法、尼崎市財務規則	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	55 公債費
項	05 公債費
目	10 利子

施策の展開方向	—

局	企画財政局	課	財政課	所属長名	中島　章仁

①事業概要

事業実施趣旨	収入・支出の時期の差に伴い、歳計現金（支払うための現金）の収支不足を補うため、歳出予算内の支出に充てた金融機関等からの一時的な借入金等に対する利子を支払う必要がある。
対象（誰を・何を）	歳計現金の不足に対する利子
求める成果（どのような状態にしたいか）	歳計現金の収支不足を補うため、歳出予算内の支出に充てた金融機関等からの一時的な借入金等に対する利子を支払うが、不足額低減のため、状況に応じて、可能な場合は市債の早期発行等を行うほか、基金等の繰替使用（一時的に基金等を用いて歳計現金の不足に充てる）を低利で行うなど、一時借入金利子の低減に努める。
事業概要	歳計現金の収支不足を補うため、歳出予算内の支出に充てた金融機関等からの一時的な借入金等に対する利子を支払う。

実施内容

○ 一般会計における公債費等の推移　（千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市債発行額	24,189,772	24,027,709	21,536,713	23,019,710	24,416,779
市債償還金	18,872,016	20,002,012	22,599,389	22,362,926	23,714,458
年度末残高	241,611,223	245,636,920	244,574,244	245,231,028	245,933,349

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公債費	22,847,995	23,904,989	26,332,407	25,838,762	26,882,418
市債償還金	18,872,016	20,002,012	22,599,389	22,362,926	23,714,458
市債利子	3,967,619	3,896,651	3,728,893	3,474,765	3,167,042
一時借入金利子	8,360	6,326	4,125	1,071	918
公債諸費	2,273	2,150	850	840	863
元利金支払事務取扱等手数料	2,123	2,120	830	820	833
市債割引料	150	30	20	20	30

※　表示単位未満四捨五入のため、差引等が一致しない場合がある。

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	1,071	918	18,317	
償還金利子及び割引料	1,071	918	18,317	
人件費　B	1,792	1,739	1,744	
職員人工数	0.22	0.22	0.22	
職員人件費	1,792	1,739	1,744	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	2,863	2,657	20,061	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,863	2,657	20,061	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	元利金支払事務取扱等手数料	E21A
根拠法令	地方財政法、尼崎市公債条例	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	55 公債費
項	05 公債費
目	15 公債諸費

施策の展開方向	—

局	企画財政局	課	財政課	所属長名	中島　章仁

①事業概要

事業実施趣旨	市場公募債を発行する場合、投資家から資金調達を行い（投資家へ証券を販売）、個々の投資家へ定められた期日に元利金を支払う必要があるが、発行する個々の自治体が自身でそれを行うことは実質的に困難であるため、資格を持った金融機関で事務処理を行っており、その手数料を支払う。
対象（誰を・何を）	住民参加型市場公募地方債（以下、このシートにおいて「市場公募債」という。）
求める成果（どのような状態にしたいか）	金融機関を引受機関として、手数料を支払うことで債券の登録、投資家への販売等の事務を行わせることにより、円滑な市場公募債の発行等の手続きを遂行する。
事業概要	市場公募方式による特定の証券借入に係る、引受・元利金支払事務取扱等手数料を支払う。

実施内容

○ 過去10年間における公募債の発行実績
（1） 公募債名称・・・兵庫のじぎく債（県、県下市町による共同発行）
（2） 本市発行額・・・平成17～22年度、各5億円　平成23～26年度、各1億円

○ 一般会計における公債費等の推移　（千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公債費	22,847,995	23,904,989	26,332,407	25,838,762	26,882,418
市債償還金	18,872,016	20,002,012	22,599,389	22,362,926	23,714,458
市債利子	3,967,619	3,896,651	3,728,893	3,474,765	3,167,042
一時借入金利子	8,360	6,326	4,125	1,071	918
公債諸費	2,273	2,150	850	840	863
元利金支払事務取扱等手数料	2,123	2,120	830	820	833
市債割引料	150	30	20	20	30

※　表示単位未満四捨五入のため、差引等が一致しない場合がある。
※　平成22年度までは兵庫のじぎく債以外の市場公募債に係る手数料も含まれる。

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	820	833	882	
役務費	820	833	882	
人件費　B	1,222	1,107	1,110	
職員人工数	0.15	0.14	0.14	
職員人件費	1,222	1,107	1,110	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	2,042	1,940	1,992	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,042	1,940	1,992	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市債割引料	E225
根拠法令	地方財政法、尼崎市公債条例	
個別計画	—	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	55 公債費
項	05 公債費
目	15 公債諸費

施策の展開方向	—

局	企画財政局	課	財政課	所属長名	中島　章仁

①事業概要

事業実施趣旨	市場公募債などの利付債を発行する際、市場の状況等により発行価格が額面価格以下に設定される場合があるため、その差額分を支払う。（割引発行）
対象（誰を・何を）	市債割引料
求める成果（どのような状態にしたいか）	発行価格を額面価格以下に設定して発行（投資家へ販売）した場合、投資家からの実際の入金額が発行額を下回ることとなるが、市債割引料を充てることで、必要な市債金額の確保を図る。
事業概要	発行価格を額面価格以下に設定して発行（投資家へ販売）した場合、その差額分に市債割引料を充て、必要な市債金額の確保を図る。
実施内容	○ 過去10年間における公募債の発行実績 （1） 公募債名称・・・兵庫のじぎく債（県、県下市町による共同発行） （2） 本市発行額・・・平成17～22年度、各5億円　平成23～26年度、各1億円 ○ 一般会計における公債費等の推移（千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公債費	22,847,995	23,904,989	26,332,407	25,838,762	26,882,418
市債償還金	18,872,016	20,002,012	22,599,389	22,362,926	23,714,458
市債利子	3,967,619	3,896,651	3,728,893	3,474,765	3,167,042
一時借入金利子	8,360	6,326	4,125	1,071	918
公債諸費	2,273	2,150	850	840	863
元利金支払事務取扱等手数料	2,123	2,120	830	820	833
市債割引料	150	30	20	20	30

※ 表示単位未満四捨五入のため、差引等が一致しない場合がある。
※ 平成22年度までは兵庫のじぎく債以外の市場公募債に係る手数料も含まれる。

②事業費（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A	20	30	0	
償還金利子及び割引料	20	30	0	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	20	30	0	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	20	30	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	土地取得事業費	F02A
根拠法令	—	
個別計画	—	
事業開始年度	平成26年度	
施策	21 その他	

事業分類	ハード事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	60 諸支出金
項	05 普通財産取得費
目	05 土地取得費

施策の展開方向	—

局	企画財政局	課	まちづくり調整担当	所属長名	河村　修

①事業概要

事業実施趣旨	学校法人英知学院聖トマス大学の大学の廃止、法人解散にあたり、地域の環境の保全と本市のまちづくりの課題解決に資する活用を行うため、同法人の資産を受け継ぐこととし、その土地の一部を購入することと合わせて、同法人の解散、清算後の残余財産を譲り受け、活用を図る。
対象（誰を・何を）	学校法人英知学院が所有する財産のうちグラウンド部分（約3,900㎡）
求める成果（どのような状態にしたいか）	対象の土地を市有財産として購入、取得する。
事業概要	学校法人英知学院と協議、調整し、土地売買契約を締結して所有権を移転した。 合わせて、法人の解散、清算後の残余財産の寄付について協議を行い、寄付申入れ書の提出を受けた。
実施内容	（26年度） 平成27年2月　土地売買契約締結 所有権移転登記 3月　寄付申入れ書の受理 （27年度） 平成27年4月17日　文部科学省が大学の廃止および法人解散を認可 平成27年9月25日　残余財産を譲受けた。

②事業費（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A	0	370,000	0	
公有財産購入費		370,000		約3,900㎡
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	0	3,321	0	
職員人工数		0.42		2人×5/12ヶ月×0.5
職員人件費		7,906		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	373,321	0	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	0	373,321	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	水道事業会計補助金	F41A
根拠法令	総務省通知、地方公営企業法	
個別計画	—	
事業開始年度	平成23年度	
施策	21 その他	

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	60 諸支出金
項	10 企業会計等補助金
目	03 水道事業会計補助金

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	企画管理課	所属長名	市川　忍

①事業概要

事業実施趣旨	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費の一部について、市から公営企業に対して補助金として繰り出す。
対象（誰を・何を）	地方公営企業職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	—
事業概要	地方公営企業職員に支給される児童手当の一部について、水道事業会計に対し補助金として繰り出す。
実施内容	総務省の繰出基準に基づき、地方公営企業職員に係る児童手当の総額のうち、3歳に満たない児童を対象とする給付に要する額から児童1人当たり7千円を除いた額を、市から公営企業に対して補助金として繰り出す。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		4,374	4,040	4,264	
	負担金補助及び交付金	4,374	4,040	4,264	
人件費　B		81	79	79	
	職員人工数	0.01	0.01	0.01	
	職員人件費	81	79	79	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		4,455	4,119	4,343	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	4,455	4,119	4,343	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	工業用水道事業会計補助金	F71A
根拠法令	総務省通知、地方公営企業法	
個別計画	—	
事業開始年度	平成23年度	
施策	21 その他	

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	60 諸支出金
項	10 企業会計等補助金
目	04 工業用水道事業会計補助金

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	企画管理課	所属長名	市川　忍

①事業概要

事業実施趣旨	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費の一部について、市から公営企業に対して補助金として繰り出す。
対象（誰を・何を）	地方公営企業職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	—
事業概要	地方公営企業職員に支給される児童手当の一部について、工業用水道事業会計に対し補助金として繰り出す。
実施内容	総務省の繰出基準に基づき、地方公営企業職員に係る児童手当の総額のうち、3歳に満たない児童を対象とする給付に要する額から児童1人当たり7千円を除いた額を、市から公営企業に対して補助金として繰り出す。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		1,472	1,374	1,360	
	負担金補助及び交付金	1,472	1,374	1,360	
人件費　B		81	79	79	
	職員人工数	0.01	0.01	0.01	
	職員人件費	81	79	79	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		1,553	1,453	1,439	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	1,553	1,453	1,439	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	阪神水道企業団出資金	FJ1A	
根拠法令	総務省通知		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和56年度		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	60 諸支出金
項	25 企業会計等出資金
目	10 阪神水道企業団出資金

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	企画管理課	所属長名	市川　忍

①事業概要

事業実施趣旨	国庫補助の対象となった事業に対し出資することにより、阪神水道企業団の経営基盤の強化及び資本費の負担軽減を図り、市民への安全で良質な水の安定供給に貢献する。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	阪神水道企業団が出資する水源開発等にかかる経費を構成市（尼崎市、神戸市、西宮市、芦屋市）が負担することにより、水利権を確保し、水道水の安定した供給に寄与する。
事業概要	阪神水道企業団に対し、出資金の繰り出しを行う。
実施内容	阪神水道企業団出資金として、一般会計から阪神水道企業団へ補助を行うもの。内容は以下の通り。 ①第5期拡張事業 水利権量不足の解消、安定供給及び水質改善を図るため、昭和53年に認可された工事。 事業期間は昭和53年度～平成22年度。 これにより1日最大給水量は、968,000㎥から1,128,000㎥へ増加した。 ②琵琶湖開発事業 治水及び水資源開発を目的に、琵琶湖及びその周辺地域で行われた工事。 事業期間は昭和47年度から平成8年度。 これにより大阪府及び兵庫県の水道用水並びに工業用水に40㎥/秒の水利権が追加された。 ③日吉ダム建設事業 治水及び水資源確保を目的に、桂川上流域で行われたダム建設工事。 事業期間は昭和46年度から平成18年度。 これにより京都府、大阪府及び兵庫県の水道用水に3.7㎥/秒の水利権が追加された。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		233,935	240,137	79,891	
	投資及び出資金	233,935	240,137	79,891	
人件費　B		81	79	79	
	職員人工数	0.01	0.01	0.01	
	職員人件費	81	79	79	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		234,016	240,216	79,970	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	234,016	240,216	79,970	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	阪神水道企業団補助金	FK1A	
根拠法令	総務省通知		
個別計画	—		
事業開始年度	平成23年度		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	60 諸支出金
項	10 企業会計等補助金
目	15 阪神水道企業団補助金

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	企画管理課	所属長名	市川　忍

①事業概要

事業実施趣旨	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費の一部について、市から公営企業に対して補助金として繰り出す。また、がんばる地域交付金として国から交付を受けたもののうち、阪神水道企業団実施分を繰り出す。
対象（誰を・何を）	地方公営企業職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	—
事業概要	地方公営企業職員に支給される児童手当の一部について、阪神水道企業団に対し補助金として繰り出す。また、がんばる地域交付金として国から交付を受けたもののうち、阪神水道企業団実施分を繰り出す。
実施内容	①児童手当 総務省の繰出基準に基づき、地方公営企業職員に係る児童手当の総額のうち、3歳に満たない児童を対象とする給付に要する額から児童1人当たり7千円を除いた額を、市から公営企業に対して補助金として繰り出す。 ②がんばる地域交付金 「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定。）に位置づけられたことを踏まえ、景気回復が波及していない市町村であっても、地域活性化に取り組めるよう、がんばる地域交付金が交付された。一部事務組合による実施分についても、これを構成する地方公共団体に対して交付されるため、阪神水道企業団実施分を補助金として繰り出すもの。 （参考）阪神水道企業団実施分 ・4期大道導水管更新工事 ・1期東部配水管更新工事

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		44,196	8,957	3,620	
	負担金補助及び交付金	44,196	8,957	3,620	
人件費　B		81	79	79	
	職員人工数	0.01	0.01	0.01	
	職員人件費	81	79	79	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		44,277	9,036	3,699	
Cの財源内訳	国庫支出金	40,533	5,360		がんばる地域交付金
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	3,744	3,676	3,699	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公共施設整備基金積立金	MP1A
根拠法令	地方自治法、尼崎市公共施設整備基金条例	
個別計画	—	
事業開始年度	昭和53年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	35 都市整備事業費
款	20 公共施設整備基金費
項	05 公共施設整備基金費
目	05 公共施設整備基金管理費

施策の展開方向	—				
局	企画財政局	課	財政課	所属長名	中島　章仁

①事業概要

事業実施趣旨	公共施設整備といった投資的経費は、一時に多額の経費を要することや、年度間で金額に大きな差が生じることがあり、その財源の全てを整備年度に手立てすることは、安定的な財政運営の観点から適当ではないことから、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るため、同基金へ積み立てているもの。
対象（誰を・何を）	尼崎市公共施設整備基金
求める成果（どのような状態にしたいか）	一時的な投資的経費の増など年度間の増減に対応するため、財源に余裕のある年度に積立を行うなど、公共施設の整備及び公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るため、一定の基金（貯蓄）を保有する。
事業概要	尼崎市公共施設整備基金条例に基づき、公共施設の整備等に必要な財源として同基金に積み立てる。（競艇場事業費会計からの繰入金、預金及び繰替運用収入等）
実施内容	○ 公共施設整備基金の残高等の推移　（千円）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
積立額		1,236,693	154,543	915,469	303,328	255,086	204,678
	エース分	－	－	358,738	－	－	－
	上記以外	1,236,693	154,543	556,731	303,328	255,086	204,678
取崩額		2,050,000	－	8,058	194,105	171,574	－
	エース分	－	－	8,058	179,105	171,574	－
	上記以外	2,050,000	－	－	15,000	－	－
年度末残高		1,922,661	2,077,204	2,984,616	3,093,838	3,177,350	3,382,028
	エース分	－	－	350,680	171,574	－	－
	上記以外	1,922,661	2,077,204	2,633,936	2,922,263	3,177,350	3,382,028

※　表示単位未満四捨五入のため、差引等が一致しない場合がある。
※　年度末残高のピーク＝約114億22百万円（平成3年度末）

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	255,086	204,678	211,059	平成27年度当初予算における
積立金	255,086	204,678	211,059	公共施設整備基金の取崩額
				900百万円
人件費　B	570	553	634	
職員人工数	0.07	0.07	0.08	
職員人件費	570	553	634	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	255,656	205,231	211,693	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	255,086	204,678	211,059	基金運用収入、寄付金、他会計繰入金
一般財源	570	553	634	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市債償還金	O81K
根拠法令	地方財政法、尼崎市公債条例	
個別計画	—	
事業開始年度	平成20年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	40 公共用地先行取得事業費
款	55 公債費
項	05 公債費
目	05 元金

施策の展開方向	—				
局	教育委員会事務局	課	学校計画担当、歴博・文化財担当	所属長名	西野　俊哉、益田　日吉

①事業概要

事業実施趣旨	公共用地先行取得の財源として発行した地方債（借金）については、後年度において元金を償還（返済）する必要がある。
対象（誰を・何を）	市債元金
求める成果（どのような状態にしたいか）	市債の発行の際に定められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする元金を償還する。
事業概要	市債の発行の際に定められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする元金を償還する。
実施内容	○ 公共用地先行取得事業費会計における公債費等の推移【市全体】　（千円）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
市債発行額	11,231,500				
市債元金	4,120,628	10,439,169	7,838,101	5,022,556	4,160,069
年度末残高	40,757,115	30,317,945	22,479,844	17,457,288	13,297,219

市債償還金（元金返済）	4,120,628	10,439,169	7,838,101	5,022,556	4,160,069
総務局分		191,168	191,168	204,506	204,506
都市整備局分	4,116,144	10,243,517	7,630,271	4,789,210	3,926,711
教育委員会事務局分	4,484	4,484	16,662	28,840	28,852
市債利子	538,503	566,489	448,056	306,922	251,391
総務局分	31,185	30,237	27,043	23,582	19,954
都市整備局分	503,937	532,891	417,706	280,429	229,025
教育委員会事務局分	3,381	3,361	3,307	2,911	2,412

※　表示単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない箇所あり

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	28,840	28,852	24,356	
償還金利子及び割引料	28,840	28,852	24,356	
人件費　B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	28,840	28,852	24,356	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	28,840	28,852	24,356	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市債償還金	O81N
根拠法令	地方財政法、尼崎市公債条例	
個別計画	—	
事業開始年度	平成23年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	40 公共用地先行取得事業費
款	55 公債費
項	05 公債費
目	05 元金

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	保全担当	所属長名	西田　久範

①事業概要

事業実施趣旨	公共用地先行取得の財源として発行した地方債（借金）については、後年度において元金を償還（返済）する必要がある。
対象（誰を・何を）	市債元金
求める成果（どのような状態にしたいか）	市債の発行の際に定められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする元金を償還する。
事業概要	市債の発行の際に定められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする元金を償還する。

実施内容

○　公共用地先行取得事業費会計における公債費等の推移【市全体】　（千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市債発行額	11,231,500				
市債元金	4,120,628	10,439,169	7,838,101	5,022,556	4,160,070
年度末残高	40,757,115	30,317,945	22,479,844	17,457,288	13,297,218

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市債償還金（元金返済）	4,120,628	10,439,169	7,838,101	5,022,556	4,160,070
資産統括局分（H23までは総務局）	0	191,168	191,168	204,506	204,506
都市整備局分	4,116,144	10,243,517	7,630,271	4,789,210	3,926,712
教育委員会事務局分	4,484	4,484	16,662	28,840	28,852
市債利子	538,503	566,489	448,056	306,922	251,393
資産統括局分（H23までは総務局）	31,185	30,237	27,043	23,582	19,954
都市整備局分	503,937	532,891	417,706	280,429	229,026
教育委員会事務局分	3,381	3,361	3,307	2,911	2,413

※　表示単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない箇所あり

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	204,506	204,506	274,753	
償還金利子及び割引料	204,506	204,506	274,753	
人件費　B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	204,506	204,506	274,753	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	204,506	204,506	274,753	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市債利子	O912
根拠法令	地方財政法、尼崎市公債条例	
個別計画	—	
事業開始年度	平成20年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	40 公共用地先行取得事業費
款	55 公債費
項	05 公債費
目	10 利子

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	保全担当	所属長名	西田　久範

①事業概要

事業実施趣旨	公共用地先行取得の財源として発行した地方債（借金）については、後年度において元金の償還（返済）と合わせて利払いを行う必要がある。
対象（誰を・何を）	市債利子
求める成果（どのような状態にしたいか）	市債の発行の際に定められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする利子を支払う。
事業概要	市債の発行の際に定められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする利子を支払う。

実施内容

○　公共用地先行取得事業費会計における公債費等の推移【市全体】　（千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市債発行額	11,231,500				
市債元金	4,120,628	10,439,169	7,838,101	5,022,556	4,160,070
年度末残高	40,757,115	30,317,945	22,479,844	17,457,288	13,297,218

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市債償還金（元金返済）	4,120,628	10,439,169	7,838,101	5,022,556	4,160,070
資産統括局分（H23までは総務局）	0	191,168	191,168	204,506	204,506
都市整備局分	4,116,144	10,243,517	7,630,271	4,789,210	3,926,712
教育委員会事務局分	4,484	4,484	16,662	28,840	28,852
市債利子	538,503	566,489	448,056	306,922	251,393
資産統括局分（H23までは総務局）	31,185	30,237	27,043	23,582	19,954
都市整備局分	503,937	532,891	417,706	280,429	229,026
教育委員会事務局分	3,381	3,361	3,307	2,911	2,413

※　表示単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない箇所あり

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	23,582	19,954	16,108	
償還金利子及び割引料	23,582	19,954	16,108	
人件費　B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	23,582	19,954	16,108	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	23,582	19,954	16,108	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市債利子	O91G	
根拠法令	地方財政法、尼崎市公債条例		
個別計画	—		
事業開始年度	平成17年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	40 公共用地先行取得事業費
款	55 公債費
項	05 公債費
目	10 利子

施策の展開方向	—				
局	教育委員会事務局	課	学校計画担当、歴博・文化財担当	所属長名	西野　俊哉、益田　日吉

①事業概要

事業実施趣旨	公共用地先行取得の財源として発行した地方債（借金）については、後年度において元金の償還（返済）と合わせて利払いを行う必要がある。
対象（誰を・何を）	市債利子
求める成果（どのような状態にしたいか）	市債の発行の際に定められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする利子を支払う。
事業概要	市債の発行の際に定められた条件（償還年次表等）により、毎年度必要とする利子を支払う。
実施内容	○　公共用地先行取得事業費会計における公債費等の推移【市全体】　（千円）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
市債発行額	11,231,500				
市債元金	4,120,628	10,439,169	7,838,101	5,022,556	4,160,069
年度末残高	40,757,115	30,317,945	22,479,844	17,457,288	13,297,219
市債償還金（元金返済）	4,120,628	10,439,169	7,838,101	5,022,556	4,160,069
総務局分		191,168	191,168	204,506	204,506
都市整備局分	4,116,144	10,243,517	7,630,271	4,789,210	3,926,711
教育委員会事務局分	4,484	4,484	16,662	28,840	28,852
市債利子	538,503	566,489	448,056	306,922	251,391
総務局分	31,185	30,237	27,043	23,582	19,954
都市整備局分	503,937	532,891	417,706	280,429	229,025
教育委員会事務局分	3,381	3,361	3,307	2,911	2,412

※　表示単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない箇所あり

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	2,911	2,412	1,920	
償還金利子及び割引料	2,911	2,412	1,920	
人件費　B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	2,911	2,412	1,920	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,911	2,412	1,920	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	葬祭費助成事業費	Q151	
根拠法令	尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例・規則		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和56年度		
施策	21 その他		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策の展開方向	—				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	指定疾病に起因しないで死亡した尼崎市公害病認定患者の葬祭を行った者に葬祭費の一部助成することにより費用負担の軽減を図る。
対象（誰を・何を）	指定疾病に起因しないで死亡した尼崎市公害病認定患者の葬祭を行った者
求める成果（どのような状態にしたいか）	指定疾病に起因しないで死亡した尼崎市公害病認定患者の葬祭を行った者の費用負担の軽減を図る。
事業概要	指定疾病に起因しないで死亡した尼崎市公害病認定患者の葬祭を行った者に対し、費用の一部を助成し負担の軽減を図る。
実施内容	尼崎市公害病認定患者が死亡した場合、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、遺族等からの申請後、その死亡に指定疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ）が起因した場合には、国の補償がなされる。 しかし、指定疾病に起因せずに死亡した場合は国からの補償は出ないことから、死亡した当該認定患者の葬祭を行った者に葬祭にかかった費用の一部を助成する。 助成額　一律10万円 実　績　助成件数　平成24年度 33件　平成25年度 26件　平成26年度 16件

②事業費

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	2,600	1,600	3,600	
扶助費	2,600	1,600	3,600	葬祭費の一部助成
人件費　B	126	175	174	
職員人工数	0.02	0.02	0.02	
職員人件費	126	175	174	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	2,726	1,775	3,774	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,600	1,600	3,600	公害救済事業基金繰入金
一般財源	126	175	174	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	介護保険システム整備事業費	T01R
根拠法令	介護保険法	
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（評価：有）	
事業開始年度	平成11年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	60 介護保険事業費
款	05 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	—

局	健康福祉局	課	介護保険事業担当	所属長名	久山　修司

①事業概要

事業実施趣旨	介護保険事業の安定的な運営を図るため、介護保険システムの改修を行う。
対象（誰を・何を）	介護保険システム
求める成果（どのような状態にしたいか）	介護保険事業の安定的な運営を図るため、介護保険システムの改修を行う。
事業概要	システム改修に係る業務委託
実施内容	H26 ●第6期介護保険事業計画策定に伴うシステム改修 ●社会保障・税番号制度対応に伴うシステム改修 （内容） ・一定所得以上の利用者負担、補足給付の見直し及び低所得者の保険料軽減の強化を図るためのシステム改修 ・介護保険システムにおいて、社会保障・税番号制度に対応する為の新たな機能の追加及び既存システムの改修 （参考） H25 ●徴収及び給付業務の効率化を図るためのシステム改修 ●業務効率化のため、介護端末を増設することに伴う端末賃借料 H27 ●介護保険制度の改正に伴う介護保険システム改修 ●社会保障・税番号制度対応に伴う介護保険システム改修等

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		30,093	15,264	52,918	
	委託料	29,532	15,264	52,719	システム改修業務委託
	使用料及び賃借料	561		199	介護端末賃借料（H25、H27）
人件費　B		0	0	0	
	職員人工数				
	職員人件費				
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		30,093	15,264	52,918	
Cの財源内訳	国庫支出金	834	5,594		介護保険事業費補助金
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	29,259	9,670	52,918	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	介護給付費準備基金積立金	TP1A
根拠法令	介護保険法	
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（評価：有）	
事業開始年度	平成12年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	60 介護保険事業費
款	25 基金積立金
項	05 基金積立金
目	05 介護給付費準備基金積立金

施策の展開方向	—

局	健康福祉局	課	介護保険事業担当	所属長名	久山　修司

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市介護保険条例に基づき、運用収入を基金に積み立てている。
対象（誰を・何を）	介護給付費準備基金
求める成果（どのような状態にしたいか）	運用利息等の積み立てを行う。
事業概要	介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるために設置した「介護給付費準備基金」へ当該年度の余剰金等を積み立てる。
実施内容	積立金額等 （単位：円） 年度 / 平成24年度 / 平成25年度 / 平成26年度 / 平成27年度（予定） 基金残高 / 7,028,160 / 209,429,160 / 575,812,160 / 556,680,596 積立額 / 202,401,000 / 366,383,000 / 1,727,436 / 167,331,041 取崩額 / 0 / 0 / 20,859,000 / 0 平成27年度は運用利息、介護保険料の余剰金を積み立てる。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		366,383	1,727	167,332	
	償還金利子及び割引料	366,383	1,727	167,332	積立金
人件費　B		0	0	0	
	職員人工数				
	職員人件費				
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		366,383	1,727	167,332	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				介護保険料
	その他	366,383	1,727	167,332	介護給付費準備基金運用収入
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	第1号被保険者保険料過誤納金還付金	TT1A	
根拠法令	介護保険法		
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（評価：有）		
事業開始年度	平成12年度		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	60 介護保険事業費
款	60 諸支出金
項	10 諸費
目	10 第1号被保険者還付金及び還付加算金

施策の展開方向	—				
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当	所属長名	久山　修司

①事業概要

事業実施趣旨	過年度分過誤納金の返還を行っている。
対象（誰を・何を）	介護保険第1号被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	過年度分過誤納金を適正に返還する。
事業概要	過年度分過誤納金を返還する。
実施内容	「過年度過誤納金」

年度	H24年度	H25年度	H26年度
決算(円)	6,399,450	10,875,191	12,793,945

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	10,875	12,794	18,656	
償還金利子及び割引料	10,875	12,794	18,656	償還金
人件費　B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	10,875	12,794	18,656	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	10,875	12,794	18,656	繰越金
一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	国庫負担金等返還金	TT2A	
根拠法令	介護保険法		
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（評価：有）		
事業開始年度	平成13年度		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	60 介護保険事業費
款	60 諸支出金
項	10 諸費
目	10 第1号被保険者還付金及び還付加算金

施策の展開方向	—				
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当	所属長名	久山　修司

①事業概要

事業実施趣旨	県負担金等の過年度超過分の返還を行っている。
対象（誰を・何を）	国、県及び支払基金
求める成果（どのような状態にしたいか）	県負担金等の過年度超過分を適正に返還する。
事業概要	県負担金等の過年度超過分を返還する。
実施内容	「返還金」 介護給付費国庫負担金返還金　76,419,988円 介護給付費県負担金返還金　19,785,974円 介護給付費支払基金交付金返還金　12,915,105円 地域支援事業県交付金返還金　2,548,140円 地域支援事業支払基金交付金返還金　2,353,953円

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	128,200	114,023	0	
償還金利子及び割引料	128,200	114,023	0	返還金
人件費　B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	128,200	114,023	0	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	128,200	114,023	0	繰越金
一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	競艇場施設維持管理等事業費	Z01A
根拠法令	—	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	施設管理運営
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	05 競艇場費
項	05 競艇場経営費
目	05 競艇場管理費

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	経営企画課、施設管理課	所属長名	伊藤　隆司、義井　弘一

①事業概要

事業実施趣旨	ボートレース場施設（電気・機械設備、空調・衛生設備等）の維持管理のほか、ボートレース事業に係る消費税及び地方消費税の納付を行う。
対象（誰を・何を）	ボートレース場施設
求める成果（どのような状態にしたいか）	ボートレース事業を運営するため、適正な維持・管理を行う。
事業概要	ボートレース場施設の維持管理、消費税及び地方消費税の納付を行う。
実施内容	1　施設の概要 ①総面積　122,947.23㎡ ②競走水面の面積　66,768.81㎡ 2　施設維持管理の主な業務委託 ①設備総合管理業務　⑦消防用設備等保守点検業務 ②施設機械警備業務　⑧電話交換業務 ③大時計・審判操作卓等設備保守業務　⑨中央監視システム設備保守業務 ④エレベーター等設備保守業務　⑩放送設備保守業務 ⑤植樹帯等管理及び花壇等の花植業務　⑪その他（ボート昇降装置保守業務等） ⑥高所ガラス清掃業務 3　庁舎維持補修　公営事業所ボート昇降場デッキ床修繕、メインスタンド便所修繕等 4　消費税の納付　前年度確定申告に係る消費税及び地方消費税の納付

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		380,498	404,784	463,479	
	需用費	189,146	194,947	209,952	光熱水費、施設修繕料等
	役務費	8,192	8,999	9,321	電話料、保険料等
	委託料	181,603	186,851	200,000	施設保守点検等業務委託料
	公課費	0	13,763	41,352	消費税
	その他	1,557	224	2,854	出席者負担金等
人件費　B		16,075	17,500	15,439	
	職員人工数	2.07	2.63	2.46	
	職員人件費	14,946	17,500	15,439	
	嘱託等人件費	1,129			
合計　C(A+B)		396,573	422,284	478,918	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	196,996	223,276	202,476	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	199,577	199,008	276,442	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	競艇場施設整備事業費	Z01K
根拠法令	—	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ハード事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	05 競艇場費
項	05 競艇場経営費
目	05 競艇場管理費

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	施設管理課	所属長名	義井　弘一

①事業概要

事業実施趣旨	ボートレース事業を実施していく上で欠かすことの出来ない場内施設を整備するほか、売上向上を目的としたファン向けの整備を行う。
対象（誰を・何を）	ボートレース場施設
求める成果（どのような状態にしたいか）	ボートレース事業を運営するため、適正な整備・管理を行う。
事業概要	ボートレース場施設の設備改修・工事等を行う。
実施内容	平成26年度に実施した工事 ①　審判操作卓改修工事 ②　空調設備改修工事 ③　小工事7件

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		183,505	136,713	463,548	
	需用費	59	65	205	工事関係印刷製本費
	委託料	0	5,987	62,017	工事設計等委託料
	工事請負費	123,574	130,536	400,905	施設改修等工事経費
	負担金補助及び交付金	59,872	0	0	
	その他		125	421	工事関係手数料等
人件費　B		2,304	4,000	6,488	
	職員人工数	0.23	0.51	0.85	
	職員人件費	1,901	4,000	6,488	
	嘱託等人件費	403			
合計　C(A+B)		185,809	140,713	470,036	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	185,809	140,713	470,036	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	ボート・モーター維持管理事業費	Z11A
根拠法令	モーターボート競走法ほか	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	05 競艇場費
項	05 競艇場経営費
目	10 艇費

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	施設管理課	所属長名	義井　弘一

①事業概要

事業実施趣旨	ボートレース事業を円滑に実施していくにあたり、ボートモーターの整備、整備用品の調達、廃棄物の処理、公正性を担保するためのボート・モーター整備場所の監視システムの維持を行う。
対象（誰を・何を）	競技用ボート・モーター等
求める成果（どのような状態にしたいか）	ボートレース事業を運営するため、適正な維持・管理を行う。
事業概要	ボートレース場のボート・モーターの維持・管理を行う。
実施内容	1　ボート・モーターの整備・維持 平成26年度　186日 2　登録切れ競技用ボート等の処分 平成26年度　69艇 3　場内監視システムの維持 平成26年度　186日

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		85,863	79,979	100,479	
	需用費			552	ボート・モーター補修部品代等
	委託料	85,863	78,813	97,594	廃ボート運搬処分業務等
	使用料及び賃借料	0	1,166	2,333	場内監視システム賃借料
	備品購入費				
	その他				
人件費　B		1,154	839	940	
	職員人工数	0.18	0.17	0.15	平成24年度から整備業務を委託化
	職員人件費	1,154	839	940	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		87,017	80,818	101,419	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	1,154	839	101,419	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	85,863	79,979	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	ボート・モーター更新事業費	Z11K
根拠法令	モーターボート競走法ほか	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	05 競艇場費
項	05 競艇場経営費
目	10 艇費

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	施設管理課	所属長名	義井　弘一

①事業概要

事業実施趣旨	モーターボート競走法等により、競技用ボート・モーターの登録有効期間は1年と定められていることから、毎年更新する。
対象（誰を・何を）	競技用ボート・モーター
求める成果（どのような状態にしたいか）	当該年度のレース開催予定（特にグレードレース）に応じた数のボート・モーターを導入する。
事業概要	モーターボート競走法等に基づき、毎年度、競技用ボート・モーターを更新する。
実施内容	1　平成26年度の競技用ボートの更新 67隻 2　平成26年度の競技用モーターの更新 65機

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		87,133	89,874	90,083	
	需用費				
	役務費	330	330	331	ボート・モーター登録手数料等
	備品購入費	86,803	89,544	89,752	ボート・モーター購入費
	負担金補助及び交付金				
人件費　B		475	443	396	
	職員人工数	0.06	0.06	0.05	
	職員人件費	475	443	396	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		87,608	90,317	90,479	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	87,608	83,039	80,208	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	7,278	10,271	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	競技水面保全事業費	Z121
根拠法令	モーターボート競走競技規程ほか	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	施設管理運営
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	05 競艇場費
項	05 競艇場経営費
目	10 艇費

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	施設管理課	所属長名	義井　弘一

①事業概要

事業実施趣旨	本市が所有する競技水面について、競技が安全・公正に実施できるよう、設備の保全・管理を行う。
対象（誰を・何を）	競技水面等の設備（水面・ターンマーク・空中線旗など）
求める成果（どのような状態にしたいか）	競艇事業が安全・公正に行われるよう保全・管理する。
事業概要	競技水面等の保全・管理
実施内容	1　競技水面保全用消耗品の購入 　ターンマーク・空中線旗等 2　掃海艇・救助艇の維持管理 　救助艇3隻、掃海艇等3隻 3　備品の購入 　選手用救命胴衣・ユニフォーム等

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		6,448	11,775	12,220	
	需用費	5,293	5,036	6,528	消耗品、修繕料
	委託料	0	0	199	廃救助艇運搬及び処理業務委託料
	備品購入費	1,155	6,739	5,493	救命胴衣(隔年購入)、救助艇ほか
人件費　B		2,851	2,222	1,189	
	職員人工数	0.35	0.28	0.15	平成24年度から整備業務を委託化
	職員人件費	2,851	2,222	1,189	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		9,299	13,997	13,409	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	9,299	2,222	13,409	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	11,775	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	交際費	Z51A
根拠法令	—	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	05 競艇開催費

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	経営企画課	所属長名	伊藤　隆司

①事業概要

事業実施趣旨	事業執行を円滑に行うために、相手方と本市との状況等を総合的に考慮し、相手方との信頼関係や儀礼に支障が生じないよう、社会通念上必要と認められる儀礼、交際を行う必要がある。
対象（誰を・何を）	本市が儀礼、交際を行う団体または個人
求める成果（どのような状態にしたいか）	相手方と本市との信頼関係の維持向上を図り、円滑な事業執行に寄与する。
事業概要	社会通念上、必要と認められる儀礼、交際に係るものに対して支出する。主な内容としては、弔意、各種催事等に出席する際の会費等である。
実施内容	1　執行方法 　交際費については、経費の性質上、即時支払が必要となる場合があるため、地方自治法施行令及び尼崎市財務規則の規定により、資金前渡で四半期ごとに3万円を支出し、精算している。 2　執行状況 　平成24年度　580円（弔慰1件） 　平成25年度　執行なし 　平成26年度　1,514円（祝1件、弔慰1件）

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		1	2	120	
	交際費	1	2	120	開催執行委員長交際費
人件費　B		157	174	254	
	職員人工数	0.02	0.02	0.03	
	職員人件費	157	174	254	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		158	176	374	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	158	176	374	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	選手関係事業費	Z51K
根拠法令	—	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	05 競艇開催費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	開催運営課	所属長名	福山　正毅

①事業概要

事業実施趣旨	モーターボート競走選手処遇要領に基づき、競走に参加した選手に1日あたりの参加賞を交付する。
対象（誰を・何を）	選手
求める成果（どのような状態にしたいか）	モーターボート競走選手処遇要領で規定する、1日あたりの参加賞を交付する。
事業概要	モーターボート競走選手処遇要領に基づき、競走に参加した選手に1日あたりの参加賞を交付する。
実施内容	1　平成26年度の参加賞交付状況 ①ＧⅠ尼崎センプルカップ　9,780　千円 ②一般戦タイトル戦　121,200　千円 2　参加賞の額 ①参加手当　20千円/人・日（前検日は10千円） ②特別参加手当（ＧⅠ尼崎センプルカップ）　60千円/人・開催

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		135,730	130,980	146,530	
	報償費	135,730	130,980	146,530	選手への参加賞
人件費　B		896	885	1,347	
	職員人工数	0.11	0.11	0.17	
	職員人件費	896	885	1,347	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		136,626	131,865	147,877	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	136,626	131,865	147,877	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	ファンサービス関係事業費	Z521
根拠法令	—	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	05 競艇開催費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	開催運営課	所属長名	福山　正毅

①事業概要

事業実施趣旨	社会経済環境の悪化や少子・高齢化により、年々ボートレース尼崎（本場）への来場者数及び売上額が減少していることから、来場者を含めたボートレースファンを増やし、ひいては売上の向上を目指すため、場内イベント等のファンサービスを行う。
対象（誰を・何を）	本場へ来場するボートレースファン
求める成果（どのような状態にしたいか）	ボートレースを幅広く認知してもらい、本場への来場を促進して、ボートレース尼崎がボートレースファンで賑わうこと。
事業概要	①SG・ＧⅠ競走及びゴールデンウィークなどのレース開催時に場内イベント等を提供する。 ②レースの実況放送やレース映像、競技情報の提供を行う。 ③本場でのレース開催及び他場のレース発売時に来場ファン用の送迎バスを運行する。
実施内容	1　事業の内容 ①ＧⅠ競走等でのファンサービスイベント・PRキャンペーン ＧⅠ尼崎センプルカップやゴールデンウィークなどのレース開催時に来場を促進し、来場者に喜んでもらうことを目的に場内イベントを実施する。 ②ボートレース尼崎ガールズユニット「Amagami Six」イベント経費 新規ファンの来場を促進するため、「Amagami Six」によるライブや予想トーク等を実施する。 ③レース実況放送、レースライブ映像・オッズ等映像の提供 レース時にレースを盛り上げるような実況放送やレース観戦と舟券購入に不可欠なレースライブ映像やオッズ情報の提供を行う。 ④来場ファン用送迎バスの運行 本場でのレース開催時等に、本場とJR立花駅及び阪急塚口駅間で送迎バスを運行する。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		441,267	384,500	450,621	
	需用費	10,279	12,268	13,167	出走表の印刷費等
	委託料	185,642	125,758	195,627	実況テレビ放送業務等
	使用料及び賃借料	245,346	246,474	241,827	送迎バス、場内映像機器等賃借
人件費　B		8,019	9,434	9,029	
	職員人工数	0.91	1.10	1.05	
	職員人件費	7,374	8,689	8,282	
	嘱託等人件費	645	745	747	
合計　C(A+B)		449,286	393,934	459,650	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	449,286	393,934	459,650	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	開催運営事業費	Z52A
根拠法令	—	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	05 競艇開催費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	開催運営課	所属長名	福山　正毅

①事業概要

事業実施趣旨	ボートレース尼崎を幅広く認知してもらい、本場来場者を増やすことで本場を活性化し、競走を円滑に実施するため、広告宣伝や自動発売機・発払機の運用による舟券の発売・払戻業務などを行う。
対象（誰を・何を）	ボートレースファン、ボートレース未認知者・未体験者
求める成果（どのような状態にしたいか）	ボートレースを幅広く認知してもらい、本場への来場を促進し、ボートレース尼崎がボートレースファンで賑わうこと。
事業概要	ボートレース尼崎が幅広く認知されること及び本場でのレース開催を周知するための広告宣伝、自動発売機・発払機の運用による舟券の発売・払戻業務などを行う。
実施内容	平成26年度実施事業の内容 ①広告宣伝業務 スポーツ紙、雑誌、ラジオ、交通広告など広告宣伝全般 ②競走関係機器の賃借 舟券の自動発売機・払戻機、電話投票システム等 ③競走関係機器の保守 舟券の自動発売機・払戻機、確定表示板 ④負担金・分担金の支出 電話投票システムの分担金等

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		1,446,268	1,148,453	1,391,186	
	役務費	579,263	448,111	581,438	開催告知等の広告料等
	委託料	108,384	76,178	95,426	発払機保守業務等
	使用料及び賃借料	358,893	334,216	363,357	投票機器借上料等
	負担金補助及び交付金	385,050	281,683	335,500	電話投票分担金
	その他	14,678	8,265	15,465	消耗品等（舟券ロール紙等）
人件費　B		19,430	24,458	23,866	
	職員人工数	2.46	3.19	3.25	
	職員人件費	18,785	23,713	23,119	
	嘱託等人件費	645	745	747	
合計　C（A+B）		1,465,698	1,172,911	1,415,052	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	1,465,698	1,172,911	1,415,052	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	競艇場警備関係事業費	Z52K
根拠法令	モーターボート競走法、尼崎市モーターボート競走実施規則	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	05 競艇開催費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	開催運営課	所属長名	福山　正毅

①事業概要

事業実施趣旨	モーターボート競走法第22条に基づき、警備委員、特別警備員、委託警備員（場内・場外）等を配置し、所轄警察署等との連携を図りながら自主警備体制を整え、業務遂行にあたる。
対象（誰を・何を）	周辺地域住民、本場へ来場する関係者及びボートレースファン
求める成果（どのような状態にしたいか）	自主警備の徹底を期するため、不測の事態に備えた場内外の警備体制を確立し、所轄警察署との緊密な連絡体制と指導・協力により、場内外の雑踏事故防止等の安全確保及び秩序維持、ファンサービス向上、場周辺の防犯対策等に万全を期し、トラブルの発生を防止する。
事業概要	場内外の雑踏事故防止等の安全確保及び秩序維持、場内案内によるファンサービスの向上、場周辺の防犯対策等に万全を期すため、職員及び場内・場外警備に係る委託警備員を配置するとともに、監視カメラによる場内監視を行っている。
実施内容	事業の内容 ①場内警備・案内委託事業 ②場外警備委託業務 ③監視カメラシステム運転操作業務（委託） ④自転車駐輪場管理業務 ⑤周辺対策事業 ⑥警備本部（お客様相談室）での苦情対応 ⑦①～⑥の事業を効果的に実施するため、警備委員・特別警備員等による警備業務及び委託警備員等の指揮・監督等

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		144,327	216,778	275,071	
	委託料	144,327	216,778	275,071	警備業務等
	使用料及び賃借料				
人件費　B		44,976	50,426	37,010	
	職員人工数	3.65	4.17	1.72	
	職員人件費	24,160	23,421	9,104	
	嘱託等人件費	20,816	27,005	27,906	
合計　C（A+B）		189,303	267,204	312,081	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	189,303	267,204	312,081	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	競艇場周辺等清掃事業費	Z531
根拠法令	—	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	05 競艇開催費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	開催運営課、施設管理課	所属長名	福山　正毅、義井　弘一

①事業概要

事業実施趣旨	レース開催中のボートレース場内清掃業務及び塵芥搬送と、ボートレース場周辺及びファンバス運行駅周辺の塵芥収集を行う。
対象（誰を・何を）	ボートレース場施設、ボートレース場周辺、ファンバス運行駅周辺
求める成果（どのような状態にしたいか）	清掃、塵芥収集を行うことで、美化環境を保全する。
事業概要	レース開催中のボートレース場内の清掃業務及び塵芥搬送と、ボートレース場周辺及びファンバス運行駅周辺の塵芥収集を行っている。
実施内容	1　ボートレース場内清掃業務 業務日数　130日 2　ボートレース場内塵芥搬送業務 業務日数　130日 3　ボートレース場周辺清掃業務 業務日数　130日 4　ファンバス運行駅塵芥収集業務 JR立花駅と阪急塚口駅周辺 業務日数　130日

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		97,455	100,695	150,262	
	委託料	97,455	100,695	150,262	清掃、塵芥搬送業務
人件費　B		307	395	357	
	職員人工数	0.04	0.05	0.05	
	職員人件費	307	395	357	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		97,762	101,090	150,619	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	97,762	101,090	150,619	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	神戸新開地場外発売場運営事業費	Z53K
根拠法令	—	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	平成11年度	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	05 競艇開催費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	開催運営課	所属長名	福山　正毅

①事業概要

事業実施趣旨	神戸新開地4施行者（尼崎市、伊丹市、大阪府都市競艇組合、箕面市）で施行する場外発売場で、年間360日舟券を発売し、収益確保を図る。
対象（誰を・何を）	神戸新開地場外発売場における4施行者の競走発売
求める成果（どのような状態にしたいか）	売上の向上を目指すと同時に、本場活性化に向けた新規ファンの獲得などにより、ファンの本場への還流を促進し、本市の収益を確保する。
事業概要	約360日以内の日程でボートレース尼崎・住之江の全競走を中心に場外発売場を運営する。
実施内容	1　平成26年度の事業内容 ①運営業務委託料　254,544千円 舟券発売・払戻、警備、清掃等の場外発売場運営業務の委託 ②施設借上料　252,231千円 建物の借上料 ③投票機器借上料　40,307千円 舟券の自動発売機・払戻機等の借上料 ④負担金、補助及び交付金　2,912,683千円 3施行者（伊丹市、大阪府都市競艇組合、箕面市）分の売上金、返還金等の負担金の支出 ⑤その他諸経費　7,624千円 2　運営業務の委託先 神戸新開地ビル　株式会社

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		4,112,365	3,467,389	2,842,320	
	役務費	8,427	7,531	5,941	開催資金等搬送手数料等
	委託料	471,097	254,544	198,185	運営事務委託
	使用料及び賃借料	283,848	292,538	256,359	施設賃借料
	負担金補助及び交付金	3,348,912	2,912,683	2,381,717	他施行者への負担金等
	その他	81	93	118	旅費等
人件費　B		3,340	3,153	2,298	
	職員人工数	0.45	0.44	0.29	
	職員人件費	3,340	3,153	2,298	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		4,115,705	3,470,542	2,844,618	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	4,115,705	3,470,542	2,844,618	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	鳥取場外発売場運営事業費	Z53L	
根拠法令	—		
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）		
事業開始年度	平成23年度		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	05 競艇開催費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	開催運営課	所属長名	福山　正毅

①事業概要

事業実施趣旨	本市の専用場外発売場である鳥取場外発売場において、包括的な運営業務委託により、年間360日舟券を発売し、収益確保を図る。
対象（誰を・何を）	鳥取場外発売場における競走発売
求める成果（どのような状態にしたいか）	新規ファンの獲得などにより、売上の向上を図り、本市の収益を確保する。
事業概要	本市が開催する競走の場外発売に関する事務委託料及び負担金を支出する。
実施内容	1　平成26年度の事業内容 ①運営業務委託料　23,224千円 舟券発売・払戻、警備、清掃等の場外発売場運営業務の委託 ②負担金、補助及び交付金　1,462千円 環境整備負担金の支出 2　運営業務の委託先 (株)トランスワード

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		29,155	24,686	28,025	
	委託料	27,428	23,224	26,365	運営事務委託
	負担金補助及び交付金	1,727	1,462	1,660	環境整備負担金
人件費　B		3,177	3,145	3,059	
	職員人工数	0.43	0.44	0.43	
	職員人件費	3,177	3,145	3,059	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		32,332	27,831	31,084	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	32,332	27,831	31,084	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	場外発売委託事業費	Z541	
根拠法令	—		
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	05 競艇開催費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	開催運営課	所属長名	福山　正毅

①事業概要

事業実施趣旨	本市が開催する競走の舟券発売を、他ボートレース場等に委託することにより、本市の収益確保を図る。
対象（誰を・何を）	場間場外発売委託による舟券売上
求める成果（どのような状態にしたいか）	委託先への営業活動の推進、SG競走などビッグレースの誘致により、場間場外発売による売上を向上させ、収益の確保を図る。
事業概要	本市が開催する競走の場外発売を受託した施行者に対して事務委託料を支出する。
実施内容	1　平成26年度の事業実施状況 ①施設借上料　762,995千円 ②開催経費　1,226,326千円（環境整備費を含む） ③回線使用料　25,694千円 ④事務協力費　503,713千円 2　場外発売委託の日数及び総売上 ①〈平成25年度〉 延べ2,697日　17,588,215千円 ②〈平成26年度〉 延べ3,270日　14,363,769千円

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		3,054,418	2,518,728	3,263,570	
	委託料	3,054,418	2,518,728	3,263,570	場外発売委託料
人件費　B		3,285	3,153	3,059	
	職員人工数	0.45	0.44	0.43	
	職員人件費	3,285	3,153	3,059	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		3,057,703	2,521,881	3,266,629	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	3,057,703	2,521,881	3,266,629	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	場外発売受託事業費	Z54A
根拠法令	—	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	05 競艇開催費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	開催運営課、施設管理課	所属長名	福山　正毅、義井　弘一

①事業概要

事業実施趣旨	本場レースの舟券を発売するだけでなく、他ボートレース場で開催するレースの舟券を発売し、利用者サービスの向上を図るとともに、収益の確保を図る。
対象（誰を・何を）	場間場外発売受託による舟券売上
求める成果（どのような状態にしたいか）	本場において複数場のレースを発売することで、舟券購入の機会と選択肢を増やして売上増を図ると同時に、受託発売に係る固定費の支出を抑制して収益を確保する。また、専用場外発売場においても、4場または6場発売を基本に売上増を図り、収益の確保を図る。
事業概要	他ボートレース場で開催するSG・ＧⅠ競走等を本場、神戸新開地場外発売場、鳥取場外発売場及び外向発売所（センプルピア）で発売する事業である。
実施内容	1　平成26年度の事業実施状況 ①本場での場外受託発売に係る事業費　4,105,152千円 ②神戸新開地での場外受託発売に係る事業費　12,786,100千円 ③鳥取での場外受託発売に係る事業費　1,854,934千円 ④外向発売所での場外受託発売に係る事業費　5,892,660千円 2　場外発売受託の日数 〈平成25年度〉 ①本場　延べ493日（併売315日、専売178日）　④外向発売所　延べ513日 ②神戸新開地　延べ1,056日 ③鳥取　延べ1,306日 〈平成26年度〉 ①本場　延べ373日（併売323日、専売50日）　④外向発売所　延べ1,130日 ②神戸新開地　延べ1,226日 ③鳥取　延べ1,300日

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		23,135,757	24,638,846	27,319,361	
	役務費	73,266	38,281	25,475	広告費、開催資金搬送手数料等
	委託料	1,535,678	1,253,805	1,397,456	清掃、警備、機器保守業務等
	使用料及び賃借料	689,653	816,106	949,345	発払機器賃借料、バス借上料等
	負担金補助及び交付金	20,306,553	21,977,893	23,588,417	場外発売受託他市負担金等
	その他	530,607	552,761	1,358,668	開催関係消耗品、従事員賃金等
人件費　B		36,380	15,640	12,796	
	職員人工数	3.72	1.69	1.33	
	職員人件費	26,450	11,737	9,416	
	嘱託等人件費	9,930	3,903	3,380	
合計　C(A+B)		23,172,137	24,654,486	27,332,157	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	23,172,137	24,654,486	27,332,157	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	全国モーターボート競走施行者協議会等負担金	Z54K
根拠法令	—	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	05 競艇開催費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	経営企画課、開催運営課	所属長名	伊藤　隆司、福山　正毅

①事業概要

事業実施趣旨	場間場外発売における施行者間の精算業務、電話投票システムの利用、競走実施に係る物品の購入・管理など円滑な事業実施、へき地・離島の医療向上や芸術発展への貢献などを目的として、各種団体に負担金を支出している。
対象（誰を・何を）	各種団体
求める成果（どのような状態にしたいか）	負担金を支出することで各種団体の事業実施に資する。
事業概要	全国モーターボート競走施行者協議会を通じて、各種団体へ売上に応じた負担金を交付する。また、競艇事業を円滑に実施するために、本市と伊丹市で構成する尼崎公営競艇施行者協議会へ負担金を支出する。
実施内容	平成26年度の負担金の内容 ①尼崎公営競艇施行者協議会負担金　135,154　千円 ②競艇事業活性化資金拠出金　132,560　千円 ③選手共済助成金負担金　52,356　千円 ④全国モーターボート競走施行者協議会負担金等　18,703　千円 ⑤選手日当宿泊費　116　千円 ⑥競艇事業振興資金特別分担金　6,731　千円 ⑦競艇保安協会負担金　4,880　千円 ⑧ファン拡大推進企画実行委員会負担金　4,183　千円 ⑨自治医科大学拠出金　643　千円 ⑩自治総合センター拠出金　643　千円 ⑪地域創造拠出金　965　千円 ⑫神戸海事広報協会分担金　600　千円 ⑬近畿地区競艇施行者協議会負担金等　180　千円

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		384,123	357,714	437,255	
	負担金補助及び交付金	384,123	357,714	437,255	各種団体への負担金等
人件費　B		1,792	1,573	1,554	
	職員人工数	0.22	0.20	0.24	
	職員人件費	1,792	1,573	1,554	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		385,915	359,287	438,809	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	385,915	359,287	438,809	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	賞金	Z61A
根拠法令	モーターボート競走法施行規則	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	10 賞典費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	開催運営課	所属長名	福山　正毅

①事業概要

事業実施趣旨	国土交通省令で定める規定により、競走のランクに応じた賞金を交付する。（1号賞金）
対象（誰を・何を）	選手
求める成果（どのような状態にしたいか）	競走のランクに応じた賞金を国土交通省令で定める規定により交付する。
事業概要	国土交通省令で定める規定により、競走のランクに応じた賞金を交付する。
実施内容	平成26年度の賞金交付実績 ①ＧⅠ尼崎センプルカップ　59,130 千円　（優勝賞金　8,000 千円） ②ＧⅢ企業杯　23,257 千円　（優勝賞金　2,000 千円） ③ＧⅢオールレディース　20,950 千円　（優勝賞金　1,000 千円） ④一般タイトル戦　409,265 千円　（優勝賞金　700 千円） （六甲賞 ありがとう競走　（優勝賞金　1,000 千円）

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	620,787	512,602	529,538	
報償費	620,787	512,602	529,538	賞金
人件費　B	896	878	1,347	
職員人工数	0.11	0.11	0.17	
職員人件費	896	878	1,347	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	621,683	513,480	530,885	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	621,683	513,480	530,885	勝舟投票券売上収入等
一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	払戻金	Z71A～Z731
根拠法令	モーターボート競走法	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	昭和27年度	
施策	21 その他	

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	15 勝舟投票券払戻金

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	開催運営課	所属長名	福山　正毅

①事業概要

事業実施趣旨	法に基づき、勝舟投票の的中者に対し、その競走についての舟券の売上金の額の100分の75に相当する金額を払戻金として交付する。
対象（誰を・何を）	勝舟投票の的中者
求める成果（どのような状態にしたいか）	法に基づき、適正に払戻金を交付する。
事業概要	モーターボート競走法第15条の規定により、勝舟投票の的中者に対し、その競走についての舟券の売上金の額の100分の75に相当する金額を払戻金として交付する。
実施内容	平成26年度の払戻実績 ①本場、電話投票分　9,653,421千円 ②神戸新開地（尼崎分）　1,044,175千円 ③神戸新開地（3施行者分※）　2,062,307千円 ④神戸新開地（場外受託分）　8,053,938千円 ⑤鳥取（尼崎分）　109,257千円 ⑥鳥取（場外受託分）　1,160,272千円 ⑦場外委託分　10,685,214千円 ⑧本場（場外受託分）　2,662,967千円 ⑨外向（場外受託分）　4,000,185千円 ※神戸新開地場外発売場の3施行者分は伊丹市、大阪府都市競艇組合、箕面市である。 ※本場、電話投票分には過年度分払戻金を含む。

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	42,882,189	39,431,736	43,523,535	
償還金利子及び割引料	42,882,189	39,431,736	43,523,535	勝舟投票の的中者への払戻金（平成27年度予算は京丹後分含む）
人件費　B	4,073	4,023	4,407	
職員人工数	0.54	0.55	0.60	
職員人件費	4,073	4,023	4,407	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	42,886,262	39,435,759	43,527,942	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	42,886,262	39,435,759	43,527,942	勝舟投票券売上収入等
一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	返還金	Z81A～Z831
根拠法令	モーターボート競走法	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	昭和27年度	
施策	21 その他	

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	20 勝舟投票券返還金

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	開催運営課	所属長名	福山　正毅

①事業概要

事業実施趣旨	各競走においてフライング等により成立しなかったことなどの事由が生じたときには、法に基づき、当該競走の勝舟投票券の購入者に対し全額を返還金として交付する。
対象（誰を・何を）	勝舟投票券を購入したボートレースファン
求める成果（どのような状態にしたいか）	法に基づき、適正に返還金を交付する。
事業概要	モーターボート競走法第18条及び19条の規定により、各競走においてフライング等により成立しなかったことなどの事由が生じたときには、その投票は無効となり、勝舟投票券の購入者に対し全額を返還金として交付する。
実施内容	平成26年度の返還実績 ①本場、電話投票分　87,583千円 ②神戸新開地（尼崎分）　10,496千円 ③神戸新開地（3施行者分※）　43,532千円 ④神戸新開地（場外受託分）　167,148千円 ⑤鳥取（尼崎分）　1,136千円 ⑥鳥取（場外受託分）　23,895千円 ⑦場外委託分　92,701千円 ⑧本場（場外受託分）　78,657千円 ⑨外向（場外受託分）　63,734千円 ※神戸新開地場外発売場の3施行者分は伊丹市、大阪府都市競艇組合、箕面市である。 ※本場、電話投票分には過年度分返還金を含む。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		614,673	568,882	2,911,332	
	償還金利子及び割引料	614,673	568,882	2,911,332	フライング等による返還金 （平成27年度予算は京丹後分を含む）
人件費　B		4,073	4,023	4,248	
	職員人工数	0.54	0.55	0.58	
	職員人件費	4,073	4,023	4,248	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		618,746	572,905	2,915,580	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	618,746	572,905	2,915,580	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	事故補填金	Z91A～Z92A
根拠法令	—	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	25 勝舟投票券事故補填金

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	開催運営課	所属長名	福山　正毅

①事業概要

事業実施趣旨	近年は有人窓口から機械化へと窓口体制を移行し減少に努めているが、限られた時間内で多数の舟券発売・払戻を行う有人窓口等において、慎重かつ敏速に現金を取り扱ってもなお不足金事故が発生する場合があり、対応を行う。
対象（誰を・何を）	投票所窓口で発生する不足金事故
求める成果（どのような状態にしたいか）	不足金事故の発生金額を0円にする。
事業概要	投票所窓口において発生した不足金事故に対する補填事業である。
実施内容	平成26年度の事故補填金の状況 ①本場　1,200円 ②神戸新開地（尼崎分）　1,170円 ③神戸新開地（3施行者分※）　4,670円 ④神戸新開地（場外受託分）　40,670円 ⑤本場（場外受託分）　76,900円 ※神戸新開地場外発売場の3施行者分は伊丹市、大阪府都市競艇組合、箕面市である。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		190	125	3,600	
	補償補填及び賠償金	190	125	3,600	不足金事故への補填金 （平成27年度予算は京丹後分を含む）
人件費　B		4,073	4,023	4,248	
	職員人工数	0.54	0.55	0.58	
	職員人件費	4,073	4,023	4,248	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		4,263	4,148	7,848	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	4,263	4,148	7,848	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	日本財団交付金	ZA1A
根拠法令	モーターボート競走法	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	30 日本財団交付金

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	経営企画課	所属長名	伊藤　隆司

①事業概要

事業実施趣旨	法に基づき、モーターボート競走の施行者が、売上額の区分に応じて交付金を日本財団に交付する。
対象（誰を・何を）	日本財団
求める成果（どのような状態にしたいか）	モーターボート競走法で定められた交付金を交付する。
事業概要	モーターボート競走法第25条の規定により、施行者は1回の売上額の区分に応じて交付金を日本財団に交付する（平成26年度決算で売上額の2.63%）。
実施内容	1　日本財団の事業目的 モーターボートその他船舶、船舶用機関等の製造に関する事業、海難防止事業、海事思想の普及、観光、体育及びその他公益の増進を目的とする事業の振興を目的としている。 2　平成26年度の交付実績 ①本場・電話投票分　338,707千円 ②神戸新開地分　37,453千円 ③鳥取分　3,850千円 ④場外委託分　378,223千円

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		943,660	758,233	916,962	
	負担金補助及び交付金	943,660	758,233	916,962	
人件費　B		896	878	793	
	職員人工数	0.11	0.11	0.10	
	職員人件費	896	878	793	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		944,556	759,111	917,755	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	944,556	759,111	917,755	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	モーターボート競走会交付金	ZB1A
根拠法令	モーターボート競走法、同法施行規則	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	—	
施策	21 その他	

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	35 モーターボート競走会交付金

施策の展開方向	—

局	資産統括局	課	経営企画課	所属長名	伊藤　隆司

①事業概要

事業実施趣旨	法及び同法施行規則に基づき、モーターボート競走を実施する施行者が、競走実施機関に売上額の区分に応じて、交付金を交付する。
対象（誰を・何を）	日本モーターボート競走会
求める成果（どのような状態にしたいか）	モーターボート競走法、並びに同法施行規則で定められた交付金を交付する。
事業概要	モーターボート競走法第30条、並びに同法施行規則第35条の規定により、施行者は競走実施機関に競走の実施に関する事務を委託したときは、売上額の区分に応じて、交付金を交付するもの（平成26年度決算で売上額の1.31%）。
実施内容	1　日本モーターボート競走会の概要 施行者からモーターボート競走の審判等の業務を受託実施できる国内で唯一の国土交通大臣指定機関であり、審判等の競技関係事務を実施する。 2　日本モーターボート競走会への委託業務 ①番組編成の実務に関する事項 ②選手、ボート及びモーターの検査に関する事項 ③選手及びモーターボートの出場の準備その他競技の運営に関する事項 ④競技の審判に関する事項 ⑤競技中における選手の救助に関する事項 ⑥公正な競走を確保するために必要な選手の管理に関する事項 ⑦前各号の事項を遂行するために必要な場内放送 3　平成26年度の交付実績 ①本場、電話投票分　168,102　千円　③鳥取分　1,911　千円 ②神戸新開地分　18,588　千円　④場外委託分　187,714　千円

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		445,085	376,315	435,597	
	負担金補助及び交付金	445,085	376,315	435,597	
人件費　B		896	878	793	
	職員人工数	0.11	0.11	0.10	
	職員人件費	896	878	793	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		445,981	377,193	436,390	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	445,981	377,193	436,390	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	地方公共団体金融機構納付金	ZC1A	
根拠法令	地方財政法、同法施行令		
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）		
事業開始年度	—		
施策	21 その他		

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	10 競艇事業費
項	05 競艇事業費
目	40 地方公共団体金融機構納付金

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	経営企画課	所属長名	伊藤　隆司

①事業概要

事業実施趣旨	公営競技の収益の均てん化を図ることを目的として、法に基づき、公営競技を行う地方公共団体が地方公共団体金融機構へ売上に応じた額を納付する。
対象（誰を・何を）	地方公共団体金融機構
求める成果（どのような状態にしたいか）	地方財政法で定められた納付金を納める。
事業概要	地方財政法第32条の2の規定により、公営競技を行う地方公共団体は、地方債の利子の軽減に資するための資金として、売上金等に応じ額を納付するもの。
実施内容	1　地方公共団体金融機構の概要 旧公営企業金融公庫の業務を引き継ぎ、地方公共団体に対して、長期かつ低利の資金を融通することにより、住民福祉の増進に寄与することを目的としている。地方公共団体の経営する上下水道、交通などの地方公営企業、一般会計に対する貸付を行っている。 2　公営競技納付金制度の概要 公営競技収益の均てん化を図ることを目的として、公営競技を施行する地方公共団体からの納付金を基金に積み立て、その運用益等により貸付利率の引下げを行っている。 3　平成26年度の納付実績 174,887,337円

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	20,106	174,887	0	
負担金補助及び交付金	20,106	174,887	0	
人件費　B	896	878	476	
職員人工数	0.11	0.11	0.06	
職員人件費	896	878	476	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	21,002	175,765	476	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	21,002	175,765	476	勝舟投票券売上収入等
一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	競艇場施設整備等基金積立金	ZG1A	
根拠法令	尼崎市競艇場施設整備等基金条例		
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）		
事業開始年度	昭和63年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	15 基金費
項	05 基金費
目	05 競艇場施設整備等基金費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	経営企画課	所属長名	伊藤　隆司

①事業概要

事業実施趣旨	施設の老朽化に伴う修繕費用や、場内施設の整備工事費用の財源を確保するため、計画的に積立を行う。
対象（誰を・何を）	施設整備工事等の財源
求める成果（どのような状態にしたいか）	場内施設整備に対応するため、事業経営に必要な財源を内部留保する。
事業概要	競艇事業の収益から、安定的・継続的な事業運営に必要な施設の整備・維持を行うための財源を基金に積み立てる。
実施内容	1 積立金額等

	24年度	25年度	26年度
積立額	537,014,000	450,000,000	1,150,000,000
うち運用収入	847,202	1,154,620	1,718,296
取崩額	397,949,000	205,084,000	0
基金残高（年度末）	327,849,353	572,765,353	1,722,765,353

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	450,000	1,150,000	300,000	
積立金	450,000	1,150,000	300,000	
人件費　B	1,241	1,013	1,014	
職員人工数	0.15	0.13	0.13	
職員人件費	1,241	1,013	1,014	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	451,241	1,151,013	301,014	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	199,665	1,151,013	301,014	競艇場施設整備等基金運用収入等
一般財源	251,576	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	競艇場事業等調整基金積立金	ZI1A
根拠法令	尼崎市競艇場事業等調整基金条例	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	平成18年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	15 基金費
項	05 基金費
目	10 競艇場事業等調整基金費

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	経営企画課	所属長名	伊藤　隆司

①事業概要

事業実施趣旨	本市が施行する公営競技（ボートレース事業、競馬事業）について、一時に多額の経費を必要とする事態に備えて、計画的に積立を行う。
対象（誰を・何を）	本市が施行するボートレース事業、競馬事業
求める成果（どのような状態にしたいか）	一時に多額の経費を必要とする場合など不測の事態等に備えて財源を確保する。
事業概要	これまでに積み立てた基金を、開催運営資金等へ貸付・運用し、それによって得た運用収益の全額を基金に積み立てる。
実施内容	積立金額等

	24年度	25年度	26年度
積立額（運用収益）	3,074,244	3,324,130	5,154,279
基金残高（年度末）	1,264,434,525	1,267,758,655	1,272,912,934

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	3,324	5,154	5,142	
積立金	3,324	5,154	5,142	
人件費　B	1,241	1,013	1,014	
職員人工数	0.15	0.13	0.13	
職員人件費	1,241	1,013	1,014	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	4,565	6,167	6,156	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	4,565	6,167	6,156	競艇場事業等調整基金運用収入
一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	一般会計繰出金	ZP1A
根拠法令	—	
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）	
事業開始年度	昭和31年度	
施策	21 その他	

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	60 諸支出金
項	15 他会計繰出金
目	05 他会計繰出金

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	経営企画課	所属長名	伊藤　隆司

①事業概要

事業実施趣旨	本市財政に寄与するため、ボートレース事業の収益から繰出を行う。
対象（誰を・何を）	尼崎市一般会計
求める成果（どのような状態にしたいか）	事業収益により、本市財政に貢献する。
事業概要	本市財政に寄与するため、ボートレース事業の収益から繰出を行う。
実施内容	平成26年度実績額 342,000千円 平成27年度予算額 130,000千円

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	181,000	342,000	130,000	
繰出金	181,000	342,000	130,000	
人件費　B	345	357	372	
職員人工数	0.04	0.05	0.05	
職員人件費	345	357	372	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	181,345	342,357	130,372	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	181,345	342,357	130,372	
一般財源	0	0	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	都市整備事業費会計繰出金	ZP1K	
根拠法令	尼崎市公共施設整備基金条例		
個別計画	尼崎市競艇事業経営計画（評価：無）		
事業開始年度	昭和53年度		
施策	21 その他		

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	80 競艇場事業費
款	60 諸支出金
項	15 他会計繰出金
目	05 他会計繰出金

施策の展開方向	—				
局	資産統括局	課	経営企画課	所属長名	伊藤　隆司

①事業概要

事業実施趣旨	本市行政サービスの向上に寄与するため、尼崎市公共施設整備基金条例に基づき、ボートレース事業の収益から都市整備事業費会計に繰出を行う。
対象（誰を・何を）	都市整備事業費会計
求める成果（どのような状態にしたいか）	事業収益により、本市のまちづくり（都市整備事業）に貢献する。
事業概要	尼崎市公共施設整備基金条例に基づいて、事業収益を都市整備事業費会計へ繰り出している。
実施内容	1　条例で定める繰出額 本市が施行する公営競技の売上金の額に1,000分の2を乗じて得た額以上の額で毎年度予算で定める額（尼崎市公共施設整備基金条例第2条第1項） 2　平成26年度の実績 58,000千円 3　平成27年度予算額 70,000千円 ※別途、一般会計繰出金 130,000千円を予算に計上している。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		69,000	58,000	70,000	
	繰出金	69,000	58,000	70,000	
人件費　B		345	357	372	
	職員人工数	0.04	0.05	0.05	
	職員人件費	345	357	372	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		69,345	58,357	70,372	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	69,345	58,357	70,372	勝舟投票券売上収入等
	一般財源	0	0	0	